

東京法務局が管理する庁舎における施設管理・運営業務
民間競争入札実施要項（案）

目 次

1.	対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	1
2.	実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	6
3.	入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	6
4.	入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	7
5.	対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定方法に関する事項（法第14条第2項5号）	9
6.	対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）	10
7.	公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）	10
8.	公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）	11
9.	公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）	16
10.	対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）	17
11.	その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	17

別紙1－1 施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

別紙1－2 庁舎の改修等履歴一覧表（その1）

別紙1－3 庁舎の改修等履歴一覧表（その2）

別紙2 合同庁舎入居官署名一覧表

別紙3 施設アンケート

別紙4 審査表

別紙5－1～5－4 従来の実施状況に関する情報の開示

様式1 管理・運營業務企画書

様式2－1 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法

様式2－2 各業務で必要とする資格及び質の確保に寄与する資格・経験の有無

様式2－3 必要な資格及び担当者

様式2－4 業務実績

様式3 本業務実施の考え方

様式4 管理・運營業務に関する提案

様式5 改善提案総括表

様式6 各業務の仕様書に対する改善提案

様式7 緊急時の体制及び対応方法

別添1～9 仕様書

東京法務局が管理する庁舎における施設管理・運營業務
民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、東京法務局（以下「法務局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された法務局が管理する施設（以下「対象施設」という。）における施設管理・運營業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要と目的

イ 施設概要

対象施設は、東京法務局管内に所在する18箇所の法務局が入居する単独庁舎15施設及び合同庁舎3施設である。

① 施設名称 別紙1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」のとおり。

別紙1-2「庁舎の改修等履歴一覧表（その1）」

別紙1-3「庁舎の改修等履歴一覧表（その2）」

② 所在地 同上

③ 構造階数 同上

④ 延床面積 同上

⑤ 敷地面積 同上

⑥ 合同庁舎の入居官署 別紙2「合同庁舎入居官署名一覧表」のとおり。

なお、台東法務総合庁舎に併設されている宿舎については、本業務の対象外である。

ロ 目的

対象施設は主に、法務局職員等が法務行政の執務を行う庁舎であり、登記申請や登記事項証明書の交付等のため、日々、多くの申請人等が来庁する施設である。

また、合同庁舎には、法務局組織のほか複数の官署が入居している。

(2) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（以下「共仕」という。）第1編一般共通事項、第1章一般事項、1.1.2 用語の定義による。

(3) 業務の対象と業務内容

次の業務について、各施設の職員及びその他の者が快適に業務を行えるよう適切に行うこととする。

イ 建築設備管理業務（点検等及び保守）

施設によって、設置設備が相違することに留意する（別紙1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」を参照。）。

① エレベータ設備の保守点検

各施設に設置してあるエレベータ設備の点検・保守を行う。

② 空調設備等保守点検

各施設に設置してある空調設備（個別空調を含む）の運転・監視，日常点検，定期点検・保守を行う。

③ 空調監視制御設備点検保守

本局に設置してある空調監視制御設備の運転・監視，点検・保守を行う。

④ オイルタンク設備点検・清掃

各施設に設置してあるオイルタンク設備の点検，清掃及び本局に設置してある貯湯槽の点検・清掃を行う。

⑤ 消防設備点検保守

各施設に設置してある自動火災報知器設備等の点検・保守を行う。

⑥ ボイラー等設備点検保守

各施設に設置してあるボイラー等設備等の点検・保守を行う。

⑦ 自家用電気工作物保安管理

各施設に設置してある電気工作物（受変電設備含む。）の保安・管理を行う。

⑧ 自動ドア設備点検保守

本局に設置してある自動ドア設備の点検・保守を行う。

⑨ ゴンドラ設備点検保守

本局に設置してあるゴンドラ設備の点検・保守を行う。

⑩ 污水管及び雑排水管清掃

本局に設置してある污水管及び雑排水管の清掃を行う。

⑪ 給排水設備点検保守

各施設に設置してある給排水設備の点検・保守，清掃を行う。

⑫ 監視カメラ設備点検保守

本局に設置してある監視カメラ設備の点検・保守を行う。

⑬ 構内情報通信網設備機器点検保守

本局に設置してある構内情報通信網設備機器の点検・保守を行う。

⑭ 電力・防災監視設備点検保守

本局に設置してある電力・防災監視設備の点検・保守を行う。

⑮ 冷熱源機設備点検保守

各施設に設置してある冷熱源機設備（空冷式チリングユニット，空冷ヒートポンプユニット及びターボ冷凍機）の点検・保守を行う。

⑯ 非常用自家発電設備・蓄電池設備点検保守

本局に設置してある非常用自家発電設備・蓄電池設備の点検・保守を行う。

ロ 清掃業務

各施設の良い環境衛生を維持するための庁舎清掃を行う。

ハ 駐車場交通整理

府中支局及び世田谷出張所の駐車場における交通整理を行う。

ニ 庁舎警備業務

本局における常駐警備（駐車場交通整理を含む。）及び庁舎利用における手続きなどを行う。

本局以外の各施設における機械警備を行う。

ホ 電話交換機保守業務

本局に設置されている自動交換機，局線中継台，内線電話，コールシーケンサー等の点検・保守・調整を行う。

ヘ 執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務

各施設における執務環境の測定及び特定建築物の維持管理に関する監督業務を行う。

ト 受水槽等清掃，水質検査及びばい煙測定業務

各施設における受水槽等の清掃，水質検査及びばい煙測定業務を行う。

チ 植栽管理業務

本局敷地内にある植栽について剪定を行う。

また、緑化環境維持のために植え込み地の除草（芝刈）・施肥・点検・清掃・害虫駆除を行う。

リ トイレ消臭器点検保守業務

本局に設置してあるトイレ消臭器の点検・保守を行う。

ヌ 害虫駆除業務

各施設の害虫等の駆除を行う。

1.1.1 管理・運營業務全般に係る業務

- (1) 法務局総務部会計課及び庁舎管理室担当者（以下「施設管理担当者」という。）との連携について

落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運營業務を実施すること。

- (2) 複数の企業で構成されたグループ（以下「入札参加グループ」という。）の管理について

本業務を実施するに当たり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と連携を密にとり、管理・運營業務を包括的に管理すること。

- (3) 統括管理責任者

イ 落札事業者は、統括管理責任者をおくこと。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選任すること。

なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。

ロ 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

ハ 統括管理責任者は、施設管理担当者から指示があった場合は、速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

- (4) 副統括管理責任者

イ 落札事業者は、副統括管理責任者をおくことができる。

ロ 副統括管理責任者は、統括管理責任者選出事業者から選任し、業務責任者を兼務することができる。

ハ 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際には、これに代わる。

1.1.2 建築設備管理業務（点検・保守）

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 1～5， 9－1～9－17 仕様書のとおり（練馬出張所については、平成 24 年 12 月頃にエレベータを新規設置する予定である。）。
点検・保守・調整	
点検周期	
設備機器	

1.1.3 清掃業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 6， 9－23 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.4 駐車場交通整理

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 7－1， 7－2 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.5 庁舎警備業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 4， 9－2 4 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.6 電話交換機保守業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 9－2 5 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.7 執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 2－1， 2－2， 9－1， 9－1 7 ～ 9－2 2 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.8 受水槽等清掃，水質検査及びばい煙測定業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 2－1， 2－2， 9－2 0， 9－2 1 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.9 植栽管理業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 9－2 6 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.10 トイレ消臭器点検保守業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 9－2 7 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.1.11 害虫駆除業務

項目	内容
一般事項	共仕及び別添 8， 9－2 2 仕様書のとおり。
業務内容詳細及び周期	

1.2 サービスの質の設定

天災地変等の不可抗力その他落札事業者の責めに帰すべからず事由による場合を除き，本業務の実施に当たり達成すべき質及び確保すべき水準は，以下に示すとおりとする。

1.2.1 管理・運営業務の質 包括的に達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標
各業務を一括管理して行い，快適な執務環境を維持することを目的とする。	快適性の確保	施設アンケート（別紙 3）の満足度【70%以上】 アンケートは対象施設の職員を対象に年 1 回実施し，全施設の集計結果を基に評価を行う。 ※ 満足度は，「満足」及び「ほぼ

		満足」と回答した割合（１％未満の端数が生じるときは、小数点第１位を切り捨て）とする。
	品質の維持	(1) 管理・運營業務の不備に起因する当施設における執務の中断【０回】 ※ 執務の中断とは、執務が中断することにより、目的が達成されない場合をいう。 (2) 管理・運營業務の不備に起因する停電、空調停止、断水、通信不通の発生回数【０回】 (3) 障害発生時の施設管理担当者への連絡時間（概ね１０分以内） (4) 障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間（概ね１２０分以内）
	安全の確保	管理・運營業務の不備に起因する怪我の回数【０回】 ※ 怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

1.2.2 各業務において確保すべき質

各業務において確保すべき水準は、別添仕様書１から９で開示する情報に定める内容とする。

ただし、「仕様書」に定める内容については、法令に反しない限り、企画書において改善提案を行うことができる。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、対象業務の質の確保（包括的な質の確保、効率性の確保、経費の節減等）に努めるものとする。

(1) 対象業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、対象業務全般に係る質の確保の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

(2) コスト削減に対する提案

民間事業者は、コスト削減に関する提案については、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を明記すること。

(3) 環境への配慮

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。

ただし、利用者の業務に支障のないよう配慮する。

※（参考）法務省温室効果ガスの削減目標

平成２２年度から２４年度までの総排出量の平均を平成１３年度比で８．１％削減する（平成２５年度以降の削減目標については、現在検討中であり決定され次第、本実施要項に記載する。）。

1.2.4 委託費の支払

法務局は、事業期間中の検査・確認を行い、確保すべき水準（改善提案のあった事

項を含む。)の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は、速やかに業務改善計画書を法務局へ提出することとし、遂行後の確認ができない限り委託費の支払は行わないものとする。

委託費の支払いに当たっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、法務局との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、法務局は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成・提出し、法務局の承認を得なければならない。

なお、事業者は改善策の作成及び実施に当たり、法務局に対して必要な助言、協力を求めることができる。

- (1) 下記(8.1(2))で定める報告等の結果、本業務の質が確保されないことが明らかになり、法務局が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。
- (2) 法務局が本業務のモニタリングを行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

1.2.6 その他の特記事項

- (1) 消耗品
本業務を実施するに当たり、必要な消耗品についての支給負担については、別添仕様書1から9によることとする。
- (2) 光熱水料
各業務を実施するのに必要な電気、ガス、水道、電話については、無償で落札事業者に提供するものとする。
- (3) 法令変更による増加費用及び損害の負担
法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、イからハに該当する場合には法務局が負担し、それ以外の法令変更については落札事業者が負担する。
イ 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
ロ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)
ハ 上記イ、ロのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

2. 実施期間に関する事項(法第14条第2項第2号)

本業務の実施期間は、平成25年4月(契約締結後)から平成28年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項(法第14条第2項第3号及び第3項)

- (1) 法第10条各号(第11号を除く。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (5) 各省各庁から指名停止を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を

- 含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、各保険料の滞納がないこと（直近2年間の各保険料の未納がないこと）。
- (8) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。
- (10) 本入札は、一の事業者で参加することも入札参加グループで参加することも可とする。
 なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。
- イ 代表企業を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。
- ロ 代表企業は、上記(1)から(8)の要件をすべて満たす者であること。
- ハ グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件をすべて満たす者であることとし、平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- ニ 代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。
- (11) 事業共同組合で入札参加予定の場合において、当該組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独での入札に参加できないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

- (1) 入札の実施手続及びスケジュール
- | | |
|---------------|--------------|
| イ 官報公告 | 平成24年12月中旬頃 |
| ロ 入札説明会 | 平成24年12月下旬頃 |
| ハ 現場説明会 | 実施しない |
| ニ 入札等に関する質疑応答 | 平成25年1月中旬頃 |
| ホ 入札書類の提出期限 | 平成25年2月上旬頃 |
| ヘ 入札書類の審査 | 平成25年2月中旬頃 |
| ト 開札 | 平成25年2月下旬頃 |
| チ 業務の引継ぎ | 平成25年2月下旬頃から |
- (2) 入札実施手続
- イ 提出書類
 民間競争入札に参加する者（法人の場合は、代表者。入札参加グループの場合は、代表企業の代表者。以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、入札参加資格を証明するための資料（以下「資料」という。）及び企画書を提出すること。
- ロ 資料の内容
 資料の作成については、入札説明書による。
- ハ 企画書の内容
 入札参加者が提出する企画書には、下記5で示す審査を受けるために次の事項

を記載すること。

なお、入札参加者は必要に応じ、企画書提出前に質問を行うことができるものとする。質問を求められた法務局は、当該入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

(イ) 入札参加者及び担当者等【様式 1】

A 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。

B 入札参加グループの場合は、代表企業（法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先）及びグループ企業（法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名）を記載すること。

(ロ) 実施体制及び管理方法【様式 2-1 及び様式 2-2】

業務全体の管理方法並びに上記 1 で示す業務ごとの実施体制及び管理方法を記載すること（業務全体及び業務ごとに作成すること。）

(ハ) 必要な資格及び担当者名【様式 2-3】

関係法令等により、有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要な資格及び資格を有する者の氏名を記載すること。

(ニ) 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式 2-3 に添付すること。）

(ホ) 各業務の実績【様式 2-4】

上記 1 で示す業務ごとに過去 3 年間における同規模施設での業務実績を記載すること。

(ヘ) 本業務実施の考え方【様式 3】

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

(ト) 本業務に対する提案事項

A 本業務の質の確保に関する提案については、取り組むべき事項等について、別途定める様式に従い企画書にて提示・表示すること。

また、コスト削減に関する提案については、具体的な方法及び現行基準レベルの質が確保できる理由等を、別途定める様式に従い企画書にて提示・表示すること。【様式 4】

B 仕様書に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又はコストの削減効果（あるいはその両方）を具体的に記載すること。【様式 5 及び様式 6】

(チ) 緊急時の体制及び対応方法【様式 7】

緊急時（本業務の実施に当たり、想定していた業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

ニ 開札に当たっての留意事項

(イ) 開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない法務局職員を立ち合わせ開札する。

(ロ) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

(ハ) 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、契約担当官等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。

(ニ) 入札参加者又はその代理人は、契約担当官等により開札手続の終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

なお、上記によらず開札場を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(ホ) 代理人が入札する場合は、入札書類の提出期限までに「委任状」を提出しなければならない。

ホ 契約の締結

下記5で定める方法による落札者決定後、速やかに、本業務に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

へ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、それぞれ日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定方法に関する事項（法第14条第2項5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、一般競争入札方式によるものとする。

5.1 入札参加資格の確認に当たっての質の審査項目の設定（別紙4）

入札参加資格を確認するための企画書の審査は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか、また、提案内容が具体的かつ効果的なものであるかについて行うものとし、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の(1)から(5)までに示す項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は、業務の実施に必要な要件が満たされている企画書とし、一つでも満たしていない場合は、不合格とする。

(1) 実施体制

イ 各業務の業務水準が維持されているか。

・グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。

ロ 提案された内容が実現可能な体制であるか。

・各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。

・質の確保に寄与する資格・経験を有しているか。

(2) 本業務に対する認識

イ 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

ロ 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか。

(3) 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、発注者側の確保されるべき水準を満たしているものとなっているか。

(4) 管理・運營業務に関する提案

イ 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の確保に関する提案がされているか。

ロ 業務遂行体制において施設管理担当者に対し、常時、適切に対応するための提案がされているか。

ハ 施設を適正な状態に保持するための提案がされているか。

ニ 本業務のコスト削減に関する提案がされているか。

(5) 緊急時及び非常時対応

イ 具体的な事例を想定した対策が提案されているか。

ロ 各業務における安全管理及び安全対策に関する提案がされているか。

ハ 緊急時の対策として、実現可能な提案がされているか。

ニ トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

5.2 落札者決定に当たっての方法

(1) 落札者決定の方法

本実施要項3に規定する入札参加資格を全て満たした者について、入札価格（予

定価格の範囲内の者に限る。)の最も低い者を落札者として決定する。

(2) 留意事項

イ 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回った場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について調査を実施し、履行がなされないと認められた場合には、所要の手続を経て、次順位以下の入札参加者を落札者とする。

(イ) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(ロ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ハ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(ニ) 手持機械その他固定資産の状況

(ホ) 過去の国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(ヘ) 経営状況

(ト) 信用状況

ロ 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人に「くじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、「くじ」を引くべき者が「くじ」に応じないときは、入札執行事務に係らない法務局職員が、これに代わって「くじ」を引き、落札者を決定するものとする。

ハ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち、具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所から退出した場合は、辞退したものとする。

(2) 上記(1)によってもなお落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保されないなど、やむを得ない場合は、法務局が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

別添「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

(1) 民間事業者は、その業務の遂行に必要な施設・設備として、次に掲げる施設・設備を無償で使用するすることができる。

イ 機械室、監視室等管理・運營業務に必要な設備すべて

ロ 清掃員控室等、管理・運營業務の実施及びこれに付随する業務を遂行するために必要な事務スペース

ハ その他法務局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等

(2) 使用制限等

- イ 民間事業者は管理・運営業務の実施及び実施に付随する業務以外には使用してはならない。
- ロ 民間事業者はあらかじめ法務局と協議して、施設の管理・運営業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
- ハ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに現状回復を行うこと。
- ニ 民間事業者は既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障を含む。）が生じるおそれがある場合は養生を行う。万一、損傷が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

8.1 報告について

(1) 事業計画書の作成と提出

民間事業者は、本業務を行うに当たり、各年度の事業開始日までに毎年度の管理・運営の事業計画書を作成し法務局に提出すること。

(2) 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報（日々必要な業務に限る（以下同様）。）、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

イ 民間事業者は、業務日報を毎日作成することとし、毎日法務局に提出しその確認を受けること。

ロ 民間事業者は、業務期間中、業務ごとの月報を当月分につき、翌月の最初の平日に法務局に提出すること。

ハ 民間事業者は、各業務の年度終了日（ただし、当該日が閉庁日の場合には前開庁日とする。）までに、当該事業年度に係る管理・運営業務に関する年間総括報告書を法務局に提出すること。

ニ 民間事業者は、法務局の求めに応じ、本業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

(3) 検査・監督体制

民間事業者から報告を受けるに当たり、法務局の検査・監督体制は次のとおりとする。

イ 監督職員 別途、法務局の定める職員による。

ロ 検査職員 別途、法務局の定める職員による。

8.2 調査への協力

法務局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認められるときは、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査する法務局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3 指示等

法務局は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で民間事業者に対し、指示を行うことができる。

なお、法務局による指示の経路については以下のとおりとする。

(1) 統括管理責任者を通じた報告・指示

民間事業者から法務局への事業計画書・業務報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種報告は、下記(2)の緊急時等を除き原則として統括管理責任者を通じて行うものとする。法務局は、提出された各種書類及び各種報告の内容について修正、追加、処置方法等について統括管理責任者に必要な指示を行うものとする。

ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が統括管理責任者を兼任している場合は、統括管理責任者を通じて受領・指示を行うものとみなすことができる。

(2) 緊急時における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務実施事業者は法務局に直接報告を行うことができる。

また、緊急時等には、法務局は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合、個別業務実施事業者は統括管理責任者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

8.4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して法務局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知りえた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には法第54条により罰則の適用がある。

8.5 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 取得の制限

民間事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

(3) 利用及び提供の制限

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 複写等の禁止

民間事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 事案発生時における報告

民間事業者は、個人情報等の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(6) 管理体制の整備

民間事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(7) 業務従事者への周知

民間事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

8.6 業務の引継ぎ

(1) 民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

(2) 本業務を実施する事業者の変更があった場合には、民間事業者は、変更後の民間事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継ぎ資料等を作成の上、法務局に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

なお、電子媒体の提出に当たっては、Microsoft Office Word 又は Microsoft Office Excel 形式とし、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

8.7 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

(1) 業務の開始及び中止

イ 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

ロ 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、法務局の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

イ 落札事業者は、本業務の実施に当たって、当該公共施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。

ロ 落札事業者は、当該公共施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の業務の利用の有無により区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

(4) 宣伝行為の禁止

イ 落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

ロ 落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(6) 安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(7) 記録・帳簿書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を委託事業が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属

イ 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

ロ 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、法務局の承認を受けなければならない。

(10) 再委託の取扱い

イ 落札事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 落札事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法）について記載しなければならない。

ハ 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で法務局の承認を受けなければならない。

ニ 落札事業者は、上記ロ及びハにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

ホ 再委託先は、秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、法務局との契約によらない自らの業務の禁止等については、再委託先は落札事業者と同様の義務を負うものとする。

(11) 契約の解除

法務局は、本契約に関し、落札事業者が次のいずれかに該当するときには、本契約を解除することができる。

なお、落札事業者が次のヌ及びルに該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除できる。

イ 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。

ロ 法第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ 上記ハに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ヘ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

ト 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

チ 公正取引委員会が、落札事業者又は落札事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21

項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

リ 落札事業者又はその代理人（落札事業者又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

ヌ 落札事業者が暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ル 落札事業者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(12) 契約解除時の取扱い

イ 落札事業者が、上記(11)に該当し、本契約を解除した場合には、法務局は落札事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支給する。

ロ 上記(11)に該当する場合（ただし、チ及びリに該当する場合は、(イ) から (ニ) に該当する場合に限る。）は、本契約の解除の有無にかかわらず、法務局は落札事業者に対し、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額の違約金を期限を指定して請求することができる。

落札事業者が、法務局の指定する期限までに支払わない場合は、落札事業者は、法務局に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

ただし、落札事業者が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(イ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ロ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ハ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ニ) 落札事業者又はその代理人（落札事業者又はその代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ハ 落札事業者は上記ロ(ニ)に該当し、かつ、次のいずれかに該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更契約後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約額の100分の5に相当する額を違約金として法務局の指定する日までに支払わなければならない。

落札事業者が、法務局の指定する期限までに支払わない場合は、落札事業者は、法務局に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

ただし、落札事業者が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

とする。

(イ) 公正取引委員会が落札事業者又はその代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において独占禁止法の規定に違反する行為があったことが明らかにされたとき。

(ロ) 上記(イ)の納付命令又は審決において、落札事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(ハ) 落札事業者が法務局に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

ニ 落札事業者は、契約の履行を理由として、上記ロ及びハの違約金を免れることはできない。

ホ 上記ロ及びハの規定は、次のへに定める損害の額が違約金を超過する場合において、法務局がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

ヘ 落札事業者は、上記(11)に該当する事由により法務局に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ト 上記イからヘの規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(13) 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

(14) 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、法務局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び法務局の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

(15) 委託内容の変更

法務局及び落札事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

(16) 設備更新の際における落札事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

(17) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と法務局が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 法務局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、法務局は当該サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について法務局の責めに帰すべき理由が存する場合は、法務局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償すること

ができる。

- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について法務局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は法務局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

- (1) 実施状況に関する調査の時期

法務局は、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成27年5月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況について、平成27年3月末日時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の方法

法務局は民間事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

- (3) 調査項目

- イ 管理・運營業務全般における各月の運営状況
- ロ 点検等及び保守業務における各月の実施状況（設備点検回数等）
- ハ 清掃等業務における各月の実施状況
- ニ 庁舎警備業務における各月の実施状況
- ホ 緊急時及び非常時における対応状況

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

- (1) 本業務の実施状況等の報告及び公表

民間事業者の実施状況については、本実施要項（10.）に示す報告等を踏まえ、法務局において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表するものとする。

また、法務局は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告するものとする。

- (2) 法務局の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法において行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項（8.）により行うこととする。

- (3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

- イ 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ロ 会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは事務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は法務局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表

庁 舎		所 在 地		構造階数		延床面積 (㎡)		敷地面積 (㎡)		イ																備考						
1	府中	支局	府中市新町2-44	RC4-1	4,636	1,557	① エ	② 空	③ 空	④ オ	⑤ 消	⑥ ボ	⑦ 自	⑧ 自	⑨ コ	⑩ 汚	⑪ 給	⑫ 監	⑬ 構	⑭ 電	⑮ 冷	⑯ 蓄	ロ	ハ	ニ		ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ
2	港	出張所	港区東麻布2-11-11	RC3-2	3,280	1,123	◎				○	○	○	○		◎	◎				○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	墨田	出張所	墨田区菊川1-17-13	RC4	1,898	746	◎				○	○	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	城南	出張所	大田区鶴の木2-9-15	RC4-1	3,756	2,075	◎				○	○	○	○		◎	◎				○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	世田谷	出張所	世田谷区若林4-31-18	RC2	964	829					○	○	○	○										○	○							○
6	新宿	出張所	新宿区北新宿1-8-22	RC4-1	2,060	1,772	○				○	○	○	○		○	○					◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	杉並	出張所	杉並区今川2-1-3	S3	1,597	1,494	○				○	○	○	○									○	○	○							○
8	板橋	出張所	板橋区板橋1-44-6	RC4-1	3,668	1,210	◎				○	○	○	○		◎	◎					◎		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9	北	出張所	北区王子6-2-66	RC2	1,206	1,618	◎				○	○	○	○		○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	練馬	出張所	練馬区春日町5-35-33	RC2	1,400	3,139	○				○	○	○	○		○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	江戸川	出張所	江戸川区中央1-16-2	RC3	1,977	1,694	◎				○	○	○	○		○	○						○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
12	城北	出張所	葛飾区小菅4-20-24	RC5	2,511	1,964	◎				○	○	○	○		○	○					◎		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
13	多摩	出張所	多摩市落合1-15-1	RC2	1,219	2,281	○				○	○	○	○		○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	西多摩	支局	福生市南田園3-61-3	RC2-1	2,616	1,461	◎				○	○	○	○		◎	◎						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	田無	出張所	西東京市田無町4-16-24	RC3	1,722	1,816	○				○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	本局(九段第2合同)		千代田区九段南1-1-15	SRC14-2	29,989	6,584	○●				○	○	◎	○		○	◎					○	○	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
17	台東	出張所	台東区台東1-26-2	SRC7	3,775	987	○				○	○	○	○			○					◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	中野	出張所	中野区野方1-34-1	RC5	4,740	1,719	◎						○	○		◎	◎						○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
合同																																

(注) 空調設備欄…「◎」はパッケージ型空調機保守を含む(但し、中野の4、5階マルチ形を除く)。「●」は喫煙室空気清浄器、電気集塵機の清掃を含む。

ボイラー等設備欄…「◎」はボイラーの清掃を含む。

給排水設備欄…「◎」は排水槽等清掃を含む。

冷熱源機設備欄…「◎」はチリングユニットの保守、点検を含む。

庁舎警備欄…「◎」は常駐警備、「○」は機械警備

執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督欄…「◎」は冷却塔等の保守点検及び清掃を含む。

受水槽等清掃・水質検査及びばい煙測定欄…「○」は受水槽点検、水質検査、「◎」は受水槽点検・清掃、水質検査及びばい煙測定

庁舎の改修等履歴一覧表(その1)

庁 舎		築 年 度	経 年	外 壁 改 修		屋 上 防 水		屋 上 緑 化	太 陽 光	熱 源 機	空 調 機	給 水 管		配 水 管			照 明	鉄 部	内 部	個 別	放 送 機	E V	耐 震	備 考
				済	部分	済	部分					R		洗 面										
														男	女									
東京法務局	府中	支局	11	13					無		23			15		19						10,12		
	港	出張所	7	17					無		20,23			15,22			18		14,22					
	墨田	出張所	55	32	22	10			無		23	19		15,23	14,22	14		22						
	城南	出張所	11	13					無		22			15										
	世田谷	出張所	52	35		22			無															
	新宿	出張所	57	30		17			無		13			15	23	23		18						
	杉並	出張所	16	8	19				無									23						
	板橋	出張所	57	30		17			無	15	13,16	21		15,21				19						
	北	出張所	49	38		9	23		無		13,24	23		15				13						
	練馬	出張所	50	37	9,19,23	19			無		13,23			20,21	21			9,19						
	江戸川	出張所	60	27	22				無		14			15	14	14								
	城北	出張所	53	34	15	9	16,23		無		14,21,23,24	17		15				9						
	多摩	出張所	61	26		18			無	8,22,23	19	20		15	22	22	18							
	西多摩	支局	17	7					無		22,24													
	田無	出張所	63	24		15			無		19,21,22			15										
九段合庁	本局	61	26					無		14			21,23				16,17,21							
台東	出張所	61	26	23				無						23	23									
中野	出張所	5	19	21	14			無		23			15			17								

東京法務局

庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事名	年度	工事名
【府中支局】		【墨田出張所】	
10	エレベーター設置工事	10	事務室模様替工事
12	新営エレベーター設置工事	10	屋上防水工事
15	排水管高圧洗浄	10	ガス管改修工事
19	総務課模様替え工事	12	ダムウェーター改修工事
19	3階女子トイレ改修工事	14	機械空調設備改修
20	消防設備改修工事	14	トイレ改修工事
22	消防設備改修工事(火災報知器交換)	15	出入口自動ドア設置工事
22	非常用自家発電機用蓄電池交換整備	17	マシンルーム書架設置工事
22	非常用自家発電装置改修工事	19	受水槽改修工事
23	冷温水発生機オーバーホール	22	外壁改修工事
		22	2, 3, 4階事務室書庫漏水補修工事
【港出張所】		23	冷温水発生機オーバーホール
9	商業コンピューター化事務室改修	23	2階3階污水配管改修工事
14	自家発電用蓄電池更新工事	23	消防設備改修工事
14	非常用蓄電池更新工事	未定	新営エレベーター設置工事(予定)
14	地下1階漏水止水工事		
15	排水管高圧洗浄	【城南出張所】	
18	照明器具改修及び人感センサー設置	15	排水管高圧洗浄
22	消防設備改修工事(火災報知器交換)	16	自家用蓄電池交換
22	非常用自家発電設備補修工事	16	非常用鉛蓄電池更新
23	冷温水発生機オーバーホール	22	冷温水発生機オーバーホール
		24	全館空調修繕(予定)

庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事名	年度	工事名
【世田谷出張所】		13	空調機改修工事
14	旧世田谷改修工事	15	ボイラー取替工事
22	屋上防水改修工事	15	排水管高圧洗浄
		16	空調機冷温水コイル等交換工事
【新宿出張所】		17	屋上防水改修工事
10	ガス管改修工事	20	消防設備改修工事
11	駐車場舗装補修工事	19	2階及び3階事務室床改修工事
13	空調機改修工事	21	ダムウェーター改修工事
15	排水管高圧洗浄	21	外部埋設排水管修繕工事
17	屋上防水改修工事	21	高地水槽補修工事
18	事務室床等改修工事	21	屋上消防補助水槽配管改修工事
23	2階男女トイレ改修工事		
		【北出張所】	
【杉並出張所】		9	屋上防水工事
10	駐車場改修工事	11	ガス管改修工事
11	ガス管改修工事	13	空調機改修工事
12	電源改修工事	13	内外壁塗装工事
19	外壁修繕工事	15	排水管高圧洗浄
23	階段室ほか内壁補修工事	16	自動火災報知器設備改修工事
		20	地絡継電器改修工事
【板橋出張所】		21	電源改修工事
9	駐車場舗装改修工事	23	屋上笠木改修工事
12	消防設備交換	23	給水管改修工事

庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事名	年度	工事名
23	タラップ改修工事	14	機械空調設備改修
23	正面玄関及び通用口床面タイル修繕	14	ガス給湯器取替
24	冷温水発生器オーバーホール(予定)	15	配水管高圧洗浄
		21	電源改修工事
【練馬出張所】		22	外壁改修工事
9	内外壁等補修工事		
9	駐車場補修工事	【城北出張所】	
13	空調機改修工事	8	屋根防水工事
14	自動火災報知器設備煙感知器外改修	9	内壁塗装等補修
14	自動火災報知設備受信機改修	11	ボイラー用オイルバーナー改修
19	増築部分内外壁改修工事	14	ブロック塀改修工事
19	屋上防水工事	14	機械空調設備改修
20	駐車場整備工事	15	外壁等補修工事
21	配管改修工事	15	配水管高圧洗浄
20	1階2階トイレ改修工事	16	増築部分屋上防水工事
21	1階男子トイレ排水管改修工事	17	給水設備等改修工事
23	2階東面漏水補修工事	18	小型小荷物昇降機改修工事
23	冷温水発生機オーバーホール	21	冷却塔改修工事
24	新営エレベーター設置工事(工事中)	21	自家電改修工事(PAS交換)
		23	全館空調チラーユニット修繕(薬品洗浄)
【江戸川出張所】		23	屋上コーキング打換工事
9	駐車場補修工事	23	防火シャッター改修工事
14	トイレ改修工事	24	パッケージ型空調機設置工事

庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事名	年度	工事名
【多摩出張所】		19	空調設備機器改修工事
8	蒸気管修理	21	冷却塔ファンインバータ改修工事
8	蒸気配管補修	22	冷温水器修理工事
14	玄関ドア改修工事		
14	機械空調設備改修	【九段第2合同庁舎】	
15	返送ポンプ交換工事	10	供託課電算室空調改修工事
15	配水管高圧洗浄	16	4階7階改修工事
18	屋上防水改修工事	17	7階会議室壁改修工事
18	照明器具改修及び人感センサー設置	20	中央監視室設備改修工事
19	空調設備機器改修工事	21	中水設備改修工事
20	給水管等改修工事	21	6F・7F 照明器具改修(インバータ化)工事
22	蒸気配管住・環水保温工事	21	自動ドア開閉装置交換工事
22	2階トイレ改修	21	危険物貯蔵所配管等改修工事
23	屋外蒸気管修繕工事	21	4階出入口自動ドア修理
		22	空調室, EPS室等アスベスト封込工事
【西多摩支局】		23	受変電設備改修工事
21	電気設備改修工事	23	東側車路污水管及び枳設置工事
22	空調設備改修工事	24	エレベーター全機改修工事
24	冷温水発生機オーバーホール(予定)		
		【台東出張所】	
【田無出張所】		9	自家用電気工作物改修
15	屋上防水工事	20	消防設備改修工事
15	配水管高圧洗浄	21	オイルタンク修繕

庁舎の改修等履歴一覧表(その2)

年度	工事名	年度	工事名
21	電源改修工事(UGS設置)		
23	2階トイレ改修工事		
23	外壁補修工事		
【中野出張所】			
14	庁舎南側外壁タイル補修工事		
14	消防設備改修工事		
15	排水管高圧洗浄		
16	電源等増設工事		
16	消防用設備改修工事		
17	非常用蓄電池更新		
17	照明改修工事		
19	受変電設備内コンデンサー交換工事		
20	電算電源改修工事		
21	外壁改修工事		
22	非常用自家発電装置改修		
23	消防設備改修工事		
23	冷温水発生機オーバーホール		

合同庁舎入居官署名一覧表

庁舎名	入居官署名	備考
九段第2合同庁舎(本局)	東京法務局	
	東京航空局	
	国土地理院関東地方測量部	
	東京国税不服審判所	
	東京国税局麹町税務署	
台東法務総合庁舎	東京法務局台東出張所	宿舎併設
東京法務局中野出張所庁舎	東京法務局中野出張所・債権登録課・動産登録課	
	東京国税局	

施 設 ア ン ケ ー ト

庁舎内の施設環境等についての感想をお聞かせください。

- 1 施設内の床及び階段の清掃は行き届いていましたか。
☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 1－1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 2 施設内のトイレの清掃は行き届いていましたか。
☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 2－1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 3 施設の消耗品（トイレットペーパー、石鹸等の補充すべき消耗品）は補充されてい
 ましたか。
☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 3－1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 4 警備員の来庁者への対応（外来者の入館処理、受付、案内対応等）は、適切になさ
 れていましたか（人的警備を実施している庁舎のみ回答。）。
☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 4－1 「やや不満」、「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 5 異常発生時における警備員等の対応（連絡，通報）は，適切になされていましたか（機械警備を実施している庁舎のみ回答。）。

☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 5－1 「やや不満」，「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 6 施設の不具合・修繕等（軽微なもの）について対応はどうでしたか。

☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 6－1 「やや不満」，「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 7 作業員等に名札等を着用させ，業務に適した服装等で作業を行わせるなど，施設利用者に不信感・不快感を与えないよう適切な配慮はとられていましたか。

☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 7－1 「やや不満」，「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

- 8 事業者が行う各作業において，施設利用者の事務に支障をきたさないよう適切な配慮はとられていましたか。

☐ 満足 ☐ ほぼ満足 ☐ やや不満 ☐ 不満

- 8－1 「やや不満」，「不満」と回答した方にお伺いします。そのように感じた理由をお聞かせください（具体例でも結構です。）。

[]

9 その他

庁舎施設全般についてご意見がございましたら記載してください。

[

]

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。

審査表(入札参加資格(1)~(8))

No.	審査項目	回答	審査結果 (内容の適否)
3. (1)	法第10条各号(第11号を除く)の既定に該当しない者である	該当 / 非該当	
3. (2)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。	該当 / 非該当	
3. (3)	予決令第71条の規定に該当しない者であること。	該当 / 非該当	
3. (4)	平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。	該当 / 非該当	
3. (5)	各省各庁から指名停止を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。	該当 / 非該当	
3. (6)	経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。	該当 / 非該当	
3. (7)	労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)又は船員保険の適用を受け、かつ各保険料の滞納がないこと(直近2年間の各種保険料の未納がないこと)。	該当 / 非該当	
3. (8)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。	該当 / 非該当	
【入札参加グループで参加する場合】			
3. (10)	代表企業を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出した者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	代表企業は、上記(1)から(8)の要件をすべて満たす者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	グループ企業は、上記(1)から(3)及び(5)から(8)の要件をすべて満たす者であることとし、平成22・23・24年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載された者であること。	該当 / 非該当	
3. (10)	代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。	該当 / 非該当	

※「回答」欄に「該当」と回答する項目については、回答内容を疎明する資料を添付すること。

(添付資料の例)

3. (4) 平成22・23・24年度一般競争参加資格に係る資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

3. (7) 納入証明書等

3. (8) 「競争導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/boryokudan/pdf/120713jimurenaku2.pdf>)に定める誓約書等
なお、詳細については入札説明書による

審査表(企画書の適否)

No.	審査項目	回答	主となる審査 対象資料	審査結果 (内容の適否)
5.1 (1)	【実施体制】 各業務の水準が維持されているか (グループで参加する場合、代表企業と グループ企業との連携が可能な体制で あるか)	適 / 否	様式1 様式2-1 様式2-2	
	提案された内容が実現可能な体制であ るか	適 / 否	様式1 様式2-1 様式2-2 様式2-3 様式2-4	
	各業務で必要とする資格者が適切に配 置されているか	適 / 否		
	質の確保に寄与する資格・経験を有し ているか	適 / 否		
5.1 (2)	【業務に関する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務 の実施が考えられているか	適 / 否	様式3	
	本業務を確実に実施するための基本的 な方針が明確になっているか	適 / 否	様式3	
5.1 (3)	【現行基準レベルの質の確保の実態】 各業務の提案内容は、発注者側の確 保されるべき水準を満たしているものとな っているか	適 / 否	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
5.1 (4)	【管理・運營業務に関する提案】			
	本業務の包括的な管理・運営に関する 提案がされているか	適 / 否	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
	業務遂行体制において施設管理担当 者に対し、常時、適切に対応するため の提案がされているか	適 / 否	様式2-1	
	施設を適正な状態に保持するための提 案がされているか	適 / 否	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
	本業務のコスト削減に関する提案がさ れているか	適 / 否	様式4 様式5(任意) 様式6(任意)	
5.1 (5)	【緊急時及び非常時対応】			
	具体的な事例を想定した対策が提案さ れているか	適 / 否	様式7	
	各業務における安全管理及び安全対 策に関する提案がされているか	適 / 否	様式7	
	緊急時の対策として、実現可能な提案 がされているか	適 / 否	様式7	
	トラブル時や緊急時に迅速・円滑に対 応し、かつ被害を拡大させないための 体制、対策が提案されているか	適 / 否	様式2-1 様式7	

※1 様式1、様式2-2から2-4、様式4、様式5及び様式6については、回答内容を疎明する資料を添付すること。

なお、各様式に添付する疎明資料の詳細については、入札説明書による。

※2 仕様書に対する提案の適否については、否の場合、応札者にその旨を連絡の上、従来の実施方法での入札参加を求めることとし、入札者が応じる場合は企画書の適否に関する評価対象としない。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

			平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	委託費等	委託費定額部分	149,515,534	140,096,003	147,387,138
		成果報酬	0	0	0
		旅費その他	0	0	0
	計(a)		149,515,534	140,096,003	147,387,138
参考 値 (b)	減価償却費		—	—	—
	退職給付費用		—	—	—
	間接部門費		—	—	—
(a) + (b)			149,515,534	140,096,003	147,387,138

《注記事項》

委託費の内容は、参考「委託費の内訳」のとおり。

各業務に係る委託費の相違点(対前年の差額が5,000千円以上の案件)

平成23年度の空調設備保守点検等の入札価格が前後の年度に比べ安価であったことが主因である。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

業務実施に必要な法定資格は次のとおりとする。また、個々の業務に従事する者については、当該業務の経験を有している者が望ましい。

- ・第3種電気主任技術者
- ・1級ボイラー技師
- ・建築物環境衛生管理技術者
- ・乙種第4類危険物取扱者
- ・施設警備業務2級
- ・電気通信設備工事担任者
- ・消防設備士又は消防設備点検資格者
- ・昇降機検査資格者
- ・空気環境測定実施者
- ・貯水槽清掃作業監督者

その他法令により作業等を行う者の資格が定められている場合はこれに従うこと。

(業務の閑散の状況とその対応)

繁忙時期:通年

(各業務に関し、受託者において従来の実施に要した人員) ※平成24年度延べ人数(予定)

【九段第2合同庁舎】

(1) 建築設備管理業務、消防用設備保守点検業務及び空気環境測定業務 869名

(2) エレベータ保守点検業務 24名

(3) 空調設備等点検保守業務 21名

(4) 電力監視設備及び防災監視設備点検保守業務 4名

(5) 構内情報通信網設備ネットワーク機器保守業務 4名

(6) 冷温水発生機保守点検業務 16名

(7) ボイラー等煤煙測定業務 4名

(8) ボイラー等清掃点検業務 3名

(9) 受変電設備保守点検業務(未定) ※46ページ注2参照

(10) 空気清浄機保守点検業務 24名

(11) 地下式オイルタンク及び埋設配管加圧検査業務 3名

(12) ゴンドラ保守点検業務 6名

(13) 自動扉保守点検業務 4名

(14) 監視設備保守点検業務 6名

(15) 電気集塵機保守点検業務 10名

(16) 非常用自家発電設備及び蓄電池設備保守点検業務 8名

(17) 污水管及び雑排水管清掃業務 7名

(18) 冷却水水質管理業務 7名

(19) 汚水槽及び雑排水槽清掃業務 9名

(20) 飲料水水質検査業務 2名

(21) 貯水槽清掃業務 3名

(22) ネズミ及び害虫駆除業務 32名

- (23)庁舎清掃業務 1,821名
- (24)庁舎及び庁舎敷地警備業務 2,685名
- (25)電話交換機等保守点検業務 12名
- (26)植栽維持管理業務 29名
- (27)トイレ消臭器保守点検業務 12名

【九段第2合同庁舎以外】

- (1)エレベータ設備保守点検業務 95名
- (2)空調・ボイラー・給排水設備及び冷熱源機保守点検業務, 執務環境測定等業務, 受水槽清掃等業務 864名
- (3)オイルタンク設備点検清掃業務 24名
- (4)消防設備点検保守業務 96名
- (5)自家用電気工作物保安管理業務 249名
- (6)清掃業務 4,366名
- (7)駐車場交通整理業務 735名
- (8)警備業務 69名
- (9)害虫駆除業務 61名

3 従来の実施に要した施設及び設備

施設名	事務室等	数量(室)	設備	数量(点)		
1. 九段第2合同庁舎 (本局)	中央監視室	1	キャビネット	3		
			事務机	11		
			椅子	10		
			電話	2		
	上記待機室 (仮眠室含む)	1	ロッカー	11	人数	
			椅子	1		
			小机	1		
			ベッド	1		
			二段ベッド	1		
	警備室	1	ロッカー	18	人数	
			事務机	4		
			椅子	7		
			電話	3(内線用2)		
	上記待機室 (畳部屋含む)	1	ロッカー	15	人数	

《注記事項》

- (1) 上記の施設及び設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。
- (2) 上記以外で、業務を行う上で必要なものは、事業者が用意する。
- (3) 前項において、事業者が用意する設備等は、当施設の他の業務に支障のないものに限る。

4 従来の実施における目標の達成の程度

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

《注記事項》

※ 具体的な数値目標の設定はしていない。

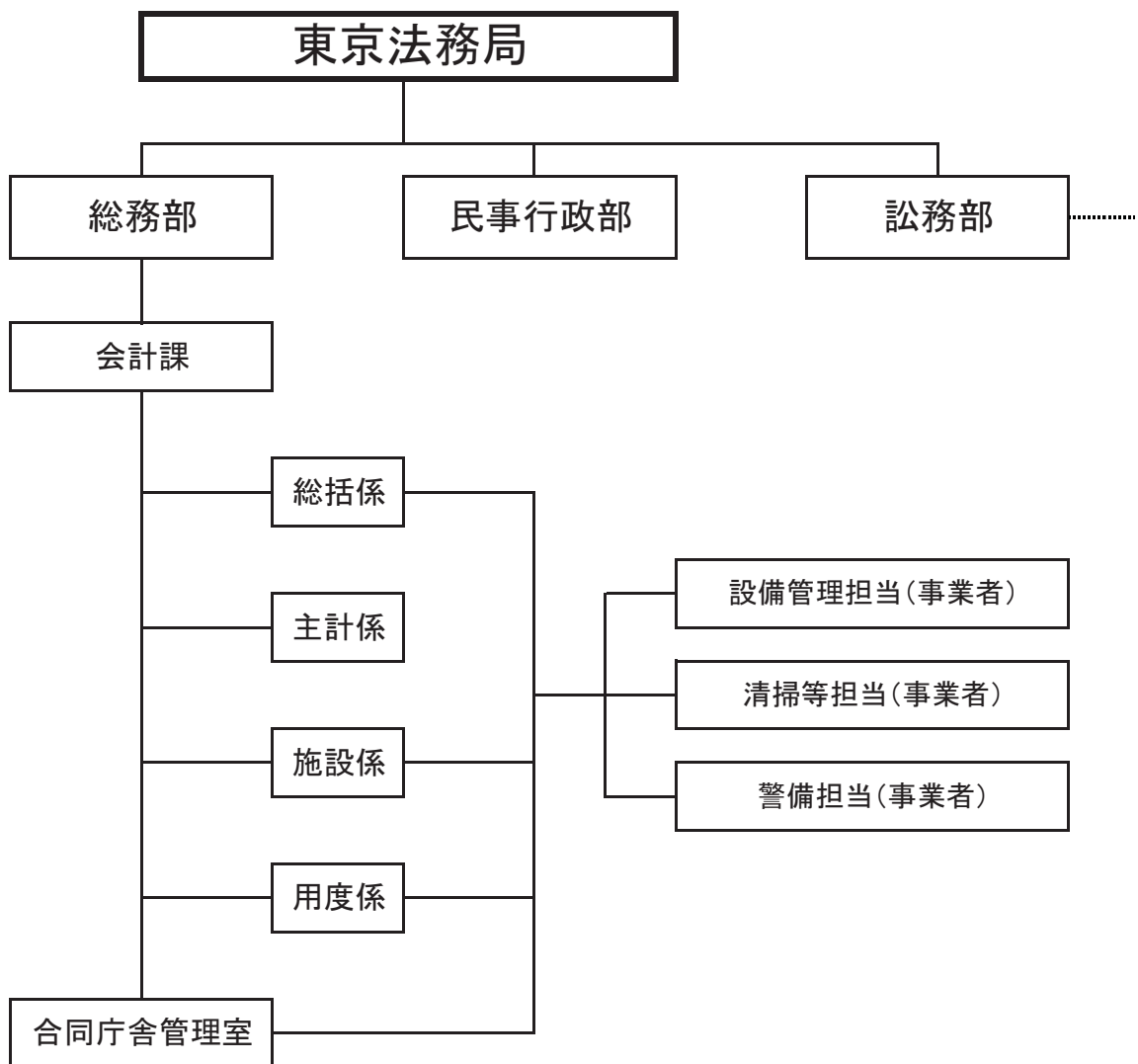
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー)

組織図及び業務フローについては、下図のとおりです。

東京法務局 組織図及び業務フロー

東京法務局 組織図 (抜粋)



委託費の内訳

1. 府中支局

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	607,950	607,950	607,950
②	空調設備等保守点検	940,800	651,000	1,648,000
⑤	消防設備点検保守	245,700	245,700	245,700
⑦	自家用電気工作物保安全管理	343,274	343,274	343,274
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	2,137,724	1,847,924	2,844,924

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	42,000	42,000	42,000
	計	42,000	42,000	42,000

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ハ	駐車場交通整理	2,489,508	3,012,912	2,870,684
ニ	庁舎警備業務	194,040	194,040	194,040
	計	2,683,548	3,206,952	3,064,724

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	4,863,272	5,096,876	5,951,648
-----------	-----------	-----------	-----------

2. 港出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
②	空調設備等保守点検	953,400	598,500	1,075,000
⑤	消防設備点検保守	258,300	258,300	258,300
⑦	自家用電気工作物保安全管理	314,874	314,874	314,874
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,526,574	1,171,674	1,648,174

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	42,000	42,000	42,000
	計	42,000	42,000	42,000

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	201,600	201,600	201,600
	計	201,600	201,600	201,600

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,770,174	1,415,274	1,891,774
-----------	-----------	-----------	-----------

3. 墨田出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	882,000	882,000	831,600
②	空調設備等保守点検	756,315	411,600	752,010
⑤	消防設備点検保守	89,460	89,460	89,460
⑦	自家用電気工作物保安全管理	279,064	279,064	279,064
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	2,006,839	1,662,124	1,952,134

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	183,960	183,960	183,960
	計	183,960	183,960	183,960

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	2,203,399	1,858,684	2,148,694
-----------	-----------	-----------	-----------

4. 城南出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	567,000	567,000	567,000
②	空調設備等保守点検	993,300	808,500	1,104,000
⑤	消防設備点検保守	170,100	170,100	170,100
⑦	自家用電気工作物保安全管理	314,874	314,874	314,874
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	2,045,274	1,860,474	2,155,974

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	42,000	42,000	42,000
	計	42,000	42,000	42,000

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	192,780	192,780	192,780
	計	192,780	192,780	192,780

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	2,280,054	2,095,254	2,390,754
-----------	-----------	-----------	-----------

5. 世田谷出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
⑤	消防設備点検保守	32,760	32,760	32,760
⑦	自家用電気工作物保安全管理	160,524	160,524	160,524
	計	193,284	193,284	193,284

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ハ	駐車場交通整理	1,580,831	1,694,763	1,674,923
ニ	庁舎警備業務	180,180	180,180	180,180
	計	1,761,011	1,874,943	1,855,103

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,966,895	2,080,827	2,060,987
-----------	-----------	-----------	-----------

6. 新宿出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	630,000	598,500	598,500
②	空調設備等保守点検	539,805	451,500	533,610
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑤	消防設備点検保守	99,540	99,540	99,540
⑥	ボイラー等設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑦	自家用電気工作物保安全管理	240,786	240,786	240,786
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,573,131	1,453,326	1,535,136

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
ヘ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	186,480	186,480	186,480
	計	186,480	186,480	186,480

合計(Ⅰ～Ⅲの計)		1,772,211	1,652,406	1,734,216
-----------	--	-----------	-----------	-----------

7. 杉並出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	599,760	599,760	599,760
⑤	消防設備点検保守	60,480	60,480	60,480
⑦	自家用電気工作物保安全管理	201,272	201,272	201,272
	計	861,512	861,512	861,512

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	182,700	182,700	182,700
	計	182,700	182,700	182,700

合計(Ⅰ～Ⅲの計)		1,056,812	1,056,812	1,056,812
-----------	--	-----------	-----------	-----------

8. 板橋出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	630,000	630,000	630,000
②	空調設備等保守点検	972,300	546,000	1,003,000
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑤	消防設備点検保守	190,260	190,260	190,260
⑥	ボイラー等設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑦	自家用電気工作物保安全管理	279,064	279,064	279,064
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	2,134,624	1,708,324	2,165,024

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
ヘ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	42,000	42,000	42,000
	計	42,000	42,000	42,000

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	262,080	262,080	262,080
	計	262,080	262,080	262,080

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	2,438,704	2,012,404	2,469,104
-----------	-----------	-----------	-----------

9. 北出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
②	空調設備等保守点検	724,815	307,650	717,360
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑤	消防設備点検保守	40,320	40,320	40,320
⑦	自家用電気工作物保安全管理	221,029	221,029	221,029
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,049,164	631,999	1,041,409

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
ヘ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	180,180	180,180	180,180
	計	180,180	180,180	180,180

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,241,944	824,779	1,234,189
-----------	-----------	---------	-----------

10. 練馬出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	-	-	設置工事中
②	空調設備等保守点検	722,715	307,650	715,260
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑤	消防設備点検保守	40,320	40,320	40,320
⑦	自家用電気工作物保安全管理	183,985	183,985	183,985
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,010,020	594,955	1,002,265

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
ヘ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	180,180	180,180	180,180
	計	180,180	180,180	180,180

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,202,800	787,735	1,195,045
-----------	-----------	---------	-----------

11. 江戸川出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	626,850	626,850	626,850
②	空調設備等保守点検	756,315	412,650	752,010
⑤	消防設備点検保守	93,240	93,240	93,240
⑦	自家用電気工作物保安全管理	221,029	221,029	221,029
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,697,434	1,353,769	1,693,129

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃、水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
二	庁舎警備業務	189,000	189,000	189,000
	計	189,000	189,000	189,000

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,899,034	1,555,369	1,894,729
-----------	-----------	-----------	-----------

12. 城北出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	592,200	587,160	587,160
②	空調設備等保守点検	539,805	451,500	533,610
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑤	消防設備点検保守	124,740	124,740	124,740
⑥	ボイラー等設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑦	自家用電気工作物保安全管理	307,465	307,465	307,465
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,627,210	1,533,865	1,615,675

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	181,440	181,440	181,440
	計	181,440	181,440	181,440

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,821,250	1,727,905	1,809,715
-----------	-----------	-----------	-----------

13. 多摩出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
②	空調設備等保守点検	611,205	360,150	603,960
⑤	消防設備点検保守	37,800	37,800	37,800
⑦	家用電気工作物保安全管理	201,272	201,272	201,272
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	850,277	599,222	843,032

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	180,180	180,180	180,180
	計	180,180	180,180	180,180

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,043,057	792,002	1,035,812
-----------	-----------	---------	-----------

14. 西多摩支局

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	831,600	831,600	793,800
②	空調設備等保守点検	849,660	307,650	843,360
⑤	消防設備点検保守	91,980	91,980	91,980
⑦	自家用電気工作物保安全管理	221,029	221,029	221,029
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,994,269	1,452,259	1,950,169

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	185,220	185,220	185,220
	計	185,220	185,220	185,220

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	2,192,089	1,650,079	2,147,989
-----------	-----------	-----------	-----------

15. 田無出張所

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
②	空調設備等保守点検	769,755	307,650	761,460
⑤	消防設備点検保守	66,780	66,780	66,780
⑦	自家用電気工作物保安全管理	240,786	240,786	240,786
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	1,077,321	615,216	1,069,026

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上	Ⅰ ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	182,700	182,700	182,700
	計	182,700	182,700	182,700

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,272,621	810,516	1,264,326
-----------	-----------	---------	-----------

16. 台東法務総合庁舎

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
②	空調設備等保守点検	508,305	346,500	498,750
④	オイルタンク設備点検・清掃	63,000	63,000	62,700
⑦	自家用電気工作物保安全管理	279,064	279,064	279,064
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	850,369	688,564	840,514

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
オ	害虫駆除業務	12,600	12,600	12,600
	計	12,600	12,600	12,600

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	176,400	176,400	176,400
	計	176,400	176,400	176,400

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	1,039,369	877,564	1,029,514
-----------	-----------	---------	-----------

17. 中野出張所庁舎

Ⅰ 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	693,000	693,000	693,000
②	空調設備等保守点検	970,200	819,000	1,449,000
⑤	消防設備点検保守	197,820	197,820	197,820
⑦	自家用電気工作物保安全管理	466,034	442,778	386,820
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑮	冷熱源機点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	2,327,054	2,152,598	2,726,640

Ⅱ 清掃等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
□	清掃業務	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上	本局以外の合計に計上
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
オ	害虫駆除業務	42,000	42,000	42,000
	計	42,000	42,000	42,000

Ⅲ 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ニ	庁舎警備業務	196,560	196,560	196,560
	計	196,560	196,560	196,560

合計(Ⅰ～Ⅲの計)	2,565,614	2,391,158	2,965,200
-----------	-----------	-----------	-----------

本局(九段第2合同庁舎)以外の合計
I 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
①	エレベータ設備の保守点検	6,660,360	6,623,820	6,535,620
②	空調設備等保守点検	11,608,695	7,087,500	12,990,390
④	オイルタンク設備点検・清掃	378,000	378,000	376,200
⑤	消防設備点検保守	1,839,600	1,839,600	1,839,600
⑥	ボイラー等設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
⑦	自家用電気工作物保安管理	4,475,425	4,452,169	4,396,211
⑪	給排水設備点検保守	②にて計上	②にて計上	②にて計上
	計	24,962,080	20,381,089	26,138,021

II 清掃等業務

* 清掃業務については、本局専有部分を含めまとめて計上した。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ロ	清掃業務	15,763,755	15,865,500	16,214,100
へ	執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
ト	受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務	I ②にて計上	I ②にて計上	I ②にて計上
オ	害虫駆除業務	361,200	361,200	361,200
	計	16,124,955	16,226,700	16,575,300

III 警備等業務

		平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
ハ	駐車場交通整理	4,070,339	4,707,675	4,545,607
ニ	庁舎警備業務	3,235,680	3,235,680	3,235,680
	計	7,306,019	7,943,355	7,781,287

	合計(I ～Ⅲの計)	48,393,054	44,551,144	50,494,608
--	-------------	------------	------------	------------

本局(九段第2合同庁舎)のみ

I 点検等及び保守業務

※金額はすべて税込み

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
建築設備管理業務、消防用設備保守点検業務及び空気環境測定業務	30,450,000	41,454,000	91,823,550
空調設備等点検保守業務	4,179,000		
電力・防災監視設備保守点検業務	1,146,600		
構内情報通信網設備ネットワーク機器保守業務	850,500		
冷温水発生機保守点検業務	2,310,000		
ボイラー等煤煙測定業務	525,000		
ボイラー等清掃点検業務	420,000		
トイレ消臭器保守点検業務	541,800		
空気清浄機保守点検業務	957,600		
貯水槽清掃業務	182,750		
污水管及び雑排水管清掃業務	971,250		
冷却水水質管理業務	0		
汚水槽及び雑排水槽清掃業務	787,500	778,050	
地下式オイルタンク及び埋設配管加圧検査業務	126,000	126,000	
飲料水水質検査業務	154,140	154,140	
ネズミ及び害虫駆除業務	149,485	120,000	
ゴンドラ保守点検業務	152,775	152,775	
自動扉保守点検業務	218,400	218,400	
電話交換機等保守点検業務	2,504,880	1,247,400	
監視設備保守点検	386,400	386,400	
電気集塵機保守点検業務	882,000	882,000	
非常用自家発電設備及び蓄電池設備保守点検業務	609,000	609,000	
植栽維持管理業務	1,263,000	1,312,500	
エレベータ保守点検業務一式(注1)	7,043,400	6,659,100	3,183,390
受変電設備点検(注2)	0	0	1,885,590
計	56,791,480	54,099,765	96,892,530

* 平成23年度から13業務を「九段第2合同庁舎施設管理保守点検業務」として集約した。

* 平成24年度から25業務を「九段第2合同庁舎総合管理業務一式」として集約した。

(注1) 平成24年度「エレベータ保守点検業務一式」については、全7台が前・後期に分けて改修中のため、前期委託費金1,635,690円(3台×5か月分+1台×8か月分)及び後期委託費金1,547,700円(3台×5か月分+7台×1か月分)の合計額である。

(注2) 平成22～23年度「受変電設備点検」については、受変電設備の改修(新営)工事中であったため、実施していない。

なお、改修前の旧「受変電設備点検」の委託費は、

平成19年度 金1,239,000円

平成20年度 金5,040,000円(ただし、保守点検の際に、自動制御装置交換工事(約380万円)を実施した。)

平成21年度 金1,239,000円

II 清掃等業務

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎清掃業務(注3)	9,807,000	9,227,400	0
計	9,807,000	9,227,400	0

* 平成24年度から「九段第2合同庁舎総合管理業務一式」に集約した。

(注3) 合同庁舎の共用部分のみの清掃業務を計上(法務局専有部分の清掃業務については、本局以外の合計にまとめて計上)

III 警備等業務

	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予定)
庁舎及び庁舎敷地警備業務	34,524,000	32,217,694	0
計	34,524,000	32,217,694	0

* 平成24年度から「九段第2合同庁舎総合管理業務一式」に集約した。

合計(I～IIIの計)	101,122,480	95,544,859	96,892,530
-------------	-------------	------------	------------

東京法務局総合計

総合計(I～IIIの計)	149,515,534	140,096,003	147,387,138
--------------	-------------	-------------	-------------

管理・運營業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

※入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者

平成 年 月 日

殿

入札参加事業者 住所 郵便番号 —

電話番号 () —

商号
又は名称

氏名 (印)

(法人にあっては、代表者氏名)

(法定代理人
氏名 (印))

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	☐ 個人	☐ 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日	本籍
氏名	(性別)	住所
フリガナ	事業活動の内容	
商号又は屋号		
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日	本籍
氏名	(性別)	住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - ①入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - ②入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出 資 総 額	
----------	--	---------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

フリガナ	生 年 月 日 (性別)	本 籍	
氏 名		住 所	
		所有株式数又は出資金額	割 合
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

イ 主要株主・主要出資者が法人の場合

[illegible]

(記載上の注意)

- 1 主要株主とは、発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主をいいます。
- 2 主要出資者とは、出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいいます。
- 3 割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×100」とします。
- 4 法第10条第9号の親会社等に該当する場合は、第6面の「5親会社等」欄に記載して下さい。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第4面の次に、法人の場合は第5面の次にそれぞれ添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本籍		
氏名		住所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合
	()			

○法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第3条第1項第1号から第3号まで）を記載して下さい。
 - ① その株主（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること（第1号）。
 - ② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えていること（第2号）。
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること（第3号）。
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法 人 の 商 号 又 は 名 称		
フリガナ	生 年 月 日 (性別)	本 籍
氏 名	役 職 名 又 は 名 称	住 所

	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第3面という「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提 出 書 類 一 覧 表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】		
① 落札事業者（個人）		
② 落札事業者（個人）の法定代理人※2		
③ 落札事業者（法人）の役員		
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3		
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※4（個人）		
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
3 戸籍抄本※6		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
4 未成年者登記簿の謄本※7		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
5 誓約書		
㉑ 入札参加事業者（個人）		
㉒ 入札参加事業者（法人）		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者としてします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合は除く。）に提出して下さい。

2-1. 業務毎の実施体制及び業務体制の管理方法

※本実施要項(1.1)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。

業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

【様式2-2】

2-2 各業務で必要とする資格及び質の確保に寄与する資格・経験の有無			
業務名	資格・経験	該当／非該当	添付資料
建築設備管理業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2-3
	②30,000㎡以上の年間業務経験の有無	該当／非該当	
	③6,600V以上の受変電設備の年間業務経験の有無	該当／非該当	
	④集中型冷暖房装置の年間業務経験の有無	該当／非該当	
	⑤複数の建物の高圧変電設備の年間業務経験の有無	該当／非該当	
清掃業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2-3
	②30,000㎡以上の室内清掃面積の業務実績の有無	該当／非該当	
	③窓ガラス清掃の実績の有無	該当／非該当	
駐車場交通整理	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2-3
庁舎警備業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2-3
	②30,000㎡以上の延べ床面積の建物年間業務実績の有無	該当／非該当	

業務名	資格・経験	該当／非該当	添付資料
電話交換機保守業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3
執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3
受水槽清掃、水質検査及びばい煙測定業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3
植栽管理業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3
トイレ消臭器点検業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3
害虫駆除業務	①関係法令上、有資格者を当たらせる必要がある業務における、有資格者の配置の有無	該当／非該当	様式2－3

注1 経験や実績がある項目について、証明するものを添付すること。

注2 過去の実務経験及び実績については、3年以内のものに限る

※必要に応じて枠を追加すること

2-3. 必要な資格及び担当者名

本実施要項（1.1）で示す業務ごとに、関係法令等により有資格者を業務に当たらせる必要がある場合は、必要とされる資格及び資格を有するものの氏名を記載すること。

(1) 建築設備管理業務

業務名	資格名	担当者名	資格内容

(2) 清掃業務

業務名	資格名	担当者名	資格内容

(3) 駐車場交通整理業務

業務名	資格名	担当者名	資格内容

(4) 庁舎警備業務

業務名	資格名	担当者名	資格内容

(5) 電話交換機保守業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(6) 執務環境測定及び特定建物の維持管理監督業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(7) 受水槽等清掃，水質検査及びばい煙測定業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(8) 植栽管理業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容

(9) トイレ消臭器点検保守業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容
(10) 害虫駆除業務			
業務名	資格名	担当者名	資格内容

注1 必要とされる資格の写しを添付すること。

※必要に応じて枠を追加すること

2-4. 業務実績				
本実施要項(1.1)で示す業務ごとに過去3年間における同規模施設での業務実績を記載すること。				
(1) 建築設備管理業務				
業務名	発注者	受注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(2) 清掃業務				
業務名	発注者	受注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(3) 駐車場交通整理業務				
業務名	発注者	受注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(4) 庁舎警備業務				
業務名	発注者	受注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)
(5) 電話交換機保守業務				
業務名	発注者	受注者	時期(期間)	業務内容(内容・施設規模・請負金額等)

(6) 執務環境測定及び特定建物の維持管理監督業務				
業務名	発注者	受注者	時期（期間）	業務内容（内容・施設規模・請負金額等）

(7) 受水槽等清掃，水質検査及びばい煙測定業務				
業務名	発注者	受注者	時期（期間）	業務内容（内容・施設規模・請負金額等）

(8) 植栽管理業務				
業務名	発注者	受注者	時期（期間）	業務内容（内容・施設規模・請負金額等）

(9) トイレ消臭器点検保守業務				
業務名	発注者	受注者	時期（期間）	業務内容（内容・施設規模・請負金額等）

(10) 害虫駆除業務				
業務名	発注者	受注者	時期（期間）	業務内容（内容・施設規模・請負金額等）

※1 入札参加グループ及び事業協同組合が，本様式を作成する場合は，「受注者」欄に，本表に記載する実績を有する者を記載すること。
 ※2 事業協同組合が，本様式を作成する場合は，本様式とともに組合員名簿（写し）を提出すること。

3. 本業務実施の考え方

※安定した業務を実施するための基本的な方針，業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 管理・運營業務に対する提案

※以下の項目について、簡潔にまとめること。

1. 管理・運營業務に対する質の確保及びコスト削減についての考え方

2. 質の確保及びコスト削減に関する提案事項

※ 表の枠が不足する場合は適宜追加すること

5. 改善提案総括表				
仕様書に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。 なお、下記の改善提案のない業務項目については、当局が提示する最低水準として従来 の実施方法に基づいて業務を行うものとする。				
(1) 建築設備管理業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目	提 案 の 概 略			
※仕様書に定める項目を明記				
(2) 清掃業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目	提 案 の 概 略			
※仕様書に定める項目を明記				

(3) 駐車場交通整理業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			
(4) 庁舎警備業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			

(5) 電話交換機保守業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			
(6) 執務環境測定及び特定建物の維持管理監督業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			

(7) 受水槽等清掃, 水質検査及びばい煙測定業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			
(8) 植栽管理業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			

(9) トイレ消臭器点検保守業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			
(10) 害虫駆除業務		提案の有無	有	無
業 務 項 目 ※仕様書に定める項目を明記	提 案 の 概 略			

6. 各業務の仕様書に対する改善提案

※提案を行う各業務の項目ごとに作成する。

(1) 改善提案を行う業務項目及び提案の概略

※様式5で記載した業務項目及び提案の概略を転記すること。

(2) 改善提案の趣旨

※改善提案の趣旨(質の向上, コスト削減等)を簡潔に記載すること。

(3) 改善提案の内容

※改善提案の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

(4) 最低水準の確保に対する説明

※当該改善提案を実行しても水準(各仕様書記載の内容)が確保されることを具体的かつ簡潔に説明すること。

5. 緊急時の体制及び対応方法

※緊急時(管理・運營業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

東京法務局が管理する庁舎における 施設管理・運營業務民間競争入札

仕 様 書

- | | |
|----------------------|---|
| 別添 1－1～2 | エレベータ設備 |
| 別添 2－1～2 | 空調設備，ボイラー等設備，給排水設備，冷熱源機設備，執務環境測定及び特定建築物の維持管理監督，受水槽等清掃・水質検査及びばい煙測定 |
| 別添 3 | オイルタンク設備 |
| 別添 4 | 消防設備，庁舎警備 |
| 別添 5 | 自家用電気工作物 |
| 別添 6 | 庁舎清掃 |
| 別添 7－1～2 | 交通整理 |
| 別添 8 | 害虫駆除 |
| (以上，九段第 2 合同庁舎以外の庁舎) | |
| 別添 9－1～2 7 | 九段第 2 合同庁舎関係 |

昇降機保守仕様書（遠隔操作あり）
（FMサービス）

FMサービス契約は、別紙エレベーターの運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、定期的に巡回し、点検、給油、調整を行い、必要に応じて修理又は取替えを行う。

1 契約期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 点検

受託者は、契約期間中、月に1回、専門技術員を派遣し、定期保守点検作業として、エレベーターの各部機構の全般的な点検、給油、調整、調査を行う。ただし、遠隔監視・点検のための装置を設置し、月1回以上の遠隔監視・点検を行う場合には、上記定期保守点検作業を3か月に1回とすることができる。保守点検作業において運転状態における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとる。

また、建築基準法による年1回の定期点検を適宜の日時に行う。

3 報告

2の保守点検作業が終了した都度、その結果を報告書として監督職員へ提出する。

4 修理・取替えの範囲

- (1) エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
- (2) 法務局の不注意、不適當な使用、管理その他の受託者の責めによらない事由によって生じた修理又は取替えは含まない。
- (3) 明細は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」記載のとおりとする。

付加装置である地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、自動床合わせ装置、オートアナウンス装置及び遠隔監視装置等の調整及び取替えを含む。

- (4) 次の取替えは除く。

- ア 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
- イ 電動機の一式取替え、フレーム取替え
- ウ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- エ 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー
- オ 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え

- (5) その他

- ア 修理又は取替えに伴う費用は、受託者が負担する。

イ 受託者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。

ウ 作業によって発生する撤去品及び残材は、受託者の負担で引取るものとし、速やかに搬出する。

5 除外項目

- (1) 昇降路周壁並びに建屋部分の改修
- (2) 修理交換に伴う装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事
- (3) 夜間、休日及び土曜日の点検作業
- (4) 煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、集合インターホン等のエレベーター関連設備の点検
- (5) 法令の改正又は官公署の命令若しくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

6 緊急時の対応

受託者は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。なお、故障、火災等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、法務局からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

7 その他

- (1) 作業の時間
故障対策を除き点検、整備は法務局の就業時間内に行う。
整備に必要な作業時間は運転休止をする。
- (2) 管理責任
エレベーターの占有若しくは管理に基づく責任は法務局とする。
- (3) 協議事項
仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、法務局と協議の上決定する。

各庁別エレベータ仕様(遠隔操作あり)

別紙

履 行 場 所	大田区鶴の木2-9-15 城南出張所	新宿区北新宿1-8-22 新宿出張所	板橋区板橋1-44-6 板橋出張所	江戸川区中央1-16-2 江戸川出張所	葛飾区小菅4-20-24 城北出張所	練馬区春日町5-35-33 練馬出張所
用途	乗用 (遠隔監視付き)	乗用 (遠隔監視付き)	乗用 (遠隔監視付き)	乗用 (遠隔監視付き)	乗用 (遠隔監視付き)	乗用 (遠隔監視付き)
駆動方式	油圧(間接)式	ロープ式	ロープ式	ロープ式	ロープ式	ロープ式
制御方法	油圧可変速度方式(インバーター)	交流インバータ制御	交流インバータ制御	交流インバータ制御	交流インバータ制御	交流インバータ制御
運転方法	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
積載荷重(定員)	900 kg (13 名)	900 kg (13 名)	900 kg (13 名)	900 kg (13 名)	750 kg (11 名)	900 kg (13 名)
速度	45 m/min	45 m/min	45 m/min	45 m/min	45 m/min	45 m/min
停止個数	4 ヶ所	5 ヶ所	5 ヶ所	3 ヶ所	4 ヶ所	2 ヶ所
かご内法寸法	1,600×1,350×2,300 mm	1,600×1,350×2,300 mm	1,600×1,350×2,300 mm	1600×1350×2300mm	1400×1350×2300mm	1600×1350×2300mm
出入口寸法	800×2,100 mm	800×2,100 mm	900×2,100 mm	900×2100mm	800×2100mm	900×2100mm
戸開閉方法	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き
連絡装置	インターホン	インターホン	インターホン	インターホン	インターホン	インターホン
電源	3相200V 50Hz 1相100V 50Hz 22 kw	3相3線200V 50Hz 1相100V 50Hz 4.5 kw	3相200V 50Hz 単相100V 50Hz 4.5 kw	3相200V 50Hz 単相200V 50Hz 4.2 kw	3相200V 50Hz 単相200V 50Hz 3.5 kw	3相200V 50Hz 単相100V 50Hz 4.2 kw
電動機容量						
乗場仕様						
管制運転	地震 (S波・普通級)	地震 (P, S波)	地震 (P, S波)	地震 (S波・普通級)	地震 (P波)	地震 (P, S波)
付加仕様	火災 停電時自動着床 身体障害者	火災 停電時自動着床 身体障害者 視覚障害者 音声合成装置	火災 停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置	火災 停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置	火災 停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置	火災 停電時自動着床 身体障害者 視覚障害者 音声合成装置 戸開走行保護装置
機械室	無	無	無	無	無	無
メーカー名	横浜エレベータ(株)	東芝エレベータ(株)	日本オーチスエレベータ(株)	フジテック(株)	三菱電機(株)	フジテック(株)
設置年月日	H11.6.10	H19.7.10	H20.9.30	H18.3.29	H19.10.31	H24.12完成予定

昇降機保守仕様書（遠隔操作なし）
（FMサービス）

FMサービス契約は、別紙エレベーターの運転機能を常に安全かつ良好に維持するため、定期的に巡回し、点検、給油、調整を行い、必要に応じて修理又は取替えを行う。

1 契約期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

2 点検

受託者は、契約期間中、月に1回、専門技術員を派遣し、定期保守点検作業として、エレベーターの各部機構の全般的な点検、給油、調整、調査を行う。保守点検作業において運転状態における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとる。

また、建築基準法による年1回の定期点検を適宜の日時に行う。

3 報告

2の保守点検作業が終了した都度、その結果を報告書として監督職員へ提出する。

4 修理・取替えの範囲

- (1) エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
- (2) 法務局の不注意、不適当な使用、管理その他の受託者の責めによらない事由によって生じた修理又は取替えは含まない。
- (3) 明細は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」記載のとおりとする。

付加装置である地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、自動床合わせ装置及びオートアナウンス装置等の調整及び取替えを含む。

- (4) 次の取替えは除く。

- ア 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
- イ 電動機の一式取替え、フレーム取替え
- ウ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- エ 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー
- オ 意匠部品（かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え

- (5) その他

- ア 修理又は取替えに伴う費用は、受託者が負担する。
- イ 受託者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- ウ 作業によって発生する撤去品及び残材は、受託者の負担で引取るものとし、速

やかに搬出する。

5 除外項目

- (1) 昇降路周壁並びに建屋部分の改修
- (2) 修理交換に伴う装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事
- (3) 夜間、休日及び土曜日の点検作業
- (4) 煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、集合インターホン等のエレベーター関連設備の点検
- (5) 法令の改正又は官公署の命令若しくは要求による設備の改修又は新規付属物の追加に関する工事

6 緊急時の対応

受託者は、24時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。なお、故障、火災等により、エレベーターに閉じこめ又は機能停止が生じた場合は、法務局からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

7 その他

- (1) 作業の時間
故障対策を除き点検、整備は法務局の就業時間内に行う。
整備に必要な作業時間は運転休止をする。
- (2) 管理責任
エレベーターの占有若しくは管理に基づく責任は法務局とする。
- (3) 協議事項
仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、法務局と協議の上決定する。

各庁別エレベータ仕様(遠隔操作なし)

別紙

履 行 場 所	墨田区菊川1－17－13 墨田出張所	中野区野方1－34－1 中野出張所	杉並区今川2－1－3 杉並出張所	府中市新町2－44 府中支局	福生市南田園3－61－3 西多摩支局
用途	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用
駆動方式	ロープ式	ロープ式	ロープ式	油圧(間接)式	ロープ式
制御方法	交流インバータ制御	可変電圧周波数制御	可変電圧周波数制御	油圧 間接式	可変電圧周波数制御
運転方法	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式	乗合全自動方式
積載荷重(定員)	900 kg (13 名)	750 kg (11 名)	900 kg (13 名)	900 kg (13 名)	900 kg (13 名)
速度	45 m/min	60 m/min	45 m/min	45 m/min	45 m/min
停止個数	4 ヶ所	5 ヶ所	3 ヶ所	4 ヶ所	2 ヶ所
かご内法寸法	1600×1350×2300mm	1,400×1,350×2,300	1,600×1,350×2,300	1,600×1,350×2,300	1,600×1,350×2,300
出入口寸法	900×2100mm	800×2,100	900×2,100	900×2,100	900×2,100
戸開閉方法	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き	2枚中央開き
連絡装置	インターホン	インターホン	インターホン	インターホン	インターホン
電源	3相200V 50Hz 単相200V 50Hz 4.2 kw	3相200V 1相100V 7.5 kw	3相200V 1相100V 4.2 kw	3相200V 1相100V 22 kw	3相200V 1相100V 4.5 kw
電動機容量					
乗場仕様					
管制運転	地震 (P, S波) 火災	地震 火災	地震 火災	地震 火災	地震 (S波) 火災
付加仕様	停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置	車椅子仕様	停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置	停電時自動着床 身体障害者 視覚障害者 音声合成装置	停電時自動着床 身体障害者 音声合成装置
機械室	無	有	無	有	無
メーカー名	日本エレベーター製造(株)	シントラ・エレベーター(株)	(株)エレベーターシステムズ	富士エレベーター(株)	日本エレベーター製造(株)
設置年月日	H19.10.30	H5.7.23	H16.8.30	H12.1.31	H17.12.26

仕 様 書

1 件 名

平成 2 5 年度東京法務局港出張所外 4 庁空調設備保守点検及び環境衛生管理業務

2 委託場所

東京法務局港出張所	東京都港区東麻布 2 - 1 1 - 1 1
東京法務局城南出張所	東京都大田区鵜の木 2 - 9 - 1 5
東京法務局中野出張所庁舎	東京都中野区野方 1 - 3 4 - 1
東京法務局板橋出張所	東京都板橋区板橋 1 - 4 4 - 6
東京法務局府中支局	東京都府中市新町 2 - 4 4

3 委託期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

4 目 的

本委託は、上記委託場所のビル管理法に基づく環境衛生管理並びに下記対象設備について専門的見地から、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

受託者は、上記の目的を達成するため委託期間中においては下記対象設備の保持のための定期点検並びに測定、検査を行うものとする。

5 対象設備

別紙 1 「設備機器一覧表」のとおり。

6 業務内容

(1) 受託者は、建築物環境衛生管理技術者を配置し、受託後は直ちに管轄保健所に対し、管理技術者の異動届出をしなければならない。また、当該届書の写しを監督職員に提出すること。

(2) 定期点検業務

ア 定期点検業務として、設備機器の定期点検を行うこと。

イ 定期点検業務とは、別紙 2 「業務実施項目」に基づき実施すること。また、それに付随する機器の点検。

(3) 保守業務

受託者は、設備機器の通常運転を継続するために必要な最低限の保守を行い、機器等の不良及び運転時の不具合等の連絡を受けた場合は、可能な限り速やかに担当者を現地に派遣し、緊急的（一次的）対応をするものとする。

7 一般共通事項

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務実施計画表及び業務実施体制表を作成の上、監督職員に提出し承認を受けること。
- (2) 受託者は、翌月の作業終了後作業報告書を監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は、作業終了後作業報告書を監督職員に提出すること。
なお、報告書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」に準ずる。
- (4) 従業者の服装は、業務に従事するにふさわしいものとし、バッジ等を付け氏名を明示しなければならない。
- (5) 受託者（従業者を含む）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 官公庁の検査の際は、検査に立ち会うこと。
- (7) 発生材は構外搬出とし産業廃棄物関係法令に従い処理すること。
- (8) 仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」とする。

8 その他

- (1) 業務の遂行に必要な下記の材料等は、受託者の負担とする。
油脂類（グリス、マシン油）パッキン類、一般機器工具類、付属備品(机、いす、ロッカー、書類入れ等)、電話設備工事及び電話回線申請費、通信費、事務用品、各種点検要旨、ウエス等。
- (2) その他疑義不明な点は、法務局と協議の上定める。

設備機器一覧表

機器名称	機器仕様	台数
RH-1 吸収式冷温水機	形式 直達式 冷凍能力 235,500 kcal/h 冷水量 700 l/min 冷却水量 1,370 l/min 加熱能力 183,000 kcal/h 温水量 790 l/min メーカー名 (株)日立空調システム	1
CT-1 冷却塔	形式 直交流形 冷却能力 452,000 kcal/h 冷却水量 1,370 l/min メーカー名 空研工業	1
AC-1 ユニット型空調機	形式 立形 冷却能力 55,400 kcal/h 加熱能力 54,300 kcal/h 冷水量 185 l/min 温水量 185 l/min メーカー名 新晃工業(株)	1
AC-2 ユニット型空調機	形式 機形 冷却能力 116,300 kcal/h 加熱能力 113,700 kcal/h 冷水量 378 l/min 温水量 378 l/min メーカー名 新晃工業(株)	1
AF-1 空気清浄装置	形式 パネル形 風量 16,060 m3/h メーカー名 日本バイリーン	1
AF-2 空気清浄装置	形式 電気集じん機 風量 9,400 m3/h メーカー名 日本バイリーン	1
AF-3 空気清浄装置	形式 電気集じん機 風量 21,000 m3/h メーカー名 日本バイリーン	1
FCU-2 ファンコイルユニット	形式 カセット形2方向 メーカー名 新晃工業(株)	2
FCU-3 ファンコイルユニット	形式 カセット形2方向 メーカー名 新晃工業(株)	2
FCU-6 ファンコイルユニット	形式 カセット形2方向 メーカー名 新晃工業(株)	2
FCU-8 ファンコイルユニット	形式 カセット形2方向 メーカー名 新晃工業(株)	15
PCH-1 冷温水ポンプ	形式 能力 80mmφ896l/min×34mH ₂ O メーカー名 荏原製作所	1
PCD-1 冷却水ポンプ	能力 100mmφ1370l/min×24mH ₂ O メーカー名 荏原製作所	1
PW-1 揚水ポンプ	能力 50mmφ250l/min×32mH ₂ O メーカー名 荏原製作所	2
PA-1 空調機給水用ポンプ	能力 32mmφ15l/min×25mH ₂ O メーカー名 荏原製作所	1
PFU-1 消化ポンプユニット	能力 50mmφ300l/min×44mH ₂ O メーカー名 荏原製作所	1
PD-1 汚水槽ポンプ	能力 80mmφ100l/min×16mH ₂ O メーカー名 (株)あずまポンプ製作所	2

造出張所

機器名称	仕様仕様		台数
PD-2 給排水ポンプ	能力 メーカー名	65mmφ300V/min×15mH2O (株)あずまポンプ製作所	2
PD-3 汚水ポンプ	能力 メーカー名	50mmφ50V/min×19mH2O (株)あずまポンプ製作所	2
PD-4 雨水ポンプ	能力 メーカー名	50mmφ50V/min×19mH2O (株)あずまポンプ製作所	2
FE-1 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	軸流形 2500m3/h 荏原製作所	1
FE-2 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 6900m3/h 荏原製作所	1
FE-3 B2機械送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 3600m3/h 荏原製作所	1
FE-5 B2倉庫送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 680m3/h 荏原製作所	1
FE-6 B2シャワー室送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 50m3/h 荏原製作所	1
FE-7 3F機械送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 770m3/h 荏原製作所	1
FE-8 便所送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 2550m3/h 荏原製作所	1
FE-9 湯沸室送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 780m3/h 荏原製作所	1
FE-10 3F便所送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 420m3/h 荏原製作所	1
FE-11 3F湯沸室送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 260m3/h 荏原製作所	1
FE-12 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 2050m3/h 荏原製作所	1
FS-1 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 2500m3/h 荏原製作所	1
FS-2 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 7600m3/h 荏原製作所	1
FS-3 B2機械送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 3900m3/h 荏原製作所	1
FS-4 2F吹抜送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 4800m3/h 荏原製作所	1
FS-5 B2電気送風機	形式 風量 メーカー名	斜流・天井吊形 2050m3/h 荏原製作所	1

造出器所

装置名称	装置仕様	台数
FSH-1 排煙機	形式 多翼形・床置形 風量 720m ³ /h メーカー名 荏原製作所	1
FEX-1 全熱交換ユニット 女子休養室	形式 カセット形 風量 150m ³ /h 静圧 5mmH ₂ O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	2
FEX-2 全熱交換ユニット 男子休養室	形式 カセット形 風量 210m ³ /h 静圧 5mmH ₂ O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1
FEX-3 全熱交換ユニット 覚醒室	形式 カセット形 風量 60m ³ /h 静圧 5mmH ₂ O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1
FEX-4 全熱交換ユニット VDT休止室	形式 カセット形 風量 300m ³ /h 静圧 5mmH ₂ O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1
FEX-5 全熱交換ユニット 登記相談室	形式 カセット形 風量 1080m ³ /h 静圧 12mmH ₂ O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1
TW-1 受水タンク	形式 WTFP 容量 11000l V3000mm L2000mm H 2500mm 設置場所 屋内B2	1
WHE-1 貯湯式電気温水器	形式 かべ掛形 容量 20ℓ 設置場所 2F, 1F, B1各1台	3
WHE-2 貯湯式電気温水器	形式 床置形 容量 224ℓ 設置場所 B2シャワー室	1
ACP-1 空冷式パッケージ 空調機(室外機)	冷却能力 10,800 kcal/h 加熱能力 8,400 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1
ACP-1A 空冷式パッケージ 空調機(室内機)	形式 カセット 冷却能力 3,900 kcal/h 加熱能力 2,900 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	2
ACP-1B 空冷式パッケージ 空調機(室内機)	形式 カセット 冷却能力 4,500 kcal/h 加熱能力 3,000 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1
ACP-2 空冷式パッケージ 空調機(室外機)	冷却能力 15,000 kcal/h 加熱能力 10,100 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1
ACP-2 空冷式パッケージ 空調機(室内機)	形式 カセット 冷却能力 8,600 kcal/h 加熱能力 5,200 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	2
ACP-3 空冷式パッケージ 空調機(室外機)	冷却能力 15,800 kcal/h 加熱能力 15,900 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1
ACP-3 空冷式パッケージ 空調機(室内機)	形式 カセット 冷却能力 9,000 kcal/h 加熱能力 8,200 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	2
空気清浄装置	形式 電気式空気清浄機・壁掛形 機種 ACE8E	3

設備機器一覽表

機器名称	機器仕様	台数	系統
RH-1 吸収式冷温水機	形式 直達き 冷凍能力 300,000 kcal/h 冷水量 1,000 l/min 冷却水量 1,700 l/min 加熱能力 229,000 kcal/h 温水量 1,000 l/min メーカー名 ダイキン工業(株)	1	
CT-1 冷却塔	形式 直交流形 冷却能力 561,000 kcal/h 冷却水量 1,700 l/min メーカー名 (株)荏原シンワ	1	
ACR-1 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 10,750 kcal/h 暖房能力 12,040 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F女子更衣室
ACR-2 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 6,100 kcal/h 暖房能力 6,800 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F男子更衣室
ACR-3 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 7,740 kcal/h 暖房能力 8,600 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F女子 休養室1
ACR-4 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 7,740 kcal/h 暖房能力 8,600 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F女子 休養室2
ACR-5 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 7,740 kcal/h 暖房能力 8,600 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F女子 休養室3
ACR-6 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 10,750 kcal/h 暖房能力 12,040 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F男子 休養室1
ACR-7 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 10,750 kcal/h 暖房能力 12,040 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F男子 休養室2
ACR-8 ルームエアコン	形式 ヒートポンプ・天井カセット形 冷房能力 6,100 kcal/h 暖房能力 6,800 kcal/h メーカー名 ダイキン工業(株)	1	4F地団整備室
AC-1 ユニット型空調機	形式 立形 冷却能力 42,800 kcal/h 加熱能力 41,800 kcal/h 冷水量 150 l/min 温水量 150 l/min メーカー名 松下電器産業(株)	1	1F
AC-2 ユニット型空調機	形式 立形 冷却能力 83,100 kcal/h 加熱能力 45,700 kcal/h 冷水量 280 l/min 温水量 280 l/min メーカー名 松下電器産業(株)	1	2F

機器名称	機器仕様	台数	系統
AO-3 ユニット型空調機	形式 横形 冷却能力 91,200 kcal/h 加熱能力 60,100 kcal/h 冷水量 310 l/min 温水量 310 l/min メーカー名 松下電器産業(株)	1	3, 4F
AFE-1 空気清浄装置	形式 電気集じん機・横形 風量 8,900 m3/h メーカー名 日本エアフィルター(株)	1	1F
AFE-2 空気清浄装置	形式 電気集じん機・横形 風量 16,000 m3/h メーカー名 日本エアフィルター(株)	1	2F
AFE-3 空気清浄装置	形式 電気集じん機・横形 風量 16,000 m3/h メーカー名 日本エアフィルター(株)	1	3, 4F
FCU-3 ファンコイルユニット	形式 天井吊形・露出形 メーカー名 ダイキン工業(株)	4	
FCU-3 ファンコイルユニット	形式 カセット形・CK-2 メーカー名 ダイキン工業(株)	9	
FCU-4 ファンコイルユニット	形式 カセット形・CK-2 メーカー名 ダイキン工業(株)	10	
FCU-6 ファンコイルユニット	形式 カセット形・CK-2 メーカー名 ダイキン工業(株)	20	
PCH-1 冷温水ポンプ	形式 能力 80mmφ 1,000l/min × 19mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	1次冷温水
PCH-2 冷温水ポンプ	形式 能力 65mmφ 340l/min × 19mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	3	2次冷温水
PCD-1 冷却水ポンプ	能力 125mmφ 1700l/min × 29mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	OT-1
PU-1 小型給水ポンプユニット	能力 50mmφ 490l/min × 35mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	上水
PU-1 小型給水ポンプユニット	能力 32mmφ 50l/min × 27mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	補給水
消化ポンプユニット	能力 50mmφ 300l/min × 45mmH2O メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	
PD-1 排水ポンプ	能力 50mmφ 100l/min × 10mmH2O メーカー名 (株)あずまポンプ製作所	2	雑排水
PD-2 雑排水ポンプ	能力 50mmφ 100l/min × 10mmH2O メーカー名 (株)あずまポンプ製作所	2	排水
FE-1 遠心送風機	形式 片吸込・天井吊形 風量 5100m3/h メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	B1機械室
FE-2 遠心送風機	形式 片吸込・天井吊形 風量 3400m3/h メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	B1電気室
FE-3 遠心送風機	形式 片吸込・天井吊形 風量 1000m3/h メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	B1自家発電室
FE-4 遠心送風機	形式 片吸込・天井吊形 風量 7140m3/h メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	
FE-5 遠心送風機	形式 片吸込・天井吊形 風量 2400m3/h メーカー名 (株)テラルキョクトウ	1	B1EV機械室

機器名称	機器仕様		台数	系統
FE-6 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	片吸込・天井吊形 400m ³ /h (株)テラルキョクトウ	1	B1消火ポンプ室
FE-7 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 700m ³ /h 三菱電機(株)	2	1・2F女子便所
FE-8 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 700m ³ /h 三菱電機(株)	2	1・2F男子便所
FE-9 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 550m ³ /h 三菱電機(株)	1	1F湯沸室
FE-10 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 200m ³ /h 三菱電機(株)	1	1F倉庫B
FE-11 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 800m ³ /h 三菱電機(株)	2	2・3F リフレッシュスペース
FE-12 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 550m ³ /h 三菱電機(株)	2	2・3F湯沸室
FE-13 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 700m ³ /h 三菱電機(株)	1	3F女子便所
FE-14 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 700m ³ /h 三菱電機(株)	1	3F男子便所
FE-15 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 400m ³ /h 三菱電機(株)	1	4F女子便所
FE-16 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 300m ³ /h 三菱電機(株)	1	4F男子便所
FE-17 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 100m ³ /h 三菱電機(株)	1	4Fシャワー室
FE-18 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 550m ³ /h 三菱電機(株)	1	4F湯沸室
FE-20 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 1400m ³ /h 三菱電機(株)	1	1F倉庫2
FS-1 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	片吸込・天井吊形 8840m ³ /h (株)テラルキョクトウ	1	B1機械室
FS-2 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	片吸込・天井吊形 3400m ³ /h (株)テラルキョクトウ	1	B1電気室
FS-3 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	片吸込・天井吊形 1000m ³ /h (株)テラルキョクトウ	1	B1自家発電室
FS-4 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	片吸込・天井吊形 7800m ³ /h (株)テラルキョクトウ	1	B1自家発電室
FS-5 消音ボックス付 遠心送風機	形式 風量 メーカー名	天井吊形 1400m ³ /h 三菱電機(株)	1	1F倉庫2

機器名称	機器仕様		台数	系統
FEX-1 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 400m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F女子更衣室
FEX-2 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 400m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F男子更衣室
FEX-3 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 300m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F女子休室1
FEX-4 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 300m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F女子休室2
FEX-5 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 300m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F女子休室3
FEX-6 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 400m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F男子休室1
FEX-7 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 400m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F男子休室2
FEX-8 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 200m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	1F電算室
FEX-9 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 200m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	1F電算室
FEX-10 全熱交換ユニット	形式 風量 静圧 メーカー名	天井隠ぺい形 400m3/h 12mmHO ダイキン工業(株)	1	4F地固整備室
FV-1 換気扇	形式 風量 メーカー名	圧力形 1500m3/h 三菱電機(株)	1	2・3F書庫
FV-2 換気扇	形式 風量 メーカー名	圧力形 1500m3/h 三菱電機(株)	1	2・3F書庫
FV-3 換気扇	形式 風量 メーカー名	圧力形 1000m3/h 三菱電機(株)	1	4F書庫
FV-4 換気扇	形式 風量 メーカー名	圧力形 1000m3/h 三菱電機(株)	1	4F書庫
TW-1 受水タンク	形式 容量 設置場所	WTFP 18m3 中仕切板有 屋内B1	1	

機器名称	機器仕様		台数	系統
WHE-1 貯湯式電気温水器	形式 容量 設置場所	電台下収納形 20ℓ 1F湯沸室	1	
WHE-2 貯湯式電気温水器	形式 容量 設置場所	壁掛形 20ℓ 2・3F湯沸室	2	
WHE-3 貯湯式電気温水器	形式 容量 設置場所	電台下収納形 35ℓ 4F湯沸室	1	
WHG-1 瞬間湯沸機	形式 容量 設置場所	解放・屋外形 遠隔スイッチ付 屋外	1	

東京法務局中野出張所

機器設置年:平成5年 7月

設備機器表

記号	台数	名称	機器仕様
RB-1	1	吸収冷温水機	形式:直だき(都市ガス) 電源容量 加熱能力:168290kcal/h, 冷凍能力:195490kcal/h 3相200V5.4kva 冷(温)水量:700L/min 冷却水量:1239L/min
CT-1	1	冷却塔	形式:直交流形 電動機 冷却能力:403200kcal/h 3相200v2.2kw 冷却水量:1239L/min
Acp-2 -3	2 4	空冷式パッケージ形 空気調和機	形式:冷房専用形 冷房能力:25680kcal/h 加熱方式:電気ヒーター 冷房能力:25700kcal/h
Acp-7	1	空冷式パッケージ形 空気調和機	形式:冷房専用形 冷房能力:16000kcal/h 床置形
ACU-1	1	ユニット形空気調和機	形式:立形 冷却能力:62290kcal/h, 加熱能力:55220kcal/h
ACU-2	1		形式:立形 冷却能力:46160kcal/h, 加熱能力:34350kcal/h
AF-1	1	空気清浄装置	形式:電気集じん機 風量:11550m3/h 系統:ACU-1
AF-2	1		(非再生式・横形) 風量:9640m3/h 系統:ACU-2
FCU-2 FCU-6	3 34	ファンコイルユニット	カセット形二方向(CKD)
ACP-4	各1	マルチパッケージ形 空気調和機(屋外機)	冷房・暖房能力:11530kcal/h, 9660kcal/h
ACP-5			冷房・暖房能力:5420kcal/h, 5040kcal/h
ACP-6			冷房・暖房能力:9600kcal/h, 11740kcal/h
ACP-4-1		マルチパッケージ形 空気調和機(屋内機)	冷房・暖房能力:7970kcal/h, 7160kcal/h 4階
ACP-4-2			冷房・暖房能力:3560kcal/h, 2500kcal/h 4階
ACP-5-1			冷房・暖房能力:1850kcal/h, 2540kcal/h 4階
ACP-5-2			冷房・暖房能力:3560kcal/h, 2500kcal/h 4階
ACP-6-1			冷房・暖房能力:4800kcal/h, 5870kcal/h 5階
PCH-1	1	冷温水ポンプ	仕様:80mmφ 700L/min 15mH2O 系統:一次側
PCH-2	1		仕様:65mmφ 364L/min 20mH2O 系統:ACU側
PCH-3	1		仕様:65mmφ 275L/min 20mH2O 系統:FCU側
PCD-1	1	冷却水ポンプ	仕様:100mmφ 1239L/min 15mH2O
PW-1	2	揚水ポンプ	仕様:40mmφ 125L/min 28mH2O フート井不要
PFU-1	1	消火ポンプユニット	仕様:65mmφ 300L/min 51mH2O フート井要
PD-1	2	排水ポンプ	仕様:50mmφ 248L/min 7mH2O 雨水排水汚水用
TW-1	1	受水タンク	規格:WTFP-15形 容量:13000L 屋内設置
TWH-1	1	高置タンク	規格:WTS-3形 容量:2500L 屋外設置
TE-1	1	膨張タンク	規格:Te-200形 容量:200L
TF-1	1	消火用充水タンク	規格:TF-500形 容量:500L
H-1	1	ヘッダー	200φ×1700L
H-2	1		200φ×2100L
H-3	1		100φ×1100L

保守対象外

東京法務局板橋出張所

機器設置年:平成14年 1月

空調機器表

No.1

記号	台数	名称	機器仕様
RR	1	水冷式チラーユニット	形式:半密閉スクルー型 動力 冷却能力:230kw/h 3相200v53kw 冷水量:660L/min 冷却水量:820L/min
CT	1	冷却塔	形式:FRP製低騒音丸型 動力 冷却能力:236kw 3相200v2.2kw 能力:RT 冷却水量:824L/min
PW-1	1	冷水ポンプ	型式:片吸込渦巻型 仕様:80φ×65φ×660L/min×26m
PW-2	1	温水ポンプ	型式:片吸込渦巻型 仕様:80φ×65φ×560L/min×22m
PW-3	1	冷却水ポンプ	型式:片吸込渦巻型 仕様:80φ×65φ×820L/min×24m
DH	2	除湿器	型式:プレナムチャンバー付パッケージ型 除湿能力:1.2L/h 送風量:1200m3/h
FCU2	8	ファンコイルユニット	カセット型 冷房能力:1410SHkcal/h, 暖房能力:2050SHkcal/h
FCU3	2		2方向 冷房能力:2120SHkcal/h, 暖房能力:3050SHkcal/h
FCU6	15		冷房能力:4240SHkcal/h, 暖房能力:6110SHkcal/h

機器設置年:平成16年

	1	鉄製温水ボイラー	昭和ボイラーSAD-305 パーナ形式:YL-40D.40L モーター:0.38kw
--	---	----------	--

機器設置年:昭和57年

空調機器表

記号	台数	名称	機器仕様
FR 1	1	還気送風機	片吸込多翼型 B1:事務室系統
FS 1	1	給気送風機	片吸込多翼型 PH:事務室系統
FS 2	1	給気送風機	片吸込多翼型 PH:機械室系統
FS 3	1	給気送風機	片吸込多翼型 PH:B1書庫系統
FE 1	1	排気送風機	片吸込多翼型 B1:機械室系統
FE 2	1	排気送風機	片吸込多翼型 B1:B1書庫系統
FE 3	1	排気送風機	片吸込多翼型 PH:便所系統
FE 4	1	排気送風機	片吸込多翼型 PH:湯沸室
FE 5	1	排気送風機	天井扇(低騒音型) 4F:シャワー室系統
FE 6	1	排気送風機	天井扇(低騒音型) 1F:1F身障者便所系統
FE 7	1	排気送風機	片吸込多翼型(塩ビ製) PH:23F複写コーナー系統
FE 8	8	排気送風機	有圧扇(ヒューズ内蔵型) 2,3F:2,3F書庫系統
FE 9	4	排気送風機	有圧扇(ヒューズ内蔵型) 4F:4F書庫系統
FE 10	3	排気送風機	小型多翼型(消音BOX型) 4F:4F会議室系統
FE 11	1	排気送風機	有圧扇 1F:変電室系統
FE 12	1	排気送風機	有圧扇 PH:ダムウエータ機械室系統
FE 13	1	排気送風機	小型多翼型 B1:オイルタンク室系統
FE 14	1	排気送風機	小型多翼型 PH:4F書庫系統
ACU-1	1	事務室系統空調機	ユニット水平型 風量:13400m3/h 冷却:76000Kcal/h
ACU-2	1	4階書庫系統空調機	ユニット垂直型 風量:5000m3/h 冷却:19000Kcal/h
ACU-3	1	4階会議室系統空調機	ユニット垂直型 風量:4800m3/h 冷却:26000Kcal/h

ACU 3保守対象外

衛生設備機器表

	1	受水槽	FRPサンドイッチ構造(3×2.5×2)
	2	揚水ポンプ	40φ×170L/min×32mAq×2.2kw
	1	消防水槽	
	1	屋内消火栓用ポンプ	65φ×300L/min×52mAq×5.5kw(65MSFU5.22エバラ)
	1	湧水槽	
	2	汚水水中ポンプ	80φ×700L/min×6mAq×1.5kw(80DSS5.15エバラ)
	1	高架水槽	FRPサンドイッチ構造(2×2.5×1.5)
	1	屋内消火栓用補助用高架水槽	容量:200L

空調機器表

記号	台数	名称	機器仕様
RHU -1, 2	2	小型吸収冷温水機 ユニット	形式 : 二重効用吸収冷温水機 (屋内設置形: ガス炊き) 冷房能力 : 141KW(114,000Kcal/H) 加熱能力 : 169KW(111,000Kcal/H)
CT -1, 2	2	冷却塔	形式 : 超低騒音型 丸型 (二重効用) 冷却能力 : 224,000Kcal/H 冷却水量 : 680L/min
PCD -1, 2	2	冷却水ポンプ	形式 : 空調用ポンプ (小型多段渦巻ポンプ) 能力 : 口径 80A × 680L/min × 300KPa × 4P
PCH -1, 2	2	冷温水ポンプ (1次)	形式 : 空調用ポンプ (小型渦巻ポンプ) 能力 : 口径 65A × 400L/min × 160KPa × 4P
PCH -3, 4	2	冷温水ポンプ (2次)	形式 : 空調用ポンプ (小型渦巻ポンプ) 能力 : 口径 65A × 400L/min × 180KPa × 4P
TE	1	膨張タンク (空調用開放形)	形式 : TE-100 吸収容量 37L
AC-1	1	ユニット形空気調和機	形式 : 床置立形 冷却能力 : 27KW(23,200Kcal/H) 加熱能力 : 24KW(20,700Kcal/H)
AC-2	1	ユニット形空気調和機	形式 : 床置横形 冷却能力 : 79KW(67,500Kcal/H) 加熱能力 : 70KW(60,000Kcal/H)
AC-3	1	ユニット形空気調和機	形式 : 床置横形 冷却能力 : 78KW(67,300Kcal/H) 加熱能力 : 63KW(54,200Kcal/H)
ACP -1-0	1	マルチパッケージ形 空気調和機 (室外機)	形式 : マルチ形空気熱源ヒートポンプ 冷房能力 : 22.4KW(20,000Kcal/H) 暖房能力 : 25.0KW(22,400Kcal/H)
ACP 1-1~4	4	(室内機)	形式 : 天井吊り (露出) 冷房能力 : 4.5KW 暖房能力 : 5.0KW
ACP -2-0	1	マルチパッケージ形 空気調和機 (室外機)	形式 : マルチ形空気熱源ヒートポンプ 冷房能力 : 45.0KW(40,000Kcal/H) 暖房能力 : 50.0KW(45,000Kcal/H)
ACP 2-1~2	2	(室内機)	形式 : カセット形 (1方出) 冷房能力 : 5.6KW 暖房能力 : 6.3KW
ACP 2-3~8	6	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 5.6KW 暖房能力 : 6.3KW
ACP -3-0	1	マルチパッケージ形 空気調和機 (室外機)	形式 : マルチ形空気熱源ヒートポンプ 冷房能力 : 36.4KW(31,300Kcal/H) 暖房能力 : 41.0KW(35,300Kcal/H)
ACP 3-1~2	2	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 4.5KW 暖房能力 : 5.0KW
ACP 3-3	1	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 5.6KW 暖房能力 : 6.3KW
ACP 3-4	1	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 7.1KW 暖房能力 : 8.0KW
ACP 3-5~8	4	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 2.2KW 暖房能力 : 2.5KW
ACP -4-0	1	マルチパッケージ形 空気調和機 (室外機)	形式 : マルチ形空気熱源ヒートポンプ 冷房能力 : 22.4KW(20,000Kcal/H) 暖房能力 : 25.0KW(22,400Kcal/H)

府中支局

記号	台数	名称	機器仕様
ACP 4-1~2	2	(室内機)	形式 : カセット形 (2方出) 冷房能力 : 9.0KW 暖房能力 : 10.0KW
FCU-3	32	ファンコイルユニット	形式 : カセット形 (2方向吹出形)
FCU-6	4	ファンコイルユニット	形式 : カセット形 (2方向吹出形)
FCU-8	4	ファンコイルユニット	形式 : カセット形 (2方向吹出形)
AFEU -1~4	4	空気清浄器	形式 : 室内設置天井カセット形、電気集じん器式 最大風量 : 1,800m ³ /H (30m ³ /min)
AFEU -5~10	6	空気清浄器	形式 : 室内設置天井カセット形、電気集じん器式 最大風量 : 1,200m ³ /H (20m ³ /min)
(ACP)	2	空気熱源ヒートポンプ パッケージ形空調機 (室外機、室内機)	形式 : 室内直吹パッケージ形 冷房能力 : 19.0KW 暖房能力 : 8.5KW (電気ヒーター 1.5KW)
VAV	2	変風量ユニット	形式 : 風速センサータイプ、電気式オペレーター 最大風量 : 5,540m ³ /H 最小風量 : 700m ³ /H (最小開度設定)
CAV-1	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 660m ³ /H
CAV-2	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 2,130m ³ /H
CAV-3	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 3,660m ³ /H
CAV-4	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 1,090m ³ /H
CAV-5	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 4,580m ³ /H
CAV-6	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 3,660m ³ /H
CAV-7	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 1,080m ³ /H
CAV-8	1	定風量ユニット	形式 : CAV 最大風量 : 4,350m ³ /H

換気設備機器表

記 号	台数	名 称	機 器 仕 様
FE-1	1	排気ファン (B 1階機械室)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 1 1/2 × 1590m ³ /H × 200Pa
FE-2	1	排気ファン (B 1階電気室)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 1/2 × 3990m ³ /H × 320Pa
FE-3	1	排気ファン (1階E.V.機械室)	形式 : 消音ボックス付片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 1/2 × 2550m ³ /H × 110Pa
FE-4	1	天井扇 (1階備品倉庫)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 150m ³ /H × 60Pa
FE-5	1	天井扇 (1階茶室)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 120m ³ /H × 70Pa
FE-6	1	天井扇 (1階湯沸室)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 200m ³ /H × 90Pa
FE-7	1	排気ファン (1階便所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 1270m ³ /H × 140Pa
FE-8	1	排気ファン (1階倉庫1)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 × 2130m ³ /H × 110Pa
FE-9	1	排気ファン (2階喫煙所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 840m ³ /H × 160Pa
FE-10	1	天井扇 (2階湯沸室)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 200m ³ /H × 90Pa
FE-11	1	排気ファン (2階便所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 1420m ³ /H × 140Pa
FE-12	1	排気ファン (3階喫煙所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 840m ³ /H × 160Pa
FE-13	1	天井扇 (3階湯沸室)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 200m ³ /H × 90Pa
FE-14	1	排気ファン (3階便所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 1420m ³ /H × 140Pa
FE-15	1	天井扇 (4階湯沸室)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 120m ³ /H × 90Pa
FE-16	1	中間ダクトファン (4階シャワー室)	形式 : 中間ダクトファン (街路腰) 送風機 : 40m ³ /H × 90Pa
FE-17	1	排気ファン (4階便所)	形式 : 消音形天吊リストレートシロッコファン 送風機 : 890m ³ /H × 140Pa
FE-18	1	有圧扇 (4階倉庫3)	形式 : 低騒音形 (排気用) 送風機 : 45cm 羽根 2800m ³ /H × 50Pa × 4P
FE-19	1	有圧扇 (4階機械室)	形式 : 低騒音形 (排気用) 送風機 : 25cm 羽根 730m ³ /H × 30Pa × 4P
FE-20	1	天井扇 (1階倉庫2)	形式 : 低騒音形天井埋込形 送風機 : 120m ³ /H
FS-1	1	給気ファン (B 1階機械室)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 × 2050m ³ /H × 240Pa
FS-2	1	給気ファン (B 1階電気室)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 1/2 × 3990m ³ /H × 230Pa
FS-3	1	給気ファン (B 1階AC-1給気用)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 1 × 660m ³ /H × 260Pa
FS-4	1	給気ファン (1階倉庫1)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 × 2130m ³ /H × 300Pa
FS-7	1	有圧扇 (4階倉庫3)	形式 : 低騒音形 (排気用) 送風機 : 40cm 羽根 3500m ³ /H × 50Pa × 4P
FS-8	1	給気ファン (4階倉庫3)	形式 : 片吸込シロッコファン 送風機 : # 2 × 2100m ³ /H × 100Pa

記号	台数	名 称	機 器 仕 様
FSE-1	1	空調扇 (1階コルナ-女室)	形式 : 低騒音形天井埋込カセット形 送風機 : 30m ³ /H × 20Pa
FSE-2	1	空調扇 (1階会議室)	形式 : 低騒音形天井吊り埋込形 普通換気切替付き 送風機 : 1030m ³ /H × 20Pa
FSE-3	1	空調扇 (4階休養室女)	形式 : 低騒音形天井埋込カセット形 送風機 : 120m ³ /H × 60Pa
FSE-4	1	空調扇 (4階休養室男)	形式 : 低騒音形天井埋込カセット形 送風機 : 210m ³ /H × 60Pa
FSE-5	1	空調扇 (4階更衣室女)	形式 : 低騒音形天井埋込カセット形 送風機 : 390m ³ /H × 50Pa
FSE-6	1	空調扇 (4階更衣室男)	形式 : 低騒音形天井埋込カセット形 送風機 : 450m ³ /H × 50Pa

衛生機器表

記 号	台数	名 称	機 器 仕 様
TW	1	受水タンク	形式 : FRP製別子付補強 外部補強式、2槽式 寸法 : 3000 × 3000(1500+1500) × 1500H 1G 11m ³ (中仕切板 3000 × 1500H)
PU	1	小型給水ポンプ	形式 : 推定末端圧力一定方式、並列自動交互(1/2-制御) 能力 : 40φ × 240L/min × 390Pa(並列時) × 2極
PDO	1	汚水用水中ポンプ (汚水槽)	形式 : 自動交互(異常時2台運転) 能力 : 50φ × 200L/min × 100KPa(単独時) × 2極
PDZ	1	雑用水中ポンプ (雑用水槽)	形式 : 自動交互(異常時2台運転) 能力 : 50φ × 200L/min × 100KPa(単独時) × 2極
	4	貯湯式給湯器	形式 : 電気式壁掛型、マイコンタイマー付 能力 : 貯湯量 12L
TF	1	消火用充水タンク	形式 : TF-200(外部防錆処理樹脂コーティング) 有効容量 : 200L

業務実施項目

管理基準項目		実施回数
1	ビル管法に基づく建築物環境衛生管理技術者業務	
	・保健所等立入検査立会	適宜
	・保健所指導に基づく管理業務全般	適宜
	・保健所提出書類の作成と提出	適宜
2-1	ビル管法に基づく空気環境測定（測定場所は別添「環境測定場所一覧」のとおり） ・温度、湿度、気流、炭酸ガス含有率、一酸化炭素含有率、浮遊粉塵量等	6回／年
2-2	ビル管法に基づく照度測定（測定場所は別添「環境及び照度測定場所一覧」のとおり） ・事務室内の設計照度量を測定する。※色温度、均斉度、演色性、グレアの状況で不具合のある箇所について測定記録に反映させる。	2回／年
3	ビル管法に基づく冷却塔等保守点検	
	・冷却塔、冷却水管、空調排水受け、加湿装置及び付属するポンプ類の使用開始時点検・清掃	1回／年
	・冷却塔、冷却水管、加湿装置及び付属するポンプ類の月例点検（運転期間中）	1回／月 7月～9月 12月～2月
	・冷却塔、冷却水管、加湿装置の清掃	1回／年
	・冷却塔、レジオネラ菌除菌剤投入	1回／年
	・冷却塔、レジオネラ菌検査	1回／年 8月上旬
4	ビル管法に基づく貯水槽清掃及び水質検査	
	・貯水槽目視点検	1回／年
	・貯水槽清掃	1回／年
	・水質検査（消毒副生成物）	1回／年
	・水質検査（15項目）	1回／年
5	給水設備外観点検	
	・給水設備全般の外観点検	2回／年
	・給水設備稼働機器類及び附属ポンプ類の運転状況点検	2回／年
6	ビル管法及び東京都指導基準に基づく排水槽点検・清掃	
	・排水槽、排水管、通気管及び各種ポンプ類の運転状況の点検	3回／年
	・排水槽汲み取り清掃	3回／年 (2回は希釈洗浄)
7-1	吸収式冷温水機保守点検	
	・冷房シーズンイン点検（冷房切替点検）	1回／年
	・冷房シーズンオン点検（中間点検・必要時清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオフ点検（暖房切替点検）	—
	・暖房シーズンイン点検（暖房切替点検）	1回／年
	・暖房シーズンオン点検（中間点検・必要時清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオフ点検（冷房切替点検）	—
7-2	チリングユニット保守点検（板橋出張所）	
	・チリングユニットシーズンイン点検	1回／年
	・チリングユニットシーズンオン点検	1回／月 7月～9月
	・チリングユニットシーズンオフ点検	1回／年
8-1	ユニット型空調機の維持管理	
	・ユニット型空調機のシーズンイン点検（フィルター清掃）	2回／年
	・ユニット型空調機のシーズンオン点検（フィルター清掃）	1回／月 7月～9月 12月～2月
8-2	パッケージ形空調機保守（中野出張所の4、5階設置のマルチ形を除く）	
	・冷房シーズンイン点検（冷房切替点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオン点検（中間点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオフ点検（暖房切替点検）	—
	・暖房シーズンイン点検（暖房切替点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオン点検（中間点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオフ点検（冷房切替点検）	—
9	ファンコイルユニットの維持管理	
	・ファンコイルユニットのシーズンイン点検・清掃	2回／年
10	鋳鉄製ボイラー点検（板橋出張所）	
	・性能点検	1回／年
	・月例点検（運転期間中）	1回／月 12月～2月
11	その他受託業務管理全般	
	・上記1から10に係るその他受託業務管理全般	適宜

環境及び照度測定場所一覧

	港出張所	城南出張所	中野出張所	板橋出張所	府中支局
外気	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関
B1	事務室				
1F	事務室	事務室			会議室
					総務事務室
2F	事務室	待合スペース	事務室(奥)	事務室(奥)	事務室(奥)
		事務室スペース	事務室(入口付近)	事務室(入口付近)	事務室(入口付近)
3F	会議室	待合スペース	待合スペース	事務室(奥)	事務室(奥)
		事務室スペース	事務室スペース	事務室(入口付近)	事務室(入口付近)
4F		休養室	事務室(奥)	会議室	男子更衣室
		喫煙室	事務室(入口付近)		
5F			事務室		
合計	5	8	8	6	8

※ 照度測定場所は■部分

仕 様 書

1 件 名

平成 2 5 年度東京法務局台東出張所外 9 庁空調設備保守点検及び執務環境測定業務

2 委託場所

東京法務局台東出張所	東京都台東区台東 1 - 2 6 - 2
東京法務局墨田出張所	東京都墨田区菊川 1 - 1 7 - 1 3
東京法務局新宿出張所	東京都新宿区北新宿 1 - 8 - 2 2
東京法務局北出張所	東京都北区王子 6 - 2 - 6 6
東京法務局練馬出張所	東京都練馬区春日町 5 - 3 5 - 3 3
東京法務局江戸川出張所	東京都江戸川区中央 1 - 1 6 - 2
東京法務局城北出張所	東京都葛飾区小菅 4 - 2 0 - 2 4
東京法務局多摩出張所	東京都多摩市落合 1 - 1 5 - 1
東京法務局田無出張所	東京都西東京市田無町 4 - 1 6 - 2 4
東京法務局西多摩支局	東京都福生市南田園 3 - 6 1 - 3

3 委託期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日

4 目 的

本委託は、上記委託場所の下記対象設備について専門的見地から、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止、並びに上記委託場所の室内空気室の状態を把握し、空気調和設備等を適正に管理することにより、健康被害の発生防止に資することを目的とする。

受託者は、上記の目的を達成するため委託期間中においては下記対象設備の保持のための定期点検並びに測定、検査を行うものとする。

5 対象設備

別紙 1 「設備機器一覧表」のとおり。

6 業務内容

(1) 定期点検業務

ア 定期点検業務として、設備機器の定期点検を行うこと。

イ 定期点検業務とは、別紙 2 「業務実施項目」に基づき実施すること。また、それに付随する機器の点検。

(2) 保守業務

受託者は設備機器の通常運転を継続するために必要な最低限の保守を行い機器等の不良及び運転時の不具合等の連絡を受けた場合は、可能な限り速やかに担当者を現地に派遣し、緊急的（一次的）対応をするものとする。

7 一般共通事項

- (1) 受託者は、契約後速やかに業務実施計画表及び業務実施体制表を作成の上、監督職員に提出し承認を受けること。
- (2) 受託者は、翌月の作業終了後作業報告書を監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は、作業終了後作業報告書を監督職員に提出すること。
なお、報告書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」に準ずる。
- (4) 従業者の服装は、業務に従事するにふさわしいものとし、バッジ等を付け氏名を明示しなければならない。
- (5) 受託者（従業者を含む）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 官公庁の検査の際は、検査に立ち会うこと。
- (7) 発生材は構外搬出とし産業廃棄物関係法令に従い処理すること。
- (8) 仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」とする。

8 その他

- (1) 業務の遂行に必要な下記の材料等は、受託者の負担とする。
油脂類（グリス、マシン油）パッキン類、一般機器工具類、付属備品（机、いす、ロッカー、書類入れ等）、電話設備工事及び電話回線申請費、通信費、事務用品、各種点検要旨、ウエス等。
- (2) その他疑義不明な点は、法務局と協議の上定める。

設備機器一覧表

機械設置年:昭和62年3月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力			備考
				相 φ	電圧V	電力kw	
	冷却塔	1	型式:MT4014SK 40HP	—	200	0.4	
	冷却水ポンプ	1	GEL65×505M—4M 3.7	—	200	3.7	
	冷温水ポンプ	1	GEK65×505M—4M 2.2	—	200	2.2	
	オイルギヤポンプ	2		—	200	0.4	
	チリングユニット	1	型式:RCU40W1B 40HP	—	200	30	
	エアーハンドリングユニット (空気調和機)	1	型式:CH-109BK ロールフィルター	—	200	5.5	
	ファンコイルユニット	35		—	—	—	
	暖房用ボイラー	1	型式:SA-305WKM 170,000Kcal/h	—	200	—	
	受水槽	1	容量:18m ³	—	—	—	保守外
	高置水槽	1	容量:7.5m ³	—	—	—	保守外

設備機器一覧表

機械設置年:平成14年・平成15年3月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力		
				相φ	電圧V	電力kw
RB	冷温水発生機	1	型式:HAU-G40EX 冷房容量:141kw 暖房容量:114kw 冷温水量:336.5ℓ/h 使用燃料:13Aガス	3	200	3.6KVA
ACU	空気調和機	1	型式:CH-400EK 冷房能力:145.9kw 暖房能力:234.88kw 送風量:34,700m ³ /h フィルターユニット交換形材質フィルトン, 予備100% 加湿器:高圧スプレー形, 噴霧量:100kg/h	3	200	15
AC	マルチエアコン	1				
PW1	揚水ポンプ	2	口径:40mm 吹出量:80ℓ/min 揚程:25m 自動交互	3	200	1.5
PW2	冷却水ポンプ	1	渦巻ポンプ80A 吹出量:455ℓ/min 全揚程:19m	3	200	3.7
PW4	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ80A 吹出量:500ℓ/min 全揚程:21m	3	200	3.7
TE	給水膨張タンク	1	FRP製 100ℓ 寸法:500×500×545			
CT	冷却塔	1	型式:MTW-40ES 二重効用吸収式冷凍機用低騒音形 循環水量:680ℓ/min 38℃-32℃	1	100	1.5
TW	受水槽	1	FRP製 サンドイッチパネルタンク チャンネルベース(本工事) 有効容量:5m ³ 電極:4本 定水位弁:25A コンクリート基礎	—	—	—
TWH	高置水槽	1	FRP製 サンドイッチタンク 有効容量:3m ³ 電極:5本 コンクリート基礎・架台(別工事)	—	—	—

設備機器一覧表(冷房)

機械設置年:平成14年1月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力			備 考
				相φ	電圧V	電力kw	
RR	水冷式チラー	1	型式:CR-J1700A 冷房能力:150kw R-22 半密閉式・スターデルタ方式 冷水:25.8m³/h 7℃~12℃ 冷却水:32.1m³/h 30℃~35℃	3	200	37	汎用品
CT	冷却塔	1	型式:MT-50ES FRP製 低騒音形 50RT 冷却能力:226.7kw 32℃~37℃ 650ℓ/min 27℃ WB	3	200	1.5	汎用品
TE	膨張タンク	1	FRP製 保温仕様 100ℓ				ボールタップ 25A
PW1	温水ポンプ	1	片吸込渦巻形 80×65	3	200	3.7	防振継手
PW2	冷水ポンプ	1	片吸込渦巻形 65×50	3	200	3.7	防振継手
PW3	冷却水ポンプ	1	片吸込渦巻形 80×65	3	200	3.7	防振継手
PO1・2	油 ポンプ	2	モーター直結形 15×10ℓ/min	3	200	0.2	
ACU	空気調和機	1	型式:FCV-81EZ 立置形 6列20段 送風機ファン #2 1/2PC 6,300m³/h 530Pa 1,010rpm 平形フィルター 水加圧式 加湿器 75kg/h ドレンパン SUS	3	200	2.2	特形
HEA	全熱交換機 システムエアハン	1	型式:AC2-SEZ 全熱交換ユニット組込型 給気ファン #2 1/2×6,300m³/h×451P 排気ファン #2 1/2×3,760m³/h×471P	3 3 3	200 200 200	0.1 3.7 2.2	特形
FCU (共通)	ファンコイルユニット		天井カセット形2方向吹出 リモートスイッチ3段切替 冷水:7℃~12℃ 温水:60℃				
	形 式						
	FCU-207CT	6		1	100	41W	
	FCU-307CT	2		1	100	48W	
	FCU-607CT	18		1	100	86W	
	FCU-1207CT	1		1	100	165W	

機器設備一覧表(暖房)

機械設置年:昭和57年

記号	機器名	台数	仕 様	動 力			備 考
				相φ	電圧V	電力kw	
BW	温水ボイラー	1	型式:SA-306W 鋳鉄製セクショナル(中圧)型 定格:185,000kcal/h 消費燃料:25.6ℓ/min 灯油 電熱面積:3.97m² バーナー:ガンタイプ ON-OFF	3	200	0.4	標準基礎
TOS	オイル サービスタンク	1	型式:鋼板溶接型 容量:90ℓ 寸法:建設省標準図参照 架台:1,500H				油面ゲージ共
TW	受水槽	1	型式:FRP単板パネル 現場施工形 容量:15,000ℓ 4,000×2,500×1,500H				耐震0.6G仕様 チャンネルベース共
TWH	高置水槽	1	型式:FRPサンドウィッチパネル 一体形 容量:3,000ℓ 架台:3,000H共				耐震1G仕様

設備機器一覧表

機械設置年:平成14年3月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力		
				相φ	電圧V	電力kw
RB	冷温水発生機	1	型式:HAU-KH50EX 冷房能力:176kw(50USRT) 暖房能力:211kw灯油焚 冷水温度:7℃~12℃ 温水温度:54℃~60℃ 冷温水量:500ℓ/min 冷却水温度:入口32℃ 出口38℃ 冷却水量:762ℓ/min	3	200	2.31
CT	冷却塔	1	FRP製 低騒音形 冷却能力:316kw 入口38℃ 出口32℃ 762ℓ/min	3	200	1.8
ACU	空気調和機	1	型式:TUC-193BH 横型 冷却能力:104.65kw 7℃~12℃ 加熱能力:139.53kw 60℃→53.6℃ 風量:16,460m ³ /h×843Pa 気化式加湿装:32.6kg/h	3	200	7.5
PW1	冷却水ポンプ	1	口径:80×60A 1.25m ³ /min×13m	3	200	3.7
PW2	冷温水ポンプ	1	(一次側)口径:65×50A 0.63m ³ /min×10.5m	3	200	1.5
PW3	冷温水ポンプ	1	(空調機)口径:65×50A 0.63m ³ /min×10.5m	3	200	1.5
PW4	冷温水ポンプ	1	(ファインコイル) ラインポンプ 口径:40A 100ℓ/min×10m揚程	3	200	0.75
TE	膨張タンク	1	FRP製 保温仕様 100ℓ ボールタップ25A			
FCU	ファンコイルユニット		タイプ	冷房能力(kw)	暖房能力(kw)	
	FCU-603CER	3	天吊形	5.35	9.01	1 100 30W
	FCU-1203FEL	1	床置形	9.5	16.8	1 100 60W
	FCU-1203CEL	1	天吊形	9.5	16.8	1 100 60W
	FCU-803CFEL	1	床置形	7.22	12.95	1 100 45W
C1	冷暖房機	1	壁掛形 空冷ヒートポンプ式 冷房能力:1.8kw 暖房能力:2.2kw	1	100	480W
C2	冷暖房機	1	壁掛形 空冷ヒートポンプ式 冷房能力:4.0kw 暖房能力:5.6kw	1	200	1460W
PO	油 ポンプ	2	口径:3/8B×3kg/cm ²	3	200	0.2

設備機器一覧表

機械設置年:平成14年3月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力		
				相φ	電圧V	電力kw
RB	冷温水発生機	1	型式:HAU-AH50EX 冷房能力:176kw(50USRT) 暖房能力:211kw A重油焚 冷水温度:7℃~12℃ 温水温度:54℃~60℃ 冷温水量:500ℓ/min 冷却水温度:入口32℃ 出口38℃ 冷却水量:762ℓ/min	3	200	2.51
ACU	空調機	1	型式:FCH-261SZK 横型 14,140m ³ /h SP=534(機外383)Pa 冷却能力:79kw 加熱能力:73kw 高圧スプレー加湿:27kg/h	3	200	5.5
AFR	空気ろ過機	1	オートローラエアフィルター 処理風量:14,140m ³ /h ろ過風量:1.4m/s 捕集率:80%(重量法)	3	200	0.1
CT	冷却塔	1	FRP製 低騒音形 冷却能力:319kw 7℃→12℃ 入口38℃ 出口32℃ 762ℓ/min	3	200	1.8
PC	冷却水ポンプ	1	口径:80A 揚水量:690ℓ/min 揚程:15m	3	200	3.7
PCW	冷温水ポンプ	1	口径:65A 揚水量:390ℓ/min 揚程:21m	3	200	3.7
TE	膨張タンク	1	FRP製 保温仕様 100ℓ ボールタップ25A			
FCU	ファンコイルユニット		タイプ	冷房能力(kw)	暖房能力(kw)	
	FCU-1203CER	8	床置形	9.5	16.8	1 100 60W
	FCU-403FEL	1	床置形	3.58	6.15	1 100 20W
	FCU-203CEL	1	床置形	1.76	3.19	1 100 10W
	FCU-603CFEL	1	天吊形	5.35	9.01	1 100 30W
PO	油 ポンプ	2	口径:12mm 最高吐出圧力:0.3MPa 吐出量:6ℓ/min A重油	3	200	0.2

設備機器一覧表

機械設置年:平成15年3月

記号	機器名	台数	仕 様 ・ 動 力
RB	冷温水発生機	1	型式:HAU-G40EX 冷房容量:141kw(40.0 USRT) 暖房容量:114kw 冷房水量:336.5 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 燃料:13Aガス 3 ϕ 200V 3.6KVA
CT	冷却塔	1	型式:MTW-40ES 二重効用吸収式冷凍機用低騒音形 循環水量:680 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ WB27℃ 38℃-32℃ 3 ϕ 200V 1.5KW4P
ACU	空気調和機	1	型式:TUC-40AV 冷却能力:34.63kw(7℃-12℃) 加熱能力:35.03kw(60℃-55℃) 風量 2,920 m^3/h 機外静圧:334pa 3 ϕ 200V 1.5kw4P 50HZ 加湿量:18.9kg/h(気化式) オートロールフィルター式
ACP-1	パッケージ型 空気調和機 (会議室系統)	1	冷房能力:13,200kcal/h 暖房能力:11,500kcal/h 送風機:2,920 m^3/h (OA600 m^3/h)・22.8mmH ₂ O(機外静圧) (圧縮機)5.5kw (送風機)0.75kw (加湿器)3.0kw
ACP-2	パッケージ型 空気調和機	2	ヒートポンプ壁掛型・(冷)2,000kcal/h(暖)2,500kcal/h 室外機は1台 820W 1相 100V
ACP-3	パッケージ型 空気調和機	1	ヒートポンプ壁掛型・(冷)4,000kcal/h(暖)4,500kcal/h (2.5HP) 2.5kw 3相 200V
PW-1	冷却水ポンプ	1	渦巻ポンプ 65A×50A・550 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 16.4m 3.7kw
PW-2	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 65A・340 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 12.5m 1.5kw
PW-3	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 40A・95 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 8.9m 0.4kw
PW-4	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 50A・145 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 13.4m 1.5kw
PW-5	冷温水ポンプ	1	ラインポンプ 32A・100 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ 4.4m 0.25kw
FCU	ファンコイルユニット		タイプ
	FCU-8	1	床置露出形
	FCU-6	4	床置露出形
	FCU-4	1	床置露出形
	FCU-6	3	天井露出吊形
	FCU-8	1	天井カセット形 二方向吹出し ダクト接続
	FCU-6	15	天井カセット形 二方向吹出し ダクト接続
	FCU-4	1	天井カセット形 二方向吹出し ダクト接続
TW	受水槽	1	FRP保温パネル 2.0m×1.0m×2.0mh 2/3G 有効3.2 m^3
TWH	高置水槽	1	1.0 m^3 FRP保温型 球型 鉄骨架台2.0m/h 1.0G

設備機器一覧表

機械設置年:平成15年3月

記号	機器名	台数	仕 様	動 力		
				相φ	電圧V	電力kw
B	オートロールフィルター (差圧式)		処理風量:19,000m ³ /h 風速:2.3m/sec 3φ×200V×0.1kw	—	—	—
C	RAチャンバー		内貼50m/m 2,400×1,000×1,400h	—	—	—
D	サブライチャンバー		〃	—	—	—
I	チーリングユニット		型式:PCUP2650W2 冷房能力:188,500kcal/h(62.4USRT) 冷水量:580ℓ/min 出口温度:7℃ 入口温度:12℃ 冷却水量:1,040ℓ/min 入口温度:32℃ 出口温度:37℃ 圧縮機(密閉型):3φ×200A×30kw×2 オイルヒーター:3φ×200×0.1×2 標準付属品一式 防振基礎	—	—	236 22
J	セクショナル温水ボイラー		型式:NEOS-W-2500A 定格出力:245,000kcal/h 伝熱面積:6.4m ² 燃料消費量:33.3ℓ/h(A重油) バーナー:3φ×200A×0.75kw 最高使用圧力:30m	—	1.0MPa	291 0.38
H-1	冷温水ヘッダー(往)	1	200φ×1,230L 架台:600h 溶解栓付	—	—	—
H-2	冷温水ヘッダー(還)	1	200φ×1,230L 架台:600h 溶解栓付	—	—	—
K	オイルサービスタンク		容量:60ℓ 500×500×500h 架台:1,500h	—	—	—
L	オイルキヤポンプ (重油用歯車式)		10φ×6ℓ/min×3kg/cm ² 3φ×200A×0.2kw 4P	—	—	—
CT-1	冷却塔	1	型式:MT-80ES 低騒音形80RT 循環水量:1,040ℓ/min 37℃—32℃ WB27℃ 3相 200V 1.8kw 4P	—	—	—
AHU-1	空気調和機	1	型式:FCH-291SZK-C 水平型 冷却能力:125.59kw(入口水温7.0℃) 加熱能力:125.59kw(入口水温60.0℃) 風量:19,000m ³ /h SP854(機外=637)pa 3相 200V 11kw 4P 有効加湿量:50kg/h(高圧スプレー式) オートロールフィルター式	—	—	—
AHU-2	空気調和機	1	型式:FCH-171SZK 水平型 冷却能力:73.73kw(入口水温7.0℃) 加熱能力:68.61kw(入口水温60.0℃) 風量:10,900m ³ /h SP868(機外=637)pa 3相 200V 5.5kw 4P 有効加湿量:29kg/h(高圧スプレー式) オートロールフィルター式	—	—	—
	エアハンドリングユニット (空気調和機)	1	型式:AHU-110DVK2(B1機械室設置)			
	マルチパッケージ形 空気調和機(室外機)	1	型式:FDCRP451CLX 製造メーカー:三菱重工(株)			
	マルチパッケージ形 空気調和機(室内機)	4	型式:FDKP451LX(3F事務室設置) 製造メーカー:三菱重工(株)			
P-1	冷却水ポンプ	1	渦巻ポンプ 100×80A 1.0m ³ /min×17m 3相 200V 5.5kw	—	—	—
P-2	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 80A 0.4m ³ /min×22m 3相 200V 3.7kw	—	—	—
EXT-1	膨張タンク	1	FRP製(内外部) 100ℓ 500×500×545 架台:500h	—	—	—
	受水槽	1	FRP製 パネルタンク サンドウィッチ構造 3,500×3,000×2,000h 容量:18m ³ (有効) コンクリート基礎500h チャンネルベース	—	—	—
	揚水ポンプ	2	40φ×125ℓ/min×28m×2.2kw×3φ×200V コンクリート製基礎(B基礎) 型式:KF2-50A 2.2 型番:063768844 品番:A3784561VC9198 0.281m ³ /min 32m	—	—	—

設備機器一覧表

機械設置年:平成20年2月

記号	機器名	台数	仕 様	備 考
RB	吸収冷温水機	1	型式:CH-KG40ST 蒸気焚二重効用吸収冷温水機 冷凍能力:120.960kcal/h(計算値97.900kcal/h) 加熱能力:120.960kcal/h(計算値95.100kcal/h) 冷温水量:366ℓ/min 冷水:出口7℃→入口12.5℃ 温水出口:55.0℃ 冷却水量:550ℓ:出口39.0℃→入口32.0℃ 蒸気圧力:7kg/cm ² 消費量:(冷)190kcal/h(暖)221kcal/h	消費電力:3φ200V (冷)800W(暖)1,600W 制御回路:180VA メーカー標準仕様 矢崎総業(株)製
CT	冷却塔	1	型式:CT-K40LS 超低騒音形 冷却水量:550ℓ/min 入口39.0℃→出口32.0℃ 冷却水温度スイッチ付	電動機出力:極数 3φ200V 1.1kw 矢崎総業(株)
	ユニット型空調和機	1	型式:CV-180EK	
ACU	ユニット形空調和機	1	型式:NHM-240FRKT コイル能力:(冷)72.000kcal/h(暖)72.000kcal/h 送風機:15.750m ³ /h 機外静圧:40mmH ₂ O 直立形 加湿:水加圧噴霧式 17.0kg/h(有効加湿量) 自動ロールフィルター:非再生形 集じん効率82%以上 制御装置付	送風機出力 3φ200V 5.5kw 加湿器出力 3φ200V 0.1kw 自動ロールフィルター 3φ200V 0.2kw
TH	還水槽	1	ステンレス鋼板製 角形 有効容量:500ℓ	(800×800×900)h
PCH-1	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 65φ・366ℓ/min(RB→HCH)	3φ200V 1.5kw
PCH-2	冷温水ポンプ	1	渦巻ポンプ 50φ・316ℓ/min(HCH→ACU)	3φ200V 0.75kw
PCH-3	冷温水ポンプ	1	ラインポンプ 25φ・50ℓ/min(HCH→FCU)	3φ200V 0.25kw
PCD	冷却水ポンプ	1	渦巻ポンプ 65φ・550ℓ/min	3φ200V 2.2kw
PD	返送ポンプ	2	多段渦巻ポンプ 高温仕様(81℃~100℃) 主軸:SUS403 40φ・90ℓ/min・50m	3φ200V 2.2kw (自動交互運転)
TE	膨張水槽	1	FRP製(複合板) 角形 有効容量100ℓ	メーカー標準仕様
	ファンコイルユニット	6		

設備機器一覽表

[illegible]

東京法務局西多摩支局

機器設置年:平成18年1月

設備機器表

No.1

記号	台数	名称	機器仕様
RH-1	1	直だき吸収冷温水機	形式:HAU-GH80EX 加熱・冷凍能力:各279kw 冷(温)水量:800L/min 電源容量 3相200v7.8kva 冷却水量:1360L/min
CT-1	1	冷却塔	形式:SBW-80ES 冷却能力:520kva 冷却水量:1360L/min 電動機 3相200v5.5kw
AC-1, 2	各1	空冷式パッケージ形 空気調和機	形式:ヒートポンプ形 設置形式:CK-4 冷房・暖房能力:5.0kw,5.6kw 冷房・暖房能力:9.0kw,10.6kw
ACR-1, 2	各1	ルームエアコン	形式:ヒートポンプ形 設置形式:CK-1 冷房・暖房能力:2.5kw,3.6kw 冷房・暖房能力:3.6kw,4.8kw
ACR-1	各1	ユニット形空気調和機	形式:SH-22 冷却・加熱能力:106kw,62kw 系統:1階
ACR-2			形式:SV-13 冷却・加熱能力:58kw,34kw 系統:2階
ACC-1	1	コンパクト形空気調和機	形式:天吊 送風機風量:3000m3/h 冷却・加熱能力:10.6kw,5.1kw 系統:2階階段室A
AF-1	各1	空気清浄装置	形式:電気集じん機 風量:19060m3/h 系統:AC-1
AF-2			(自動巻取形・横形) 風量:10490m3/h 系統:AC-2
FCU-2	10	ファンコイルユニット	カセット形(方向:CK-2)
FCU-3	7		
FCU-4	10		
FCU-6	6		
FCU-8	1		
ACP-1	各1	マルチパッケージ形 空気調和機(屋外機)	冷房・暖房能力:22.4kw,25kw
ACP-2			冷房・暖房能力:45kw,50kw
ACP-1-1	各1	マルチパッケージ形 空気調和機(屋内機)	冷房・暖房能力:4.5kw,5kw
ACP-1-2			冷房・暖房能力:4.5kw,5kw
ACP-1-3			冷房・暖房能力:4kw,4.8kw
ACP-1-4			冷房・暖房能力:3.6kw,4kw
ACP-1-5			冷房・暖房能力:3.6kw,4kw
ACP-2-1			冷房・暖房能力:9kw,10kw 設置形式:CID
PCH-1	1	冷温水ポンプ	仕様:80mmφ 800L/min 23m 系統:RH-1
PCD-1	1	冷却水ポンプ	仕様:100mmφ 1360L/min 28m 系統:CT-1
PU-1	1	受水槽付小形給水 ポンプユニット	型式:HPT-30-FA 仕様:25mmφ 25L/min 26m 系統:CT補給水用 加湿用
PD-1	各2	排水用水中 モーターポンプ	仕様:50mmφ 150L/min 10m 形式(系統):雑排水用(雨水)
PD-2			仕様:50mmφ 100L/min 9m 形式(系統):雑排水用(雑排水)
PD-3			仕様:50mmφ 75L/min 9m 形式(系統):雑排水用(湧水)
FS-1	各1	遠心送風機	仕様:2400m3/h,静圧230Pa 系統:B1F機械室
FS-2			仕様:2800m3/h,静圧260Pa 系統:B1F電気室
FS-3			仕様:1950m3/h,静圧250Pa 系統:B1F書庫3
FE-1			仕様:2100m3/h,静圧180Pa 系統:B1F機械室
FE-2			仕様:2800m3/h,静圧220Pa 系統:B1F電気室
FE-3			仕様:1950m3/h,静圧230Pa 系統:B1F書庫3

業務実施項目

管理基準項目		実施回数
1-1	空気環境測定（測定場所は別紙一覧のとおり）	
	・温度、湿度、気流、炭酸ガス含有率、一酸化炭素含有率、浮遊粉塵量等	6回／年
1-2	照度測定（測定場所は別添「環境及び照度測定場所一覧」のとおり）	
	・事務室内の設計照度量を測定する。※色温度、均斉度、演色性、グレアの状況で不具合のある箇所について測定記録に反映させる。	2回／年
2	冷却塔等の保守点検	
	・冷却塔シーズンイン点検（附属ポンプ類点検含む）	1回／年 6月
	・冷却塔シーズンオン点検（内1回は附属ポンプ類点検含む）	1回／月 7月～9月
	・冷却塔シーズンオフ点検	1回／年
	・冷却塔レジオネラ検査	1回／年 7月
3	貯水槽点検・清掃（墨田出張所、新宿出張所、江戸川出張所及び城北出張所）及び水質検査	
	・貯水槽目視点検	1回／年
	・貯水槽清掃	1回／年
	・水質検査（消毒副生成物）	1回／年
	・水質検査（15項目）	1回／年
	・水質検査（10項目）	1回／年
4	給水設備外観点検	
	・給水設備全般の外観点検	2回／年
	・給水設備稼働機器類及び附属ポンプ類の運転状況点検	2回／年
5	排水槽点検・清掃（西多摩支局）	
	・排水槽内の外観点検	2回／年
	・排水槽内害虫等の発生状況点検（必要時清掃）	2回／年
	・排水ポンプ等運転状況点検	2回／年
6-1	吸収式冷温水機保守点検	
	・冷房シーズンイン点検（冷房切替点検）	1回／年
	・冷房シーズンオン点検（中間点検・必要時清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオフ点検（暖房切替点検）	—
	・暖房シーズンイン点検（暖房切替点検）	1回／年
	・暖房シーズンオン点検（中間点検・必要時清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオフ点検（冷房切替点検）	—
6-2	チリングユニット保守点検（台東出張所、新宿出張所及び城北出張所）	
	・チリングユニットシーズンイン点検	1回／年
	・チリングユニットシーズンオン点検	1回／月 7月～9月
	・チリングユニットシーズンオフ点検	1回／年
7-1	ユニット型空調機の維持管理	
	・ユニット型空調機のシーズンイン点検（フィルター清掃）	2回／年
	・ユニット型空調機のシーズンオン点検（フィルター清掃）	1回／月 7月～9月 12月～2月
7-2	パッケージ形空調機保守（墨田出張所、北出張所、江戸川出張所、城北出張所及び西多摩支局）	
	・冷房シーズンイン点検（冷房切替点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオン点検（中間点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・冷房シーズンオフ点検（暖房切替点検）	—
	・暖房シーズンイン点検（暖房切替点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオン点検（中間点検・各種フィルター清掃）	1回／年
	・暖房シーズンオフ点検（冷房切替点検）	—
8	ファンコイルユニットの維持管理	
	・ファンコイルユニットのシーズンイン点検・清掃	2回／年
9	鋳鉄製ボイラー点検（台東出張所、新宿出張所及び城北出張所）	
	・性能点検	1回／年
	・月例点検（運転期間中）	1回／月 12月～2月
10	その他受託業務管理全般	
	・上記1から9に係るその他受託業務管理全般	適宜

環境及び照度測定場所一覧

	台東出張所	墨田出張所	新宿出張所	北出張所	練馬出張所	江戸川出張所	城北出張所	多摩出張所	田無出張所	西多摩支局
外気	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関	玄関
B1	機械室	機械室	機械室							機械室
	書庫		書庫							
		事務室(証明窓口)	事務室(権利・法人)	会議室	多目的ホール 会議室	事務室(総括係)	事務室(法人)	男子休憩室	事務室(総括係)	事務室(証明窓口)
1F			書庫	休憩室	女子休憩室	事務室(所長室)	休憩室	女子休憩室	休憩室	事務室(登記事務)
				機械室	男子休憩室	機械室 書庫・倉庫 更衣室		会議室 機械室 書庫等	事務室(所長室) 会議室 機械室	VDT 休止室
	事務室(入口付近)	事務室(総括係)	事務室(証明窓口)	事務室(入口付近)	事務室(証明窓口)	事務室(甲号)	事務室(証明書窓口)	事務室(入口付近)	事務室(入口付近)	機械室
2F	事務室(奥)	事務室(所長室)	事務室(表示係)	事務室(奥)	事務室(権利係等)	事務室(乙号)	事務室(表示係)	事務室(奥)	事務室(奥)	事務室(総括係)
					増築事務室(総括係等)	休憩室	休憩室	書庫 VDT休止室		会議室
					増築事務室(所長室)					休憩室
3F	休憩室	会議室	事務室(総括係)			会議室	事務室(権利係)		書庫	
	事務室(所長室)	休憩室	会議室			休憩室	休憩室			
4F			休憩室				事務室(総括係)			
			物品庫				休憩室			
							会議室			
合計	5	5	6	5	6	5	6	5	5	5

※1 斜線場所につき、対象外 ※2 照度測定場所は 部分

仕 様 書

検査名称 東京法務局台東出張所ほか 5 庁地下式及び屋内オイルタンク定期検査（配管漏洩検査含む）及び清掃

検査場所 別紙のとおり

検査期間 平成 25 年から平成 27 年までの間の毎年 11 月 1 日から 11 月末日までの期間

作業内容 消防法，危険物関係政省令に定める地下オイルタンクの定期検査（埋設配管の漏洩検査等を含む。屋内設置タンクについては，地下式に準じる。）及び清掃

- 共通事項
- 1 あらかじめ対象物の設置状況，劣化状況を確認し，点検の参考とする。
 - 2 点検の結果対象部分に損傷等がある場合は，応急措置，危険防止措置を講じるとともに，速やかに監督職員に報告する。
 - 3 点検の実施に当たり，仕上げ材構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には，あらかじめ法務局の承諾を受ける。
 - 4 仕様書に記載のない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版による。
 - 5 平成 16 年 4 月 1 日施行の点検方法及び判定基準に適合する試験方法とする（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第 62 条の 5 の 2 及び 62 条の 5 の 3，危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 71 条及び 71 条の 2）。
 - 6 検査実施後，法令に則った地下タンク等定期点検実施結果報告書の正本及び副本を提出すること（規則第 62 条の 7）。
 - 7 残油量が指定数量を超えるときは，危険物仮貯蔵・仮取扱の申請をすること。
 - 8 廃棄物の処分にあつては，当該マニフェストを提出すること。

個別仕様

【点検内容】

1 基礎

(1) 上部スラブ 亀裂，埋没，沈下等の有無を点検する。

(2) マンホール

ア パッキン及びその当たり面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。

イ プロテクター内部の汚れ，滞水，滞油及び堆積物の有無を点検する。

2 本体

(1) タンク内の油を抜いて，加圧法により漏れの有無を点検する。

(2) 漏洩検査管により漏れの有無を点検する。

(3) 加圧法により割れ，損傷，腐食等の有無及び沈殿物等の汚れの有無を点検する。

3 配管

加圧法により漏れの有無を点検する。

4 通気口

(1) 取付状態の良否を点検する。

(2) 引火防止網の脱落，腐食及び目詰まりの有無を点検する。

5 標識及び揭示板

汚れの有無を点検し，表示が明瞭であることを確認する。

6 消火器

設置場所，数及び交換時期を確認する。

【清掃内容】

タンク内スラッジ等を除去し，内壁を清拭する。

検査場所一覧

名称	所在	政令区分	最大容量(L)	種類	設置年月
東京法務局台東出張所	東京都台東区台東1-26-2	地下タンク貯蔵所	1,000	灯油	昭和61年
東京法務局新宿出張所	東京都新宿区北新宿1-8-22	地下タンク貯蔵所	1,500	灯油	昭和57年
東京法務局板橋出張所	東京都板橋区板橋1-44-6	屋内タンク貯蔵所	1,400	灯油	昭和57年
東京法務局北出張所	東京都北区王子6-2-66	地下タンク貯蔵所	1,900	灯油	昭和49年
東京法務局練馬出張所	東京都練馬区春日町5-35-33	地下タンク貯蔵所	1,700	重油	昭和50年
東京法務局城北出張所	東京都葛飾区小菅4-20-24	地下タンク貯蔵所	3,000	重油	昭和53年

警備業務及び消防設備点検保守業務仕様書

1 警備対象物件及び所在地

別表 1 「対象物件及び所在地一覧表」 のとおり

2 目的

本仕様は、法務局が使用する対象物件につき、受託者が盗難等の不良行為を排除し、物品及び施設の保全を図ること及び消防設備の点検保守業務を実施し、火災の予防に務め法務局の業務が円滑に遂行できるよう寄与することを目的とする。

3 契約期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

4 警備計画

1) 警備使用回線

一般公衆用回線（常時断線監視機能付）とする。

2) 警備業務詳細

(1)業務内容

- ア 火災，盗難等の異常事態の感知
- イ 事故等確知時における警察機関等関係先への連絡，通報
- ウ 警備実施事項の報告

(2)警備方法

機械警備システムによるものとする。

(3)警備担当時間

平 日 17：15～翌08：30

閉庁日 08：30～翌08：30

「行政機関の休日に関する法律」（昭和 63 年 12 月 13 日法律第 91 号）に定め

る休日

(4)警備の開始と終了

前記(3)の警備担当時間において、上記 1 の対象物件が無人の状態となり、警備開始の信号を受信したときから警備を開始し、警備解除の信号を受信したときに警備を終了するものとする。

3) 警備仕様

受託者は、上記 1 の対象物件に対し、機械警備システムに必要な機器等を受託者の費用負担により設置するものとする。

なお、全ての出入口及び開閉式の全ての窓にはマグネット式のセンサーを設置するものとする。

(1)各種センサー

開閉センサー、空間センサー及びその他必要となる各種センサー等を対象物件において、機械警備業務を遂行する上で必要となる数量を、その性能を十分に発揮し得る最良の位置に過不足無いよう取り付けるものとする。

なお、設置については、機器の種類、数量の配置図面等を明記した警備計画書を事前に法務局に提出し、確認を受けるものとする。

(2)警報装置

警報装置は、対象物件で発生した異常事態を自動的に受託者に通報するものとする。

(3)制御装置

庁舎全体の警備を一斉に開始（以下「警備セット」という。）できるものとし、警備セットを行った際には、受託者に警備開始の信号を送信するシステムとする。

ただし、東京法務局中野出張所庁舎においては東京法務局及び東京国税局それぞれの独立した警備区域（以下「ブロック」と呼称する。）に分け、それぞれ専用のカードによりブロック毎の警備セット・解除が可能なものとする。

なお、制御装置には、停電・瞬断等の電力供給停止時に電源を供給する無停電電源装置（UPS機能を有するもの）を付加するものとする。

(4)火災感知器及び火災用制御装置

火災などによって発生する煙の濃度を感知して、火災信号を受託者に送信するものとする。

(5)その他

遠隔操作機・キーポスト及びチェックボックスその他必要となる機器

4) 警備実施要領

(1) 警備機構

受託者は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するものとする。

(2) 受託者の事業所

受託者は、警備実施時間中、常に機動隊との交信を保持するものとする。

(3) 機動隊

機動隊は、常時受託者の事業所と連絡をし、対象物件の異常事態に備えるものとする。

5) 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

ア 法務局における取扱い

(ア) 対象物件において、最終退庁者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置を行い、チェックボックスで各警報機器の作動状況を確認する。

(イ) 最終退庁者は、対象物件内部に設置したコントローラで磁気カードを使用し、警備セットを行う。

イ 受託者における取扱い

対象物件において、最終退庁者が行った警備セットにより、自動的に警備開始の信号を受信し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

ア 法務局における取扱い

対象物件における最初の入庁者は、入庁後に内部に設置したコントローラで磁気カードを使用し、警備の解除を行う。

イ 受託者における取扱い

対象物件において、最初の入庁者が警備の解除を行ったときは、自動的に警備解除の信号を受信し、警備を終了する。

6) 機械警備実施時間中における法務局の職員による対象物件への入庁

機械警備実施時間中、法務局の職員による対象物件への入庁は原則として認めない。

ただし、やむを得ない場合は、以下の要領により入庁するものとする。

(1)前記5) (2)の要領にて警備を解除したときは、直ちに受託者に機械警備を解除した旨の連絡を行うものとする。

(2)対象物件への臨時入庁中の警備は、法務局の責任において実施するものとする。

7) 異常事態発生時における受託者の処置

(1)警報受信装置により対象物件に異常事態が発生したことを確認したときに、受託者は、機動隊を速やかに現地に急行させ、異常事態の調査を行うとともに、事態の拡大防止に当たるものとする。

(2)対象物件に到着した機動隊は、異常事態を確認後、受託者の事業所にその状況を連絡し、必要に応じて警察機関等関係先に通報するものとする。

(3)受託者は、あらかじめ提出された法務局の緊急連絡者に連絡するものとする。

8) 事故報告等の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、受託者は、事故報告書を監督職員に提出するものとする。

9) 鍵、磁気カードの預託

警備実施に必要な鍵又は磁気カードは、法務局と受託者相互に預託するものとする。

なお、預託された鍵又は磁気カードは、それぞれが厳重に取り扱い、保管するものとする。

10) 警報装置の保守点検

法務局の対象物件に設置された警報装置の機能については、受託者が適宜点検等の保守を行うものとし、点検の都度その状況を監督職員に報告するものとする。

11) 法務局における対象物件の緊急連絡者名簿の提出

(1)法務局は、受託者に対し緊急連絡者名簿を提出する。

(2)緊急連絡者名簿に変更があるときは、遅滞なく文書により通知する。

12) その他

(1)機械警備システムの機器等の撤去

上記 3) により設置した機器等を撤去する必要がある場合及び本契約期間満了後、これらの機器等は、受託者の費用負担により撤去するものとする。

(2)警備計画書に定めのない事項については、その都度法務局と受託者で協議し、文書にて取り決めるものとする。

5 消防計画

1) 業務対象設備

対象物件において点検保守業務を行う消防設備の種類、種別及び数量は、別表 2「点検設備一覧表」のとおりとする。

2) 点検基準

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）、消防法施行令、消防法施行規則及び消防庁の通達及び告示によること。

3) 点検保守の実施時期

消防法第 17 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 31 条の 4 の規定に基づき、点検保守を実施するものとする。

4) 点検要領

(1)前記 3) に定める点検保守は、機器点検（第 1 回）と機器・総合点検（第 2 回）とし、それぞれ年 1 回実施するものとする。

(2)監督職員は、受託者の実施する点検に立ち会い、点検が終了したことを確認するものとする。

(3)受託者は、当該設備の点検終了後速やかに、「消防庁告示第 8 号」に定める様式の点検結果報告書を作成し、これを監督職員に 2 部提出するものとする。

(4)受託者は、点検終了後、当該設備の機能に障害又は支障をきたすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監督職員に通知し、法務局と受託者で協議の上必要な処置を取るものとする。

5) 点検作業の日時

点検の日時は、法務局と受託者で協議の上決定する

6) 操作の確認

受託者は、点検作業の実施に当たって、各設備単位の操作のほか、総合的な連動操作の点検も実施すること。

7) 点検保守作業従事者の資格

点検保守作業従事者は、防火設備等の種類ごとの点検に必要な資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を含むこととし、これら資格者の不在及び無資格者の代行は許されない。

ただし、緊急作業の場合は、受託者が法務局に対し、有資格者の代行等の承諾を得るものとする。

8) 点検保守作業にかかる費用の分担

(1) 法務局が負担するもの

消火器の消火剤

(2) 受託者が負担するもの

ランプ類、ヒューズ類、グリス、ウェス、窒素ガス等の消耗品類

9) 維持管理の責任

(1) 当該設備の維持管理に係る責任は、法務局が負うものとする。

(2) 法務局は、当該設備の機能に障害又は支障をきたすおそれがある事項を発見したとき、又は移設、増設及び改修等の必要が生じたときは、速やかに受託者に連絡し、調整、補修及び交換等について、法務局と受託者で協議するものとする。

(3) 本契約以外の費用を要する事態が生じた場合、又は(2)の場合に必要な費用については、法務局と受託者で協議して決定するものとする。

所在地及び対象物件一覧表

	対象物件(庁名)	所 在
1	東京法務局府中支局	東京都府中市新町2-44
2	東京法務局西多摩支局	東京都福生市南田園3-61-3
3	東京法務局港出張所	東京都港区東麻布2-11-11
4	東京法務局台東出張所	東京都台東区台東1-26-2
5	東京法務局墨田出張所	東京都墨田区菊川1-17-13
6	東京法務局城南出張所	東京都大田区鶴の木2-9-15
7	東京法務局世田谷出張所	東京都世田谷区若林4-31-18
8	東京法務局新宿出張所	東京都新宿区北新宿1-8-22
9	東京法務局中野出張所庁舎 (東京国税局を含む)	東京都中野区野方1-34-1
10	東京法務局杉並出張所	東京都杉並区今川2-1-3
11	東京法務局板橋出張所	東京都板橋区板橋1-44-6
12	東京法務局北出張所	東京都北区王子6-2-66
13	東京法務局練馬出張所	東京都練馬区春日町5-35-33
14	東京法務局江戸川出張所	東京都江戸川区中央1-16-2
15	東京法務局城北出張所	東京都葛飾区小菅4-20-24
16	東京法務局多摩出張所	東京都多摩市落合1-15-1
17	東京法務局田無出張所	東京都西東京市田無町4-16-24

点検設備一覧表

[illegible]

仕様書

(東京法務局自家用電気工作物保安管理業務委託)

1 委託事業場の名称及び所在地

別紙 1 のとおりとする。

2 契約期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

3 資料の提出

仕様書に記載されている各項目を遵守するため、次に掲げる資料を事前に提出すること。

- (1) 電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 の要件に適合する保安業務従事者数及び受託件数並びに 1 人当たりの換算件数
- (2) 主たる連絡場所（拠点）から当該事業場までの距離，到達時間及び交通機関
- (3) 緊急時の連絡方法及び連絡先
- (4) 電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 の要件に適合する法人のマネジメントシステムを把握できる社内規程，社内組織図
- (5) 経済産業省告示による機械器具を有している台帳

4 保安業務担当者の資格

- (1) 受託者は，保安管理業務を実施する者には電気主任技術者免状の交付を受けている者であって，平成 15 年経済産業省告示第 249 号第 1 条に定める実務経験を有する者を充てるものとし，別紙 1 に掲げる事業場各々に専属の電気主任技術者を担当者として配備すること。
- (2) 受託者は，上記において配備した電気主任技術者の氏名，生年月日，連絡先等を明記したものを一覧にし，各々の電気主任技術者免状の写し及び受託者との雇用関係を証明する書類を添付して，契約後速やかに法務局に提出すること。

5 点検種別及び点検内容

- (1) 月次点検…毎月 1 回（1 か月周期）又は「主任技術者制度の運用」通達（以下「通達」という）上定める設備条件を満たす場合は隔月 1 回（2 か月周期）又は 3 月に 1 回（3 か月周期）の頻度で実施するもので，停電を伴わないで行う点検。
- (2) 年次点検 A…1 年に 1 回の周期で実施するもので，月次点検に加え原則として施設を停電させて行う点検・測定及び試験。
- (3) 年次点検 B…3 年に 1 回の周期で実施するもので，年次点検 A に加え電気設備の細部にわたって行う点検・測定及び試験。

- (4) 臨時点検…事故・災害等が発生した場合，又は発生のおそれがある場合など必要に応じて実施する点検。
- (5) 工事中の点検…自家用電気工作物の設置又は変更等工事期間中に実施する点検。
工事が完了した場合は，自家用電気工作物の検査を実施し，保安上支障のないことを確認する。
なお，受託者が行う点検・測定及び試験は，電気工作物の種類に応じて原則として別紙2のとおり行うものとする。

6 点検・測定及び試験の全部又は一部を実施しない電気工作物

別紙3に掲げる電気工作物及び業務上の都合で受託者が立入りにくい場所に設置された機器等については，点検・測定及び試験の全部又は一部を実施しない。

7 適用法令及び関東東北産業保安監督部への申請，届出等

(1) 適用法令等

契約の履行に当たっては，次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

- ア 電気事業法
- イ 大気汚染防止法
- ウ 消防法
- エ 労働安全衛生法

(2) 関東東北産業保安監督部（以下「監督部」という。）への申請，届出等

契約の履行上必要な所轄の監督部への申請・届出等の諸手続は，法務局の要請を受けて，受託者は速やかに行うものとする。

なお，必要に応じて受託者は法務局に対し，電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続に関する指導・助言を行うこと。

(3) 測定器具

受託者が使用する測定器具は，6か月ごとに校正試験を実施することとし，試験記録は法務局の求めに応じて開示すること。

8 電気事故に対する措置

自家用電気工作物について，事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合においては，応急措置を講ずるとともに，原因を調査し，法務局に対し事故の再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言をするほか，必要に応じて「臨時点検」を行うこと。

9 電気事故等における対応及び体制

- (1) 個人事業者（電気管理技術者）にあつては，法務局と常時連絡が取れるとともに，代務者を指定し，速やかに対応できる体制を確立していること。
- (2) 電気保安法人にあつては，法務局と電気保安法人の事務所及び保安業務担当者と常時連絡がとれる体制を確保すること。

(3) 受託者は、連絡を受けてから可能な限り速やかに当該事業場に到着できる体制になっていること。

(4) 受託者は、風水害又は落雷等の被害が予測される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

また、緊急の場合、補修工事等に迅速な対応・措置ができる体制が確保できること。施設が避難所として設置され、停電事故が発生した場合、電源が復旧されるまでの間、立ち会うこと。

10 電気事業法に基づく立入検査

受託者は、電気事業法第107条第3項に基づく立入検査について、法務局に対して、指導又は助言を行うとともに、立入検査に立ち会うこと。

11 点検結果の報告

受託者は、点検結果を点検後速やかに監督職員に報告すること。

ただし、以下の事項については、保安管理業務対象事業場の全てを総括して法務局に報告すること。

(1) 月次点検及び年次点検の報告書並びに設備の不良箇所一覧表（※）（点検翌月15日まで）

ただし、点検において異常が発見された事業場のうち、緊急を要する事項については、速やかに報告すること。

※ 一覧表は、不良設備のあった事業場名、不良設備場所、不良機器名称及び不良内容（不良内容については電気設備技術基準に適合しない事項とその他の不良事項とに整理する）の項目を設けること。

(2) 年次点検の年間実施予定月（契約締結後速やかに）

(3) 事故・災害時の臨時点検の対応報告（点検翌月15日まで）

(4) 変圧器等のPCB（微量PCB混入の可能性が否定できない機器を含む）混入機器リスト（年度末）

12 PCB使用機器の管理

(1) 微量PCB混入の可能性が否定できない機器一覧表を提出すること。

(2) 変圧器等電気機器の微量PCB混入有無の分析調査を実施する場合、絶縁油の採油は年次点検A又は年次点検B点検時に実施することとし、分析のために採油した絶縁油の取扱いは次によるものとする。

ア 定量下限値（0.5ppm）以下の場合

一般産業廃棄物として受託者が廃棄すること。

イ 定量下限値（0.5ppm）を超える場合

(ア) PCB使用電気機械器具として取り扱い「PCB特別措置法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて法務局が保管管理を行なう。

(イ) 受託者は絶縁油を密閉容器に入れ、容器にはPCB油である旨の表示（シールを貼付）をすること。

- (ウ) 受託者は採油に使用したポンプとウエス及び絶縁油容器を強化プラスチック製容器等に収納し当該事業場の変電室等に戻すこと。以後の保管管理は法務局が行う。
- (3) 年次点検A又は年次点検B点検時に試験のため採油した分析未実施の絶縁油は、前項(2)イ(ウ)に準じて取り扱うこと。ただし、絶縁油容器の表示は微量PCB混入の可能性がある旨を明記すること。
- (4) 前項(2)イ(ウ)及び(3)で使用するポンプと絶縁油容器及び収納用強化プラスチック製容器等については、法務局が用意する。
- (5) 微量PCB以外のPCBを含有する変圧器等の電気関係報告規則に基づく届出・廃止報告を行うこと。

13 電気保安講習会の開催

- (1) 法務局の要請に応じて、法務局の職員に対して電気安全に関する講習会を行うこと。
- (2) 講習会は電気安全の他、電気事業法の改正内容等を含むこと。

委託事業場一覧

No.	名 称	所在地	受電設備 設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置 設備容量 (kVA)	発電電圧 (V)	支払月数	支払方法	需要設備金額 (円/月)	予備発電金額 (円/月)	月額計 (円/月)	合計 (円/年)	備 考
1	東京法務局 府中支局	府中市新町2-44	500	6,600	85	200	毎月	一般振込み					
2	東京法務局 西多摩支局	福生市南田園3-61-3	250	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
3	東京法務局 港出張所	港区東麻布2-11-11	375	6,600	75	200	毎月	一般振込み					
4	台東法務局 総合庁舎	台東区台東1-26-2	325	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
5	東京法務局 墨田出張所	墨田区菊川1-17-13	330	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
6	東京法務局 城南出張所	大田区鶴の木2-9-15	350	6,600	100	200	毎月	一般振込み					
7	東京法務局 世田谷出張所	世田谷区若林4-31-18	125	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
8	東京法務局 新宿出張所	新宿区北新宿1-8-22	300	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
9	東京法務局 中野出張所庁舎	中野区野方1-34-1	775	6,600	100	200	毎月	一般振込み					
10	東京法務局 杉並出張所	杉並区今川2-1-3	200	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
11	東京法務局 板橋出張所	板橋区板橋1-44-6	325	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
12	東京法務局 北出張所	北区王子6-2-66	225	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
13	東京法務局 練馬出張所	練馬区春日町5-35-33	175	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
14	東京法務局 江戸川出張所	江戸川区中央1-16-2	250	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
15	東京法務局 城北出張所	葛飾区小菅4-20-24	475	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
16	東京法務局 多摩出張所	多摩市落合1-15-1	205	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
17	東京法務局 田無出張所	西東京市田無町4-16-24	275	6,600	-	-	毎月	一般振込み					
月額合計													
年額合計													

点検、測定及び試験の基準

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備（第二受電設備以降を含む）	責任分界となる区分開閉器、引込線等 〔架空電線、支持物、ケーブル〕	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※2
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※2
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避雷器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配電制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		制御回路試験		○	○
	受電設備の建物・室、キュービクル金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○

電気工作物		点検種類	月次点検	年次点検	
				A	B
配電設備	配電線路 (架空電線, 支持物, ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器, 遮断器, 開閉器, 変圧器, 計器用変成器, 電力用コンデンサ, その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※2
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発電機 励磁装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	遮断器 開閉装置 配制御装置	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○	○
その他は受電設備に準ずる					
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 電属装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
所 の 設 備	電動機類, 電熱装置, 電気溶接機, 照明装置, 配線の配線器具, その他機器, 接地装置	接地抵抗測定		○	○
		外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
		漏洩電流測定	○	○	○

- (注) (1)「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
(2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
(3) ※2を付した項目は、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略することがあります。
(4)「漏洩電流測定」とは、変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。

点検、測定及び試験方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
責任分界となる 区分開閉器、 引込線等 電線、 ケーブル、 支持物、 支線、 腕金(腕木)、 がいし、 区分開閉器、 キャビネット等		外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、他の 工作物との離隔	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、ゆる み、他の工作物・植物 との離隔
			2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜		2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜
			3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、 腐食、他の工作物との 離隔		3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、 腐食、他の工作物との 離隔
			4. 接続箇所 変色		4. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ
受電設備（第二受電設備以降を含む）			5. ケーブル保護管 損傷、腐食		5. ケーブル保護管 損傷、腐食
			6. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、 支持点間隔		6. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、 支持点間隔
			7. 接地線 損傷、外れ、断線		7. 地絡継電器 損傷、汚損
			8. 区分開閉器、 制御箱 損傷、腐食、操作紐 の切れ		8. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
			9. キャビネット等 損傷、変形、亀裂、 汚損、結露、施錠状態		9. 区分開閉器、 制御箱 損傷、腐食、操作紐 の切れ
			10. マンホール 損傷		10. キャビネット等 損傷、変形、亀裂、 汚損、結露、施錠状態
					11. 埋設表示
					12. マンホール 損傷、浸水
					絶縁抵抗 測定
					絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
					区 分 開 閉 器 動作試験
					保護 継 電 器 動作試験
					保護継電器との 連動試験
					区分開閉器との 連動試験

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）				保護 継電器 動作特性 試験	継電器の動作特性を 確認する試験
	断路器 (断路器, ピラディスコン等)	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 亀裂, 過熱, 変色, ゆるみ, 汚損, 摩耗, 固定子と 可動子の接触状態, クラッチの機能 2. 接続箇所 過熱, 変色, ゆるみ 3. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	遮断器, 開閉器 (高圧交流 負荷開閉器, 遮断器, 油入開閉器, プライマリー カットアウト 等)	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 亀裂, 過熱, 異音, 異臭, 汚損, 発錆, 腐食, 漏油, 油量(油量計 がある場合), 開閉表示(指示, 点 灯) 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 亀裂, 過熱, 変色, 異音, 異臭, ゆるみ, 汚損, 発錆, 腐食, 漏油, 固定, 開閉表示(指示, 点灯), 操作機構の 不良, 操作紐の切れ 2. 接続箇所 過熱, 変色, ゆるみ 3. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線 4. ヒューズの定格電 流
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				動作試験	遮断器の動作試験 (保護継電器との連動)
				内部点検	損傷, 変色, 亀裂, 変形, 腐食, ゆるみ, 外れ, ブッシングの 損傷, 固定子と 可動子の接触状態, 接触子の消耗量の適否 (VCBの場合)
				絶縁油 の点検 ・試験	油量, 変色, 汚損, 酸 価, 絶縁破壊電圧

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）	電力ヒューズ	外観点検 1. 本体 損傷, 亀裂, 溶断表示の確認	外観点検 1. 本体 損傷, 亀裂, 過熱, ゆるみ, ヒューズの定格電流の確認, 溶断表示の確認	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	計器用変成器 (計器用変圧器, 変流器, 零相変流器等)	外観点検 1. 本体 損傷, 亀裂, 異音, 異臭, 汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検 1. 本体 損傷, 亀裂, 過熱, 異音, 異臭, ゆるみ, 汚損, 腐食, 零相変流器セパレータの損傷・亀裂 2. 接続箇所 過熱, 変色, ゆるみ 3. ヒューズ 溶断 4. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	変圧器	外観点検 1. 本体 損傷, 変形, 亀裂, 温度, 過熱, 異音, 異臭, 汚損, 腐食, 漏油, 振動, 油量(油量計がある場合), シリカゲルの変色 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線 4. PCB使用・保管の表示	外観点検 1. 本体 損傷, 変形, 亀裂, 温度, 過熱, 異音, 異臭, 汚損, 腐食, 漏油, 振動, 固定, シリカゲルの変色 2. 接続箇所 過熱, 変色, ゆるみ 3. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線 4. PCB使用・保管の表示	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
			絶縁油の点検・試験	油量, 変色, 汚損, 酸価, 絶縁破壊電圧
			内部点検	内部点検 接続部, リード線, タップ値の確認

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）	電力用 コンデンサ、 直列リアクトル、 放電コイル	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、腐食、漏油、 ふくらみ 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線 4. PCB使用・保管 の表示	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、腐食、漏油、 ふくらみ、固定、直列 リアクトルの油量 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. PCB使用・保管 の表示
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	避雷器	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、ゆるみ、 汚損 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	母線 〔バスダクト等〕	外観点検	1. 母線、クランプ等 たるみ、被覆損傷 2. 支持がいし等 損傷、脱落、汚損等	外観点検	1. 母線、クランプ等 損傷、過熱、たるみ、 ゆるみ、腐食、 被覆損傷 2. 支持がいし等 損傷、亀裂、脱落、 汚損 3. ダクト等（接地線） 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. ダクト等（内部） 損傷、過熱、変色、 腐食、接続状態
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	その他の 高圧機器	外観点検	1. 本体 損傷、変形、変色、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 漏油 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 変色、異音、異臭、 ゆるみ、汚損、発錆、 腐食、漏油 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)

電気工作物	月次点検		年次点検	
	点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
受電設備（第二受電設備以降を含む） 配電盤，制御回路 電圧計， 電流計， パイロット ランプ， 漏電遮断器， 刃形開閉器， ヒューズ， 地絡継電器， 過電流継電器 等	外観点検	1. 指示計器 指示状態，損傷，汚損 2. 表示灯 損傷，汚損，不点灯 3. 開閉器等 損傷，過熱，変色， 汚損，腐食，接続方法 の適否 4. 接地線 損傷，外れ，断線 5. 保護継電器 損傷，汚損，整定値 及び動作表示の確認 6. 配電盤等 点検用スペース の適否	外観点検	1. 指示計器 指示状態，損傷，汚損 2. 表示灯 損傷，汚損，不点灯 3. 開閉器等 損傷，過熱，変色， ゆるみ，外れ，汚損， 腐食，接続方法の適 4. 裏面配線 損傷，過熱，変色， 断線，汚損，端子の ゆるみ 5. 接地線 損傷，ゆるみ，外れ， 断線 6. 保護継電器 損傷，汚損，整定値 及び動作表示の確認 7. 配電盤等 点検用スペース の適否
			絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (500V，250V又は 125Vメガ)
			保護 継電器 動作試験	遮断器等との 連動試験
			保護 継電器 動作特性 試験	継電器の動作特性を 確認する試験
			計器校正 試験	電圧計・電流計等 校正試験
			制御回路 試験	シーケンス試験
			外観点検	1. 建物，金属箱等 損傷，変形，汚損， 発錆，腐食，換気， 照度不足，雨漏り， 雨雪浸入，小動物等 侵入の有無，鍵の 状態，塗装剥離， 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷，腐朽 3. 接地線 損傷，外れ，断線
受電設備の建物・ 室，キュービクル の金属箱	外観点検	1. 建物，金属箱等 損傷，変形，汚損， 発錆，腐食，換気， 照度不足，雨漏り， 雨雪浸入，小動物等 侵入の有無，鍵の 状態，塗装剥離， 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷，腐朽 3. 接地線 損傷，外れ，断線	外観点検	1. 建物，金属箱等 損傷，変形，汚損， 発錆，腐食，換気， 照度不足，雨漏り， 雨雪浸入，小動物等 侵入の有無，鍵の 状態，塗装剥離， 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷，腐朽 3. 接地線 損傷，ゆるみ，外れ， 断線

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
			4. 予備品(ヒューズ等) 5. 消防設備等の状態 6. 標識の有無・はがれ		4. 予備品(ヒューズ等) 5. 消防設備等の状態 6. 標識の有無・はがれ
	接地装置	外観点検	1. 端子 損傷, 腐食 2. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 端子 損傷, ゆるみ, 腐食 2. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				接地抵抗測定	
配電設備	構内配電線路 電線, ケーブル, 支持物, 支線, 腕金(腕木), がいし等	外観点検	1. 架空電線 損傷, たるみ, 他の工作物・植物との離隔 2. 支持物等 損傷, 汚損, 脱落, 腐朽, 傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷, 変形, 汚損, 腐食, 他の工作物との 隔離 4. ケーブル保護管 損傷, 腐食 5. 吊架線 損傷, たるみ, 外れ, 支持点間隔 6. 接地線 損傷, 外れ, 断線 7. マンホール 損傷	外観点検	1. 架空電線 損傷, たるみ, ゆるみ, 他の工作物・ 植物との離隔 2. 支持物等 損傷, 汚損, 脱落, 腐朽, 傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷, 変形, 汚損, 腐食, 他の工作物との 隔離 4. ケーブル保護管 損傷, 腐食 5. 吊架線 損傷, たるみ, 外れ, 支持点間隔 6. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線 7. 埋設表示 8. マンホール 損傷, 浸水
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	断路器, 遮断器, 開閉器, 変圧器, 計器用変成器, 電力用 コンデンサ, その他高圧機器		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる
	接地装置		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる

電氣工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
非常用予備発電装置	原動機及び 付属装置 燃料装置, 冷却装置, 潤滑油装置, 吸気・排気 装置, 始動 装置, 防振 装置等	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 汚損, 腐食, 固定 2. 燃料装置 (貯油槽, 配管等) 貯蔵量, 損傷, 外 れ, 腐食, 漏油 3. 冷却装置 (貯油槽, 配管等) 貯水量, 不凍液, 損傷, 外れ, 腐食, 漏 水 4. 潤滑油装置(配管 等) 油量, 損傷, 外れ, 腐食, 漏油 5. 始動装置 損傷, 汚損, 腐食, 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力, 蓄電池の電圧・ 液量 6. 吸気・排気装置 損傷, 腐食	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 汚損, 腐食, 固定 保護ヒューズ 保温ヒータ 2. 燃料装置 (貯油槽, 配管等) 貯蔵量, 損傷, ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏油 3. 冷却装置 (貯油槽, 配管等) 貯水量, 不凍液, 損傷, ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏水 4. 潤滑油装置(配管 等) 油量, 損傷, ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏油 5. 始動装置 損傷, 汚損, 腐食, 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力, 蓄電池の電圧・ 液量・液温, 比重 6. 吸気・排気装置 損傷, 異音, 腐食, 漏気
		始動試験	運転状態 温度, 異音, 異臭, 振動, 漏気, 始動, 停止, 排気ガスの状 態, 換気, 圧力	始動試験	運転状態 温度, 異音, 異臭, 振動, 漏気, 始動, 停止, 排気ガスの状 態, 換気, 圧力
				機関保護 継電器 動作試験	保護継電器動作試験 (過速度, 油圧低下, 水温上昇, 起動渋滞 等)
	発電機及び 励磁装置, 接地装置	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 汚損, 腐食 2. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 汚損, 腐食 2. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
		始動試験	運転状況 温度, 異音, 異臭, 振動, 回転, 電圧発生状況	始動試験	運転状況 温度, 異音, 異臭, 振動, 回転, 電圧発生状況
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 高圧(1,000Vメガ) 低圧(500V, 250V 又は125Vメガ)

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
非常用予備発電装置	遮断器, 開閉器, 配電盤, 制御装置等	外観点検	受電設備に準ずる	接地抵抗測定	
				外観点検	受電設備に準ずる
				保護継電器動作試験	遮断器との連動試験
				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				制御回路試験	シーケンス試験
				その他は受電設備に準ずる	
蓄電池設備	蓄電池本体	外観点検	本体 損傷, 亀裂, 汚損, 腐食, 漏液, 端子の外れ, 極板・セパレータの湾曲	外観点検	本体 損傷, 亀裂, 汚損, 腐食, 漏液, 端子のゆるみ, 極板・セパレータの湾曲
		液量点検	液量確認	液量点検	液量確認
	充電装置, 付属装置	外観点検	1. 充電装置 汚損, 腐食, 開閉器の損傷, 動作状況 2. 付属装置 損傷, 汚損, 腐食 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線	電圧・比重測定	電圧・比重・液温の測定
				液温測定	
				外観点検	1. 充電装置 汚損, 腐食, 開閉器の損傷, 動作状況 2. 付属装置 損傷, 過熱, ゆるみ, 汚損, 腐食 3. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は125Vメガ)
				接地抵抗測定	
				電動機	外観点検
	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 高圧(1,000Vメガ) 低圧(500V, 250V又は125Vメガ)			
	電気使用場所の設備			接地抵抗測定	

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
電気使用場所の設備	電熱装置	外観点検	1. 耐熱部 損傷, 外れ, 汚損, 老朽 2. 電熱部 損傷, 変形, 過熱, 変色, 外れ, 腐食, 可燃物との離隔 3. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 耐熱部 損傷, ゆるみ, 外れ, 汚損, 老朽 2. 電熱部 損傷, 変形, 過熱, 変色, ゆるみ, 外れ, 腐食, 可燃物との離隔 3. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は125Vメガ)
				接地抵抗測定	
	電気溶接機	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 過熱, 異音, 異臭, 腐食 2. 溶接ケーブル 損傷, 接続方法の適否 3. 溶接ホルダー 損傷 4. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 過熱, 異音, 異臭, ゆるみ, 外れ, 腐食 2. 溶接ケーブル 損傷, 接続方法の適否 3. 溶接ホルダー 損傷 4. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は125Vメガ)
				接地抵抗測定	
	照明装置	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 変色, 異音, 脱落, 汚損, 防湿, 防水, 不点灯 2. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 変色, 異音, 脱落, 汚損, 防湿, 防水, 不点灯 2. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は125Vメガ)
	配線, 配線器具	外観点検	1. 開閉器, 配線器具等 損傷, 過熱, 変色, 異音, 異臭, 脱落, 汚損, 腐食 2. 配線 電線被覆損傷, 接続方法の適否	外観点検	1. 開閉器, 配線器具等 損傷, 過熱, 変色, 異音, 異臭, ゆるみ, 脱落, 外れ, 汚損, 腐食, 摩耗 2. 配線 電線の被覆損傷, 接続方法の適否, 支持点間隔

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
電気使用場所の設備			3. 分電盤, 操作盤等 操作・点検用スペースの適否 4. 接地線 損傷, 外れ, 断線		3. 過負荷保護装置 整定値確認 4. 漏電火災警報器 テストボタンによる 動作確認 5. 漏電遮断器の動作 試験 6. 分電盤, 操作盤等 操作・点検用スペースの適否 7. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測定	
	その他の機器類	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 過熱, 異音, 異臭, 汚損, 腐食 2. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 本体 損傷, 変形, 過熱, 変色, 異音, 異臭, ゆるみ, 外れ, 汚損, 腐食 2. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				絶縁抵抗 測定	絶縁抵抗測定 (500V, 250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測定	
	接地装置	外観点検	1. 端子 損傷, 腐食 2. 接地線 損傷, 外れ, 断線	外観点検	1. 端子 損傷, 腐食 2. 接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線
				接地抵抗 測定	
	使用機器	漏洩電流 測定		漏洩電流 測定	

一部又は全部を実施しない点検，測定及び試験

-
- 1 漏電火災警報器，昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械群等の取扱いに特殊の専門技術を要するものについては，主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。）以外の点検，測定及び試験
 - 2 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については，常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検，測定及び試験
 - 3 密閉防爆機器等の構造上点検できない機器内部の点検
 - 4 有毒ガス発生箇所，酸欠箇所等の点検に著しい危険を伴う箇所に設置されているものの点検，測定及び試験
-

仕 様 書

- 1 件 名 東京法務局府中支局外 1 6 庁舎清掃業務
- 2 履行場所 別紙 1 「府中支局外 1 6 庁履行場所・面積表一覧」のとおり。
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務概要 清掃業務は下記のとおりとし、汚れの除去，廃棄物の処理及び衛生上の基準を遵守するばかりでなく美観を保ち，各内装材の保護等建物の保全及び良好な環境衛生を維持するために行うものである。
- 6 業務内容
 - (1) 日常清掃（閉庁日を除く。）
 - (2) 定期清掃（閉庁日に行うこと。）
- 7 業務仕様
 - (1) 日常清掃は，別紙 2 「業務仕様①（日常清掃）」のとおり
 - (2) 定期清掃は，別紙 3 「業務仕様②（定期清掃）」のとおり

府中支局外 16 庁履行場所・面積表一覧

(1) 庁舎名及び住所

	庁舎名	住 所
1	府 中 支 局	府中市新町2丁目44番地
2	西 多 摩 支 局	福生市南田園3丁目61番地3
3	港 出 張 所	港区東麻布2丁目11番11号
4	台 東 出 張 所	台東区台東1丁目26番2号
5	墨 田 出 張 所	墨田区菊川1丁目17番13号
6	城 南 出 張 所	大田区鵜の木2丁目9番15号
7	世田谷出張所	世田谷区若林4丁目31番18号
8	新 宿 出 張 所	新宿区北新宿1丁目8番22号
9	中 野 出 張 所	中野区野方1丁目34番1号
10	杉 並 出 張 所	杉並区今川2丁目1番3号
11	板 橋 出 張 所	板橋区板橋1丁目44番6号
12	北 出 張 所	北区王子6丁目2番66号
13	練 馬 出 張 所	練馬区春日町5丁目35番33号
14	江戸川出張所	江戸川区中央1丁目16番2
15	城 北 出 張 所	葛飾区小菅4丁目20番24号
16	多 摩 出 張 所	多摩市落合1丁目15番地1
17	田 無 出 張 所	西東京市田無町4丁目16番24号

(2) 庁舎名及び面積

単位：㎡

	庁舎名	P タイル	カーペット	窓ガラス	
1	府 中 支 局	1,450.01	61.96	250.90	内訳①
2	西 多 摩 支 局	1,090.73	0.00	498.19	内訳②
3	港 出 張 所	1,132.60	0.00	359.00	内訳③
4	台 東 出 張 所	452.37	0.00	138.75	内訳④
5	墨 田 出 張 所	752.49	14.70	200.00	内訳⑤
6	城 南 出 張 所	1,501.11	46.98	191.24	内訳⑥
7	世田谷出張所	403.05	0.00	133.24	内訳⑦
8	新 宿 出 張 所	785.12	0.00	108.46	内訳⑧
9	中 野 出 張 所	1,285.16	847.68	197.58	内訳⑨
10	杉 並 出 張 所	882.71	0.00	86.61	内訳⑩
11	板 橋 出 張 所	808.01	315.52	120.00	内訳⑪
12	北 出 張 所	421.20	23.37	150.00	内訳⑫
13	練 馬 出 張 所	566.47	0.00	182.40	内訳⑬
14	江戸川出張所	801.38	0.00	130.00	内訳⑭
15	城 北 出 張 所	1,074.82	0.00	349.92	内訳⑮
16	多 摩 出 張 所	435.50	0.00	55.00	内訳⑯
17	田 無 出 張 所	572.90	0.00	200.00	内訳⑰
	合 計	14,415.63	1,310.21	3,351.29	内訳⑱

清 掃 作 業 面 積 表

内訳①

東京法務局府中支局

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
専用部分	B1	職員用階段	19.65	0
	1	玄関及びロビー	92.17	0
		階段	23.10	0
		職員用階段	20.38	0
		トイレ	18.97	0
		給湯室	3.71	0
		事務室, 会議室, 相談室	237.83	0
		支局長室	0.00	17.16
	2	申請人待合ロビー及び同閲覧席	73.68	0
		階段	22.00	0
		職員用階段	20.38	0
		トイレ	21.95	0
		ホール・廊下	60.44	0
		給湯室	3.79	0
		VDT休止室	0.00	22.40
		事務室	259.64	0
	3	申請人待合ロビー及び同閲覧席	65.86	0
		トイレ	21.95	0
		職員用階段	20.38	0
		給湯室	3.79	0
		ホール・廊下	60.44	0
		VDT休憩室	0.00	22.40
		事務室	267.46	0
	4	ホール・廊下	103.52	0
		トイレ	21.95	0
		職員用階段	6.97	0
	合 計		1450.01	61.96

庁舎内外ガラス	250.90	
合 計	250.90	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

内訳②

東京法務局西多摩支局

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	B1	職員用階段	17.4	0
	1	玄関及びエントランス、来客者用喫煙室	109.27	0
		申請人待合ロビー 及び閲覧席	178.26	0
		階段	14.8	0
		職員用階段	20.38	0
		トイレ	19.4	0
		職員用トイレ	6.2	0
		給湯室	3.71	0
		事務室	249.3	0
		VDT休止室・職員用 喫煙室	9.54	0
	2	階段	22	0
		職員用階段	20.38	0
		トイレ	21.95	0
		ホール・廊下	60.44	0
		会議室	85.34	0
		事務室	196.98	0
		相談室	33.46	0
		所長室	21.92	0
	合 計		1090.73	0

庁舎内外ガラス(はめ殺し窓)	330.34	
庁舎内外ガラス(引き違い窓)	167.85	
合 計	498.19	

■以外の項目は日常清掃にて実施。

定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

内訳③

東京法務局港出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
専用部分	B 2	廊下	26.00	0
	B 1	申請人待合ロビー及び同閲覧室	135.07	0
		廊下	27.95	0
		階段	18.00	0
		トイレ	18.76	0
		給湯室	5.04	0
		職員用階段	18.00	0
		事務室	203.07	0
	1	玄関ホール	89.25	0
		廊下	19.50	0
		階段	18.00	0
		トイレ	23.80	0
		給湯室	7.35	0
		職員用階段	18.00	0
		所長室及び事務室	78.05	0
	2	申請人待合ロビー及び同閲覧席	65.63	0
		廊下	26.00	0
		階段	18.00	0
		トイレ	18.76	0
		給湯室	5.04	0
		職員用階段	18.00	0
		事務室	163.63	0
	3	廊下	10.50	0
		給湯室	1.68	0
		トイレ	10.92	0
		職員用階段	27.00	0
		会議室	61.60	0
	合 計		1132.60	0

庁舎内外ガラス（引き違い窓）	136.60	
庁舎内外ガラス（はめ殺し窓）	188.20	
ステンレス鏡面扉	34.20	
合 計	359.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局台東出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
専用部分	1	玄関・ロビー・階段	32.20	0
		障害者用トイレ	3.36	0
		廊下	59.34	0
	2	事務室	150.44	0
		申請人待合ロビー及び同閲覧席	79.30	0
		給湯室	2.37	0
		トイレ	13.10	0
		階段	14.76	0
	3	所長室	37.63	0
		廊下及び階段	59.87	0
	合 計		452.37	0

庁舎内外ガラス (引違窓)	94.79	
庁舎内外ガラス (はめ殺し窓)	43.96	
合 計	138.75	

 以外の項目は日常清掃にて実施。

定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局墨田出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
専用部分	1	玄関ホール	37.80	0
		身障者用トイレ	6.50	0
		登記相談室	13.94	0
	2	申請人待合ロビー及び同閲覧席	75.38	0
		トイレ	11.20	0
		職員用階段	16.50	0
		給湯室	5.31	0
		階段	24.00	0
		事務室	111.37	0
	3	申請人待合ロビー及び同閲覧席	49.55	0
		トイレ	11.20	0
		職員用階段	16.50	0
		給湯室	1.68	0
		階段	24.00	0
		総括係	14.70	0
		所長室	0	14.70
		事務室	155.36	0
	4	廊下	51.25	0
		トイレ	11.20	0
		職員用階段	16.50	0
		階段	24.00	0
		会議室及び休憩室等	74.55	0
	合 計		752.49	14.70

庁舎内外ガラス	200.00	
合 計	200.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局城南出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関及びホール	82.71	0
		階段	26.25	0
		トイレ	24.65	0
		廊下	61.25	0
		給湯室	4.20	0
		職員用階段	15.00	0
		所長室、事務室 及び会議室	260.61	0
	2	申請人待合室 及び閲覧室	128.28	0
		ホール	71.35	0
		階段	26.25	0
		トイレ	24.65	0
		給湯室	7.00	0
		職員用階段	15.00	0
		事務室及び給湯室	207.03	0
		VDT作業室	0	23.49
	3	申請人待合室	66.86	0
		ホール	71.35	0
		階段	26.25	0
		給湯室	7.00	0
		トイレ	24.65	0
		職員用階段	15.00	0
		事務室及び給湯室	249.12	0
		VDT作業室	0	23.49
	4	トイレ	10.15	0
		給湯室	2.80	0
		ホール及び廊下	58.70	0
		職員用階段	15.00	0
	合 計		1501.11	46.98

庁舎内外ガラス	191.24	
合 計	191.24	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局世田谷出張所

専用部分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
	1 F			
		事務室部分	57.48	0
		待合部分及び 閲覧部分	49.92	0
		廊下	4.20	0
		トイレ	14.70	0
		給湯室	10.58	0
		内部階段	4.62	0
	2 F			
		事務室部分	166.85	0
		待合部分及び 閲覧部分	73.28	0
		廊下	2.56	0
		トイレ	10.88	0
		内部階段	7.98	0
		合 計	403.05	0

	庁舎内外ガラス	133.24	
	合 計	133.24	

■以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局新宿出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関及びロビー	25.20	0
		申請人待合室	25.87	0
		階段	21.60	0
		トイレ	23.45	0
		職員用廊下	15.05	0
		職員用階段	12.60	0
		事務室及び休憩室	183.02	0
	2	申請人待合ロビー及 び同閲覧席	98.70	0
		階段	21.60	0
		トイレ	13.72	0
		職員用階段	12.60	0
		事務室及び休憩室	158.06	0
	3	階段	21.60	0
		給湯室	3.14	0
		トイレ	13.55	0
		廊下	9.13	0
		所長室及び 会議室、事務室	104.63	0
	4	階段	21.60	0
	合 計		785.12	0

庁舎内外ガラス	108.46	
合 計	108.46	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

内訳⑨

東京法務局中野出張所庁舎

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関ホール及び廊下	66.15	0
		身障者用トイレ	3.16	0
	2	申請人待合室及び閲覧室	87.65	0
		トイレ	19.53	0
		給湯室	3.70	0
		廊下	99.35	0
		階段	14.95	0
		職員用階段	19.20	0
		VDT休止室	0	34.30
		所長室	19.74	0
		事務室	170.12	0
	3	申請人待合室	60.93	0
		給湯室	3.70	0
		トイレ	19.53	0
		廊下	99.35	0
		階段	14.95	0
		職員用階段	19.20	0
		動産電算機室	20.73	0
		会議室	33.94	0
		事務室	0	204.58
	4	給湯室	3.70	0
		トイレ	19.53	0
		廊下	82.70	0
		階段	14.95	0
		職員用階段	19.20	0
		事務室等	17.63	361.99
	5	給湯室	3.70	0
		トイレ	19.53	0
		廊下	99.35	0
		階段	14.95	0
		職員用階段	19.20	0
		事務室等	194.84	246.81
	合 計 (定期清掃面積)		1285.16	847.68

庁舎内外ガラス	197.58	
合 計	197.58	

は、法務局専有部分。
以外の項目は日常清掃にて実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局杉並出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	87.51	0
		玄関及びロビー	44.86	0
		階段	15.72	0
		職員用階段	6.00	0
		トイレ	17.21	0
		給湯室	2.93	0
		事務室	136.19	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	39.15	0
		階段	20.19	0
		職員用階段	0.00	0
		トイレ	13.50	0
		事務室外廊下 及び待合ホール	62.89	0
		給湯室	4.87	0
		事務室	215.52	0
		所長室	14.00	0
	3	階段	5.55	0
		トイレ	13.50	0
		職員用廊下	72.60	0
		給湯室	4.87	0
		会議室、打合室	87.85	0
		VDT休憩室	17.80	0
	合 計		882.71	0.00

庁舎内外ガラス	86.61	
合 計	86.61	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

内訳⑪

東京法務局板橋出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
	1	ホール	27.90	0
		身障者用トイレ	6.12	0
		相談室	17.15	0
	2	申請人待合室 及び事務室	114.76	4.81
		ホール及び階段	51.15	0
		トイレ	16.80	0
		職員用階段	32.66	0
		給湯室	11.77	0
		事務室	29.53	126.15
		VDT休憩室	0	20.41
	3	申請人待合室	58.78	45.78
		ホール及び階段	51.15	0
		トイレ	16.80	0
		職員用階段	32.66	0
		給湯室	11.77	0
		事務室	85.68	104.9
		VDT作業室	0	13.47
	4	階段	45.50	0
		職員用階段	37.39	0
		廊下	17.00	0
		トイレ	12.01	0
		給湯室	6.93	0
		会議室及び事務室	124.50	0
	合 計		808.01	315.52

庁舎内外ガラス	120.00	
合 計	120.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局北出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関ホール	30.24	0
		トイレ	29.40	0
		所長室及び会議室	53.76	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	88.20	0
		階段	18.00	0
		トイレ	12.60	0
		休止室	0.00	23.37
		事務室	189.00	0
	合 計		421.20	23.37

庁舎内外ガラス	150.00	
合 計	150.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局練馬出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関及び廊下	58.65	0
		トイレ	11.80	0
		会議室	56.00	0
		VDT室	30.43	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	115.04	0
		階段	6.96	0
		トイレ	13.89	0
		給湯室	4.41	0
		事務室	269.29	0
	合 計		566.47	0

庁舎内外ガラス	182.40	
合 計	182.40	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局江戸川出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専用部分	1	玄関及びロビー	49.56	0
		トイレ	15.15	0
		廊下	61.36	0
		給湯室	4.41	0
		所長室及び事務室	68.74	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	99.12	0
		廊下	8.82	0
		給湯室	5.19	0
		トイレ	18.14	0
		階段	22.04	0
		職員用階段	17.40	0
		事務室	269.56	0
	3	階段	22.04	0
		ホール	47.04	0
		廊下	10.80	0
		給湯室	2.38	0
		トイレ	4.20	0
		会議室及び打合室	75.43	0
	合 計		801.38	0

庁舎内外ガラス	130.00	
合 計	130.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局城北出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専用部分	1	玄関及びロビー	34.94	0
		申請人待合ロビー 及び同閲覧席	22.61	0
		階段	30.00	0
		職員用階段	26.00	0
		トイレ	18.76	0
		職員用廊下	14.40	0
		給湯室	3.92	0
		事務室	84.07	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	47.88	0
		階段	30.00	0
		職員用階段	26.00	0
		トイレ	16.80	0
		職員用廊下	14.40	0
		給湯室	3.01	0
		事務室	221.52	0
	3	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	29.93	0
		職員用階段	26.00	0
		階段	30.00	0
		トイレ	16.80	0
		職員用廊下	14.40	0
		給湯室	3.01	0
		事務室	180.95	0
	4	トイレ	17.08	0
		給湯室	1.72	0
		職員用階段	26.00	0
		職員用廊下	13.27	0
		所長室及び会議 室、事務室	121.35	0
	合 計		1074.82	0

庁舎内外ガラス	349.92	
合 計	349.92	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局多摩出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			P タイル (磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関及び廊下	54.88	0
		階段	13.58	0
		職員用階段	12.80	0
		トイレ	3.86	0
		給湯室	6.07	0
		事務室, 会議室, 相談室	34.51	0
	2	申請人待合ロビー 及び同閲覧席	104.49	0
		階段	13.20	0
		職員用階段	8.94	0
		トイレ	13.97	0
		給湯室	5.00	0
		事務室	149.57	0
		所長室	14.63	0
	合 計		435.50	0

庁舎内外ガラス	55.00	
合 計	55.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

清 掃 作 業 面 積 表

東京法務局田無出張所

区分	階数	作業箇所名	床面積 (㎡)	
			Pタイル(磁器 タイル含む)	カーペット
専 用 部 分	1	玄関ホール 及び廊下	86.79	0
		階段	9.43	0
		職員用階段	9.10	0
		トイレ	13.83	0
		給湯室	4.83	0
		事務室, 会議室, 所長室	108.89	0
	2	廊下	24.69	0
		職員用階段	2.02	0
		トイレ	14.18	0
		給湯室	2.45	0
		申請人待合ロビー 及び同閲覧席	40.24	0
		事務室	256.45	0
	合 計		572.90	0.00

庁舎内外ガラス	200.00	
合 計	200.00	

以外の項目は日常清掃にて実施。
 定期清掃はトイレを除くすべての項目で実施。

業 務 仕 様①（日常清掃）

1 清掃作業員

- (1) 清掃作業員（以下「作業員」という。）は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の総合的な技能を有する経験者とする。
- (2) 受託者は、作業員の履歴書を監督職員にあらかじめ提出する。
- (3) 履歴書は、一般的な市販の形式とする。

2 作業箇所

別紙 1 「府中支局外 1 6 庁履行場所・面積表一覧」のとおり。

3 作業時間及び作業人員

別紙 4 「日常清掃作業時間表」のとおり。

4 作業内容

- (1) 別紙 5 「日常清掃作業内容」のとおり。ただし、監督職員の指示により、清掃内容等を変更することがある。
- (2) 受託者は、作業員に「日常清掃作業内容」を十分に周知させ清掃作業に従事させること。

5 作業員の遵守すべき事項

- (1) 作業員は、常に服装を正し、規律を守り、監督職員と協力して清掃の万全を期さなければならない。
- (2) 作業員は、身分を明確にするため、名札等を着用すること。なお、名札購入代は、受託者負担とする。

6 清掃用具等

- (1) 清掃に必要な清掃用具類・清掃用消耗品は、受託者が準備する。
- (2) 清掃に必要な光熱水料は、法務局が無償で提供する。

7 作業確認

- (1) 作業員は、毎作業完了後、監督職員の検収を受けた上、清掃作業日報の実施項目を作成し、承認を受けるものとする。
- (2) (1)に掲げた清掃作業日報は、別紙 7 の「日常清掃作業日報」を使用すること。

- (3) 監督職員による検収において、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、作業員は再度、丹念に清掃作業を実施するものとする。
- (4) 受託者は、1か月に1回適宜な日時に、作業員の行う清掃状況を点検し、実施要領に沿った清掃が行われていることを確認すること。
- (5) 受託者は、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、作業員に再度、丹念に清掃作業を実施させるものとする。
- (6) 作業員が実施要領に沿った清掃を懈怠し、監督職員の注意にもかかわらず改善しないと判断された場合は、法務局と受託者の協議により作業員を交替させるものとする。

8 その他

- (1) 作業員が勤務できない日時は、受託者が監督職員へ報告し、承認を得て、速やかに代替要員を派遣すること。
- (2) 清掃作業は、法務局の執務等に支障のないように十分留意し、特に火気取扱い、衛生管理及び風紀について厳重に注意することとし、法務局の庁舎管理全般に協力すること。
- (3) 電気・水道等の使用については、必要最小限に止め、節電・節水等に協力すること。
- (4) この仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、法務局と協議の上決定する。

業務仕様②（定期清掃）

1 清掃日時

- (1) 6 か月に 1 回、計年 2 回とし、日時は法務局と受託者との協議の上、決定する（第 1 回は 6 ～ 8 月の間に、第 2 回は 1 2 月～ 2 月の間に行うこと）。
- (2) 清掃を行うに当たっては、清掃内容及び実施日をあらかじめ法務局に通知し、承認を得ること。

2 履行場所

別紙 1 「府中支局外 1 6 庁履行場所・面積表一覧」のとおり。

3 清掃作業員

- (1) 清掃作業員（以下「作業員」という。）は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の総合的な技能を有する経験者とする。
ただし、清掃作業責任者については、技能経験 6 年以上の者とする。
- (2) 清掃作業責任者・作業員名簿をあらかじめ法務局に通知し、承認を得ること。

4 作業内容

別紙 6 「定期清掃作業内容」のとおり。

5 作業員の遵守すべき事項

- (1) 作業員は、常に服装を正し、規則を守り、監督職員と協力して清掃の万全を期さなければならない。
- (2) 作業員は、身分を明確にするため、名札等を着用すること。なお、名札購入代は、受託者負担とする。

6 清掃用具等

- (1) 清掃に必要な清掃用具類・清掃用消耗品は、受託者が準備すること。
- (2) 清掃に必要な光熱水料は、法務局が無償で提供する。

7 作業確認

- (1) 作業員は清掃終了後、監督職員の検収を受け、清掃作業記録を提出し、承認を得ること。

- (2) 清掃作業記録は、別紙 8 「定期清掃・清掃作業員名簿及び清掃作業表」のとおり。
- (3) 監督職員による検収において、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、作業員は再度、丹念に清掃作業を実施するものとする。

8 その他

- (1) 清掃作業は、法務局の執務等に支障のないように十分留意し、特に火気取扱、衛生管理及び風紀について厳重に注意すること。
- (2) 電気・水道等の使用については、必要最小限に止め、節電・節水等に協力すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、法務局と協議の上決定する。

日常清掃作業時間表

	庁舎名	実施時間	作業人数	清掃時間帯
1	府中支局	毎日4時間	1	午前8時30分～午後0時30分
2	西多摩支局	毎日3時間	1	午前8時30分～午前11時30分
3	港出張所	毎日3時間	1	午前8時30分～午前11時30分
4	台東出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
5	墨田出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
6	城南出張所	毎日3時間	1	午前8時30分～午前11時30分
7	世田谷出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
8	新宿出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
9	中野出張所（専有部分）	毎日1時間	1	午前8時30分～午前9時30分
	中野出張所（共用部分）	毎日2時間		午前9時30分～午前11時30分
10	杉並出張所	毎日3時間	1	午前8時30分～午前11時30分
11	板橋出張所	月曜日、水曜日、金曜日 1日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
		火曜日、木曜日 1日1時間		午前8時30分～午前9時30分
12	北出張所	月曜日、水曜日、金曜日 1日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
		火曜日、木曜日 1日1時間		午前8時30分～午前9時30分
13	練馬出張所	月曜日、水曜日、金曜日 1日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
		火曜日、木曜日 1日1時間		午前8時30分～午前9時30分
14	江戸川出張所	月曜日、水曜日、金曜日 1日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
		火曜日、木曜日 1日1時間		午前8時30分～午前9時30分
15	城北出張所	毎日3時間30分	1	午前8時30分～午後0時00分
16	多摩出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分
17	田無出張所	毎日2時間	1	午前8時30分～午前10時30分

日常清掃作業内容

1 清掃場所及び方法

(1) 申請人待合ロビー及び同閲覧室清掃（週 2 回以上）

ア 床を自在箒で掃き、モップ拭きで汚れを十分除くこと。

なお、汚れに応じて適時に洗剤拭きも行うこと。

イ 椅子、申請書記載台及び閲覧用テーブルは、塵払い後、水拭きを行い、特に汚れのひどい箇所は、洗剤を使用し除去すること。

(2) 便所（トイレ）清掃（毎日）

ア 便所の床面は、自在箒で掃き、モップ拭きを行うこと。

なお、汚れに応じて適時に水を使い洗剤拭きも行うこと。

イ 便器及び洗面器等は、洗剤洗いをを行い必要に応じて消毒を行うこと。

ウ 汚物入れ等は、汚物を容器から取り出し、適時洗浄すること。

エ トイレットペーパー・石鹼液は、随時補充すること。

(3) 廊下、階段及び給湯室清掃（週 2 回以上）

ア 床は自在箒で掃き、モップ拭きを行うこと。なお、汚れに応じて適時に洗剤拭きも行うこと。

イ 階段の手摺りは、塵払い後、乾拭きし、特に汚れのひどい箇所は、洗剤で除去すること。

ウ 給湯室は、流し台やその周辺の洗剤で洗い、生ごみ等の収集を行い、衛生的面にも留意すること。

(4) 玄関ホール（週 2 回以上）及び喫煙室清掃（毎日）

ア 床は自在箒で掃き、モップ拭きを行うこと。なお、汚れに応じて適時に洗剤拭きも行うこと。

イ フロアマットは、適正洗剤または水を用いて洗浄し、汚れを取り除く。

なお、洗浄後は十分乾燥させること。

ウ 喫煙室機器は、水拭き又は洗剤拭きを行い、吸殻等を廃棄すること。

(5) 庁舎外周り清掃（月 1 回以上）

汚れに応じて適時に掃き掃除を行い、排水口の土砂を除くこと。

(6) 清掃に使用する洗剤

上記の清掃に使用する洗剤は、I S O規格商品を用いること。

2 塵芥収集及び計量

庁舎内の業務範囲全域から収集した屑入れ、灰皿等の内容物は、清掃業務日ごとに処理し、地方公共団体等の指定した方法に従って分別し、監督職員の指定した場所に搬出すること。

清掃業務において収集した全ての塵芥については、監督職員立会いの上、計量し、記録を取ること。

定期清掃作業内容

1 作業場所及び方法

(1) 床清掃（Pタイル）

- ア 移動可能な物を移動させ、床表面（皮膜表面）の塵芥を自在箒等で除去する。
- イ 皮膜表面の汚れのみを洗浄する I S O規格商品の床面の材質に適した洗剤を、水モップ等で塗布する。
- ウ 直ちに、円形ブラシ又は洗浄用パットを装着したポリッシャー等で洗浄する。
- エ 洗浄廃液をウエットクリーナー等により除去し、水モップ等で綺麗に拭き取る。
- オ 乾燥ファン等で床面を乾燥させる。
- カ I S O規格商品の床面の材質に適した樹脂ワックスを塗布し、乾燥させる。
- キ 清掃後は、移動させた物の位置を元に戻す。

(2) 申請人待合ロビー及び同閲覧席床清掃

(1)と同様とする。

(3) 廊下及び階段床清掃

(1)と同様とする。

(4) 玄関及びロビー床清掃

(1)と同様とする。

(5) 硬性タイル（磁器タイル）

(1)と同様とする（ただしカの作業を除く。）。

(6) ノンスリップタイル

(1)と同様とする（ただしカの作業を除く。）。

(7) 硝子清掃

- ア 内外の埃を落とし、両面共に I S O規格商品による適正洗剤を塗布し、汚れを除去した上、乾燥布又はガラススクイジー等にて磨き拭きする。その際、曇りの残存を防止すること。
- イ 窓枠隅に溜まった洗浄廃液をタオル等で拭き取り、サッシの内、硝子面接触部分をタオル等で清拭すること。

(8) カーペット

- ア カーペット用洗剤（中性洗剤）をパイル面に吹き付け、回転ブラシ等で十分に埃、しみ等の汚れを除去すること。
- イ 洗浄後にパイル面の洗剤及び汚れを吸引し、十分に乾燥させること。

2 実施手順

上記の清掃作業内容を各 1 回実施すること。

日常清掃作業日報

支局・出張所

月 曜日		清掃作業員名											
日	清掃作業時間帯		清掃場所							作業員 押印	監督職員 押印	備 考	
			待合室	閲覧室	トイレ	廊下・階段	玄関	庁舎外	その他				
1	～												
2	～												
3	～												
4	～												
5	～												
6	～												
7	～												
8	～												
9	～												
10	～												
11	～												
12	～												
13	～												
14	～												
15	～												
16	～												
17	～												
18	～												
19	～												
20	～												
21	～												
22	～												
23	～												
24	～												
25	～												
26	～												
27	～												
28	～												
29	～												
30	～												
31	～												

※清掃箇所に○印を記入。

以下，監督職員記入欄

定期清掃・清掃作業員名簿及び清掃作業表

支局・出張所

請負業社名

清掃作業員名簿

No.	氏 名	住 所	押印	備 考
(清掃作業責任者)				
1				作業経験 年 月
(清掃作業員)				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

清掃作業日時 平成 年 月 時 分～ 時 分

階	清掃作業箇所									備 考
	玄関ホール	トイレ	申請人 待合室	閲覧室	事務室	階段・ 廊下	給湯室	その他	監督職員 押印	
地下2階										
地下1階										
1階										
2階										
3階										
4階										
5階										

※清掃終了後、清掃作業責任者は清掃作業箇所に押印すること。
以下、監督職員記入欄

駐車場交通整理業務請負仕様書

(①東京法務局府中支局)

1 業務履行場所

東京都府中市新町 2 丁目 4 4 番地
東京法務局府中支局

2 交通整理範囲

駐車場出入口付近（常時 2 名）

3 業務期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで，午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までの 6 時間とする。

なお，行政機関の休日に関する法律に定める休日は除くものとする。

4 業務内容

(1) 来庁者の駐車車両の誘導及び案内

(2) 駐車場出入口付近の通行人の安全確保を図るための交通整理

5 その他

(1) 事故発生等の際は，速やかに監督職員に口頭で報告をし，後刻書面での報告を行うものとする。

(2) 交通整理実施上，この仕様書に定めのない事項については，法務局と受託者と協議の上決定する。

駐車場交通整理業務請負仕様書 (②東京法務局世田谷出張所)

1 業務履行場所

東京都世田谷区若林四丁目 3 1 番 1 8 号

東京法務局世田谷出張所

2 交通整理範囲

庁舎出入口及び隣接駐車場付近（常時 1 名）

3 業務期間

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで，午前 8 時 3 0 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分までの毎日 7 時間とする。

なお，行政機関の休日に関する法律に定める休日は除くものとする。

4 業務内容

(1) 来庁者への駐車場施設案内

（障害者用駐車場への自動車の誘導を含む。）

(2) 庁舎出入口付近及び隣接駐車場の通行人の安全確保を図るための交通整理

5 その他

(1) 事故発生等の際は，速やかに監督職員に口頭で報告をし，後刻書面での報告を行うものとする。

(2) 交通整理実施上，この仕様書に定めのない事項については，法務局と受託者で協議の上決定する。

府中支局庁舎外 16 庁舎衛生害虫駆除定期点検作業仕様書

- 1 件 名 東京法務局府中支局外 16 庁舎衛生害虫駆除定期点検業務
- 2 履行場所 履行場所一覧①（別紙 1）及び②（別紙 2）のとおり。
- 3 業務期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 4 概 要 衛生害虫駆除定期点検業務は、建築物内の環境衛生を良好な一定水準以上に保ち、建築物の使用者及び利用者等の健康状態に悪影響が出るのを未然に防止する事に加え、美観を保ち、各種内装材の保護等建物を保全するため行うものである。
- 5 業務仕様
 - (1) 実施方法
別紙 3 「府中支局庁舎外 16 庁舎衛生害虫駆除定期点検作業実施要領」に定めるとおりとする。
 - (2) 作業員
受託者は、作業実施前までに現場責任者・作業員名簿を法務局に提出すること。
 - (3) 実施日時
受託者は、作業実施日時について、法務局と協議の上、決定すること。
 - (4) 実施回数
別紙 1 履行場所一覧①記載の庁舎については、月 1 回、別紙 2 履行場所一覧②記載の庁舎については、年 1 回実施するものとする。
 - (5) 作業機材
作業に使用する機械、機具、材料は、用途に適合した品質良好なものを使用すること。
 - (6) 経費負担区分
衛生害虫駆除定期点検に要する機械器具、資材及び消耗品等は、受託者の負担とし、光熱水料は、法務局の負担とする。

(7) 報告

受託者は、毎作業完了後、報告書を作成の上、監督職員に提出すること。

- 6 その他 この仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、法務局と協議の上決定する。

履行場所一覧表①

区分	内 訳	住 所	備 考
1	港出張所	港区東麻布 2 - 1 1 - 1 1	3280m ²
2	城南出張所	大田区鵜の木 2 - 9 - 1 5	3744m ²
3	板橋出張所	板橋区板橋 1 - 4 4 - 6	3659m ²
4	府中支局	府中市新町 2 - 4 4	4195m ²
5	中野出張所	中野区野方 1 - 3 4 - 1	4740m ²

履行場所一覧表②

区分	内 訳	住 所	備 考
1	台東出張所	台東区台東 1－2 6－2	2322㎡
2	墨田出張所	墨田区菊川 1－1 7－1 3	1898㎡
3	世田谷出張所	世田谷区若林 4－3 1－1 8	964㎡
4	新宿出張所	新宿区北新宿 1－8－2 2	2060㎡
5	杉並出張所	杉並区今川 2－1－3	1564㎡
6	練馬出張所	練馬区春日町 5－3 5－3 3	1383㎡
7	北出張所	北区王子 6－2－6 6	1189㎡
8	江戸川出張所	江戸川区中央 1－1 6－2	1834㎡
9	城北出張所	葛飾区小菅 4－2 0－2 4	2427㎡
1 0	多摩出張所	多摩市落合 1－1 5－1	1199㎡
1 1	田無出張所	西東京市田無町 4－1 6－2 4	1704㎡
1 2	西多摩支局	福生市南田園 3－6 1－3	2619㎡

府中支局庁舎外 1 6 庁舎衛生害虫駆除定期点検作業実施要領

1 衛生害虫駆除定期点検

- (1) ネズミ，昆虫等の害虫類の衛生害虫駆除定期点検作業は，次に定める基準に従い行うものとする。

ア ネズミ，昆虫等の発生場所，生息場所及び進入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し，当該結果に基づき，庁舎全体について効果的な作業計画を策定し，統一的かつ計画的に，適切な方法により，点検作業を行うこと。

イ 庁舎内のゴミの処理状況，飲食物の保管，トイレ，洗面所等の状況等を点検し，必要に応じ，ネズミ，昆虫等の発生を防除するための措置を講じること。

ウ 防鼠防虫網その他の防鼠防虫設備の機能を点検し，必要に応じ，補修等を行うほか，ネズミ，昆虫等の進入を防止するための措置を講じること。

エ 殺鼠殺虫剤を用いる場合は，薬事法（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）等の規定に基づき，使用及び管理を適切に行い，これらによる受託者並びに建築物の利用者及び利用者等の事故の防止に努めること。

- (2) ネズミ，昆虫等の害虫類の衛生害虫駆除定期点検を行うに当たっては，次の点に留意して行うこと。

ア 衛生害虫駆除定期点検作業を行うに当たっては，日時，作業方法等を庁舎の利用者等に周知徹底させること。

イ 薬剤の散布に当たっては，次の点に留意すること。

(ア) 受託者は，適切な防護具を使用する等，事故防止に努めること。

(イ) 火災等に対する予防措置を講じるとともに，什器等の汚染防止に努めること。

(ウ) 薬剤散布後，安全が確かめられる迄，入室を禁じる等，庁舎の利用を制限すること。

(エ) 食毒剤（毒餌剤）の使用に当たっては，誤食防止を図るとともに，使用後直ちに回収すること。

(オ) 補鼠器の使用に当たっては，人に危害を及ぼさぬようにすること。

(カ) 作業衣，使用器具は点検防除作業専用のものとし，他のものと区別して保管，選択を行い，汚染防止に努めること。

2 注意事項

- (1) 作業は法務局の執務等に支障の無いように十分留意し，特に火気取扱，衛生管理及び風紀について厳重に注意すること。
- (2) 電気・水道等の使用については，必要最小限に止め，節電・節水等に協力すること。

九段第 2 合同庁舎総合管理業務一式 仕様書

- 1 件 名 九段第 2 合同庁舎総合管理業務一式
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1－1－1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 委託内容 (詳細については、別紙「仕様書」参照)
 - (1) 建築設備管理業務, 消防用設備保守点検業務及び空気環境測定業務
 - (2) エレベータ保守点検業務
 - (3) 空調設備等点検保守業務
 - (4) 電力監視設備及び防災監視設備点検保守業務
 - (5) 構内情報通信網設備ネットワーク機器保守業務
 - (6) 冷温水発生機保守点検業務
 - (7) ボイラー等煤煙測定業務
 - (8) ボイラー等清掃点検業務
 - (9) 受変電設備保守点検業務
 - (10) 空気清浄機保守点検業務
 - (11) 地下式オイルタンク及び埋設配管加圧検査業務
 - (12) ゴンドラ保守点検業務
 - (13) 自動扉保守点検業務
 - (14) 監視設備保守点検業務
 - (15) 電気集塵機保守点検業務
 - (16) 非常用自家発電設備及び蓄電池設備保守点検業務
 - (17) 污水管及び雑排水管清掃業務
 - (18) 冷却水水質管理業務
 - (19) 汚水槽及び雑排水槽清掃業務
 - (20) 飲料水水質検査業務
 - (21) 貯水槽清掃業務
 - (22) ネズミ及び害虫駆除業務
 - (23) 庁舎清掃業務
 - (24) 庁舎及び庁舎敷地警備業務
 - (25) 電話交換機等保守点検業務
 - (26) 植栽維持管理業務
 - (27) トイレ消臭器保守点検業務

5 適用範囲 本業務は次の関係法令、条例、規則及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）により業務を履行し、関係法令等で定める官公署への各種届出、登録、選任等必要な手続きについては受託者が行うこと。

- (1) 労働安全衛生法，施行令，規則
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律，施行令，施行規則
- (3) 建築基準法，施行令，施行規則
- (4) 電気事業法，施行令，施行規則
- (5) 消防法，施行令，施行規則
- (6) 火災予防条例，施行規則
- (7) 危険物の規制に関する政令，規則，施行細則
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律，施行令，施行規則
- (9) 水道法，施行令，施行規則
- (10) 水質基準に関する省令
- (11) 大気汚染防止法，施行令，施行規則
- (12) 人事院規則 10－4（職員の保険及び安全保持）
- (13) 警備業法，施行令，施行規則
- (14) 警備員等の検定等に関する規則
- (15) 上記各法令に関する東京都が定める条例

6 共通事項

- (1) 業務の実施に当たっては、環境衛生、火災予防に注意し、安全に行うこと。また、風紀その他の秩序維持に努めること。
- (2) 業務を行うに当たっては、各設備、その他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万が一損傷を与えた場合は、速やかに修復すること。
なお、修復費用は受託者が負担すること。
- (3) 作業実施にあたっては、あらかじめ別紙「作業申請書」を監督職員に提出すること。
- (4) 業務の実施に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

作 業 申 請 書

平成 年 月 日

九段第2合同庁舎

庁舎管理室 御中

本店

商号

連絡先 — —

下記のとおり作業を実施する予定ですので、よろしくお願いします。

作業件名				
作業予定日				
作業予定時間	: ~ :			
作業場所				
作業員	責任者			
作業車	車種名		ナンバー	
備考				

以上

仕 様 書

- 1 件 名 建築設備管理業務，消防用設備保守点検業務及び空気環境測定業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務目的

本業務は，九段第 2 合同庁舎に設置されている設備の機能を，常に最良の状態に保ち，日常の使用に支障のないように運転し，その設備の維持管理に関するすべての業務を行うこと，消防用設備の保守点検を実施し機能を正常な状態に保つこと，並びに建物の空気環境及び室内照度の測定を行い，施設の環境衛生を確保することを目的とする。

5 建築設備管理業務

(1) 業務対象設備

運転，維持管理対象の主な設備の種類，機種及び数量は，別表 1 「主要設備一覧表」のとおりである。

(2) 業務の種別及び内容

イ 設備機器の運転及び監視

運転操作及び監視に当たっては，用途及び四季の気温の変化などに留意し，経済運転及び快適条件などを勘案して適正に行う。

ロ 設備の維持管理

(イ) 受託者は，日常の清掃，整備，巡視点検及び定期巡視点検業務，別表 2 「点検項目一覧表」により正常運転を維持し，異常があった場合は異常箇所の早期発見に努め，事故防止に努める。

(ロ) 機器の軽微な故障の修理及び部品の交換を行う。

ハ 設備に関する測定及び記録

(イ) 受託者は，業務日誌，日常巡視点検及び定期巡視点検の測定，記録をする。

(ロ) 業務日誌は，その翌日の午前 1 0 時までに，監督職員に提出し，確認を受ける。

(ハ) 業務日誌，日常巡視点検及び定期巡視点検記録等は 1 か月毎に取りまとめ，その翌月 1 0 日までに，監督職員に提出する。

ニ 設備に関する非常措置

火災，停電，断水，その他災害が発生した場合は速やかに監督職員に連絡の上，適確な措置を行う。

ホ 外注保守機器の定期整備の立会い，報告

外注の機器の定期整備の際は，監督職員の補助者として立会を行うほか，連絡調整を行う。

ヘ 水道，電気，ガス，灯油の検針及び記録

従事者は，毎月のメーターの指針を記録し，監督職員に報告する。

(3) 従事者の勤務時間及び資格等

従事者の勤務時間及び資格等は，次による。

勤務日	勤務時間		資格
平日	8：30～17：30 常駐人員2名以上	17：30～翌日の8：30 常駐人員1名以上 仮眠時間 23：30～翌日の6：30	イ 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者を含むものとする。 ロ 建築物環境衛生管理技術者以上の資格を有する者を含むものとする。 ハ 1級ボイラー技士以上の資格を有する者を含むものとする。 ニ 危険物取扱主任乙種第4類以上の資格を有する者を含むものとする。 2名「一般取扱所」 「地下タンク貯蔵所」
閉庁日	8：30～17：30 常駐人員1名以上	17：30～翌日の8：30 常駐人員1名以上 仮眠時間は平日に準ずる。	

注) 閉庁日とは土曜・日曜・祝日及び年末年始の休日をいう。

(4) 受託者の職務及び遵守事項

イ 受託者は，従事者の所有する資格の証明を監督職員に提出する。

- ロ 受託者は、従事者の指導監督をするとともに業務に支障をきたさないよう、常に監督職員と連絡を密にする。
- ハ 受託者は、作業の実施計画書を、年間分を4月末までに、月間分を前月末までに、監督職員に提出する。
- ニ 受託者は、従事者の身元、風紀、衛生及び業務の実施にあたっての火災、盗難等の一切の責任を負うものとする。
- ホ 従事者は、言語、動作、服装に注意し、来客者や内部職員に失礼のないよう留意する。
- ヘ 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は使用してはならない。
- ト 受託者は、従事者の勤務予定表（1か月分）を当該月の5日前までに、監督職員に提出する。

6 消防用設備の保守点検業務

（1）業務対象設備

点検保守対象設備の種類、種別及び数量は、別表3「点検設備一覧表」のとおりである。

（2）点検基準及び点検要領

消防法・消防法施行令・消防法施行規則・消防庁から出される通達及び告示によること。

（3）保守点検の実施時期

消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の4により、次のとおり保守点検を実施するものとする。

イ 9月中に外観及び機器点検を、3月中に外観・機器及び総合点検を実施すること。

ロ 上記点検のほか監督職員から故障の旨連絡があったときは、直ちに技術者を派遣して修理すること。

ハ 点検を実施する場合は、事前に点検工程表を作成して監督職員に提出すること。

ニ 所轄消防署等より、査察及び調査の要請があった場合には、監督職員等と共に立ち会うこと。

（4）点検作業の日時

点検の日時は、監督職員が指示する。

点検作業は、勤務時間内に実施しても差し支えない。ただし、次の項目については、閉庁日（土曜日・日曜日及び祝日をいう。）に実施するものとする。

イ 警報ベルの作動試験

- ロ 屋内・屋外消火栓の放水試験
- ハ スプリンクラーの放水試験
- ニ ハロゲン化物消火設備放出試験
- ホ 排煙機連動試験
- ヘ 防火扉の作動試験
- ト 避難器具（救助袋）

（５）操作の確認

点検作業の実施に当たっては、各設備単位の操作のほか、総合的な連動操作の点検も実施すること。

（６）保守点検作業従事者の資格

保守点検作業従事者には、消防用設備等の種類ごとに点検に必要な資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者を含むこと。

（７）保守点検作業にかかる費用の分担

- イ 委任者が負担するもの
 - 消火器の消火剤
- ロ 受託者が負担するもの
 - 上記以外のランプ類、ヒューズ類、グリス、ウェス、窒素ガス等の消耗品類

7 空気環境測定業務

（１）測定技術者

環境測定士の資格を有する者とする。

（２）測定内容

浮遊粉じんの量・一酸化炭素の含有率・二酸化炭素の含有率・温度・相対湿度・気流・ホルムアルデヒドの量

（３）測定箇所及び測定実施月

測定箇所及び実施月は、別表４のとおりとする。

（４）１点あたりの測定回数

１日２回測定する。

（５）測定に使用する計器

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によるそれぞれの性能を備えたものを受託者の負担により使用する。

（６）測定記録の提出

測定後は記録を整理し、監督職員の指示する様式により速やかに監督職員に提出する。

8 室内照度測定業務

(1) 測定技術者

環境測定士の資格を有する者とする。

(2) 測定内容

事務室内の設計照度の量を測定する。

また、色温度、均斉度、演色性、グレアの状況で不具合のある箇所について測定記録に反映させる。

(3) 測定箇所及び測定実施月

測定箇所及び実施月は、別表4のとおりとする。

(4) 1点あたりの測定回数

1日2回測定する。

(5) 測定に使用する計器

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」によるそれぞれの性能を備えたものを受託者の負担により使用する。

(6) 測定記録の提出

測定後は記録を整理し、監督職員の指示する様式により速やかに監督職員に提出する。

9 設備等の提供

受託者は、本業務を遂行するために要する次の設備等の提供を受け又は使用できるものとする。

(1) 電気，ガス，水道

(2) 従事者控え室

(3) 机，椅子，更衣ロッカー，等必要最少限の備品

(4) 設備図面，機器取扱説明書等

10 その他

(1) 受託者は、監督職員から貸与された備品類，設備図面及び機器取扱説明書等については常に整備しておき，業務に直接関係のある法令，規程類についても常備する。

(2) 業務を行うため必要な法令，条例及び規則に基づく官公署の手続，届出，立会等は，受託者が代行して行い，その結果を監督職員に報告する。

(3) 本仕様書に定めのない事項は，法務局と協議の上定める。

別表 1

主 要 設 備 一 覧 表

区分	種 別	数 量	備 考
中央監視設備	中央監視制御盤	1 面	中央処理装置一式 L C D 4 2 インチ 1 台 L C D 1 9 インチ 1 台 L C D 1 9 インチ 2 台
	防災監視盤	2 面	
	電力用 P C	2 台	
	防災用 P C	2 台	
	電力用ウェブサーバー	1 台	
	電力用データサーバー	1 台	
	CLP	2 台	
	電力 M S 盤	1 面	
	防災 M S 盤	1 面	
	R S 盤	7 面	
	ネットワーク収 納ラック	1 台	
	F S 盤	8 面	
電 気 設 備	受変電設備 特高受電盤	3	2 2 K V 6 0 0 A 3 P S T L B S 2 1 . 5 K V / 4 1 5 - 2 4 0 V モ ー ル ド T r 三 相 7 5 0 K V A 3 台
	ネットワーク監視盤	1	
	プロテクター盤	3	ネ ッ ト ワ ー ク 継 電 器 1 6 0 0 A 4 P 電 気 操 作 形 A C B
	テイクオフ盤	6	1 0 0 0 A T 3 P 電 気 操 作 形 A C B × 4 1 2 0 0 A T 3 P 電 気 操 作 形 A C B 1 0 0 0 A T 4 P 電 気 操 作 形 A C B
	コンデンサ主幹発電 機連絡盤	1	1 0 0 0 A T 3 P 電 気 操 作 形 A C B
	低 圧 盤	16	4 1 5 v / 2 1 0 モ ー ル ド 形 3 Φ t r 2 0 0 K v a - 1 4 1 5 v / 2 1 0 - 1 0 5 v モ ー ル ド 形 1 Φ t r 1 5 0 K v a - 2 4 1 5 v / 2 1 0 - 1 0 5 v モ ー ル ド 形 1 Φ t r 1 0 0 K v a - 1 4 1 5 v / 2 1 0 モ ー ル ド 形 3 Φ t r 1 0 0 K v a - 1 4 1 5 v / 2 1 0 - 1 0 5 V モ ー ル ド 形 1 Φ t r 1 0 0 K v a - 1 4 1 5 v / 2 1 0 - 1 0 5 V モ ー ル ド 形 3 Φ t r 1 5 0 K v a - 1 低 圧 幹 線 用 M C C B 他
	コンデンサー盤	2	4 1 5 v 1 0 0 k v A 3 Φ S C - 4
	制御用直流電源装置	1	高放電率ペースト形シール式鉛蓄電池 5 0 A h 5 4 セル
	非常照明用直流電源 装置	1	高放電率ペースト形シール式鉛蓄電池 5 0 0 A h 5 4 セル
	UPS 用直流電源装 置	1	高放電率ペースト形シール式鉛蓄電池 5 0 A h 1 8 0 セル
	発 電 機 設 備		
	発 電 機	1 台	3 Φ 4 W 6 2 5 k v A 4 0 0 v
	ディーゼルエンジン	1 台	8 8 0 p s 5 0 0 r p m 使用燃料 灯油 始動方式 空気式
	始動装置(第2種圧力 容器)		
	配 電 盤	1 式	発電機盤 自動始動盤
	電 灯 設 備		
	主な照明器具	1 式	蛍光灯 4 0 W 2 灯用埋め込み形 Hf32 型 2 灯用埋込 型 システム天井 非常用照明(白熱灯, 電源別置形) 誘導灯

区分	種 別	数 量	備 考
電 気 設 備	分 電 盤	24 面	
	非常照明用分電盤	17 面	
	OA用分電盤	15 面	
	コンセント	1 式	
	動力設備 制御盤	44 面	
	避雷針設備 避雷針	2 基	ALポール高さ16m
	電話設備 電源装置	1 台	整流器 据置形キャビネット式1Φ100v55. 3A 蓄電池250Ah
	テレビ共聴 アンテナ	1 式	VHF (L-5素子, H-素子) AMホイップアンテナ
	直列ユニット	1 式	
	防犯装置 テレビ制御架	1 台	入力回路10, 映像機器 長時間VTR
	テレビカメラ	8 台	屋外カメラ・ズーム旋回装置3台 屋内カメラ6台
	モニターテレビ	9 台	9インチ9台 14インチ (CRT操作卓) 1台
	車路警報装置	1 式	ループコイル式 制御盤1 検知器 4 ループコイル8
	拡声装置 主音声増幅器架 (非常用放送) ローカルアンプ	1 台 17 台	増幅器860W 30回線 マイク, レコード, テープ, チャイム, ラジオ 各入居庁用 240W15局1 120W5局1 60W3局3 会議室等 120W 1 30W 11
	スピーカー 電気時計装置 親時計 子時計	1 式 1 台 1 式	NO. 1, NO. 2, 自動切替方式2級, 20回線 30秒有極パルス式 一部表示盤組込み
	インターホン インターホン エレベーター 乗用 非常用	1 式 6 台 1 台	庁舎管理用, 食堂厨房用, 保守用, 身障者用 1,000Kg 120m/m 15か所止 1,150Kg 120m/m 16か所止
空気調和設備	鋳鉄製ボイラー	2 台	400,000 Kcal/h 灯油・都市ガス切替
	軟水装置	1 台	
	直だき吸収冷温水機	3 台	967,000 Kcal/h 2台 272,000 Kcal/h 灯油・都市ガス切替
	冷却塔	3 台	向流形1, 827,000 Kcal/h 2台 514,000 Kcal/h 1台
	同上水处理装置	3 台	
	パッケージ形空調機 ユニット形空気調和 機 電気集じん機	1 台 21 台 18 台	エレベータ機械室1台 ファンルーム給気用

区分	種 別	数 量	備 考
空気調和設備	自動巻取エアフィルタ ユニット型エアフィ ルタ ファンコイルユニット ポンプ 送風機・排風機 自動制御設備 自動制御機器 中央監視制御装置 パッケージエアコン ルームエアコン	4 台 288 枚 47 台 19 台 51 台 308 個 1 式 3 台 1 台	床置隠ぺい形 冷 温 水ポンプ 7 台 冷 却 水 ポンプ 3 台 ボイラー給水ポンプ 3 台 電動真空給水ポンプ 1 台 油ポンプ 3 台 ニ方弁 4 6 個 , 三方弁 3 個 温湿度センサー 36 個 VAV 用サーモスタット 43 個 VAV 49 個 CAV 42 個 流量計 8 個 中央処理装置 1 台 20インチ LCD 1 台 印字記録装置 1 台 D P 盤 1 0 面 C P 現場盤) 21 面 中央監視室, 防災センター, 電話交換機室 宿直室
給排水衛生設備	消火ポンプユニット 排水ポンプ 温水循環ポンプ 揚水ポンプ 焼却炉 受水槽 高置水槽 貯湯槽 (第 1 種圧力 容器) 消火用充水槽 排水槽 貯湯式湯沸器 厨房機器	3 台 6 台 1 台 6 台 1 台 1 基 2 基 1 基 1 基 8 槽 9 台 29 台	屋内消火栓用 (100Φ) 1 台 スプリンクラー用 (150Φ) 1 台 消防用水用 (150Φ) 1 台 水中形 5 0 Φ 10 台 水中形 8 0 Φ 6 台 40Φ 4 台 80Φ 2 台 屋内形 FRP パネル形 6 0 m ² 鋼板製 1 5 m ² 1 基, 4 m ² 1 基 FRP パネル形 5 m ² 1 基 ステンレスクラッド鋼板製 3 m ² 鋼板製 1. 0 m ² 地下コンクリート水槽 45リッター 8 台, 20リッター 1 台 電気ガス関連のみ, 冷凍冷蔵庫, みそ汁ユニット 2, ガステーブル, フライヤー, レックスオーブン, ガス回転釜 2, ウォーマーテーブル, ユデメン機 冷蔵庫, フードカッター, フードスライサー, 水圧 式洗米機ガス炊飯器 2, 食器 消毒保管庫, 食器洗 浄機, 他
排水再利用設備	制御盤 一次・二次スクリーン 滅菌装置 限外濾過機 ポンプ ブロー 排水槽 (地下水槽) 高置水槽	2 面 2 台 1 台 1 台 17 台 2 台 6 槽 2 基	原水槽, 排出槽, 中間水槽, 調整槽, 反応槽, 中 水槽 FRP パネル形 5 m ² 2 基

区分	種 別	数 量	備 考
厨房除害設備	制御盤	2 面	原水槽，余剰汚泥貯留槽，原水ポンプ槽，流量調整槽×2，放流ポンプ槽，担体流動床槽×3，担体流動床槽ブローア×1，調整槽 ブローア ×1
	水槽	9 槽	
	ポンプ	12 台	
	散気装置	2 台	
	自動微細目スクリーン	1 台	
	オゾン脱臭装置	1 台	
	脱臭ファン	1 台	
消 防 設 備	油分分解菌注入装置	1 台	
	屋内消火栓	40 台	噴射ヘッド67個 粉末消火器81本・強化液消火器52本 火災受信機P形1級100回線 非常電話60回線 ガス漏れ30回線 連動制御器200回線 消火表示部40回線
	スプリンクラー消火装置	1 式	
	起動装置PT（第2種圧力容器）	1 式	
	ハロゲン化物消火装置	1 式	
	連結送水管放水口	25 個	
	消火器	133 本	
	防火シャッター	10か所	
	防煙タレ壁	34か所	
	防火扉	186か所	
	救助袋	9か所	
	ヒューズ付ガラリ	150 個	
	防災盤	1 台	
	煙感知器	1 式	
	自動閉鎖装置	1 式	
	ガス漏れ検知器	1 式	

別表2

「点検項目一覧表」

1. 機械設備

1-1 鑄鉄製ボイラー

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	取付け状態を点検する。				○		
2. 外観の状況							
a. 本体	腐食、損傷等の劣化及びすす等の付着の有無を点検。				○		
b. 保温材	脱落、損傷等の有無を点検。				○		
3. 内部の状況							
a. 本体内部	①視き窓、焚口等から過熱及び変形、腐食、損傷等の劣化、蒸気又は水漏れ並びにすすの付着の有無を点検。 ②各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み及び水又は蒸気漏れの有無を点検。		○				
			○				
b. 煙道及び煙突	①局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無を点検。 ②排ガスの漏れの有無を点検。				○		
					○		
4. 付属品							
a. 安全弁	①取付けボルトの緩みを点検。 ②漏れの有無を点検。				○		
					○		
b. 排気管	詰まり、腐食、損傷等の有無を点検。						
c. 水面計	①コック及び弁の詰まり及び漏れの有無並びに開閉の良否を点検。 ②ガラスの汚れ及び亀裂の有無を点検。		○				
			○				
d. 圧力計	①正常値を指示していることを確認。 ②取付け部等の漏れの有無を点検。 ③汚れ、損傷の有無を点検。		○				
			○				
5. バーナー	①ノズルの焼損、変形等の劣化、汚れ及び詰まりの有無を点検。 ②点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否を点検。 ③燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無を点検する。 ④前板の燃損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無を点検。 ⑤タイルの燃損、変形等の劣化及び汚れの有無を点検。				○		
					○		
					○		
					○		
					○		
					○		
6. 自動制御装置							
a. 操作盤	①盤内機器の取付け状態の良否及び過熱、異臭等の有無を点検。 ②端子の変色、錆及び汚れの有無を点検する。 ③ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無を点検。 ④表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否を点検。				○		
					○		
b. 点火電極及び絶縁碍子	①燃損、変形等の劣化及び汚れの有無を点検。 ②放電の良否を点検。 ③配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無を点検。				○		
					○		
c. 圧力制限器	①導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無を点検。 ②水銀スイッチのガラスの亀裂及びレバーの曲がり並びに配線の緩み、短絡等の有無を点検。				○		
					○		
d. 火炎検出器	①火炎検出器を取り外し、検出部の汚れ、燃損、亀裂等の有無を点検。 ②検出部の装着及び接触の良否を点検。				○		
					○		
e. ばい煙濃度計	①投光器及び受光器のフィルターガラス及びレンズの汚れの有無を点検。 ②光軸のずれの有無の点検及び指示計のゼロ点検調整。				○		
					○		
f. 感震器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止し、消化することを確認。				○		

1-2直だき吸収冷温機(シーズンイン・オン・オフ)

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③取付け状態を点検。					○ ○ ○	
2. 外観の状況							
a.本体及び付属品	腐食、変形、破損等の有無を点検。			○			
b.保温材及び保冷材	損傷及び脱落の有無を点検。			○			
3. 内部の状況							
a.燃焼室	①焼損及び燃焼ガスのリークの有無を点検。 ②耐火材の亀裂、脱落等の有無を点検。 ③燃焼室内部の腐食及び汚れの有無を点検。	○		○ ○			
4. 付属品							
a.温度計及び圧力計	破損の有無を点検。	○					
b.付属弁	①弁の開閉の良否を点検。 ②調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度であることを確認。					○	
5. 動力盤	①冷房又は暖房の切り換えが正しいことを確認。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ③作動の良否を点検。				○	○	
6. 電気系統							
a.操作回路、ヒーター回路及び電動機回路	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。				○	○	
b.端子	緩み、変色及び損傷の有無を点検。				○		
c.タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認。					○	
d.操作盤内	盤内部の汚れを点検。				○		
7. 保安装置							
a.作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認。					○	
b.インターロック	作動の良否を点検。					○	
8. 燃焼装置							
a.燃料系統配管	燃料油配管継手部からの油の滴下のないことを確認。				○		
b.弁	①電磁弁非通電時に、ノズルからの油たれがないことを確認。 ②異常時に規定値で作動することを確認。 ③通電時にチャタリング、過熱、異常等の異常のないことを確認。				○	○	
c.バーナー	①耐火材の亀裂及び欠損の有無を点検。 ②ヘッド部の焼損及び変形の有無を点検。 ③点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等の劣化及び絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良否を確認。 受光面の汚れ、亀裂等の有無並びに絶縁の良否を確認 詰まり、損傷等の有無を点検。				○	○	
d.火炎検知器	①出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認。 ②各水室部に水漏れのないことを確認。				○	○	
9. 冷温水及び冷却水系統							
10. 運転調整							
a.音及び振動	異常のないことを確認。						
b.電流及び電圧	①運転時における主電源電圧の変動が、規定値以内にあることを確認。 ②運転電流が規定値以下であることを確認。	○	○				
c.電動機	電動機の回転方向が正しいことを確認。					○	
d.温度制御	設定温度で作動することを確認。	○					

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
e.燃焼制御	プレバージ時間、着火タイミング、失火動作指令等の良否を点検。		○				
f.燃焼状態	①正常に着火することを確認。 ②メインバーナーの火炎が安定しており、異常振動及び異常音がないことを確認。		○				
g.熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認。 ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検。		○				
11. 真空気密 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認。				○		
					○		

1-3空冷ヒートポンプ式パッケージ形空気調和機(シーズンイン・オン・オフ)

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の異常の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検。 腐食、変形、破損等の有無を点検。				○		
2. 外観の状況					○		
3. 水系統					○		
a.ドレンパン	汚れ、錆、腐食等の有無を点検。				○		
b.ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを確認。				○		
4. 電気系統					○		
a.操作回路及び動力回路	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。				○		
b.端子	緩み及び変色の有無を点検。				○		
c.操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の確認。				○		
d.クランクケースヒーター	通電及び発熱状態に異常のないことを確認。				○		
5. 送風機					○		
a.Vベルト	弛み、亀裂、磨耗等の有無を点検。				○		
b.軸受	音、振動等の有無を点検。				○		
c.羽根	汚れ、損傷等の有無を点検。				○		
d.電動機	回転方向が正しいことを確認。				○		
6. エアフィルター					○		
a.ろ材	詰まり、損傷等の有無を点検及び清掃。				○		
b.枠	変形、腐食等の有無を点検。				○		
7. 冷媒系統	①ガス漏れの有無を点検。 ②配管の損傷等の有無を点検。				○		
8. 熱交換器	①フィンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検。 ②補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検。				○		
9. 保安装置					○		
a.インターロック	室内送風機運転と補助電気ヒーターの作動の良否を点検。				○		
b.圧力開閉器	作動の良否を点検。				○		
c.可溶栓又は安全弁	ガス漏れ及び変形の有無を点検。				○		
d.温度ヒューズ	溶断、変形及び変色の有無を点検。				○		
e.加熱防止器	作動の良否を点検。				○		
f.圧力計	正常値を示していることを確認。				○		
10. 自動制御機器	温度調節器、タイマー制御、容量制御等が設定値で作動することを確認。				○		

空気調和等関連機器
1-4地下式オイルタンク

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検。			○			
2. 計量口及び注油口	変形、損傷及びもれの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことを確認。			○			
3. 注入口ピット	①割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の推積物の有無を点検。			○			
	②油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認。			○			
4. 配管	損傷、変形、漏れ等の有無を点検。			○			
5. 弁	漏れ、損傷等の有無並びに作動の良否を点検。			○			
6. 配管点検ボックス	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の推積物の有無を点検。			○			
7. 端子盤	箱の損傷及び端子の緩みの有無を点検。			○			

1-5オイルサービスタンク

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	亀裂等の有無を点検する。			○			
a. 基礎及び防油堤	曲り、錆、損傷等の有無を点検する。			○			
b. 架台	基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検。			○			
c. 基礎ボルト	①損傷、腐食等の有無を点検する。			○			
2. 外観の状況	②漏れの有無を点検する。			○			
3. 管及び弁	①漏れ、損傷、腐食等の有無を点検。			○			
a. 管	②緩衝装置の取付け及び機能の良否を点検。			○			
b. 弁	作動の良否及び損傷等の有無を点検。			○			
4. 計器	①汚れ及び損傷の有無を点検。			○			
	②正常値を示していることを確認。			○			
	③固定の良否を点検。			○			
5. 液面制御装置	①フロートの浸水、損傷等の有無を点検。			○			
【フロートスイッチ】	②フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切し、その位置が許容範囲内にあることを確認。			○			
6. 警報装置・スイッチ	①作動の良否を点検。			○			
7. 通気口	取付けの良否を点検。			○			
8. はしご	取付けの良否及び錆、腐食等の有無を点検。			○			

貯湯タンク
1-6貯湯タンク

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部 a. 基礎 b. 架台 c. 保温材 d. 基礎ボルト等 e. 配管支持の状態	亀裂、沈下等の有無を点検。 曲り、錆、損傷等の有無を点検。 脱落、損傷等の有無を点検。 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検。 変形の有無を確認。				○ ○ ○ ○ ○		
2. 外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検。 ②漏れの有無を点検。 ③蓋の取付け状態の良否及びボルトの磨耗、腐食、損傷等の有無を点検。		○		○ ○		
3. 圧力計・水高計及び温度計	①正常値を指示していることを確認。 ②取付け部等の漏れの有無を点検。 ③汚れ及び損傷の有無を点検。		○ ○ ○				
4. 付属管及び弁 a. 逃し弁	②漏れの有無を点検。				○		

1-7環水タンク及び開放型膨張タンク

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部 a. 基礎 b. 架台 c. 基礎ボルト等 d. 保温材 e. 配管支持の状態	亀裂、沈下等の有無を点検する。 曲り、錆、損傷等の有無を点検する。 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検。 脱落、損傷等の有無を点検する。 変形の有無を確認する。				○ ○ ○ ○ ○		
2. 外観の状況	①損傷、腐食等の有無を点検。 ②漏れの有無を点検。 ③内部の付着及び推積物の有無を点検。 ④内部の保護塗装の剥離等の有無を点検。				○ ○ ○ ○ ○		
3. 管及び弁 a. 管 b. 弁	漏れ、損傷、腐食等の有無を点検。 漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検。				○ ○		
4. 付属品 a. 計器 d. はしご及び点検口	①汚れ及び損傷の有無を点検。 ②正常値を示していることを確認。 ③固定の良否を点検。 取付けの良否及び錆、腐食等の有無を点検。		○ ○ ○				
5. 液面制御装置 a. 電極スイッチ	①給水停止状態での漏水の有無及び水位の適否を点検。 ②電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態を点検。 ③水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認。				○ ○ ○		

1－8冷却塔

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②基礎ボルトの緩み及び劣化の有無を点検。 ③防振装置の損傷等の有無を点検。 ④防振ストッパー				○ ○ ○ ○		
2. 外観の状況							
a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無を点検。				○		
b. 散水装置	①損傷、変形、錆及び汚れの有無を点検。 ②散水穴の目詰まりの有無を点検。				○ ○		
c. 熱交換器	コイルの汚れ、損傷等の有無を点検。				○		
d. エリミネーター	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検。				○		
e. ルーバー	損傷、変形及び目詰まりの有無を点検。				○		
f. 充填材	①スケール等の付着の有無を点検。 ②目詰まりの有無を点検。				○ ○		
g. 骨組み及び脚	③座屈、変形等の有無を点検。 ①損傷、変形等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有無を点検。				○ ○ ○		
h. 梯子及び点検扉	損傷、変形、腐食等の有無を点検。				○		
3. 水槽							
a. 本体	①内外面の損傷、変形及び汚れの有無を点検。 ②水漏れの有無を点検。 ③水位が規定の位置にあることを確認。 ④水槽の清掃を行なう				○ ○ ○ ○		
b. 給水装置	ボールタップ等が確実に作動することを確認。				○		
4. 送風機							
a. 羽根車	①損傷、腐食、汚れ等の有無を点検。 ②回転に支障のないことを確認。				○ ○		
b. ファンケーシング	損傷、腐食等の有無を点検。				○		
c. 軸受	①軸が円滑に回転することを確認。				○		
d. 電動機	①損傷、腐食等の有無を点検。 ②円滑に回転することを確認。 ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認。				○ ○ ○		
e. ベルト	①張り具合の適否を点検。 ②損傷及び磨耗の有無を点検。				○ ○		
f. プーリー	損傷、磨耗等の劣化の有無を点検。				○		

1－9ユニット形空気調和機

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検。				○ ○ ○		
2. 外部の状況							
a.本体	腐食、変形、破損等の有無を点検。				○		
b.保温材及び吸音材	損傷及び脱落の有無を点検。				○		
3. 送風機							
a.羽根車	①汚れ、錆、腐食等の有無を点検。 ②回転バランスの良否を点検。				○ ○		
b.シャフト	汚れ、錆、磨耗等の有無を点検。				○		
c.ベルト	弛み、磨耗、損傷等の有無を点検。				○		
d.プーリー	磨耗等の有無を点検。				○		
e.軸受	①音、振動等の異常の有無を点検。 ②給油の状態を点検。				○ ○		
f.電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ②回転方向が正しいことを確認。 ③表面温度の異常の有無を点検。 ④電流が定格値内であることを確認。		○		○ ○ ○ ○		
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検。				○		
5. 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検。 ②作動の良否を点検。 ③汚れ、損傷等の有無を点検。				○ ○ ○		
6. 水系統							
a.蒸気	①給水止弁の開閉を点検。 ②漏れ及び汚れのないことを確認。				○ ○		
b.ドレンパン	汚れ、錆、腐食等の有無を点検。				○		
c.ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認。				○		
7. エアフィルター							
a.ろ材	洗浄にて清掃を行う。(外気フィルター・プレフィルター)				○		
b.枠	変形、腐食等の有無を点検。				○		

1-10ファンコイルユニット

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 外観の状況							
a. 本体	①腐食、変形、破損等の有無を点検。 ②固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無を点検。				○		
b. 保温材及び吸音材	損傷及び脱落の有無を点検。				○		
c. 吹出しグリル	汚れ、破損等の有無を点検。				○		
2. 送風機							
a. 羽根車	①汚れ及び錆、腐食、変形等の有無を点検。 ②回転バランスの良否を点検。				○		
b. 電動機	①音、振動等の異常の有無を点検。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ③回転がスムーズであることを確認。				○		
3. 熱交換器	①冷温水コイルの破損及び腐食の有無を点検。 ②フィンの汚れ及び目詰まりの有無を点検。				○		
4. 排水系統							
a. ドレンパン	汚れ、錆、腐食等の有無を点検し、有る場合は清掃。				○		
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認。				○		
5. エアフィルター							
a. ろ材	汚れ、損傷等の劣化の有無を点検及び清掃。				○		
b. 枠	変形、腐食等の劣化の有無を点検。				○		
6. 電装部品							
a. 電気配線	損傷、過熱、劣化等の有無を点検。				○		
b. 接続端子	端子接続の緩みの有無を点検。				○		
c. 操作スイッチ、 運転表示灯	①損傷、破損等の有無を点検。 ②表示灯の点灯状態を点検。 ③風量切替え等の作動の良否を点検。				○		
7. 弁類	①損傷及び破損の有無を点検。 ②エア抜き弁及びドレン抜き弁の良否を点検。				○		

空気清浄装置

自動巻取形エアフィルター

1-11電気集じん器

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検。				○		
2. ろ材	①目詰まりの有無を点検。 ②差圧計により圧力損失を点検。				○		
3. 枠	変形、腐食等の有無を点検。				○		
4. ケーシング	変形、腐食等の有無を点検。				○		
5. チャンバー	変形、腐食等の有無及び汚れの有無を点検。				○		
6. 制御盤	①表示灯の点灯の良否を点検。 ②タイマー又は差圧計の作動の良否を点検。	○	○	○			
7. 巻取機構	電動機等の作動の良否を点検。	○	○	○			
8. 高圧電源部	電圧が規定値にあることを確認。	○	○	○			
9. 電離部	①汚れの有無を点検。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ③放電線の劣化の有無を点検。				○		

1-12給排気風機

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③防振材の破損等の有無を点検。 ④天井吊りの場合の転倒防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を点検。				○ ○ ○		
2. 外観の状況	①汚れの有無を点検。 ②腐食及びボルトの緩みの有無を点検。				○ ○		
3. 電動機	①発熱の異常の有無点検 ②回転方向が正しいことを確認。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ④運転電流が、定格値以下であることを確認。		○		○ ○		
4. 軸受	発熱、音及び振動の有無を点検。		○		○		
5. Vベルト	弛み、磨耗、損傷等の有無を点検。				○		
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検。				○		
7. Vプーリー	①磨耗、損傷等の有無を点検。 ②芯出しの良否を点検する。				○ ○		
8. 羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ケーシング等に接触していないことを確認する。				○ ○ ○		

給排水衛生機器

1-13受水タンク及び高置タンク(高架タンク)

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検。 ③架台の錆、腐食等の有無を点検。 ④架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検。 ⑤基礎部の水平度、不等沈下等を確認。				○ ○ ○ ○ ○		
2. 外観の状況 【外部ケーシング】	①水漏れ及び外面の錆、腐食、損傷等の有無を点検。 ②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検。 ③内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検。 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検。				○ ○ ○ ○		
3. 付属装置							
a. ボールタップ及び定水位弁	①浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検。 ②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認。				○ ○		
b. 水面制御及び警報装置	①汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検。 ②水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食等の有無を点検。 ③作動の良否を点検。				○ ○ ○		
4. 配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検。 ②防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検。				○ ○		

1-14汚水槽及び雑排水槽

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 本体	①内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検。 ②漏水及び壁面等の損傷、亀裂、錆等の有無を点検。 ③マンホールの密閉状態の良否を点検。				○		
2. 水面制御及び 警報装置	①損傷及び腐食の有無を点検。 ②作動の良否を点検。				○		
3. 配管	①水漏れ及び詰まりの有無を点検。 ②錆、腐食、損傷等の有無を点検。 ③配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無を点検。 ④防虫網の目詰まり、錆、腐食、損傷等の有無を点検。				○		

ポンプ

1-15陸上ポンプ

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 基礎・固定部	①固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検。 ②防振装置の変形、劣化等の有無を点検。				○		
2. 外観の状況	①グラウンド漏れが正常であることを確認。 ②腐食、損傷及び水漏れの有無を点検。 ③軸継手ゴムの損傷等の有無を点検。 ④ベルトの損傷等の有無を点検。 ⑤軸継手の芯出しの良否を点検。 ⑥ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認。				○		
3. 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検。 ②回転方向が正しいことを確認。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ④運転電流が、定格値以下であることを確認。		○		○		
4. 制御機器	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検。 ②表示ランプの点灯の良否を点検。				○		
5. フート弁及逆止弁	開閉状態の良否を点検。				○		
6. 圧力計、連成計 又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検。 ②正常値が正常であることを確認。		○		○		

1-16排水ポンプ

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 本体	腐食、損傷等の有無を点検。				○		
2. 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検。 ②回転方向が正しいことを確認。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ④運転電流が、定格値以下であることを確認。				○		
3. ケーブル	①損傷等の有無を点検。 ②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。		○		○		
4. 圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検。 ②正常値を示していることを確認。		○		○		

1-17貯湯式ガス湯沸器

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 固定部	固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等を点検。				○		
2. 外観の状況	①外筒の汚れの有無を点検。 ②さび、腐食等の有無を点検。 ③内筒の湯垢の付着の有無を点検。				○ ○ ○		
3. 弁又は栓	ガス及び水漏れ有無並びに開閉の良否を点検。				○		
4. 温調調節ハンドル	弁又は栓に異常のないこと確認のうえ口火を点火し、ハンドルを調整して給湯温度が規定の許容範囲内にあることを確認。				○		
5. 口火及びバーナー	①口火及びバーナーの点火の良否を点検。 ②炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良否及びガス臭いの有無を点検。 ③ノズルの詰まりの有無を点検。 ④ガス圧の適否及び排気状態の良否を点検。				○ ○ ○ ○		
6. 吸熱板	すすの付着の有無を点検。				○		
7. 安全装置	①オリフィス及びダイヤグラムの作動の良否を点検。 ②排気ファンが停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けている場合にはその作動の良否を点検。				○ ○		
8. ボールタップ	①浸水、変形及び水漏れの有無を点検。 ②作動の良否を点検。				○ ○		
9. 配管接続部	①ガス及び水漏れの有無を点検。 ②変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検。				○ ○		

1-18衛生器具

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 洗面器、手洗器、掃除流し及び台所流し	①亀裂、破損等の有無を点検。 ②器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み及び腐食、損傷等の有無を点検。 ③トラップの封水の良否を点検。				○ ○ ○		
2. 小便器及び大便器	①亀裂、破損等の有無を点検。 ②便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等の有無を点検。 ③洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無を点検。 ④排水状況及び詰まりの有無を点検。 ⑤トラップの封水の良否及び詰まりの有無を点検。 ⑥吐水時間の適否を点検。 ⑦ピストンバルブ・押棒部等の予備品の整備				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
3. シスタンク及び洗浄弁	①タンク内の汚れ及びボールタップのピストン部の詰まりの有無を点検。 ②ボールタップの作動の良否を点検。 ③洗浄管の詰まりの有無を点検。 ④弁を操作して排水状態の良否を点検。 ⑤水圧及び吐水時間の適否を点検する。				○ ○ ○ ○ ○		

1-19中水道・除害施設

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 槽類 「原水、反応、排出中水」	①内部の浮遊物及び沈殿物の状況を点検。 ②漏水及び壁面等の損傷、亀裂、錆等の有無を点検。 ③マンホールの密閉状態の良否を点検。 ④原水の温度・PH確認				○		
2.スクリーン装置	①詰まりの状況を点検。	○					
a.軸受	①軸が円滑に回転することを確認。 ②油量の適否を点検。	○					
b.電動機	①損傷、腐食等の有無を点検。 ②円滑に回転することを確認。 ③絶縁抵抗値を測定し、その良否を確認。	○					
3. UF膜装置	①詰まりの状況を点検。 ②入り口圧力確認。 ③腐食、損傷及び漏れの有無を点検。	○					
4. ポンプ・ブロー							
a. 基礎・固定部	①固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検。 ②防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検。				○		
b. 外観の状況	①腐食、損傷及び漏れの有無を点検。 ②軸継手ゴムの損傷等の有無を点検。 ③ベルトの損傷等の有無を点検。 ④芯出しの良否を点検。 ⑤ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲以内にあることを確認。				○		
c. 付属品							
d..計器	①汚れ及び損傷の有無を点検。 ②正常値を示していることを確認。 ③固定の良否を点検。	○					
e.ベルト	弛み、磨耗、損傷等の有無を点検。				○		
f..プーリー	磨耗等の有無を点検。				○		
d.軸受	①音、振動等の異常の有無を点検。 ②給油の状態を点検。				○		
h.電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。 ②回転方向が正しいことを確認。 ③表面温度の異常の有無を点検。 ④電流が定格値内であることを確認。	○					
5. フート弁及び逆止弁	開閉状態の良否を点検。	○					
6. 圧力計、連成計又は真空計	腐食及び損傷の有無を点検。	○					
7. 液面制御装置							
a.フロートスイッチ	①フロートの浸水、損傷等の有無を点検。 ②フロートの上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認。	○					
b.電極スイッチ	①電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態を点検。 ②水位の上下により電源が入・切し、その位置が正常に作動することを確認。	○					
8. 管及び弁							
a.管	漏れ、損傷、腐食等の有無を点検。				○		
b.弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否を点検。				○		
c.配管支持の状態	変形の有無を確認する。				○		

2-2分電盤

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. キャビネット							
a. 屋内型	①盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)を確認。 ②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検。 ③断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割れの有無を点検。 ④断熱ボックスに割れがないことを確認。				○		
b. 屋外型	①盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)を確認。 ②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検。 ③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検。 ④盤内部の雨水の浸入又は痕跡、結露等の有無を点検。				○		
2. 導電部							
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検。 ②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検。				○		
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検。				○		
3. 機器							
【遮断器、継電器、電磁接触器タイマーリモコン、変圧器等】	①漏電遮断器のテストボタンにて動作の確認。 ②各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検。 ③点検時を除き非常用ブレーカーがON(入)になっていることを確認。				○		

2-3制御盤

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. キャビネット	フルターは目詰まりを点検。				○		
2. 機器、制御回路							
a. 遮断器、電磁接触器、継電器変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサ、ヒューズ類	①テストボタン(漏電遮断器等)による動作確認を行う。 ②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検。 ③機器取付け状態の良否を点検。 ④単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認。 ⑤換気扇の回転状態、異常音の有無を点検。また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検。 ⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検。 ⑦インバーター用冷却ファンの作動状態を点検。				○	○	
b. 制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認。 ②警報装置の動作確認。 ③液面継電器の動作確認。 ④インバーターの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。				○	○	
3. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。				○	○	

2-4照明器具

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 本体	①反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに取付け状況を点検。 ②ルーバー及び透光性カバーの汚損、破損、変色等の有無を点検。					○	
2. 部品						○	
a. 安定器	点灯時の異常なうなり音、管球の異常なちらつき等の有無を点検。					○	
b. ソケット	変形、ぐらつき、ひび割れ、破損の状況を点検。					○	

2-5 自家発電設備

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検。 ②消火器の有無を点検。 ③取扱い以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認。 ④各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認。 ⑤点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認。				○ ○ ○ ○ ○		
2. 本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検。 ②防振装置(防振ゴム、ばね、ストッパー)のひび割れ、変形、損傷、及びたわみの有無を点検。 ③附属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検。				○ ○ ○ ○ ○		

2-6 外灯

点検項目	点検内容	点検周期					
		時	日	週	月	6ヶ月	随時
1. 灯具	①グローブを外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無を確認。 ②安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無を点検。				○ ○		
2. 支持柱	①ポール内臓の配線用遮断器等及び配線の接続の良否を点検。 ②沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無を点検。 ③変形、破損及び腐食の有無を点検。 ④アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無を点検。				○ ○ ○ ○		

別表 3

点検設備一覧表

区 分	種 別	数 量
1 消火器	粉末消火器（加圧式）	8 1 本
	強化液消火器（蓄圧式）	5 2 本
2 屋内・外消火栓設備	加圧送水装置	1 組
	屋内消火栓	4 0 基
	操作盤	1 台
	表示盤	1 台
	起動用スイッチ	4 0 個
	呼水装置	1 台
	表示灯	4 0 個
	常用電源	1 式
	電鈴	4 0 個
3 スプリンクラー設備	加圧送水装置	1 組
	起動装置（P・T）	1 式
	流水検知装置・自動警報弁	9 台
	操作盤	1 台
	ヘッド（閉鎖型）	1,466 個
	呼水装置	1 台
	送水口	1 組
	常用電源	1 式
	表示盤	1 台
4 ハロゲン化物消火設備	ハロンガス容器	1 8 本
	容器弁（電気式）	1 個
	容器弁（ガス圧式）	1 5 個
	不還弁	1 3 個
	選択弁（ガス圧式）	1 7 個
	起動容器	1 5 本
	起動用操作函	1 7 個
	スピーカー	2 4 個
	連動盤 1 6 回線	1 台
	音声盤	1 台
	ハロンガス放出表示灯	4 9 個
	電源装置	1 台
	圧力スイッチ	1 6 個
	ハロン噴射ヘッド	6 7 個
	ピストンリリーザー・ダンパー用	4 7 個

区 分	種 別	数 量
5 自動火災報知設備	受信機P型1級96回線 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 音響装置（電鈴） 消火栓起動装置 表示灯 非常電話 非常電話親機（60L）	1面 57個 64個 715個 45個 1台 45個 57回線 1台
6 非常用放送設備等	非常用放送設備（860W-30L） 業務用放送設備（240W-15L） 業務用放送設備（120W-5L） 業務用放送設備（60W-5L） 会議用放送設備（120W） 会議用放送設備（30W） スピーカー子機 常用電源 非常電源 増幅器操作部（1000W） 自火報連動試験 遠隔操作部	1台 1台 1台 3台 1台 16台 748個 1組 1組 1台 1台 1台
7 誘導灯設備	誘導灯（40W2灯式） 誘導灯（10W1灯式） 高輝度 B級 高輝度 C級 誘導標識	70灯 146灯 48灯 2灯 4枚
8 非常用コンセント設備	単相100V 3相200V	10個 10個
9 防排煙設備	連動操作盤200回線 手動開閉装置 自動開錠装置（防火扉） 自動開錠装置（ダンパー） 自動開錠装置（シャッター） 自動開錠装置（垂れ壁） 排煙機 自動開錠装置（排煙口） 排煙窓	1台 37台 186個 90個 10個 34個 4台 37個 14個
10 ガス漏れ火災警報設備	受信機G型P伝送30L 検知器 中継器 3個用 安全確認弁 緊急遮断弁 直流電源装置	1台 28台 2台 19台 1台 1台

区 分	種 別	数 量
1 1 連結送水管設備	放水口	2 5 基
	放水用器具格納箱	1 3 基
	表示灯	1 3 個
1 2 消防用水設備	採水口	2 基
	標識	1 組
	加圧送水装置	1 組
	操作盤	1 台
	呼水装置（起動用スイッチ）	1 台
	開閉弁	1 組
1 3 救助袋	垂直式	9 基

別表 4

測 定 点			測 定 時 期					
No	階	場 所	5 月	7 月	9 月	11 月	1 月	3 月
1	1 4	共用会議室	○	●	○	○	●	○
2	1 4	1 4 1 4 号室	○	●	○	○	●	○
3	1 3	1 3 1 5 号室	○	●	○	○	●	○
4	1 2	1 2 0 5 号室	○	●	○	○	●	○
5	1 1	1 1 0 6 号室	○	●	○	○	●	○
6	1 0	1 0 0 3 号室	○	●	○	○	●	○
7	9	9 0 3 号室	○	●	○	○	●	○
8	9	9 1 2 号室	○	●	○	○	●	○
9	8	8 1 1 号室	○	●	○	○	●	○
10	7	東京法務局訟務部	○	●	○	○	●	○
11	6	東京法務局会計課	○	●	○	○	●	○
12	5	東京法務局供託第二課	○	●	○	○	●	○
13	4	東京法務局後見登録課	○	●	○	○	●	○
14	3	東京法務局法人登記部門	○	●	○	○	●	○
15	2	麹町税務署総務課	○	●	○	○	●	○
16	1	麹町税務署徴収第一部門	○	●	○	○	●	○
17	B 1	食 堂	○	●	○	○	●	○
18	B 1	喫 茶 室	○	●	○	○	●	○
19	1	麹町・東審運転手控室	○	●	○	○	●	○

20	B 1	東京法務局運転手控室	○	●	○	○	●	○
21	外気	屋 上	○	○	○	○	○	○
22	1 4	共用喫煙室内	○	○	○	○	○	○
23	1 4	共用喫煙室廊下境目	○	○	○	○	○	○
24	1 4	共用喫煙室前廊下	○	○	○	○	○	○
25	1 1	専用喫煙室内	○	○	○	○	○	○
26	1 1	専用喫煙室廊下境目	○	○	○	○	○	○
27	1 1	専用喫煙室前廊下	○	○	○	○	○	○
28	1	専用喫煙室内	○	○	○	○	○	○
29	1	専用喫煙室廊下境目	○	○	○	○	○	○
30	1	専用喫煙室前廊下	○	○	○	○	○	○
31	1	共用喫煙室内	○	○	○	○	○	○
32	1	共用喫煙室・ 玄関ホール境目	○	○	○	○	○	○
33	1	共用喫煙室前玄関ホール	○	○	○	○	○	○
34	B 1	共用喫煙室内	○	○	○	○	○	○
35	B 1	共用喫煙室廊下境目	○	○	○	○	○	○
36	B 1	共用喫煙室前廊下	○	○	○	○	○	○

(注) ○印＝空気環境測定実施 ●印＝空気環境測定及び照度測定実施

仕 様 書

- 1 件 名 エレベータ保守点検業務一式
- 2 履 行 場 所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契 約 期 間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 対 象 施 設 (日本オーチス・エレベータ (株) 製)
 - (1) 乗用エレベータ 6 台 (15 停止, ギヤレスエレベータ, 150 $\frac{m}{分}$)
 - (2) 非常用エレベータ 1 台 (16 停止, ギヤードエレベータ, 120 $\frac{m}{分}$)
 - (3) その他 別紙 1 「エレベータ仕様」のとおり
- 5 保守点検業務対象範囲

別紙 2 「保守点検等業務対象範囲」のとおり。
- 6 保守点検
 - (1) 1 台のエレベータにつき, 月最低 1 回の保守点検を実施すること。
 なお, 点検時間は, 平日 9 時から 1 7 時までとする。
 - (2) 不時の故障が発生したときは, 可能な限り速やかに技術者を派遣して故障の修理を行うこと。
 - (3) 保守点検に伴う細部については, 監督職員と緊密な連絡をとり, その指示を受けること。
- 7 附帯事項
 - (1) 交換部品等の供給について機器製造者から迅速な提供をうけられること。
 - (2) 保守管理業務について必要があるときは, 機器製造者の協力及び支援が得られること。
 - (3) 業務の全部を第三者に委託することは禁止する。なお, 一部について委託を行う場合は, 事前に監督職員に書面で委託を行う相手方の商号 (又は名称) 及び業務の範囲等を報告し, 承認を受けること。
 受託者から業務の一部について委託された者 (以下「再受託者」という。) は, 受託者と同一の義務を負うものとし, また, 受託者は作業中の全ての業務に立会う等, 再受託者の全ての行為について責任を負う。
- 8 一般的注意事項

受託者が業務履行のため庁舎内で作業をするときは, 作業員の身分を明確にす

るため、名札等を着用すること。

9 保守点検記録

受託者は、保守点検業務を終了したときは速やかにエレベータ作業報告書を作成し、監督職員に提出すること。

10 検査の立会い

建築基準法の規定に基づく定期検査を受けるときは、技術者を立会わせること。

別紙 1

エレベータ仕様

		No. 1 ～No. 6	No. 7
用 途		乗用	人荷用兼非常用
区 分		ロープ式〔フラットベルト駆動式〕 (一般型, 機械室あり)	ロープ式〔フラットベルト駆動式〕 (一般型, 機械室あり)
積載荷重・定員		9 0 0 k g (1 3 名)	1 1 5 0 k g (1 7 名)
かご内法寸法		間口 奥行 高さ 1600mm × 1350mm × 2300mm	間口 奥行 高さ 1800mm × 1500mm × 2200mm
出入口寸法		有効幅 高さ 950mm × 2100mm	有効幅 高さ 1100mm × 2100mm
防火設備 (乗り場の戸等)		遮炎遮煙性能 有	無
戸開閉方式		2 枚両引き戸	2 枚両引き戸
速度 (m/min)		1 5 0 m/min	1 2 0 m/min
停止箇所・停止階		1 5 箇所停止 停止階 (地下 1 階～ 1 4 階)	1 6 箇所停止 停止階 (地下 2 階～ 1 4 階)
電 源		三相 400V 単相 100V 50H z	三相 400V 単相 100V 50H z
電動機容量		1 8 k W	1 5 k W
制御方式		交流可変電圧可変周波数制御	交流可変電圧可変周波数制御
運転操作方式		全自動群管理方式 (学習機能, 人口知能, ピークサービス機能)	乗合全自動方式併用
耐震設計用地域係数		1 . 0	1 . 0
地震時管制運転		有	有
緊急地震速報連動運転		制御盤に緊急地震速報用端子を設置	制御盤に緊急地震速報用端子を設置
閉じ込め時リスタート運転		有	有
火災時管制運転		有	無
自家発時管制運転		有	有
かご 仕 上	天井	光天井 (製造者の標準仕様)	鋼板塗装仕上
	壁	鋼板塗装仕上	鋼板塗装仕上
	床	ゴムタイル製	ゴムタイル製
	出入口検出装置	有 (多光軸式)	有 (多光軸式)

乗場 仕上	三方枠	ステンレスエッチング鏡面仕上 (1階のみ) 鋼板塗装仕上	現地鋼板塗装仕上
	戸	ステンレスエッチング鏡面仕上 (1階のみ) 鋼板塗装仕上	現地鋼板塗装仕上
	乗場ボタン カバープレート	ステンレスヘアライン仕上	ステンレスヘアライン仕上
	幕板	ステンレスエッチング鏡面仕上 (1階のみ) 鋼板塗装仕上	現地鋼板塗装仕上
身体障害者用付加仕様		無 6号機のみ有 かご内専用操作盤, かご内手すり, かご内鏡, かご出入口検出装置, かご内専用インジケータ, キックプレート, 視覚障害者用装置	無
インターホン		子機 (かご操作盤組込) 親機 (EV機械室制御盤組込) (監視盤組込)	子機 (かご操作盤組込) 親機 (EV機械室制御盤組込) (監視盤組込)
エレベータ監視盤		有 (設置場所: 1階防災センター)	有 (設置場所: 1階防災センター)
特記事項		長尺物引っ掛かり防止の突出物保護措置付 (昇降路全高「120m超え」の内容を適用する。) 釣り合いおもり非常止め装置付	長尺物引っ掛かり防止の突出物保護措置付

別紙 2

保守点検等業務対象範囲

保守点検（修理，取替え，調整を含む。）業務対象範囲は次のとおりとする。

- 1 巻上機
 - (1) 軸受
 - (2) ブレーキ・コイル，ディスクパット，ブレーキ及び部品
 - (3) 駆動鋼車
 - (4) 防振ゴム
- 2 電動機
巻線，軸受，回転子
- 3 制御盤
スイッチ，リレー，ヒューズ及び部品
- 4 調速機
張り車，軸受及び部品
- 5 受電盤
ブレーカー，ヒューズ及び部品（ただし受託者納入分のみ）
- 6 かご関係
 - (1) カー・シーブ，カウンター・シーブ及び軸受
 - (2) ガイド・シュー，ローラ・ガイド及び部品
 - (3) かご非常どめ装置
 - (4) 運転操作盤の部品
 - (5) ドア・オペレーター装置及び部品
 - (6) ドア・スイッチ，セーフティ・シュー及び部品
 - (7) ドア・ガイドシュー，かご敷居，ドア・ハンガー及び部品
 - (8) カーポジション・インジケーター及び部品
 - (9) ファン及びブロワーの部品
 - (10) 照明部品（ランプ類含む）
 - (11) インターホン
 - (12) 停電灯装置
 - (13) 積載超過装置
 - (14) 赤外線式戸閉め安全装置（多光軸式）
- 7 ホール信号装置
 - (1) ホール・ボタン及び部品
 - (2) ホールポジション及び部品
 - (3) ホール・ランタールン，チャイム及び部品

8 ドア装置

- (1) ドア・クローザー及び部品
- (2) ドア・インターロック装置及び部品
- (3) ドア・ハンガー及び部品（ローラー・ガイドシュー含む）

9 昇降路関係

- (1) 頂部そらせ鋼車及び軸受
- (2) 巻上用ロープ
- (3) ガバナー・ロープ
- (4) つり合チェーン
- (5) 移動ケーブル
- (6) リミット・スイッチ及び部品
- (7) フロアーストップ・スイッチ及び部品

10 ピット関係

緩衝器（油圧）及び部品

11 その他

- (1) 附加仕様一式（監視盤を含む）
- (2) 電気配管配線一式（ただし、昇降路外配管配線を除く）

仕 様 書

1 件 名 空調設備等点検保守業務

2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎

3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務の種別及び内容

(1) 業務対象設備

点検保守対象設備の種類、機種及び数量は「点検設備一覧表」のとおり

(2) 空調設備等点検保守内容

「設備点検保守表」のとおり

(3) 故障時の対応

- ・ C P U 制御された機器（空調コントローラー，熱源コントローラー等）に対する見解は，メーカー側からの書面を通じて提出すること。
- ・ C P U 制御された機器のプログラムテストによる動作確認等は，該当設備の製造者の点検要領に基づき実施すること。
- ・ 各調節器，検出器及び操作器の点検・調節につき，ハンディーターミナル等の校正用の純正ツールを使用し，機器単体並びに制御項目についての点検調整を行うこと。

なお，不具合時等は制御機器のデータ収集器等を設置し，圧力，バルブ開度の連続したアナログデータをグラフ化し，制御データの安定性，追従性及び不具合等を診断して報告を行うこと。

(4) 緊急要請

2 4 時間 3 6 5 日如何なる時でも専門の技術者が不具合・機器故障・操作方法等の問合せを受け，対処方法等のアドバイスをを行い，必要に応じて迅速な対応を実施すること。

5 点検保守記録

受託者は，業務に係る点検記録表及び作業完了報告書を作成し，点検後速やかに監督職員に提出すること。点検記録表には，次の各号に掲げる内容を記録すること。

(1) 業務履行結果の概要及び所見。

(2) 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項。

6 一般的注意事項

受託者は，作業員に身分を明確にするため名札等を着用させること。

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
A. 中央管制装置(savic-netFX)				
(1)セントラルシステム本体				
(EV基本サービス)				
インテグレーション・サーバ	MIS	1	台	
データ・ストレージ・サーバ	DSS II	1	台	
(2)セントラルシステム周辺機器				
(EV基本サービス)				
監視用PC	監視用PC	1	台	
カラーレーザープリンタ	C-LBP	1	台	
(3)リモート				
(基本保守)				
アナログポイント	PDMA	66	PT	
積算ポイント	PDMT	20	PT	
デジタルポイント	PDMD	510	PT	
(4)センサー				
(基本保守)				
挿入形湿度センサ	HY7803T	3	台	
室内形温度センサ	TY7043Z	6	台	
室内形温湿度センサ	HTY7043T	3	台	
B. 熱源・ローカル一般機器				
(1)熱源制御系統				
(EV基本サービス)				
温度検出器	Pt100	5	台	
挿入形温度センサ	TY7803Z	1	台	
コントロールモータ	MY3000F	1	台	
弁リレー	Q455D	1	台	
バルブ本体	VY51	1	台	
電磁流量計/変換器	MGG10C/MGG11	1	台	
トランス	CU710-A1002	1	台	
コントロールモジュール	WY2001A	2	台	
電源ユニット	83163539-001	2	台	
ベースユニット	83161271-001	6	台	
I/Oモジュール	RY2004S	2	台	
I/Oモジュール	RY2003S	4	台	
I/Oモジュール	RY2006S	5	台	
I/Oモジュール	RY2002S	2	台	
I/Oモジュール	RY2001S	2	台	
I/Oモジュール	RY2008S	8	台	
OI、本体	QY2010D	2	台	
I/Oモジュール	RY2009S	1	台	
差圧発信器	JTD930A	1	台	

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(2)冷温水発生器廻り系統 (総合保守)				
感震装置	V-725	3	台	
感震用リレー	HH54P	3	台	
(3)ボイラー廻り系統 (総合保守)				
煤煙濃度計	SI-21M	3	台	
感震装置	V-725	2	台	
感震用リレー	HH54P	2	台	
(4)還水槽系統 (総合保守)				
液面表示計	WL-42	1	台	
電磁弁	N-25W	1	台	
フロートスイッチ	F	1	台	
電動ボール弁	VY6100A	2	台	
(5)貯湯槽系統 (総合保守)				
デジタル指示調節器	R36	1	台	
挿入形温度調節器	TY6800Z	1	台	
モジュロールモータ	M6285A	1	台	
弁リンケージ	Q455F	1	台	
単座弁	V5063A	1	台	
蒸気流量計	VAW1050DIDI21	1	台	
切換リレー	HH54PL	1	台	
ハルスケーラー	SU13161000	1	台	
温度検出器	Pt100	1	台	
(6)CT-1系統 (総合保守)				
温度検出器	Pt100	4	台	
デジタル指示調節器	R36	2	台	
大型電動弁	MCH-20ES105	1	台	
バルブリンケージ	Q	1	台	
バルブ本体	VTF	1	台	
補助リレー	HH	5	台	
トランス	VTT08545	1	台	
(7)CT-2系統 (総合保守)				
温度検出器	Pt100	4	台	
デジタル指示調節器	R36	2	台	
大型電動弁	MCH-20ES105	1	台	
バルブリンケージ	Q	1	台	
バルブ本体	VTF	1	台	
補助リレー	HH	5	台	
トランス	VTT08545	1	台	

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(8)CT-3系統				
(総合保守)				
挿入形温度調節器	TY6800Z	1	台	
挿入形温度調節器	TY9800Z	1	台	
コントロールモータ	MY3000D	1	台	
弁リネージ	Q455D	1	台	
三方弁	V5065A	1	台	
温度検出器	Pt100	2	台	
トランス	CU710-A1002	1	台	
(9)オイルタンク系統				
(総合保守)				
液面表示計	GYE-DL-8111L	1	台	
液面リレー	SL-42	1	台	
オイル用電磁弁	MP100	1	台	
液面計	GYE-ELM	1	台	
フロートスイッチ	f	1	台	
(10)各種水槽系統(受水槽)				
(総合保守)				
電極リレー	61F	5	台	
電極棒	PS-3R	7	台	
給水電磁弁	FM-PSV-2	2	台	
(11)ACU-B2-1系統 中央監視室				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
アクティブ電動三方弁	VY5140J	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	2	台	
補助リレー	MY	5	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
(12)ACU-B2-2系統 中央労働基準監督署会議室				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
アクティブ電動三方弁	VY5140J	1	台	
アクティブ電動三方弁	VY5145K	1	台	
補助リレー	MY	1	台	

点検設備一覧表

[illegible]

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(16)ACU-2-1系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5004M	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	1	台	
I/Oモジュール	RY5004J	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140F	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
挿入形CO2濃度発信器	CY8000C	1	台	
アイソレータ	RYY792S	1	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
トランス	CU702-A1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
(17)ACU-2-2系統				
(EV基本サービス)				
ロータリー形電動二方弁	VY5140F	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
CO2濃度発信器	CY8100C	1	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
トランス	CU702-A1002	1	台	
補助リレー	MY54P-L	4	台	
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5004M	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	1	台	
I/Oモジュール	RY5004J	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
(18)ACU-3-1系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140F	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	4	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	

点検設備一覧表

[illegible]

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(22)ACU-7-1系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5140J	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5145K	1	台	
単座弁	V5063A	1	台	
室内形温度検出器	T7090A	1	台	
室内形温湿度検出器	H7093A	1	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
(23)ACU-7-2系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5140J	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
(24)ACU-9-1系統				
(EV基本サービス)				
挿入形温度センサ	TY7803Z	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5004M	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	1	台	
I/Oモジュール	RY5004JS	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5140J	1	台	
アクティバル電動二方弁	VY5145K	1	台	
レソバイアス	RYY792B	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	1	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	3	台	
室内形温度検出器	T7090A	1	台	
室内形温湿度検出器	H7093A	1	台	

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(25)ACU-9-2系統				
(EV基本サービス)				
挿入形温度センサ	TY7803Z	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5004M	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	1	台	
I/Oモジュール	RY5004JS	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5140J	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
レシオバイアス	RY792B	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
室内形温度検出器	T7090A	1	台	
室内形温湿度検出器	H7093A	1	台	
(26)ACU-10-1系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140F	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
(27)ACU-10-2系統				
(EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Inflex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140B	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(28)ACU-12-1系統 (EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Infilex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140B	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
挿入形湿度センサ	HY7803T	1	台	
(29)ACU-12-2系統 (EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Infilex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5002M	1	台	
ロータリー形電動二方弁	VY5140B	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
補助リレー	MY	4	台	
補助リレー	HC4D-HL-AC24V	1	台	
(30)ACU-14-1系統 14階大会議室 (EV基本サービス)				
室内形温度センサ	TY7043Z	1	台	
室内形湿度センサ	HY7043T	1	台	
オートマニュアルステーション	R7409B	1	台	
Infilex GC	WY5111W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016R	1	台	
I/Oモジュール	RY5004M	1	台	
I/Oモジュール	RY5003F	1	台	
I/Oモジュール	RY5004J	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5140J	1	台	
アクティブ電動二方弁	VY5145K	1	台	
直結形ダンパ操作器	MY6050A	3	台	
補助ポテンシオメータ	QY9010A	2	台	
CO2濃度発信器	CY8100A100	1	台	
トランス	CU720-E1002	1	台	
トランス	CU702-A1002	1	台	
補助リレー	MY	2	台	

点検設備一覧表

[illegible]

点検設備一覧表

[illegible]

点検設備一覧表

名 称／系 統	型 番	数 量		摘 要
(41)リモート盤 DP-8-2 (総合保守)				
Infilex GD	WY5110W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	2	台	
I/Oモジュール	RY5004A	1	台	
I/Oモジュール	RY5004P	1	台	
(42)リモート盤 DP-13-1 (総合保守)				
Infilex GD	WY5110W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016D	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	2	台	
I/Oモジュール	RY5004A	1	台	
I/Oモジュール	RY5004P	1	台	
(43)リモート盤 DP-13-2 (総合保守)				
Infilex GD	WY5110W	4	台	
I/Oモジュール	RY5016S	3	台	
I/Oモジュール	RY5016D	3	台	
I/Oモジュール	RY5016T	1	台	
I/Oモジュール	RY5004J	1	台	
(44)リモート盤 DI/O (総合保守)				
Infilex GD	WY5110W	7	台	
I/Oモジュール	RY5016D	7	台	
I/Oモジュール	RY5016S	8	台	
(45)リモート盤 システム制御盤 (総合保守)				
Infilex GD	WY5110W	1	台	
I/Oモジュール	RY5016S	1	台	
I/Oモジュール	RY5008D	1	台	
(46)1・2F 各南・北側ペリメータFCU(制御機器)系統 (総合保守)				
室内形温度センサ	TY7043Z	4	台	
コントロールモータ	MY3000D	4	台	
弁リリケージ	Q455C	4	台	
単座弁	V5063A	4	台	
(47)自動制御盤(補助機器)				

設備点検保守表

保守内容	仕 様
EV 基本サービス	(1) セントラル 専属の専門技術員が一貫して保守点検作業を計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。 システムの機能を最適な状態に各制御ソフトウェアプログラムの設定確認を行う。 また、遠隔にてデータファイルセーブ、システム動作状況の確認を行い、システム異常の早期発見を行う。システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応する。 (2) ローカル制御 年1回オンサイト点検及び、遠隔にて年4回制御動作点検（1週間／回）を専属の専門技術員が一貫して計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。 遠隔にて、リモートユニットのデータファイルセーブ、エラー履歴の保存・確認を行い、異常の早期発見を行う。 システムトラブルなど緊急時（営業日の9時より17時まで）の要請に速やかに対応する。
総合保守	(1) 熱源・ローカル一般機器 年1回総合点検整備、年1回ループ点検、巡回訪問を専属の専門技術員が一貫して計画・実施し、常に信頼性の高い状態でシステムの維持管理を行う。 システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応する。
基本保守	(1) 熱源・ローカル一般機器 年1回総合点検整備、巡回訪問を通じて専属の専門技術員が信頼性維持のための保守業務を実施する。 また、システムトラブルなど緊急時の要請に速やかに対応する。 (2) 中央管制ポイント 年1回契約にて指定されたポイントに対して動作試験、計測データ試験を実施する。

保守内容	仕 様
特記事項	(1) 作業時間 総合点検整備の作業時間は、原則として営業日（平日9時より17時まで）に実施する。 (2) 交換機器及び部品 本契約に基づく作業に伴い、交換の必要を生じた部品または機器の代金は別途とするがその交換作業費は、保守料金に含まれる。 除外作業 1 工業用調節弁のパッキング交換作業 2 空調用調節弁の通常時間帯(9:00-17:00)以外のパッキング交換作業 3 ダンパー本体の点検 4 弁本体の取りはずし、取り付け工事、並びにそれに伴う配管、保温工事 5 計装用電気配管、配線、および計装用空気配管等の変更工事、並びに新規工事 6 機器の仕様変更に伴う計装用配管、配線工事 7 冷凍機本体およびボイラー本体に直接付属している制御機器 8 工業用計器の工場持ち込み修理

中央管制装置 savic-netFX

オンサイト点検

ユニット	保 守 項 目	回 数	作業
		／年	条件
1. SMS II	(1) システム情報の確認	1 回	A
	(2) インジケータ表示確認	1 回	A
	(3) データファイルのバックアップ作成	1 回	C
	(4) 給電状態の確認	1 回	C
	(5) 各部のクリーンアップ	1 回	C
	(6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 回	C
	(7) 外観点検	1 回	A
	(8) バッテリーの定期交換 (2012 年予定)	—	A
2. DSS II	(1) システム情報の確認	1 回	A
	(2) インジケータ表示確認	1 回	A
	(3) データファイルのバックアップ作成	1 回	C
	(4) 給電状態の確認	1 回	C
	(5) 各部のクリーンアップ	1 回	C
	(6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 回	C
	(7) 外観点検	1 回	A
	(8) バッテリーの定期交換 (2012 年予定)	—	A
3. SCS	(1) システム情報の確認	1 回	A
	(2) インジケータ表示確認	1 回	A
	(3) データファイルのバックアップ作成	1 回	C
	(4) 給電状態の確認	1 回	C
	(5) 各部のクリーンアップ	1 回	C
	(6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	1 回	C
	(7) 外観点検	1 回	A
	(8) バッテリーの定期交換 (2012 年予定)	—	A

※ 監視用 PC およびプリンタは非常要請のみです。

中央管制装置 savic-netFX

BAS 診断

◎BAS 診断は、遠隔から実施致します。

ユニット	保 守 項 目	標 準	作業
		点検周期	条件
1. SMS II	(1) システム情報・設定の確認	1 ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成※	6 ヶ月	C
	(3) システム各種ログの保存	1 ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1 ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1 ヶ月	A
	(6) ハードディスク状態の確認	1 ヶ月	A
	(7) Ethernet 通信状態の確認	1 ヶ月	A
2. DSS II	(1) システム情報・設定の確認	1 ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成※	6 ヶ月	C
	(3) システム各種ログの保存	1 ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1 ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1 ヶ月	A
	(6) ハードディスク状態の確認	1 ヶ月	A
	(7) Ethernet 通信状態の確認	1 ヶ月	A
3. SCS	(1) システム情報・設定情報の確認	1 ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成※	6 ヶ月	C
	(3) システム各種ログの保存	1 ヶ月	A
	(4) 内部温度状態の確認	1 ヶ月	A
	(5) 電源・バッテリー状態の確認	1 ヶ月	A
	(6) Ethernet 通信状態の確認	1 ヶ月	A
	(7) NC-bus 通信状態の確認	1 ヶ月	A
4. リモートユニット	(1) エラー情報の確認	1 ヶ月	A
	(2) データファイルのバックアップ作成	1 ヶ月	A

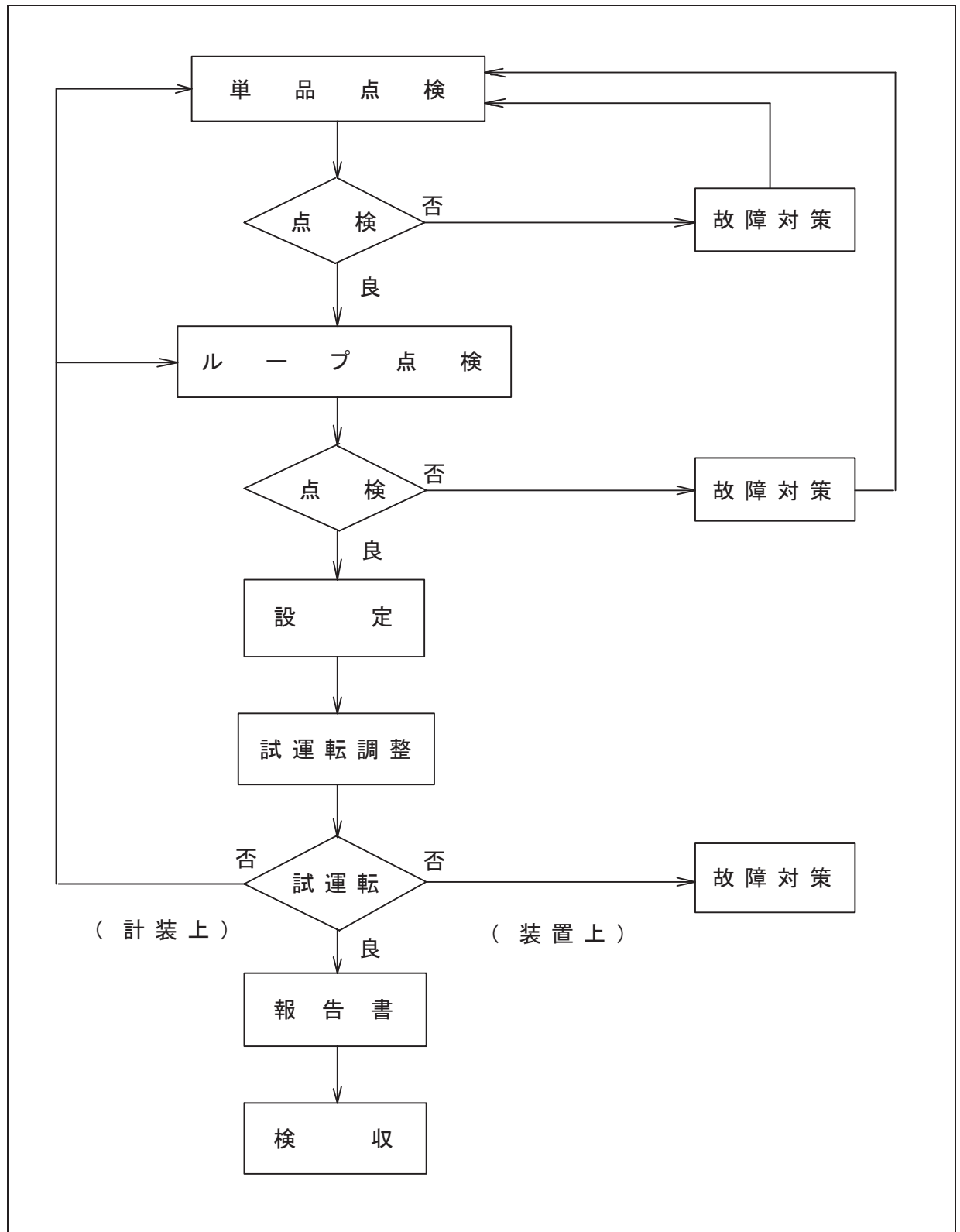
※ データファイルのバックアップはサービス開始まで 6 ヶ月に一度現地で行います。

作業条件

- A: システムを停止せずに実施出来る点検
- B: 一時的にシステム停止が必要な点検
- C: システムを停止しなければならない点検
- D: システムを停止しなければならない点検でかつ動作状況、設置環境により作業内容が変わる可能性がある点検

総合点検

※ 総合点検フローは、下記手順に従って実施いたします。



電気式制御機器

総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 漏水検知器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (4) 内部機械的可動部分の動作確認 (5) 調節器と操作部等関連部とのループ作動点検調整	

デジタル式制御機器(IDC/ICC)

総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 制御動作	(1) 制御パラメータの設定確認 (2) 設定変更による関連部とのループ作動確認 (3) 実制御における制御精度の確認 (4) 実制御状態における制御の安定性の確認	
2. センサ (検出器・発信器)	(1) 設置環境及び取付位置・状態の確認 (2) クリーンアップ (3) 配線端子の緩み点検及び増締め (4) 作業用計測器による実測値との誤差点検及び校正	
3. コントローラ	(1) 外観、目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月日の確認 (6) データファイルのバックアップ作成 (7) エラー情報の確認	
4. 操作器 (バルブ、ダンパ)	(1) 外観目視点検(汚れ・損傷・漏れ等) (2) クリーンアップ (3) 配線端子・取付状態の緩み点検及び増締め	

ローカル制御 オンサイト点検

《EV 基本サービス》

機 種	保 守 項 目	点検 周期
1. コントローラ	(1) 外観目視点検 (2) インジケータの確認 (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (4) クリーンアップ (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月の確認	1 年
2. 操作器 (バルブ、ダンパ)	(1) 外観目視点検(汚れ・損傷・漏れ等) (2) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め (3) クリーンアップ	1 年

ポイント データ点検

ポイント種別	保 守 項 目	備 考
1. デジタル	(1) 伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認 (2) 伝送盤内機器の電源電圧点検 (3) 伝送盤内のリレー及び部品の組付け状態確認 (4) 入出力信号状態変化による上位通信動作確認	
2. アナログ	(1) 伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認 (2) 伝送盤内機器の電源電圧点検 (3) センサのクリーンアップ (4) 実測による指示値の校正	
3. 積 算	(1) 伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認 (2) 伝送盤内機器の電源電圧点検 (3) 実測による指示値の校正 (4) 積算値バックアップ機能の確認	

管理計器

総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 煤煙濃度計	(1) 本体・投光器・受光器のクリーンアップ (2) 外観・内観及び取付状態の点検 (3) 端子ねじのゆるみ点検 (4) 警報設定点の確認及び出力信号の点検 (5) 投光器の光度の点検 (6) 投光器・受光器・指示調節計のループ点検	

空調 制御動作点検

◎空調 制御動作点検は、遠隔から実施致します。

	保 守 項 目	使用計測点	報告周期
	(1) 室内温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空 調 機 状 態 室内温度 室内温度設定 弁開度	4 回/年
	(2) 室内湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 室内湿度 室内湿度設定 加湿弁開度/加湿器状態	
	(3) 給気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 給気温度 給気温度設定 弁開度	
	(4) 還気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 還気温度 還気温度設定	
	(5) 還気湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	空調機状態 還気湿度 還気湿度設定 加湿弁開度/加湿器状態	
	(6) 給気温度リミット制御状態の点検・確認 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	空調機状態 給気温度	
	(7) ウォーミングアップ制御 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	空調機状態 加湿弁開度/加湿器状態/タンク開度	

	(8) 空調機停止時のインターロック制御 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	空調機状態 弁開度/加湿弁 開度/加湿器状 態/タンク開度	
--	---	--	--

★ 各系統（計装）毎に対象となる制御に準じるものとする

熱源 制御動作点検

◎熱源 制御動作点検は、遠隔から実施致します。

対 象 系 統	保 守 項 目	使用計測点	報告 周期
1. 冷温水発生器 及びポンプ台数 制御	(1) 熱量による台数制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	負荷熱量/流量 熱源機器状態 ポンプ状態 往温度 還温度	4 回/年
2. 2 次ポンプ 台数 制御	(1) 流量による台数制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	負荷流量 二次ポンプ状態 ヘッド圧力 バイパス弁開度	4 回/年

仕 様 書

- 1 件 名 電力監視設備及び防災監視設備点検保守業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務の種別及び内容
 - (1) 業務対象設備
点検保守対象設備の種類、機種及び数量は「点検設備一覧表」のとおり
 - (2) 監視設備等点検保守内容
「設備点検保守表」のとおり
 - (3) 故障時の対応
 - ・ C P U 制御された機器に対する見解は、メーカー側からの書面を通じて提出すること。
 - ・ C P U 制御された機器のプログラムテストによる動作確認等は、該当設備の製造者の点検要領に基づき実施すること。
 - ・ 各調節器、検出器及び操作器の点検・調節につき、ハンディーターミナル等の校正用の純正ツールを使用し、機器単体並びに制御項目についての点検調整を行うこと。
 - (4) 緊急要請
2 4 時間 3 6 5 日如何なる時でも専門の技術者が不具合・機器故障・操作方法等の問合せを受付け、対処方法等のアドバイスをを行い、必要に応じて迅速な対応を実施すること。
- 5 点検保守記録
業務に係る点検記録表及び作業完了報告書を作成し、点検後速やかに監督職員に提出すること。点検記録表には、次の各号に掲げる内容を記録すること。
 - (1) 業務履行結果の概要及び所見。
 - (2) 当方が指示した事項及びこれに対する措置事項。
- 6 一般的注意事項
受託者は、作業員に身分を明確にするため名札等を着用させること。

点検設備一覧

1/1

区 分	種 別	数 量	摘 要
中央監視設備	W E B サーバー (PowerWdge840) データサーバー (PowerWdge840) 電力監視装置 (OptiPlex330) 防災監視装置 (OptiPlex330) L C D (E198FPb) D P (AQUOS LC-42GX5) プリンター機器 (LP-V500) C P U 切替器 (SW-KVM4LU) M O (Mo-PL1300U2) スピーカー (MM-SPS2UBK)	1 台 1 台 2 台 2 台 3 台 1 台 2 台 1 台 1 台 4 台	PC1, PC2 PC3, PC4
MS・RS 盤	データ収集装置 (APP-122) P L C 電源ユニット (Q61P-A1) P L C C P U ユニット (Q00CPU) P L C C P U ユニット (Q02CPU) P L C Ethernutユニット (QJ71E71-100) P L C L O N ユニット (LQIF) P L C B / N E T ユニット (B-QIF) P L C A I ユニット (Q68ADV) P L C D I ユニット (QX41) P L C D I ユニット (QX81) P L C D O ユニット (QY18A) 基本ベース (Q33B, Q35B, Q38B) 増設ベース (Q65B, Q68B) 増設ケーブル (QC05B, QC30B) I - C O N T (WBAC-IF-01) I P - L O N (WILB-A-1FNN) 安定化電源 (S8VS-12024) 安定化電源 (S8VS-06024)	6 台 20 台 7 台 3 台 13 台 1 台 6 台 4 台 23 台 8 台 49 台 10 台 10 台 8 台 1 台 1 台 1 台 7 台	

設備点検保守表

1/2

設備名	点検箇所	点検項目	点検内容	回数/年
中央監視設備	W E Bサーバー データサーバー	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		ファン	ファンの動作確認 ・目視、動作音で確認する	2回
		コネクタ	ゆるみ点検 ・取付け状態の確認を行う	2回
		操作パネル	スイッチ類の機能確認	2回
			表示部の機能確認 ・L E Dの表示確認	2回
		電源	電源電圧の確認 ・テスト等で電源電圧の測定を行う	2回
		動作試験	スキャンディスクによる各ドライブの試験 中央監視プログラムの再起動	2回
			リモートステーション入出力によるデータ確認	2回
	電力監視装置	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		ファン	ファンの動作確認 ・目視、動作音で確認する	2回
		コネクタ	ゆるみ点検 ・取付け状態の確認を行う	2回
		操作パネル	スイッチ類の機能確認	2回
			表示部の機能確認 ・L E Dの表示確認	2回
		電源	電源電圧の確認 ・テスト等で電源電圧の測定を行う	2回
		動作試験	スキャンディスクによる各ドライブの試験	2回
			リモートステーション入出力によるデータ確認	2回
	防災監視装置	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		ファン	ファンの動作確認 ・目視、動作音で確認する	2回
		コネクタ	ゆるみ点検 ・取付け状態の確認を行う	2回
		操作パネル	スイッチ類の機能確認	2回
			表示部の機能確認 ・L E Dの表示確認	2回
		電源	電源電圧の確認 ・テスト等で電源電圧の測定を行う	2回
		動作試験	スキャンディスクによる各ドライブの試験 中央監視プログラムの再起動	2回
			リモートステーション入出力によるデータ確認	2回
	L C D（一式）	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		表示部	表示画面の清掃 ・布等で清掃する	2回
			表示状態の確認 ・画面を表示して輝度，明るさの調整を行う	2回

設備点検保守表

2/2

設備名	点検箇所	点検項目	点検内容	回数/年
		画面切替機能	Ctrlキーを連続2回押し、2台のコンピュータの操作切替を確認 ・運用状態で確認する	2回
		キーボード入力	キーボードの機能確認 ・各キーの入力動作確認を行う	2回
		マウス操作	マウスの入力、クリック操作 ・マウスの操作確認	2回
		MO動作	ディスクの読書き ・ディスクの読書きが正常に行われることを確認する	2回
	プリンター機器	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		印字部	メーカーの点検要領に従い、内部の目視点検及び清掃を行う	2回
		ファン	ファンの動作確認 ・目視、動作音で確認する	2回
		用紙切れ機構	用紙切れ機構の動作確認 ・用紙切れを起こし、LED表示を確認する	2回
		トナー	トナーの点検 ・プリンタ表示部の点検	2回
		動作試験	サンプル画像による動作確認 ・テスト印字で確認する	2回
			中央監視システムからの動作確認による印字確認	2回
MS・RS盤	各階EPS RS-B2-1, RS-B2-2, RS-1, RS-3, RS-5, RS-9, RS-12	箱体	箱体内外の清掃 ・掃除機、ハケ等で清掃する	2回
		コネクタ	ゆるみ点検 ・取付け状態の確認を行う	2回
		表示部	電源、通信アクセスランプの状態確認	2回
		電源	電源電圧の確認 ・テスタ等で電源電圧の測定を行う	2回
		取付機器	動作機能確認 ・実機で動作の確認が可能な機器は中央設備より発停操作を行い確認 ・実機で動かすことのできない機器は盤内端子台にて中央設備からの出力信号入力を確認した後、模擬信号入力を行い、グラフィック表示ランプ・デジタル表示器等の状態、警報・操作履歴の表示を確認する	2回
		データ収集装置	計測地確認 ・電力計測ユニットから電力量を読み出し、データ収集装置と比較・確認を行う	2回

仕 様 書

- 1 件 名 構内情報通信網設備ネットワーク機器保守業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 目 的
構内情報通信網設備ネットワーク機器の正常な運転を維持するため、
機器のメンテナンス、修理、交換等を速やかに行うものである。
- 5 業務対象設備
構内情報通信設備機器 構成図表のとおり
- 6 業務内容
 - (1) 年間保守契約対象製品に障害がある場合の、現地にて行う速やかな障害箇所の復旧作業。
 - (2) 障害製品のユニット単位(プリント基板(モジュール基板)又はコンポーネント単位)の交換(一時的な代替交換対応時を除き、交換した部品は原則として弊社の所有)。
 - (3) 電話対応による障害切分け・復旧・原因の追求作業の支援。
 - (4) 上記作業完了後の速やかな作業報告。
* 上記作業は、原則、庁舎管理室にて一次障害切分け後の依頼対応とする。
- 7 その他
 - (1) 機器の搬出入及び保守点検に当たっては、建物、設備、備品等に損傷を与えないよう、充分注意して行い、必要な所は養生する。
 - (2) 修理、交換作業に必要とする電気・水道は国が無償で提供する。
 - (3) 修理、交換作業後は、速やかに点検結果の報告書を監督職員に提出する。
 - (4) 作業終了後、跡片づけ・清掃を行う。
 - (5) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 冷温水発生機保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務の種別及び内容
 - (1) 業務対象設備
保守点検対象設備の種類、機種及び数量は、別紙 1 「機器表」のとおり
 - (2) 保守点検内容
別紙 2 「点検保守表」のとおり
- 5 点検保守記録
受託者は業務に係る点検記録表及び作業完了報告書を作成し、点検後速やかに監督職員に提出すること。点検記録表には、次の各号に掲げる内容を記録すること。
 - (1) 業務履行結果の概要及び所見
 - (2) 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項
- 6 一般的注意事項
受託者は、作業員に身分を明確にするため名札等を着用させること。

別紙 1

機器表

区 分	種 別	数 量	摘 要
空調熱源設備	直だき吸収冷温水機 (灯油，ガス切替燃焼方式) 3 2 0 U S R T (1 , 1 2 5 K w)	2 台	荏原製作所 1 6 J K A 3 4 S
	9 0 U S R T (3 1 6 K w)	1 台	荏原製作所 1 6 J K 8 0 9

点検保守表

設 備 名	点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 内 容	回数	実施月
空調熱源設備	冷温水発生機 (3台)	冷房運転前切替 整備	本体附属バルブ 確認 保安装置点検 気密状況確認 高温再生器バーナー関係点検 高温再生器ガス関係漏洩確認 各フレンジ部増締め 操作盤並びに電気関係点検 整備 チューブ掃除	1回	5月
		冷房試運転調整	各保安装置設定 自動制御装置調整 フレイム電流測定及び空燃比調整 ハーメチックパージ , 動作確認 アブソーパロス, 冷媒比重調整 吸収溶液調整 総合試運転調整及びデータ採取	1回	5月
		冷房シーズン中巡回 点検	運転状況調査 運転日誌による異常有無確認 及び指導 ハーメチックパージ , 動作確認 溶液サンプリング及び分析試験	3回	7月 8月 9月

設 備 名	点 検 箇 所	点 検 項 目	点 検 内 容	回数	実施月
空調熱源設備	冷温水発生機 (3台)	暖房運転前切替 整備	本体附属バルブ 確認 保安装置点検 気密状況確認 高温再生器バーナー関係点検 高温再生器ガス関係漏洩確認 各フランジ部像増締め 操作盤並びに電気関係点検 整備 操作盤点検整備 蒸発器水室内水抜き作業 冷媒凍結防止作業 高温再生器煙管毛ブラシ 洗浄	1回	11月
		暖房試運転調整	各保安装置設定 自動制御装置調整 フレイム電流測定及び空燃比調整 ハメチックパージ , 動作確認 総合運転調整及びデータ採取	1回	11月
		暖房シーズン巡回 点検	運転状況調査 運転日誌による異常有無確認 及び指導 ハメチックパージ , 動作確認 溶液サンプリング及び分析試験	3回	12月 1月 2月

仕 様 書

- 1 件 名 ボイラー等煤煙測定業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

大気汚染防止法第 1 6 条の定めにより煤煙量等の測定を行うものである。
また、環境省令で定めるところにより、煤煙発生施設に係る煤煙量又は煤煙濃度を測定し、その結果を記録しておく必要があるため。

5 業務内容

- (1) 吸収式冷温水機及びボイラー等の煤煙量等を測定する。
- (2) 業務後、検査報告書と環境計量士等が作成した計量証明書を監督職員に提出する。
- (3) 測定結果が都又は県における規制基準値を満たしていない場合は、速やかに監督職員に報告すること。

6 業務回数

ボイラー等煤煙測定業務は、原則として 8 月， 2 月の年 2 回とする。

7 その他

- (1) ボイラー等煤煙測定業務は関係法令に適した方法で行うこと。
- (2) 作業完了後は、速やかに作業完了報告書を監督職員に提出する。
- (3) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

1 件 名 ボイラー等清掃点検業務

2 履行場所 東京都千代田区九段南 1－1－1 5 九段第 2 合同庁舎

3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務の種別及び内容

(1) ボイラー設備

【清掃整備】

- ・ 燃焼室内部をワイヤーブラシ等で煤，カーボン等の付着物を取る。
- ・ 水位検出器のフロートチャンバー内部の錆，スケール等の付着物を取る。
- ・ 水面計を取外し，ガラス管内部の汚れを取る。
- ・ 安全弁を取外し，分解後，弁体の弁座の摺り合わせを行う。
- ・ バーナーノズル部の煤等を取る。
- ・ 煙道出口ダンパー部の煤の付着を取る。

【点検】

- ・ 最高仕様圧力まで水压を上げ，本体・附属機器などからの水漏れがないか確認する。
- ・ 安全弁の圧力試験を行う。
- ・ 圧力計・制御機器・操作盤内が機能上支障のないことを確認する。

(2) 貯湯槽

【清掃整備】

- ・ 内部のスケール等の付着物を取る。
- ・ 安全弁を取外し，分解後，弁体の弁座の摺り合わせを行う。

【点検】

- ・ 安全弁の圧力試験を行う。
- ・ 水高計・制御機器・防食装置が機能上支障のないことを確認する。

5 業務回数

原則として 2 月，年 1 回とする。

仕 様 書

件 名 受変電設備保守点検業務

履 行 場 所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎内

契 約 期 間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

概 要 受変電設備及び保護継電器等について良好な状態を維持し、正常に機能させるため、電気事業法第 4 2 条 1 項に基づく保安規定により設備・機器の点検及び整備を行うものである。

業 務 内 容

1 点検対象設備機器及び台数

(1) RMS 設備	3 式
(2) 特高変圧器	3 台
(3) 気中遮断器	1 1 台
(4) 配線用遮断器	9 7 台
(5) 電磁接触器	1 8 台
(6) 低圧変圧器	9 台
(7) 保護継電器	5 1 台
(8) 自動力率調整器	1 台
(9) 配電盤	4 4 面
(10) コンデンサ・リアクトル	4 式
(11) トランスジューサ	4 1 台
(12) バスダクト	1 2 式
(13) 絶縁抵抗測定	1 式
(14) 接地抵抗測定	1 式
(15) 保護連動試験	1 式

2 保守点検実施内容

(1) RMS 設備

ア 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。

イ 各機構部の動作状態の異常の有無の確認、清掃、注油、動作試験による機能管理をすること。

(2) 特高変圧器

ア 目視による各部品の破損、亀裂、損耗、ネジの緩み、発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。

- イ 絶縁抵抗測定による機能管理をすること。
- (3) 気中遮断器
 - ア 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
 - イ 各機構部の動作状態の異常の有無の確認，清掃，動作試験，絶縁抵抗測定による機能管理をすること。
- (4) 配線用遮断器
 - 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
- (5) 電磁接触器
 - 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
- (6) 低圧変圧器
 - ア 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
 - イ 絶縁抵抗測定による機能管理をすること。
- (7) 保護継電器
 - ア 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
 - イ 各部の動作状態の異常の有無の確認，清掃，動作特性試験等の機能管理をすること。
- (8) 自動力率調整器
 - 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
- (9) 配電盤
 - ア 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
 - イ 各機構部の動作状態の異常の有無の確認，清掃，注油をすること。
 - ウ 絶縁抵抗測定及び各種接地抵抗測定を行い，基準値の範囲内であることを確認すること。
- (10) コンデンサ・リアクトル
 - 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
- (11) トランスジェーサ
 - 目視による各部品の破損，亀裂，損耗，ネジの緩み，発錆等の表面的異常変化の有無を確認すること。
- (12) 絶縁抵抗測定
 - 絶縁抵抗計を用い，主回路の絶縁抵抗測定を行い測定値が基準値の範囲内であることを確認すること。
 - ただし，測定除外指定範囲は除く。

(13) 接地抵抗測定

ア 目視による接地端子盤，接地線等各部の破損，亀裂，ネジの緩み，変形，加熱痕，変色の有無等の表面的異常変化の有無を確認すること。

イ 接地抵抗計を用い，接地抵抗を行い測定値が基準値の範囲内であることを確認すること。

(14) 保護連動試験

保護継電器との連動試験，シーケンスチェック等による機能管理をすること。

なお，故障シーケンス試験はブザー又はベルを鳴らして，表示，動作等を現場盤及び現場監視盤で異常のないことを確認すること。

3 その他

(1) 機器の搬出入及び整備に当たっては，建物設備又は物品に損傷を与えないよう十分養生を行ってから作業すること

(2) 作業完了後は，速やかに点検・整備結果報告書を監督職員に提出すること。

(3) 作業終了後は，後片付け・清掃を行うこと。

(4) 点検作業は，館内を全停電した上で実施すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項は，法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 空気清浄機保守点検業務
- 2 履 行 場 所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契 約 期 間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

良好な喫煙室内の空気環境の確保及び機器の正常な運転を維持するため、カウンター形空気清浄機を定期的に洗浄するとともに、機器のメンテナンスを実施するものである。

5 業務対象設備 設備機器一覧表のとおり

6 業 務 内 容

(1) 清掃・交換作業

- ① 集塵部の汚れの洗浄・交換
- ② プレフィルターの清掃
- ③ 脱臭フィルターの交換
- ④ 本体内部及び外装の清掃
- ⑤ パネル・柱部の清掃

(2) 確認作業

- ① 集塵部電圧の確認
- ② 電気系統の状態確認
- ③ コネクター、スイッチ部及び各表示灯の状態確認
- ④ 送風機の状態確認
- ⑤ 異常音及び振動の有無確認
- ⑥ 本体外装の状態確認

(3) 定期点検

機器の正常運転及び安全性を保持するため、設備機器一覧表のとおり点検を実施する。

(4) 技術者派遣

不時の故障が発生したときは、速やかに技術者を派遣して故障の修理を行うこと。

7 そ の 他

- (1) 機器の搬出入及び保守点検に当たっては、建物、設備、備品等に損傷を与えないよう、充分注意して行い、必要な所は養生する。
- (2) 洗浄作業に必要なとする電気・水道は国が無償で提供する。

- (3) 洗浄作業完了後は、速やかに点検結果の報告書を監督職員に提出する。
- (4) 作業終了、跡片づけ・清掃を行う。
- (5) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

設備機器一覧表

項	設置階	機 種 名	台 数	点検回数	点 検 月
1	1 4 F	Y A M A T A K E F N B 7 7 0 C H / A H	4 台	1 2 回 / 年	毎 月
2	1 F	T O R N E X C B - T H S	3 台	1 2 回 / 年	毎 月
3	地下 1 F	T O R N E X C B - T H S	1 台	6 回 / 年	2 月 に 1 回
4	地下 1 F	オーデン F O - 2 0 0 0	1 台	6 回 / 年	2 月 に 1 回
5	地下 1 F	R I C O H A S 1 3 5 S	1 台	6 回 / 年	2 月 に 1 回

仕 様 書

- 1 件 名 地下式オイルタンク及び埋設配管加圧検査業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

消防法，危険物関係政省令に定める地下式オイルタンクの定期検査（埋設配管の漏洩検査等を含む。）を行い，その結果を記録しておくものである。

5 業務内容

- （１）あらかじめ対象物の設置状況，劣化状況を確認し，点検の参考とする。
- （２）点検の結果対象部分に損傷等がある場合は，応急措置，危険防止措置を講じるとともに，速やかに監督職員に報告する。
- （３）点検の実施に当たり，仕上げ材構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
- （４）平成 1 6 年 4 月 1 日施行の点検方法及び判定基準に適合する試験方法とする（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第 62 条の 5 の 2 及び 62 条の 5 の 3，危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 71 条及び 71 条の 2）。
- （５）検査実施後，法令にのっとった地下タンク等定期点検実施結果報告書の正本及び副本を提出すること（規則第 62 条の 7）。

6 対象設備及び検査回数

危険物の類，品名及び最大数量

第 4 類第 2 石油類（灯油） 1 5， 0 0 0 ㍓地下タンク貯蔵所
原則として 6 月，年 1 回とする。

7 その他

- (1) 作業完了後は、速やかに作業完了報告書を監督職員に提出する。
- (2) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 ゴンドラ保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 対象設備 ゴンドラ H H F - 4 0 0 A R 型 1 基
製造検査番号 埼・6 0 5 2 3
- 5 保守点検業務対象範囲
「保守点検業務対象範囲」のとおり
- 6 業務内容
 - (1) 原則として 6 月, 1 0 月及び 2 月の年 3 回実施する。
 - (2) 不時の故障が発生したときは, 点検の結果速やかに技術者を派遣して故障の修理を行うこと。
 - (3) 作業完了後は, 速やかに保守点検報告書を監督職員に提出すること。
 - (4) 本仕様書に定めない事項は, 法務局と協議の上定める。

7 検査の立会い

人事院規則に基づく性能検査を受けるときは, 技術者を立ち会わせること。

保守点検業務対象範囲

保守点検(調整, 注油及び清掃を含む)業務対象範囲は次のとおりとする。

- | | | |
|----|-------|-----------------------------|
| 1 | 巻上装置 | ホイスト, ロープ送り装置, リミットスイッチ |
| 2 | 俯仰装置 | モーター, ジャッキ装置, リミットスイッチ |
| 3 | 走行装置 | モーター, 前車輪, 後車輪 |
| 4 | リフト装置 | リフト |
| 5 | レール装置 | レール |
| 6 | アーム | アーム先端, アーム基部 |
| 7 | カバ― | |
| 8 | ケージ | 本体ケージ, リミットスイッチ |
| 9 | 電気装置 | キャブ他イヤー, スイッチ, 特殊装置(インターホン) |
| 10 | その他 | その他付随する器具 |

仕 様 書

- 1 件 名 自動扉保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 目 的 九段第 2 合同庁舎に設置してある自動扉の安全性を確保するとともに、常に適正な機能を維持するため、点検整備するものである。
- 5 対象設備
 - ・ ナブコドアーエンジン装置（本体） 4 台
 - ・ ドアーエンジン動力部装置 4 台
 - ・ ドアーエンジン制御部装置 4 台
 - ・ ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ
- 6 業務仕様
 - (1) 定期保守点検（6 月・9 月・12 月・3 月の年 4 回）
 - ・ ドアーエンジン装置各部の点検
 - ・ 開閉速度、クッション作動の点検・調整
 - ・ 装置の電気回路の点検
 - ・ オイル漏れ、エアー漏れの有無点検
 - ・ オイル、潤滑油不足の有無点検・補充
 - ・ その他関連機器の点検・調整
 - (2) 不調時における臨時点検・調整
 - ・ 故障等の連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、点検・調整する。
- 7 一般事項
 - (1) 受託者は、作業員に身分を明確にするため、名札等を着用させる。
 - (2) 作業完了終了後は、速やかに点検結果報告書を作成し、監督職員に提出する。
 - (3) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 監視設備保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 概 要 九段第 2 合同庁舎に設置してある監視設備の適正な機能を確保し安全な庁舎管理・事務運営を確保するため点検整備するものである。
- 5 対象設備

・ 監視カメラ	9 台
・ モニターテレビ	1 1 台
・ ビデオデッキ	2 台
・ モニター操作板他各種装置	
- 6 業務仕様
 - (1) 定期保守点検（原則として 6 月・1 2 月の年 2 回）
 - ・ 回転台カラーカメラ各部の点検
 - ・ 固定カラーカメラ各部の点検
 - ・ カメラ駆動ユニット点検
 - ・ A V 復調ユニット点検
 - ・ 4 画面分割ユニット点検
 - ・ 電源制御ユニット点検
 - ・ その他関連機器の点検・調整
 - (2) 不調時における臨時点検・調整
 - ・ 故障等の連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、点検・調整する。
- 7 一般事項
 - (1) 受託者は、作業員に身分を明確にするため、名札等を着用させる。
 - (2) 業務終了後は、点検結果報告書を速やかに監督職員に提出する。
 - (3) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 電気集塵機保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 目 的 良好な室内空気環境の確保及び機器の正常な運転を維持するため、電気集塵機の電極板を洗浄するとともに機内の保守点検を実施するものである。
- 5 業務対象設備 「設備機器一覧表」のとおり。
- 6 業務内容
 - (1) 電極板洗浄整備

「設備機器一覧表」に基づき、年 2 回次のとおり実施する。

5 月 水洗浄

11 月 薬品洗浄

 - ① 電極板を取塵機本体より取り外し、所定の場所で水洗する。
 - ② アルカリ性洗浄剤入の槽に電極板を 1 0 分程浸し、固着物を溶解、離脱させる。
 - ③ ポンプで、加圧した高圧水で、水洗浄する。
 - ④ その際、電極板を点検し、もしタングステン線、碍子、接触子が劣化していれば、部品交換する。
 - ⑤ 電極板をよく乾燥させた後、本体へ取り付ける。
 - ⑥ 使用済洗浄液は中和した後、庁舎外から排出する。
 - ⑦ 作業後は電気集塵機点検シートにて報告する（スイッチ類・駆動部・電圧・絶縁測定・碍子状況等）。

（注）水洗浄の場合は、②及び⑥を除く。
 - (2) 保護ドア及びプレフィルタの清掃

ウエス、掃除機にて清掃する。
 - (3) 集塵機内清掃
 - ① 電気集塵機内部をウエス、掃除機で清掃する。
 - ② その際、本体側の碍子、高圧リード線を点検し、もし劣化があれば部品交換する。
 - (4) パワーバック（高電圧発生器）の点検
 - ① 内部をウエスにて空拭きし、点検調整する。
 - ② 絶縁測定、電圧測定をする。

(5) 定期点検

- ① 機器の正常運転及び安全性を保持するため、年2回定期点検を実施する。
- ② 時期は、9月と3月とする。
- ③ 作業後は電気集塵機点検シートにて報告する（スイッチ類・駆動部・電圧・絶縁測定・碍子状況等）。

(6) 技術者派遣

不時の故障が発生したときは、速やかに技術者を派遣して故障の修理を行うこと。

7 その他

- (1) 機器の搬出入及び保守点検に当たっては、建物、設備、備品等に損傷を与えないよう、充分注意して行い、必要な所は養生する。
- (2) 洗浄作業に必要とする電気・水道は国が無償で提供する。
- (3) 洗浄作業完了後は、速やかに点検結果の報告書を監督職員に提出する。
- (4) 作業終了後、跡片づけ・清掃を行う。
- (5) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

設備機器一覧表

項	系 統	品 名 ・ 型 番	セル数	水洗浄	薬品洗浄
1	A F - B 2 - 1	R O T H E # 3 3 - 5 5	2 個	◎	◎
2	A F - B 1 - 2	R O T V F # 4 - 5 8	4 個	◎	◎
3	A F - 2 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
4	A F - 2 - 2	R O T V E # 6 - 7 0	6 個	◎	◎
5	A F - 3 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
6	A F - 3 - 2	R O T V E # 5 - 6 4	4 個	◎	◎
7	A F - 5 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
8	A F - 5 - 2	R O T V E # 5 - 6 4	4 個	◎	◎
9	A F - 7 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
10	A F - 7 - 2	R O T V E # 5 - 6 4	4 個	◎	◎
11	A F - 9 - 1	R O T V E # 4 - 6 0	4 個	◎	◎
12	A F - 9 - 2	R O T V E # 4 - 6 0	4 個	◎	◎
13	A F - 1 0 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
14	A F - 1 0 - 2	R O T V E # 6 - 6 0	4 個	◎	◎
15	A F - 1 2 - 1	R O T V E # 6 - 6 4	4 個	◎	◎
16	A F - 1 2 - 2	R O T V E # 6 - 6 0	4 個	◎	◎
17	A F - 1 4 - 1	R O T V E # 6 - 6 0	4 個	◎	◎
18	A F - 1 4 - 2	R O T V E # 3 - 5 8	2 個	◎	◎
	合 計	1 8 台	7 0 個	7 0 セル	7 0 セル

仕 様 書

- 1 件 名 非常用自家発電設備及び蓄電池設備保守点検業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務目的 消防法及び関係法令に基づき、定期的に点検を行い、正常な機能を保持し維持管理を行うものである。
- 5 対象設備（非常用自家発電設備）
 - （1）原動機 ヤンマーディーゼル株式会社
1 2 L A A L - D T
 - （2）発電機 株式会社明電舎
E - A F
- 6 業務内容（非常用自家発電設備）

原則として 1 月，年 1 回とする。

 - （1）原動機，発電機，制御装置及び補機付属装置の基礎部等の取付け状況及び防振装置の変形，損傷及びたわみの異常の有無を確認する。
 - （2）接地抵抗測定の確認を行う。
 - （3）絶縁抵抗測定の確認を行う。
 - （4）始動用空気圧縮機安全弁吹き出し試験及び充気試験を行う。
 - （5）保安警報装置の確認を行う。
 - （6）燃料油系統，潤滑油系統，冷却水系統及び指導空気圧系統の機能及び作動確認を行う。
 - （7）シリンダヘッド弁装置，往復運動部，クランク軸，調速機及び過給機の機能及び作動確認を行う。
 - （8）その他各装置のスイッチ，計器類及び補機付属装置の機能及び作動確認を行う。
 - （9）継電器試験を行う。

7 対象設備（蓄電池設備）

- | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------------------------|--------|-----|
| (1) 直流電源装置 | 制御用 | 蓄電池 | S N S X - 5 0 | 5 4 セル | |
| | | 整流器 | T R - S N T B 1 0 0 3 0 | | 1 台 |
| | 非常照明用 | 蓄電池 | S N S X - 5 0 0 | 5 4 セル | |
| | | 整流器 | T R - S N T R 1 0 0 5 0 | | 1 台 |
| (2) 無停電電源装置 | U P S | 蓄電池 | S N S X - 5 0 | 5 4 セル | |
| | | インバータ | B A - P T S 1 0 2 0 | | |

8 業務内容（蓄電池設備）

原則として10月，年1回とする。

- (1) 絶縁抵抗測定の確認を行う。
- (2) 内部抵抗測定の確認を行う。
- (3) 結線接続部の確認を行う。
- (4) 切替装置の動作確認を行う。
- (5) 電圧計指示値の確認を行う。
- (6) 直流出力電圧波形の確認を行う。
- (7) 警報動作の確認を行う。
 - ・ ヒューズ断及びサーマル動作確認
 - ・ M C B トリップ
 - ・ 蓄電池温度上昇
 - ・ 蓄電池電圧低下(重故障及び軽故障)
- (8) 電圧調整範囲の確認を行う。
- (9) 負荷電圧補償装置の確認を行う。
- (10) タイマーの尾設定値及び作動確認を行う。
- (11) 保護継電器試験を行う。

9 その他

- (1) 点検その他の理由により上記設備の機能の一部，又は全部を停止するとき，又は発報当を伴う場合は，事前に監督職員の承認を受けた上行うこと。

なお，点検中も停電等が起こり得ることを念頭におき，長時間機能

が停止しないよう十分に留意して行うこと。

(2) 作業完了後は、速やかに報告書を監督職員に提出する。

(3) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 汚水管及び雑排水管清掃業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 業務の種別及び内容
 - (1) 汚水配管系統（小便器）
 - ア トイレの入口に“作業中”の看板を立てる。（使用禁止）
 - イ 便器に水を流し排水状況を確認する。
 - ウ プッシュ式フラッシュ弁の洗浄水の元栓を閉じる。
 - エ 小便器脱着トラップを外し，ここより排水管掃除口とする。
 - オ 高圧洗浄車を使用し，排水管内を洗浄。
(管内状況により，スネークワイヤを併用)
 - カ エのトラップ取り付けを行う。
 - キ 洗浄水を流し排水状況及び接続部分の水漏れ点検。
 - ク 便器，床等を清掃。
 - (2) 雑排水系統（洗面器・水飲み器）
 - 「洗面器」
 - ア トイレの入口に“作業中”の看板を立てる（使用禁止）。
 - イ 洗面器に水を流し排水状況を確認する。
 - ウ 洗面器下止水栓の洗浄水の元栓を閉じる。
 - エ トラップ部の取り外しを行う。
 - オ 高圧洗浄車を使用し，排水管内を洗浄。
 - カ トラップの復旧を行う。
 - キ 洗浄水を流し排水状況及び接続部分の水漏れ点検。
 - 「水飲み器」
 - ア 止水栓を止める。
 - イ 排水管の掃除口を取り外す。
 - ウ 高圧洗浄車を使用し，排水管内を洗浄。
 - エ 掃除口の復旧をする。
 - オ 洗浄水を流し排水状況及び接続部分の水漏れ点検。

5 業務回数

原則として5月，年1回とする。

仕 様 書

- 1 件 名 冷却水水質管理業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務の種別及び内容

(1) 業務対象設備

直だき吸収式冷温機	320U S R T	×	2 台
冷却塔(開放式)	350U S R T	×	2 台
直だき吸収式冷温機	90U S R T	×	1 台
冷却塔(開放式)	125U S R T	×	1 台

(2) 保守内容

ア 年 4 回の薬剤補充及び水質管理を行なう。

仕様薬剤：スケール・スライム・腐食防止の総合薬剤。

冷却保有水量：3 台で約 70 t on。

作業仕様：シーズン中の 7. 8. 9. 10 月。

- ① シーズンイン 7 月に薬剤の投入「シーズン中は状況を見ながら補充」。
- ② 薬剤の濃度測定。
- ③ 電導度の測定。
- ④ 注入器の機能点検。
- ⑤ 水質検査 7. 8. 9 月

イ 年 1 回の冷却水配管内の基礎除菌洗浄を行う。

仕様薬剤：除菌薬剤。

冷却保有水量：3 台で 70 t on。

作業仕様：シーズン前の 6 月。

- ① 冷却塔内の水槽部を高圧洗浄機にて清掃を行う。
- ② 冷却塔充填材に付着した汚れを高圧洗浄機にて清掃を行う。
- ③ 冷却水塔内及び配管に水を張る。
- ④ 既存冷却水ポンプにて循環させる。
- ⑤ 同循環させながら、除菌剤の基礎投入を行う。
- ⑥ 汚れが有る場合、冷却塔内のみ水槽、充填材の清掃を行う。

仕 様 書

- 1 件 名 汚水槽及び雑排水槽清掃業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 概 要 汚水槽及び雑排水槽の清掃業務は、単に汚れの除去、廃棄物の処理及び衛生上の基準を遵守するばかりでなく、各槽の保護等建物の保全及び良好な環境衛生を維持するため行うものである。

5 業務仕様

(1) 清掃箇所

- ① 汚水槽（北西）4 3 . 0 m³
- ② 雑排水槽（北）1 2 . 0 m³
- ③ 雑排水槽（南）1 2 . 0 m³
- ④ 雑排水槽（東南）4 3 . 0 m³
- ⑤ ガソリントラップ（北）1 . 5 m³
- ⑥ ガソリントラップ（南）1 . 5 m³
- ⑦ グリストラップ（食堂・喫茶）

(2) 清掃方法等

- ① 槽の汚泥等をバキュームポンプで汲み出し、槽内を十分洗浄する。
- ② 汲み出した汚泥等は、構外へ搬出し、関係法規に従い適切に処理する。
- ③ 清掃後は、排水装置が正常に機能するようポンプ等の点検を実施する。

(3) 清掃時間

清掃時間は、原則として、閉庁日の 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 とする。
ただし、当方が必要と認める場合は、別途指示する。

(4) 清掃回数

清掃回数は、6 ・ 1 0 ・ 2 月の 3 回とする。

6 その他

- (1) 清掃に要する機械器具，資材及び消耗品は，全て受託者負担とする。
- (2) 作業完了後は，速やか作業完了報告書を監督職員に提出する。
- (3) 本仕様書に定めない事項は，法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 飲料水水質検査業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

水道法，水道法施行令，水道法施行規則，水質基準に関する省令，建築物における衛生的環境の確保に関する法律，建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令，建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及び東京都が定める条例により水質検査を行い，その結果を記録しておくものである。

5 業務内容

- (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について同令別表に定める方法又はこれと同等以上の制度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。
- (2) 水質検査は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行第 4 条第 1 項 3 号に定めるところにより行う。

6 対象箇所及び検査項目並びに検査回数

- (1) 8 階給湯室水栓，地下 1 階厨房内水栓，地下 1 階厨房内給湯水栓及び地下 2 階給湯室水栓における 2 7 項目検査（省略不可 1 0 項目，重金属 4 項目，蒸発残留物 1 項目及び消毒副生成物 1 2 項目）。

原則として 8 月，年 1 回とする。

- (2) 8 階給湯室水栓，地下 1 階厨房内水栓，地下 1 階厨房内給湯水栓及び地下 2 階給湯室水栓における 1 0 項目検査（省略不可 1 0 項目）。

原則として 2 月，年 1 回とする。

7 その他

- (1) 作業完了後は，速やかに作業完了報告書を監督職員に提出する。
- (2) 本仕様書に定めない事項は，法務局と協議の上定める。

仕 様 書

1 件 名 貯水槽清掃業務

2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎

3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務の種別及び内容

(1) 清掃

- ・ 貯水槽清掃専用水中ポンプ等にて槽内の残り水を排水し、槽内天井、配管等の亀裂、ボールタップ、フート弁、電極棒等を点検し洗浄を行う。
- ・ 洗浄後、付着沈澱物を除去し清水にて仕上げ洗浄。
- ・ ウェスにて槽内をきれいに拭き取る。

(2) 槽内消毒

- ・ 次亜塩素酸ナトリウム液（50ppm～100PPM）を用いて槽内の消毒を行う。
- ・ 受水槽内の全壁面、床面及び天井の下面については、消毒薬を噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ・ 上記の方法により 2 回以上消毒を行う。
- ・ 消毒後の水洗い及び受水槽内への上水注入は、消毒終了後、少なくとも 3 0 分以上経過してから行う。
- ・ 周辺の消毒を行い高架水槽へ移る。
- ・ 高架水槽内の水を排水し、残り水を水中ポンプにて排水する。この際、排水が屋上の排水口以外に流れ出さぬよう注意する。
- ・ 水槽内の壁等の洗浄を行う。
- ・ 消毒については、受水槽消毒と同じ方法にて行う。

(3) 点検

- ・ 貯水槽配管類及び弁類からの漏水点検
- ・ 貯水槽内外面の被履塗装の点検
- ・ 計器類各種警報装置及び電気部品の機能点検
- ・ オーバーフロー管の防虫網点検

(4) 清掃後の点検

- ・ ポンプ機器作動状況の点検
- ・ 壁面の漏水点検
- ・ 構造上の点検

5 業務回数

原則として 1 1 月、年 1 回とする。

仕 様 書

- 1 件 名 ネズミ及び害虫駆除業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 概 要 九段第 2 合同庁舎の職員等の集団食中毒、伝染病等の発生を未然に防止し、良好な環境衛生を維持するため、ネズミ、ゴキブリ及びダニ等の害虫駆除を行うものである。

5 業務仕様

(1) 施工場所等

廊下、階段等を除く全館 1 8 , 2 0 2 m²
 (うち、ベイト剤を使用する場所 3 9 9 . 5 7 m²)
 ただし、ネズミ駆除については地下 1 階ゴミ置場周辺

(2) 施工方法

- ① 残留噴霧は、「スミチオン乳剤」を 1 0 倍に希釈したもの（又はこれと同等以上の効果のある混合乳剤）を使用し、ハンドスプレーで 1 m²当たり約 5 0 C C の割合で散布する。
- ② 空間噴霧は、①の乳剤散布後、「スミスリン乳剤」を 1 0 倍に希釈したもの（又はこれと同等以上の効果のある混合乳剤）を使用し、空間噴霧器で 1 m²当たり約 1 5 C C の割合で噴霧する。
- ③ 食堂及び喫茶（厨房含む）・ごみ処理室は、ゴキブリが生息しやすい場所であるため、ベイト剤（ヒドラメチルノン）を使用し、ベイトガンで 1 m²当たり約 2 g の割合で点着 する。
- ④ 食堂及び喫茶（厨房含む）・ごみ処理室・各階湯沸室にローチトラップを設置し、異常の有無を確認し、点検表を監督職員に提出する。
- ⑤ ネズミ駆除については生息が予想される数箇所に毒餌を設置し、ジフェチアロール 0.0025% 殺鼠剤粘着板（又はこれと同等以上の効果のあるもの）を使用した捕鼠処理をする。
 また、点検時に捕獲された場合は、回収及び新しい粘着板を設置し、毒餌の喫食があった場合は補充を行う。

(3) 施工時期

- ① 6 月と 1 2 月の年 2 回（ベイト剤は、6 月・9 月・1 2 月・3 月の年 4 回）とする。
- ② 駆除は、原則として、閉庁日に実施するものとする。ただし、駆除の際、入居官署の職員の立ち会いを要する場所については、各入居官署と協議の上実施する。
- ③ 巡回点検は、毎月 1 回実施するものとする。その際、ゴキブリ等の生息を確認した場合は、その都度、駆除を実施する。

6 その他

- (1) 駆除に要する機械器具，資材及び消耗品は，全て受託者負担とする。
- (2) 使用する薬剤等は，あらかじめ監督職員の現品検査を受けたものを使用する。
- (3) 作業完了後は，速やかに作業完了報告書を監督職員に提出する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

仕 様 書

- 1 件 名 庁舎清掃業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 2 階，地上 1 4 階，塔屋 1 階
延面積 29,971 m²のうち
清掃床面積：共用部分の一部 6,966.15 m²
東京法務局専有部分（定期清掃） 3485.23m²
東京法務局専有部分（日常清掃） 802.82m²
- 5 業務概要 清掃業務は下記のとおりとし，汚れの除去，廃棄物の処理及び衛生上の基準を遵守するばかりでなく美観を保ち，各内装材の保護等建物の保全及び良好な環境衛生を維持するために行うものである。
- 6 業務内容
 - (1) 共用部分日常清掃（閉庁日を除く毎日）
 - (2) 共用部分定期床清掃（閉庁日に行うこと。）
 - (3) 東京法務局専有部分日常清掃（開庁日の週 2 回）
 - (4) 東京法務局専有部分定期床清掃（閉庁日に行うこと。）
 - (5) 定期窓ガラス清掃（年 3 回，原則として平日に行うこと。）
- 7 業務仕様
 - (1) 共用部分日常清掃は，別紙の「業務仕様①」のとおり
 - (2) 共用部分定期床清掃は，別紙の「業務仕様②」のとおり
 - (3) 東京法務局専有部分日常清掃は，別紙の「業務仕様③」のとおり
 - (4) 東京法務局専有部分定期床清掃は，別紙の「業務仕様④」のとおり
 - (5) 定期窓ガラス清掃は，別紙の「業務仕様⑤」のとおり

業務仕様①（共用部分日常清掃）

1 清掃作業員

作業員は、作業責任者を含め6名以上を1日8時間勤務で常駐勤務（東京法務局専有部分における日常清掃がある場合は、作業員数・作業時間との併用は可）させること。

作業員が休暇等を取得する際は、原則として、代替作業員を勤務させ作業員数を維持すること。また、作業員に欠員が生じた時は可及的速やかに作業員を補充すること。

受託者は、清掃作業員の履歴書を委託者及び監督職員にあらかじめ提出する。

なお、履歴書は一般的な市販の形式とする。

2 作業時間帯

平日の午前8時から午後5時までの間とする。

3 作業員の資格等

作業責任者は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し、経験6年以上の者とする。

4 清掃場所

別紙平面図及び面積表のとおり。

5 作業内容

「共用部分日常清掃作業内容」のとおり。

6 作業員の遵守すべき事項

（1）作業員は、常に服装を正し、規則を守り、監督職員と協力して清掃の万全を期さなければならない。

（2）作業員は、身分を明確にするため、名札等を着用すること。

7 清掃用具等

（1）清掃に必要な清掃用具類・清掃用消耗品は、受託業者が準備すること。

（2）清掃に必要な光熱水料は、法務局が無償で提供する。

8 その他

（1）日常清掃終了後は、速やかに作業日報を作成し、監督職員に提出する。

（2）（1）に掲げた清掃作業日報は、別紙1の「日常清掃作業日報」を使用すること。

（3）監督職員による検収において、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、清掃作業員は再度、丹念に清掃作業を実施するものとする。

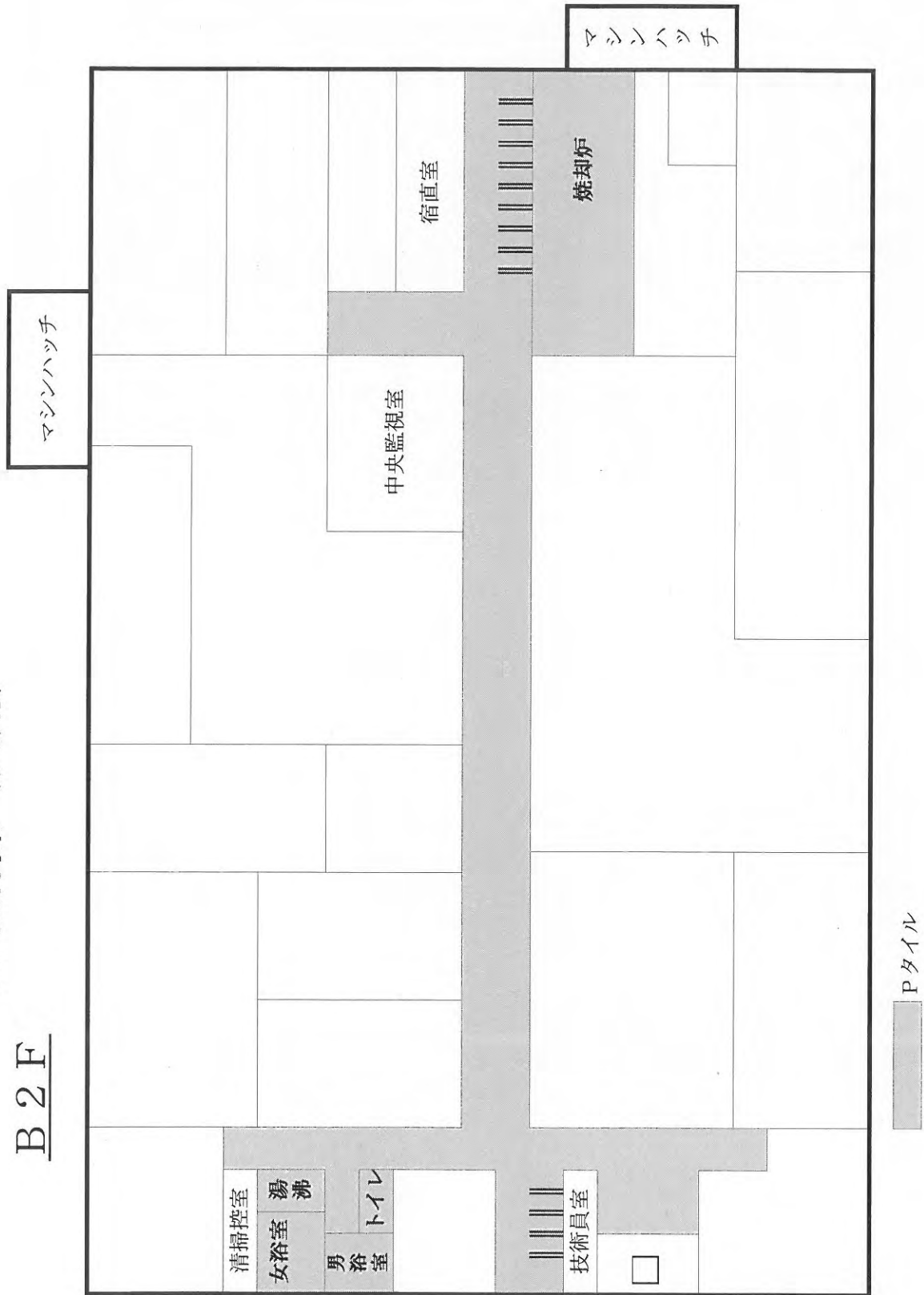
- (4) 受託者は1か月に1回適宜な日時に、清掃作業員の行う清掃状況を点検し、実施要領に沿った清掃が行われていることを確認すること。
- (5) 受託者は、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、清掃作業員に再度、丹念に清掃作業を実施させるものとする。
- (6) 清掃作業員が実施要領に沿った清掃を懈怠し、監督職員の注意にもかかわらず改善しないと判断された場合は、法務局と受託者の協議により清掃作業員を交替させるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

共用部分日常清掃作業内容

- 1 各清掃部分のPタイル床等は、床用ブラシ及び掃除機等でごみ・汚れ等を除去し、水モップ等で汚れを拭き取る。汚れが著しい場合は、適正洗剤により清掃する。
- 2 カーペット床は、掃除機等でごみ・汚れ等を除去する。
- 3 天然石タイル床は、床用ブラシ及び掃除機等でごみ・汚れ等を除去する。
- 4 ごみは、所定の場所に搬入する。
- 5 エレベーターの壁は、タオル等により汚れを拭き取る。汚れが著し場合は、適正洗剤により清掃する。
- 6 便器及び洗面台は、液体クレンザーで磨き、専用タオル等で清掃する。
- 7 トイレの壁及び扉は、濡れタオル等で汚れを拭き取る。
- 8 トイレ用ペーパー及び石鹼液は、点検し、必要に応じて補充すること。
- 9 各階のごみ集積室のごみは、地下1階のごみ集積場所に適正に分別集積整理する。
- 10 各階のごみ集積室及び地下1階のごみ集積場所は、ごみ処理後に清掃する。
- 11 各階のごみ集積室及び地下1階のごみ集積場所のごみバケツ等は、洗車用の水道を使用し、適正洗剤で清掃し清潔にする。
- 12 各清掃部分の椅子及び電話台等は、汚れを除去する。
- 13 各出入口扉のガラスは、適正洗剤により清掃する。
- 14 手すり等は、濡れタオル等で汚れを拭き取る。
- 15 給湯室の流し台及びレンジ周りは、適正洗剤により磨き、拭き取る。
- 16 茶殻及び空き瓶等ごみ・汚れがある場合は、所定の場所に搬入する。
- 17 冷水機は、適正洗剤により清掃する。
- 18 焼却炉室は、箒及び掃除機等でごみ・汚れ等を除去する。
- 19 浴室及びシャワー室の浴槽、流し場、壁面等は、適正洗剤を使用し清掃を行い、また、桶及び腰掛等を清掃する。
- 20 庁舎玄関廻り及び庁舎敷地は、箒で掃いてごみ・汚れ等を除去する。また、積雪等がある場合はその除去をする。
- 21 構内通路及び植え込み、駐車場（地下1階車庫を含む）及び2階屋上のコンクリート部分は、箒で掃いてごみ・汚れ等を除去し、草むしりを行う。
- 22 上記の適正洗剤には、ISO規格商品を用いる。
- 23 随時巡回し、清潔な環境となるよう心掛ける。
- 24 随時監督職員の指示により清掃を行う。

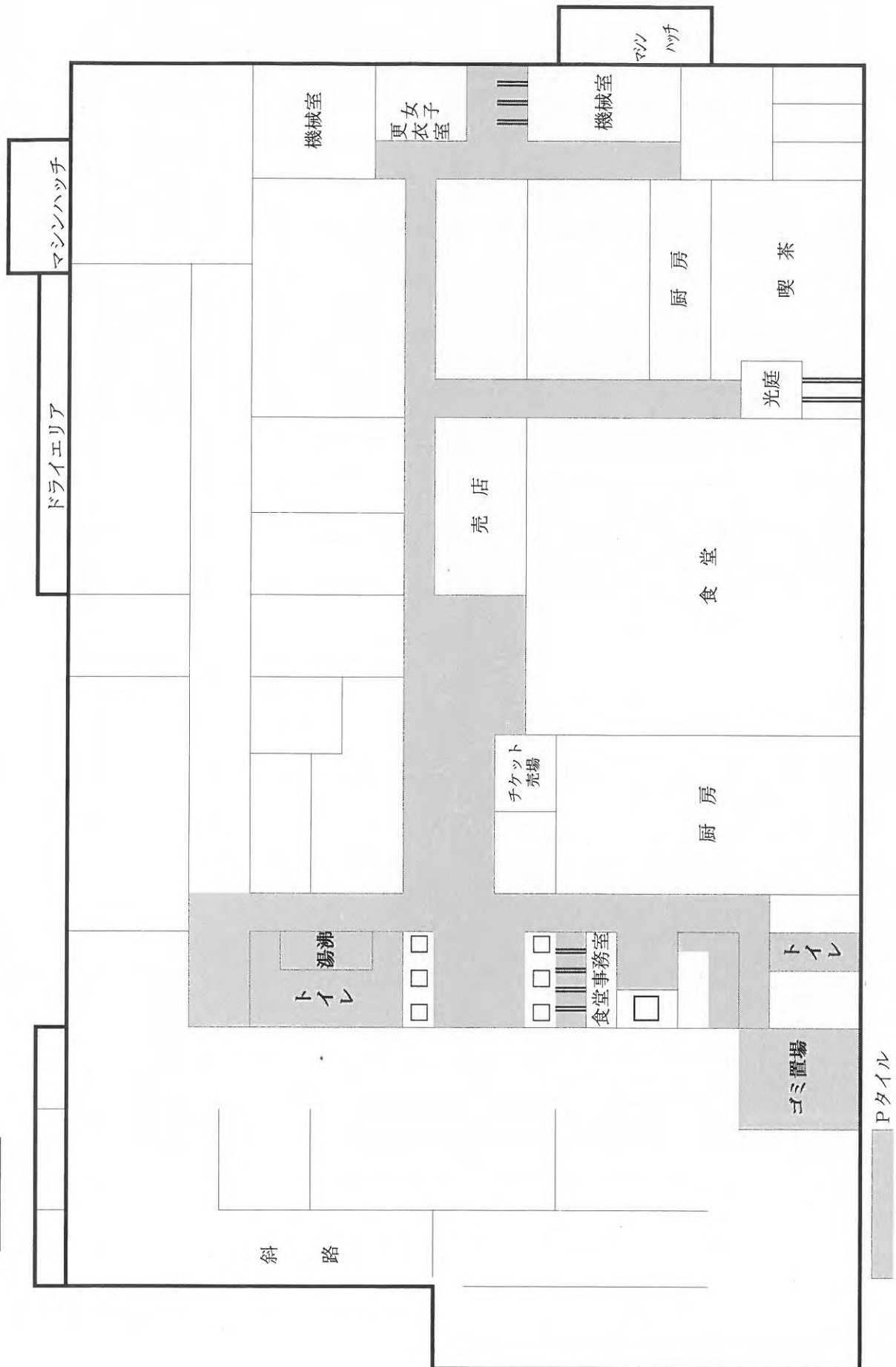
日常清掃（共用）

B 2 F



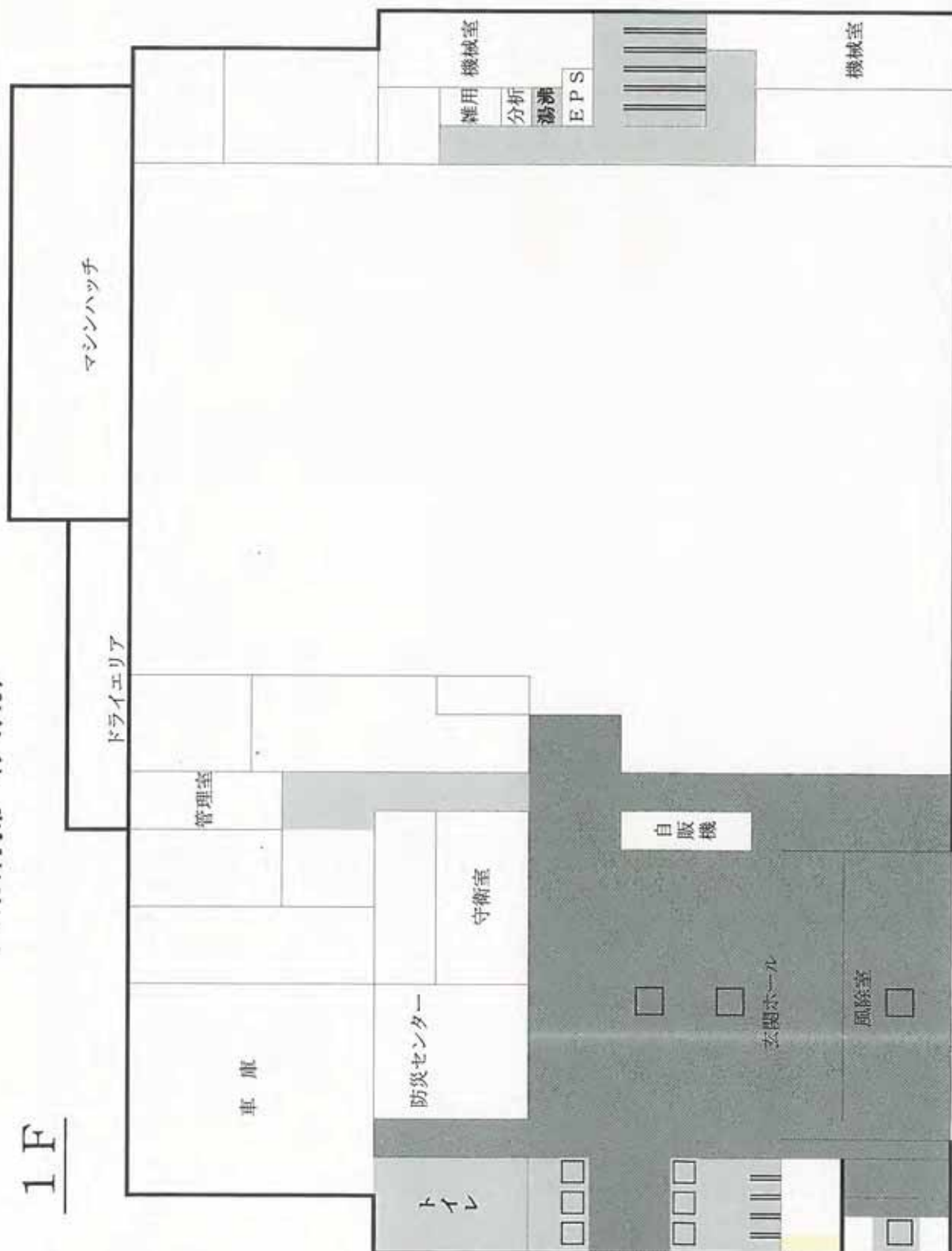
日常清掃（共用）

B1F



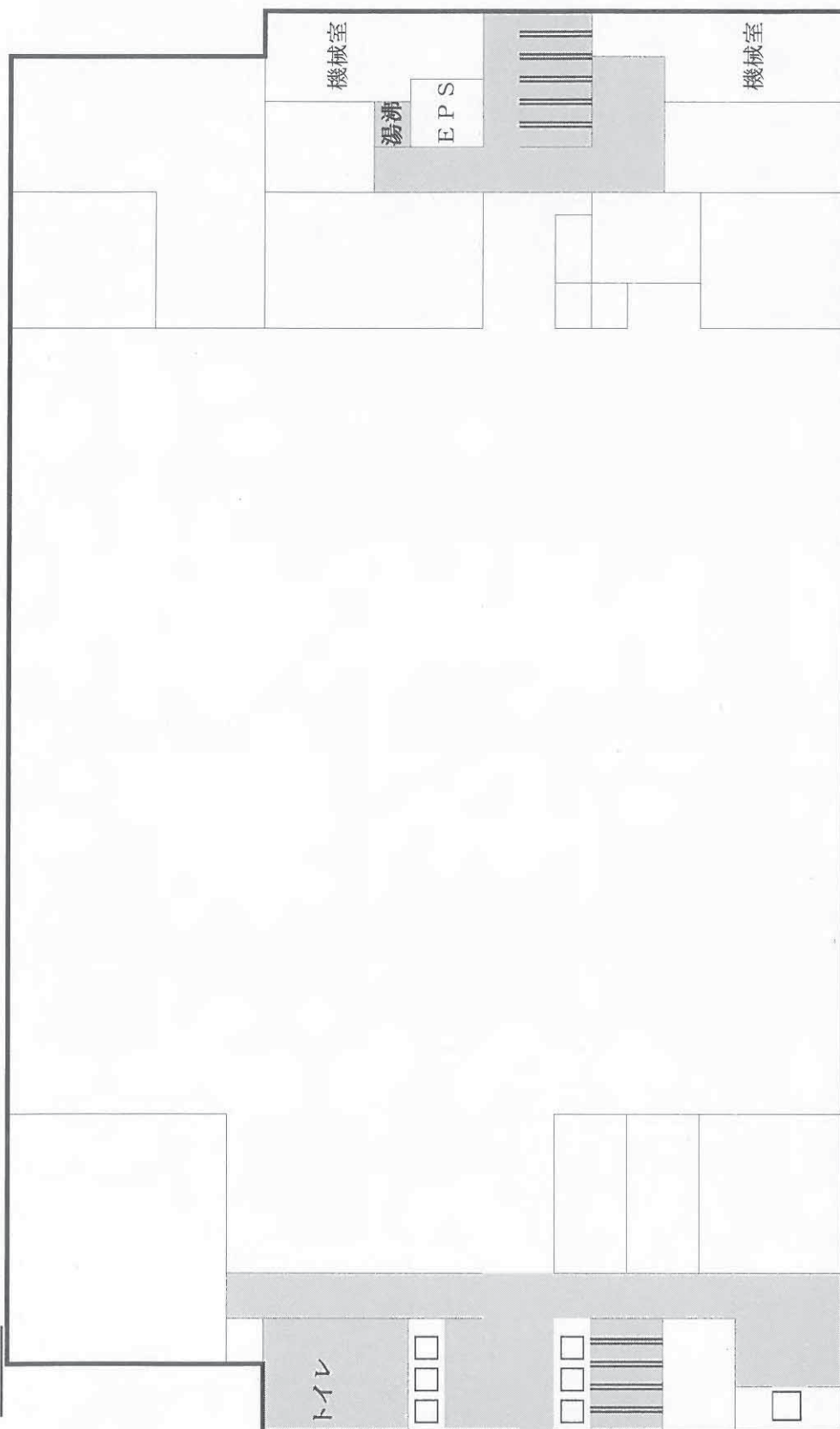
日常清掃（共用）

1 F



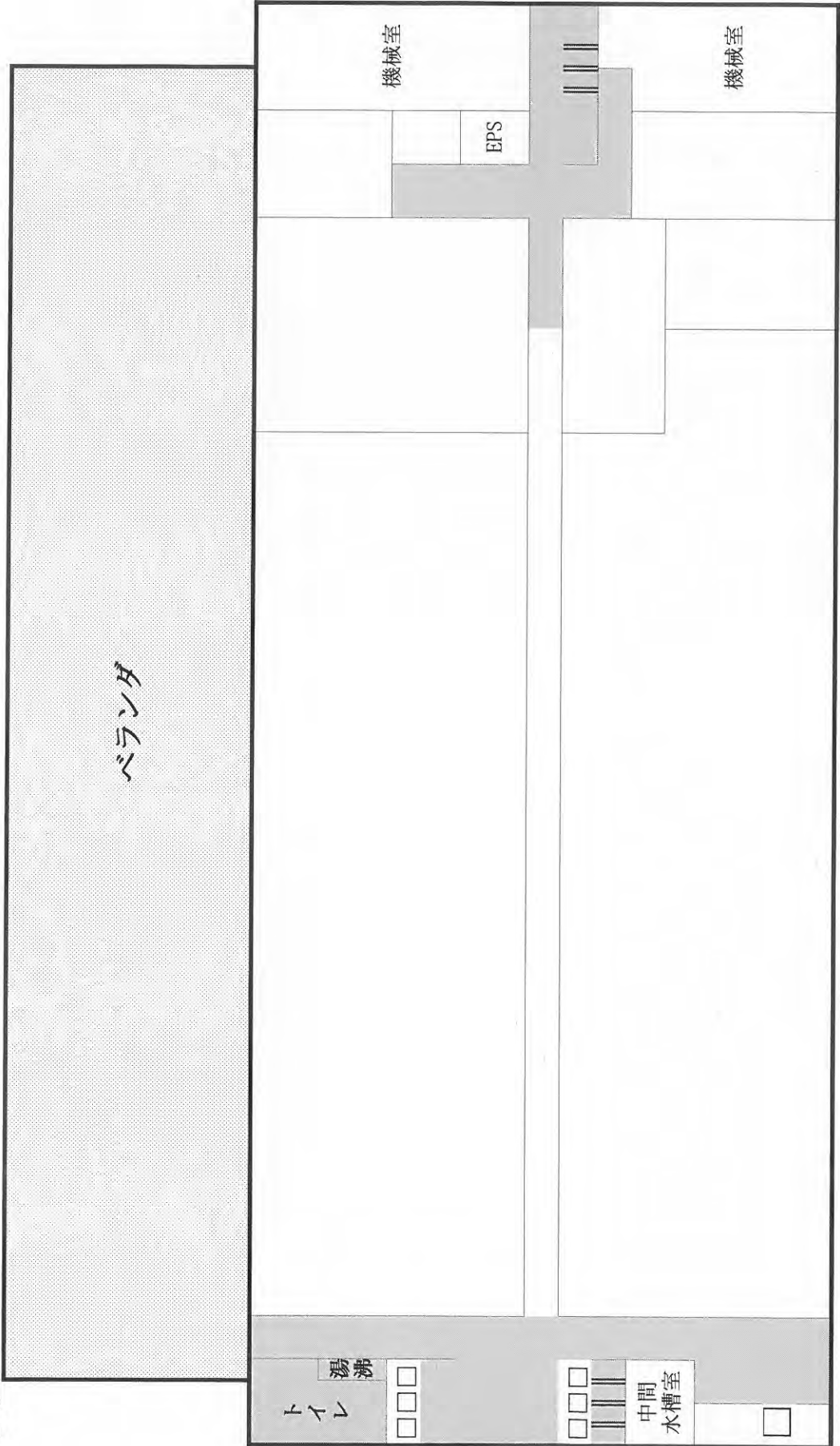
日常清掃（共用）

2 F



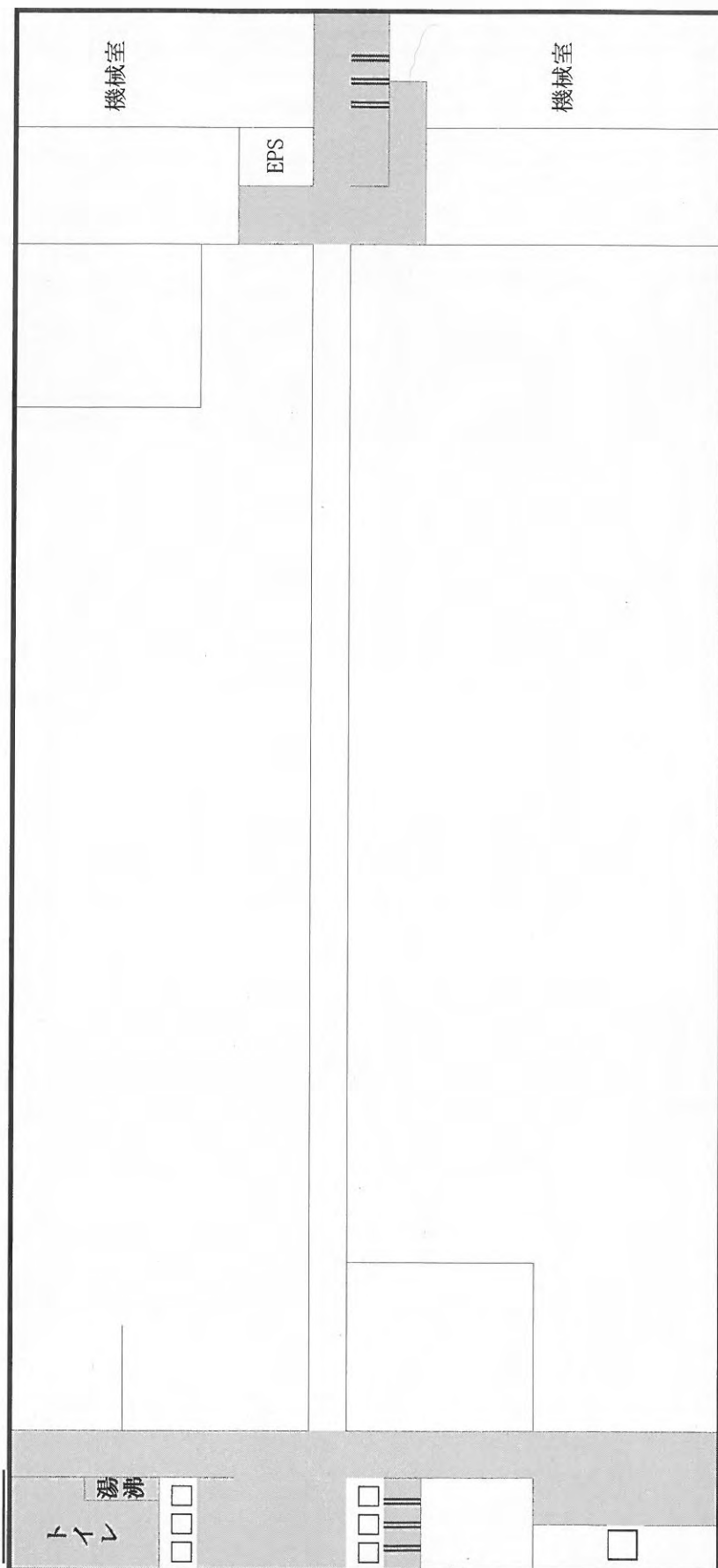
日常清掃（共用）

3 F



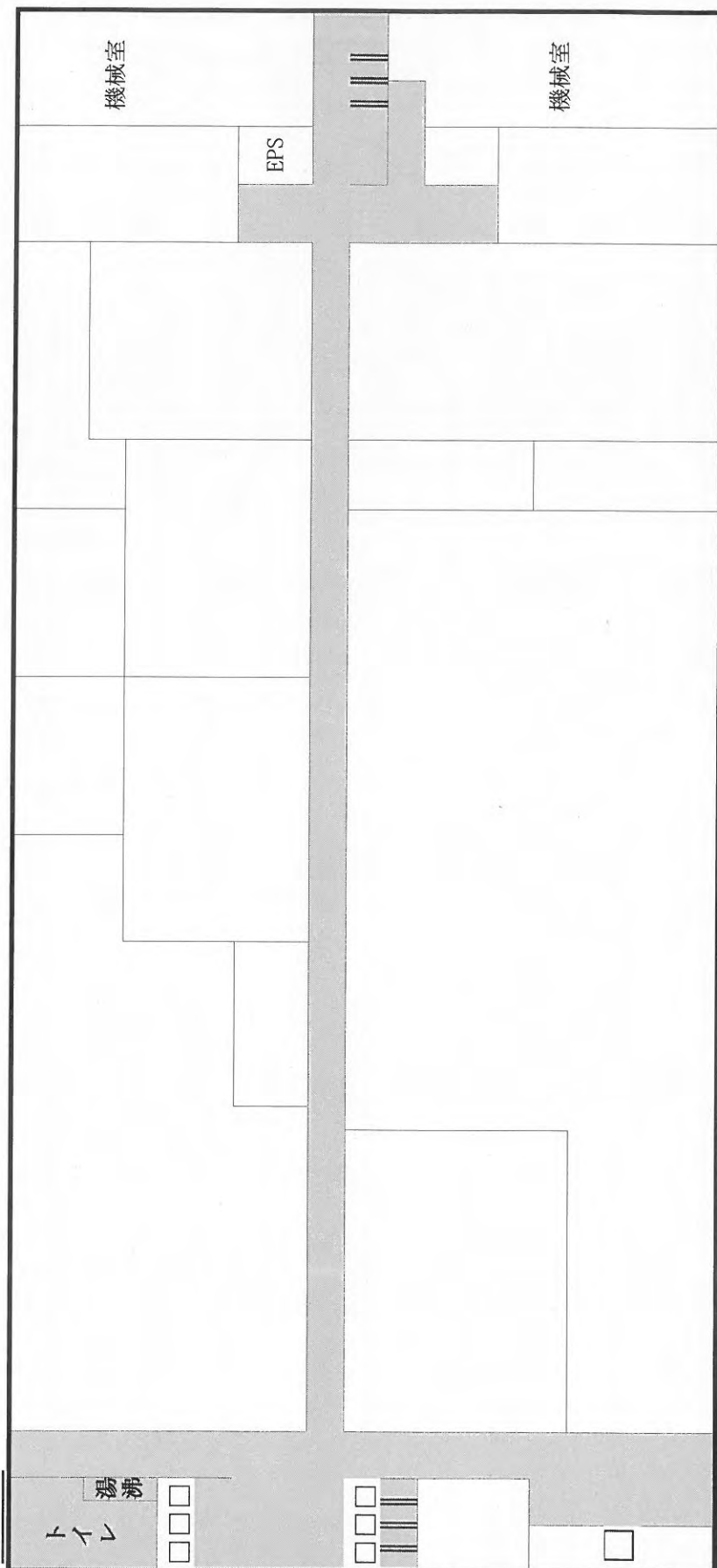
日常清掃（共用）

4F

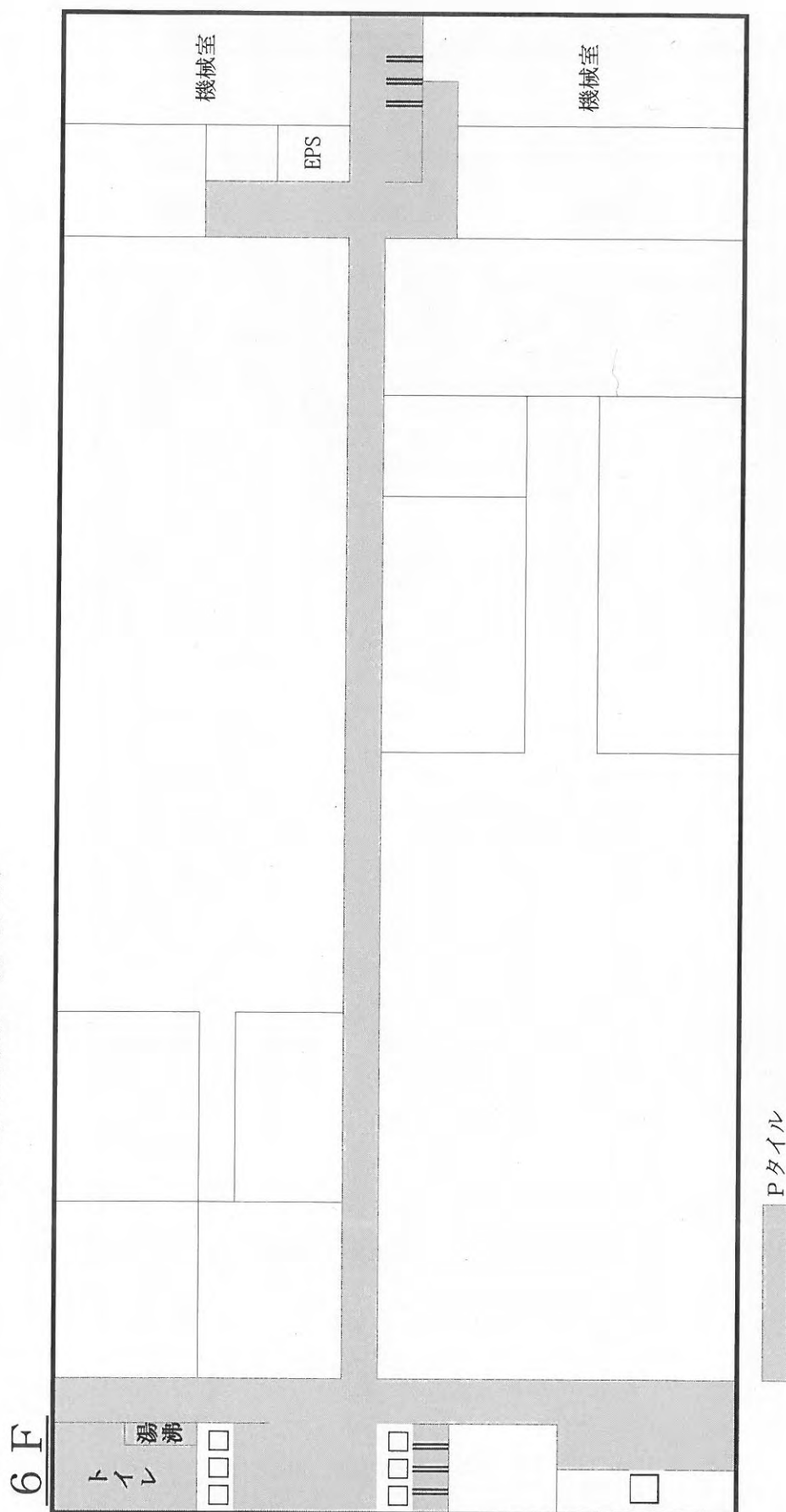


日常清掃（共用）

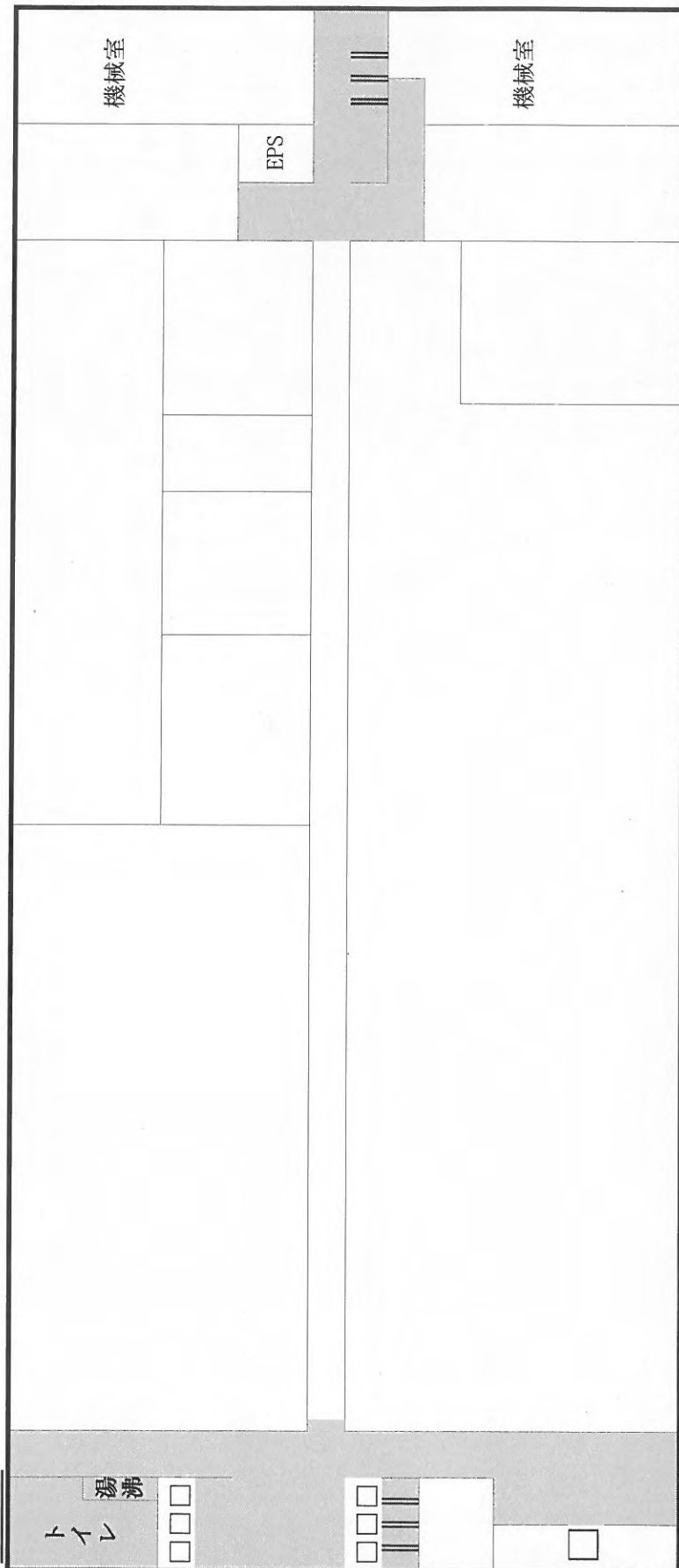
5 F



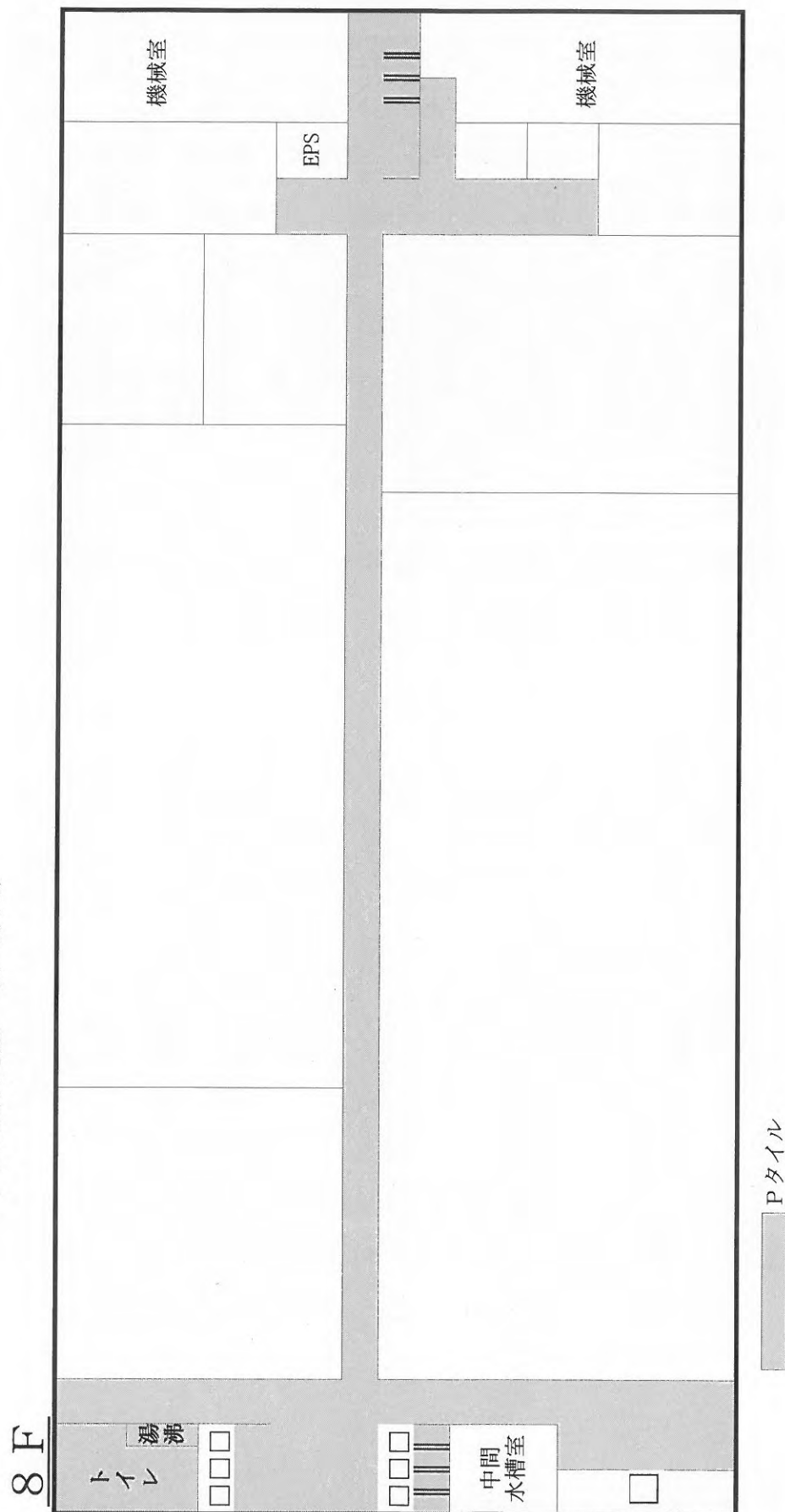
日常清掃（共用）



7F
日常清掃（共用）

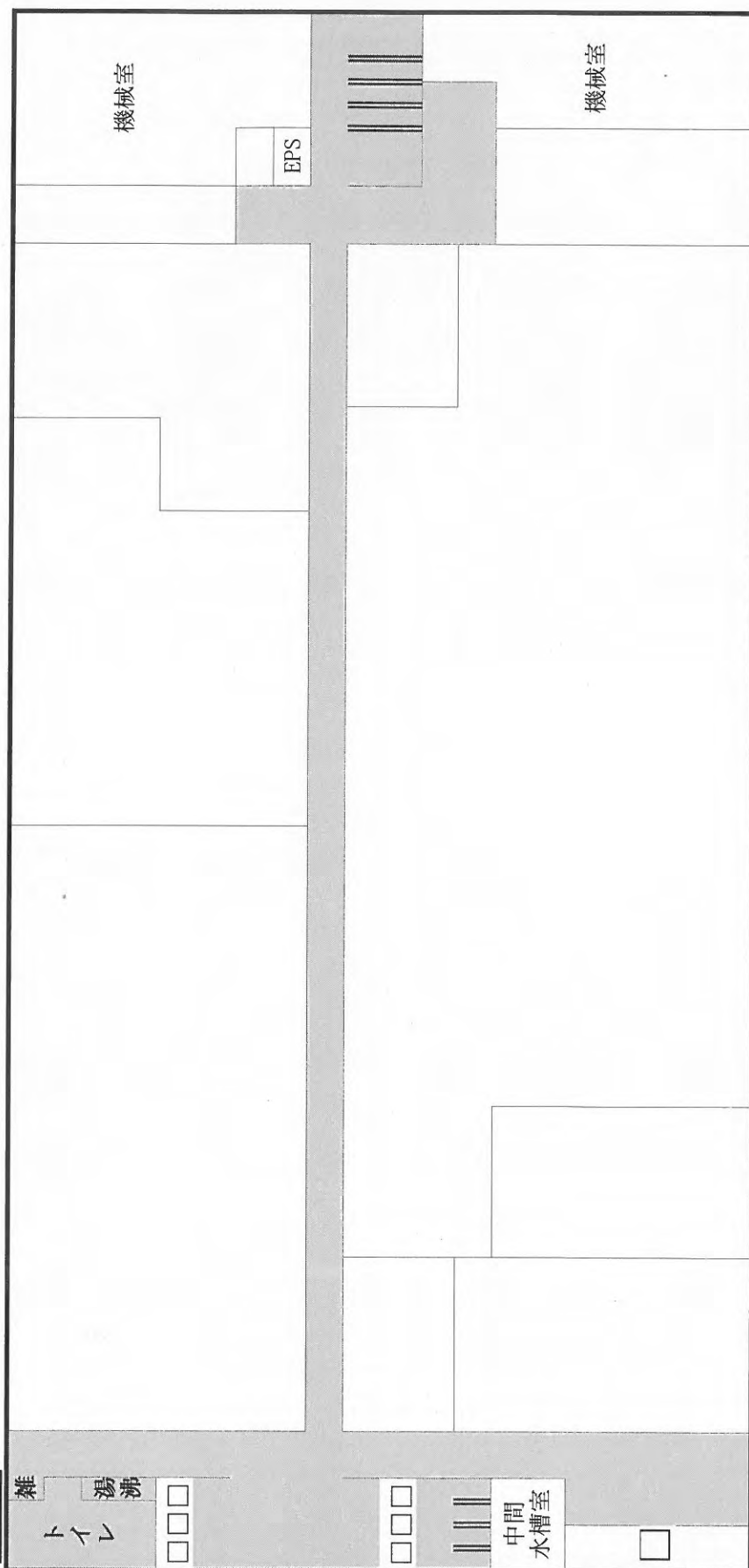


8F
日常清掃（共用）



日常清掃（共用）

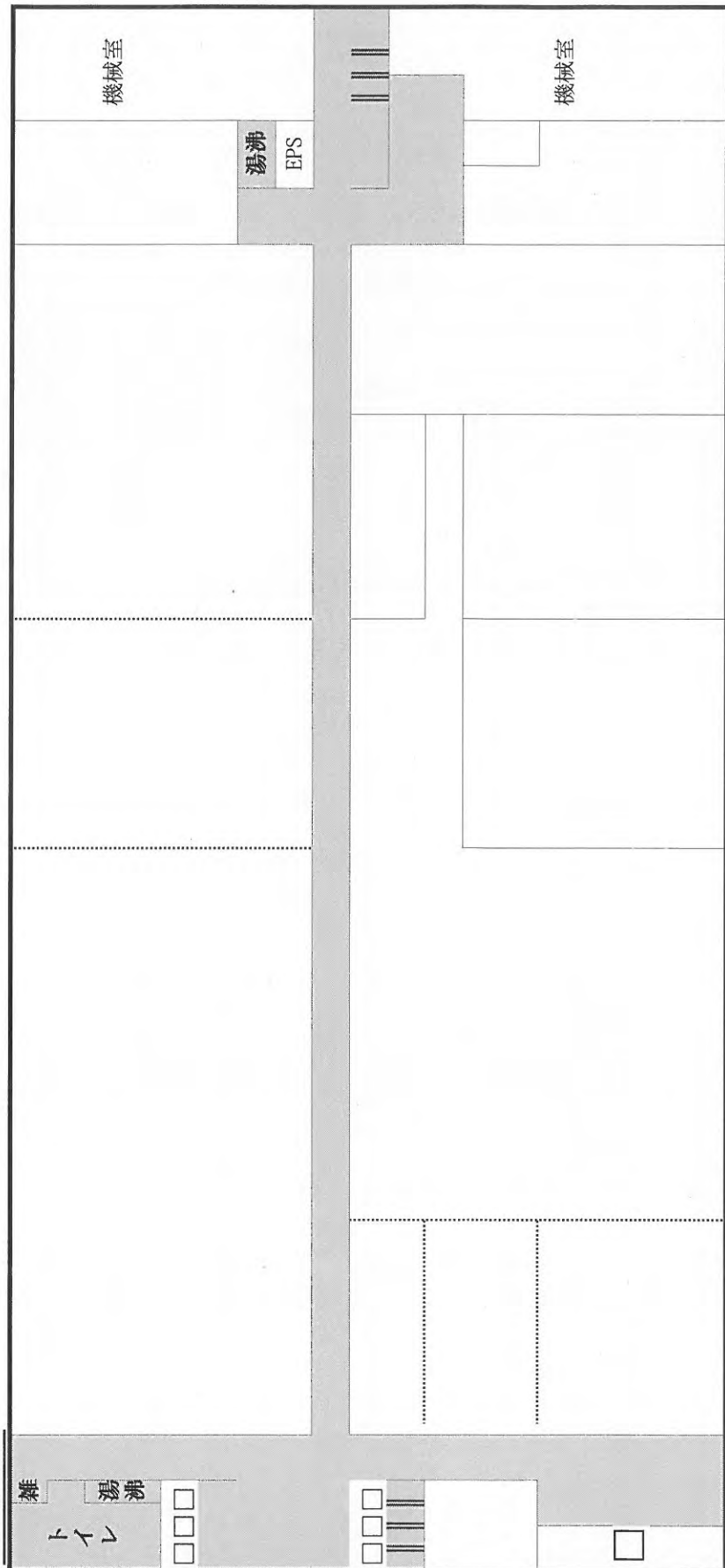
9 F



P タイル

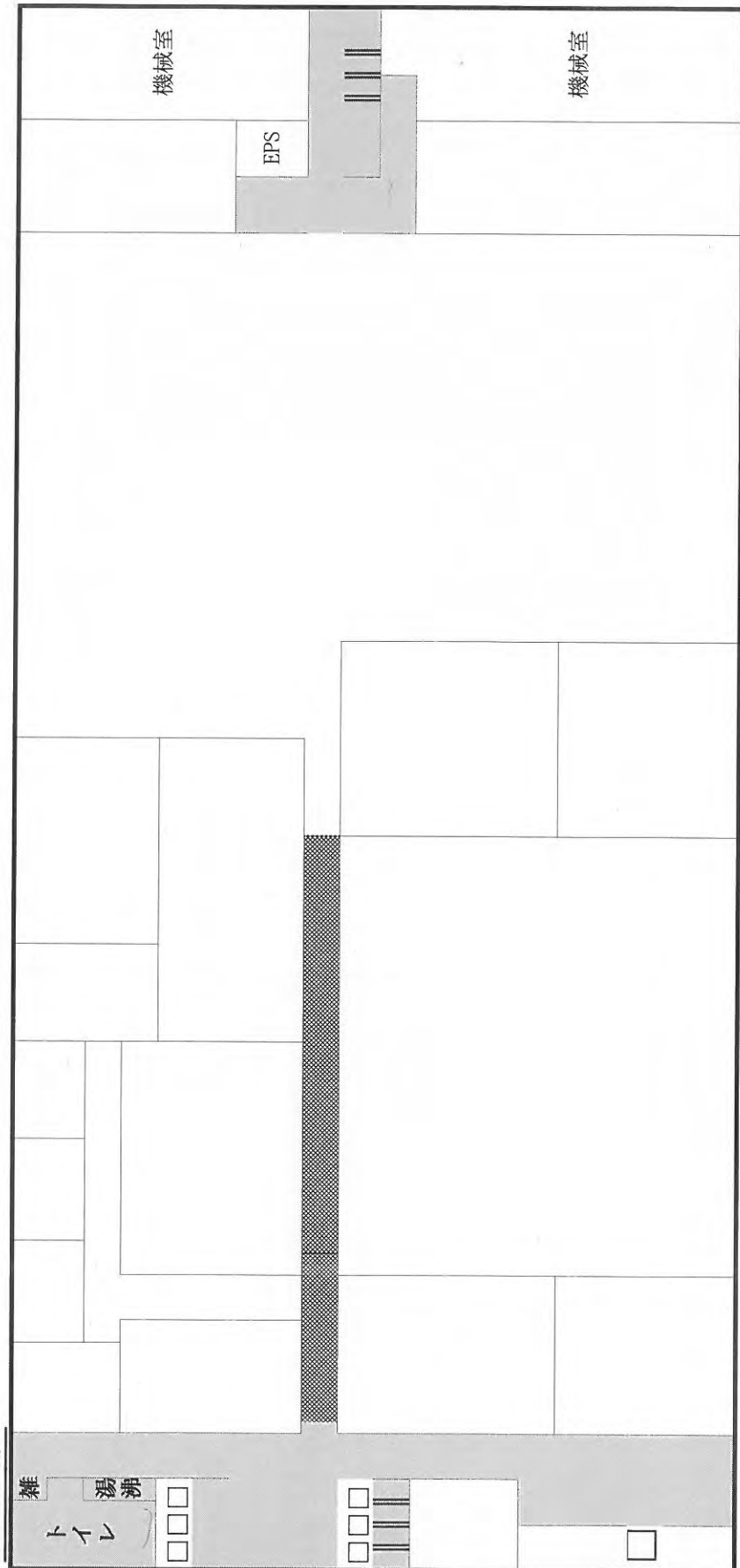
日常清掃（共用）

10F



日常清掃（共用）

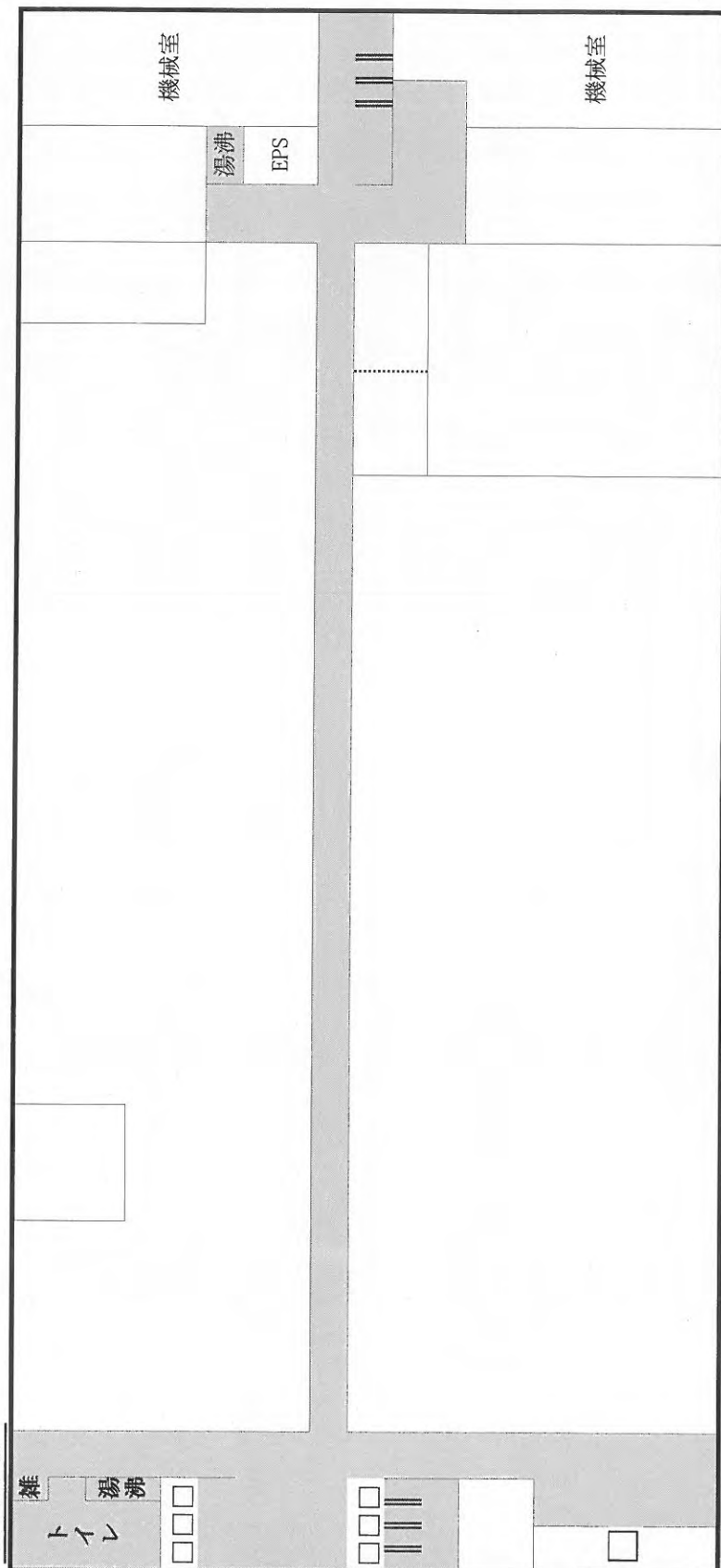
11F



P タイル
カーペット

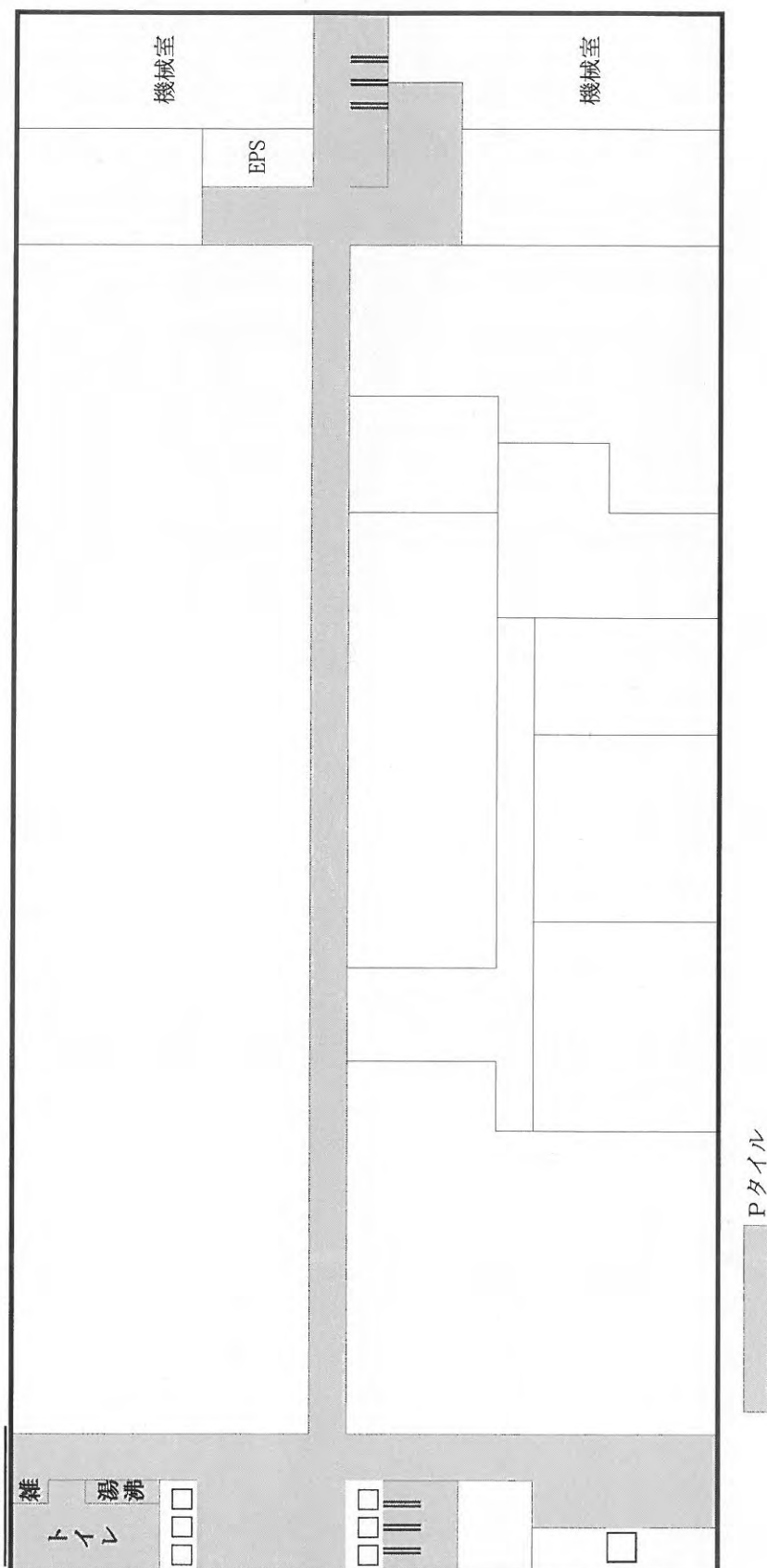
日常清掃（共用）

12F



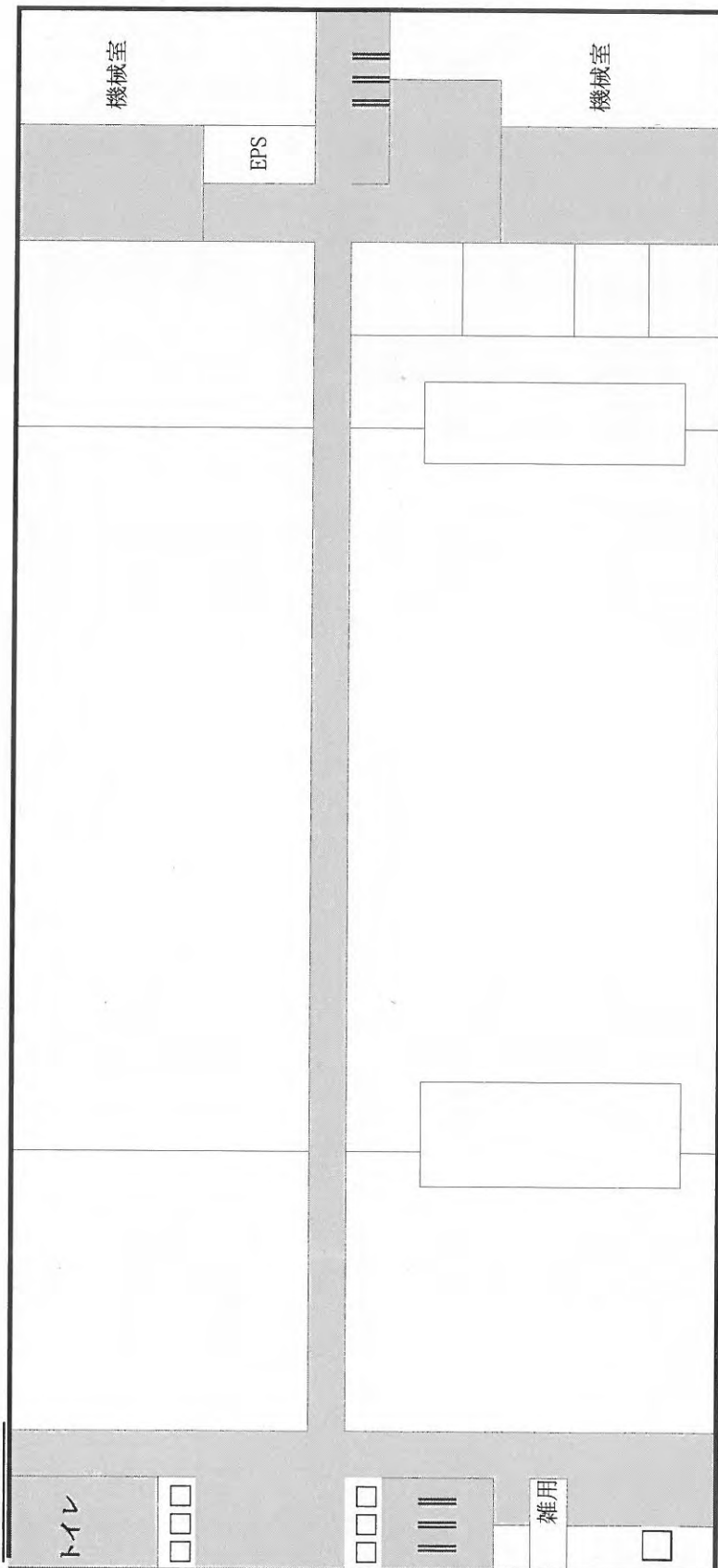
日常清掃（共用）

13F



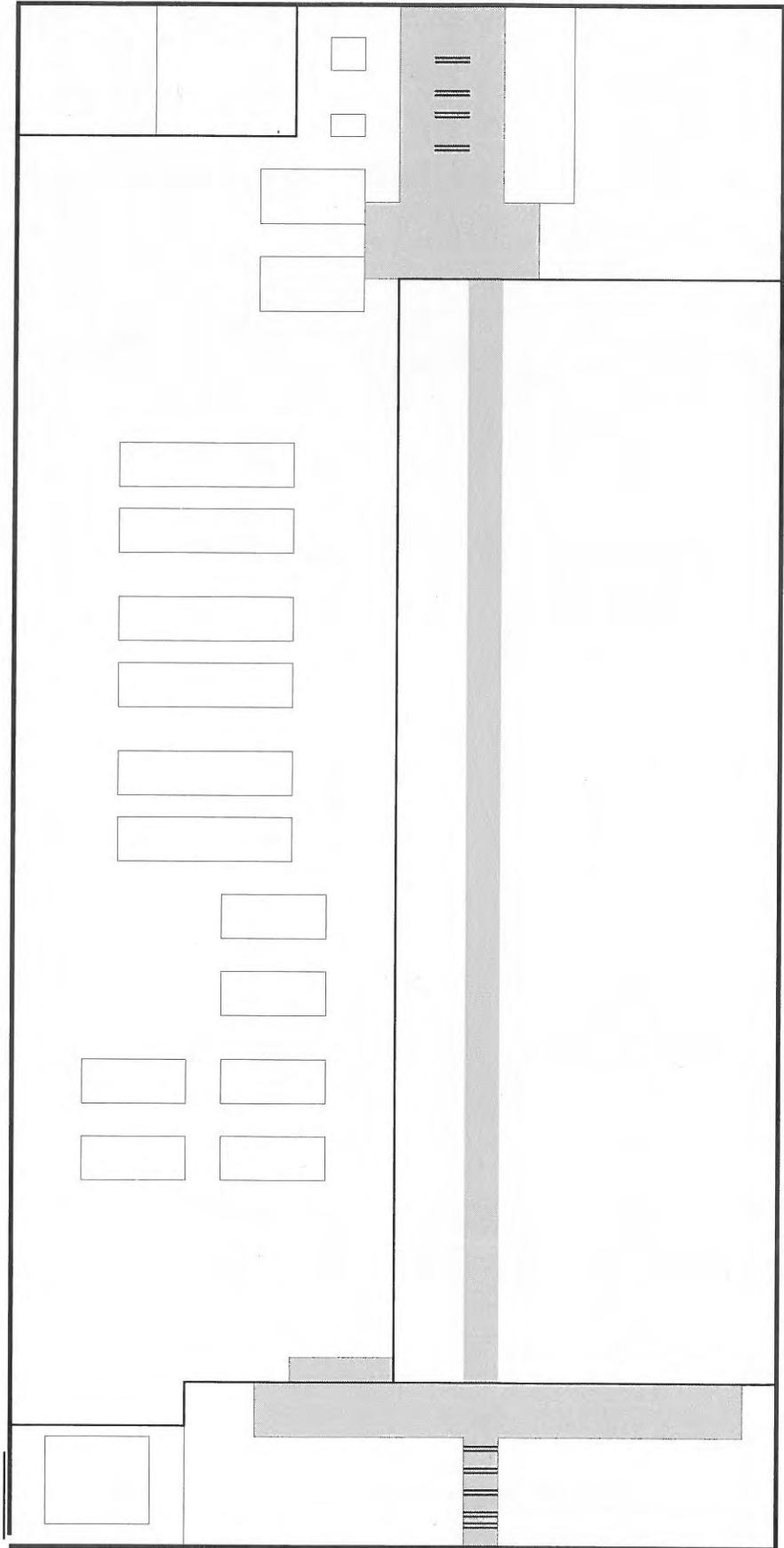
日常清掃（共用）

14F



日常清掃（共用）

RF



Pタイル

面積表(共用部分)

日常清掃

Pタイル等

階数	清掃対象面積
B2	339.24 m ²
B1	1,016.83 m ²
1F	157.14 m ²
2F	115.85 m ²
3F	266.30 m ²
4F	274.13 m ²
5F	353.30 m ²
6F	343.04 m ²
7F	272.48 m ²
8F	345.82 m ²
9F	345.82 m ²
10F	351.74 m ²
11F	192.09 m ²
12F	351.72 m ²
13F	343.99 m ²
14F	358.62 m ²
R	91.01 m ²
EV内	18.24 m ²
合計	5,537.36 m ²

日常清掃

カーペット

階数	清掃対象面積
B2	m ²
B1	m ²
1F	m ²
2F	m ²
3F	m ²
4F	m ²
5F	m ²
6F	m ²
7F	m ²
8F	m ²
9F	m ²
10F	m ²
11F	36.00 m ²
12F	m ²
13F	m ²
14F	m ²
R	m ²
合計	36.00 m ²

日常清掃

石タイル等

階数	清掃対象面積
B2	m ²
B1	m ²
1F	547.21 m ²
2F	m ²
3F	m ²
4F	m ²
5F	m ²
6F	m ²
7F	m ²
8F	m ²
9F	m ²
10F	m ²
11F	m ²
12F	m ²
13F	m ²
14F	m ²
R	m ²
合計	547.21 m ²

業務仕様②（共用部分定期床清掃）

1 清掃日時等

（１）清掃時間

閉庁日の９：００からとする。

ただし、当方が必要と認める場合は、別途指示する。

（注）閉庁日とは、土曜日・日曜日・祝祭日を言う。

（２）清掃回数

ア P タイル床、ビニール床部分のワックス掛けは、５・１０・２月の年３回

（ただし、第１回目は剥離洗浄を行いワックス掛けを行う。）

イ カーペット部分の水洗清掃は、６・１２月の年２回。

ウ 天然石タイル部分の水洗清掃は、４・１０月の年２回

日時は委託者及び監督職員と受託者との協議の上決定する。

なお、東京法務局専有部分における定期床清掃がある場合は、作業員数・作業時間との併用は可。

2 清掃作業員

清掃作業員は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の総合的な技能を有する経験者とし、清掃作業責任者も同様の技能を有し経験６年以上の者とする。

3 清掃場所

別紙平面図及び面積表のとおり。

4 作業内容

（１）床清掃（長尺エンビシート、P タイル）

ア 移動可能な物を移動させ、床表面（皮膜表面）の塵芥を自在箒等で除去する。

イ 皮膜表面の汚れのみを洗浄する I S O 規格商品の床面の材質に適した洗剤を、水モップ等で塗布する。

ウ 直ちに、円形ブラシ又は洗浄用パットを装着したポリッシャー等で洗浄する。

エ 洗浄廃液をウェットクリーナー等により除去し、水モップ等できれいに拭き取る。

オ 乾燥ファン等で、床面を乾燥させる。

カ I S O 規格商品の床面の材質に適した樹脂ワックスを塗布し、乾燥させる。

キ 清掃後は、移動させた物の位置を元に戻す。

（２）カーペット

ア カーペット用洗剤（中性洗剤）をパイル面に吹き付け、回転ブラシ等で十分に埃、しみ等の汚れを除去する。

イ 洗浄後にパイル面の洗剤及び汚れを吸引し、十分に乾燥させる。

- (3) 天然石タイル部分は、掃除機を掛け、水洗いし汚れの染み抜き等を行い乾燥する。
上記の清掃作業内容を各1回実施すること。

5 作業員の遵守すべき事項

- (1) 清掃作業員は、常に服装を正し、規則を守り、監督職員と協力して清掃の万全を期さなければならない。
- (2) 清掃作業員は、身分を明確にするため、名札等を着用すること。

6 作業確認

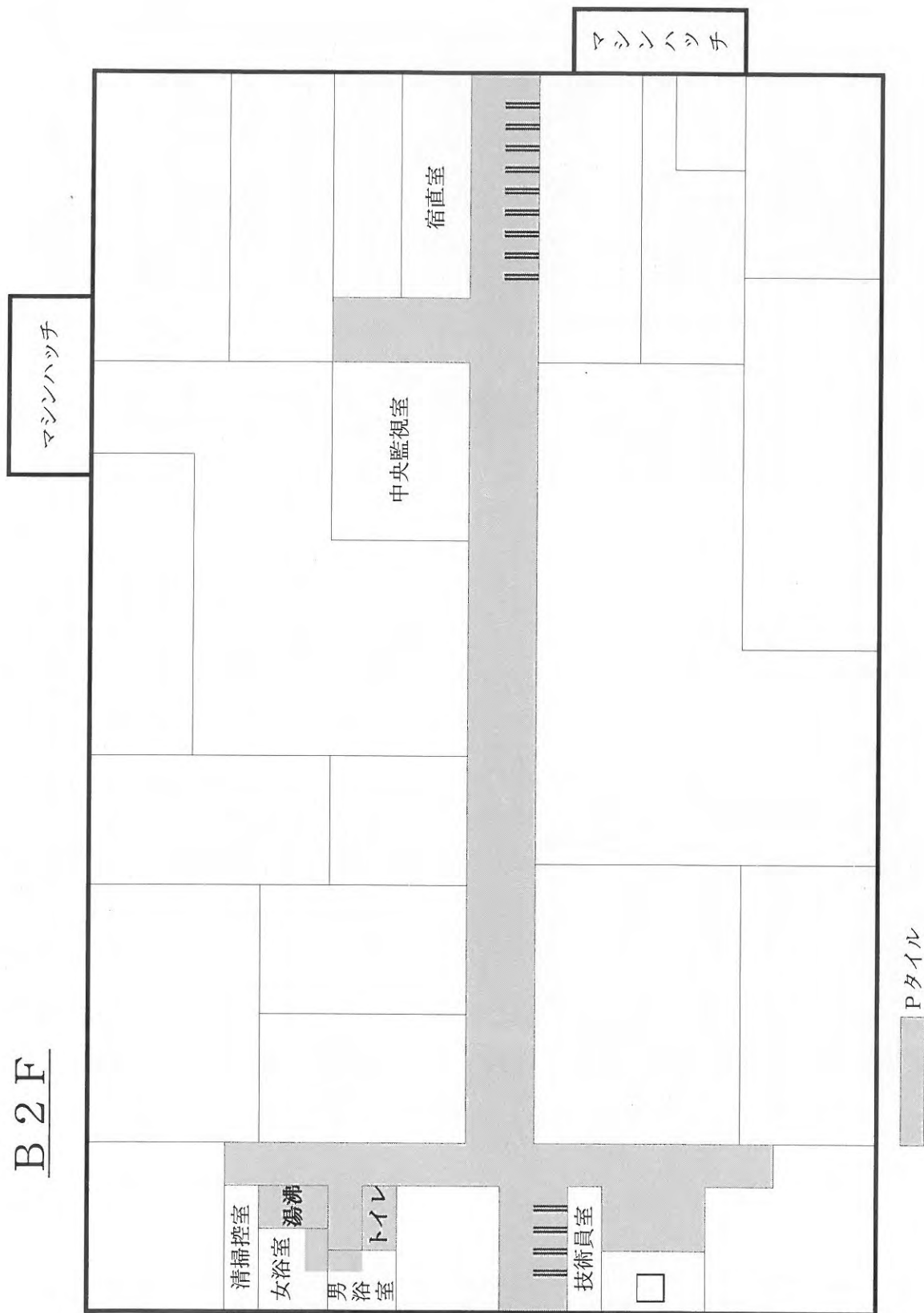
- (1) 清掃作業員は清掃終了後、監督職員の検収を受け、清掃作業記録を提出し、承認を得ること。
- (2) 清掃作業記録は、別紙2「定期清掃・清掃作業表」のとおり。
- (3) 監督職員による検収において、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、清掃作業員は再度、丹念に清掃作業を実施するものとする。

7 その他

- (1) 清掃に要する機械器具、資材及び消耗品は、全て受託者負担とする。
清掃に要する光熱水料は、法務局の負担とする。
- (2) 使用する洗剤等は、あらかじめ監督職員に現品検査を受けたものを使用する。
- (3) 作業完了後は、速やかに作業完了報告を監督職員に提出する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

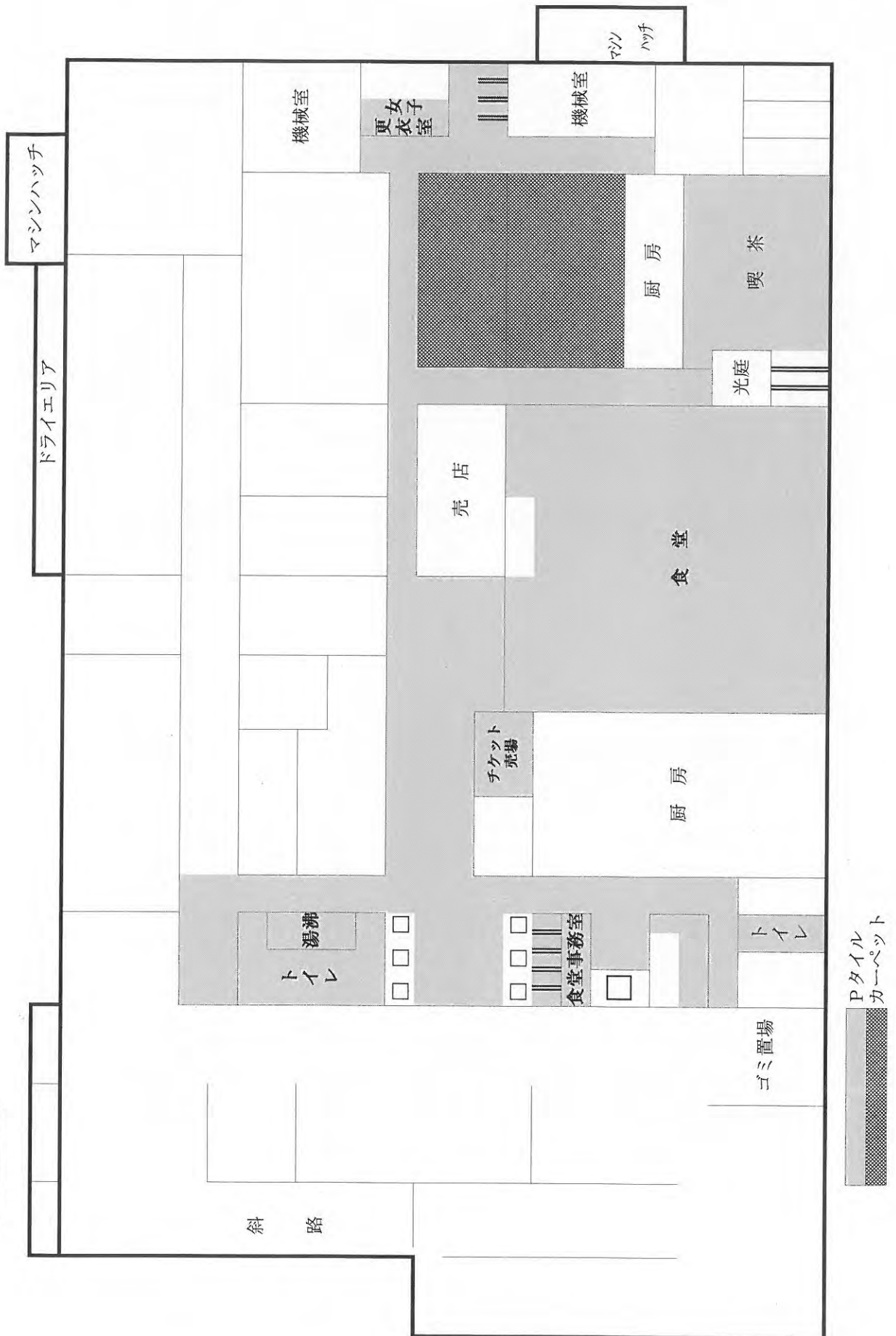
定期清掃（共用）

B 2 F



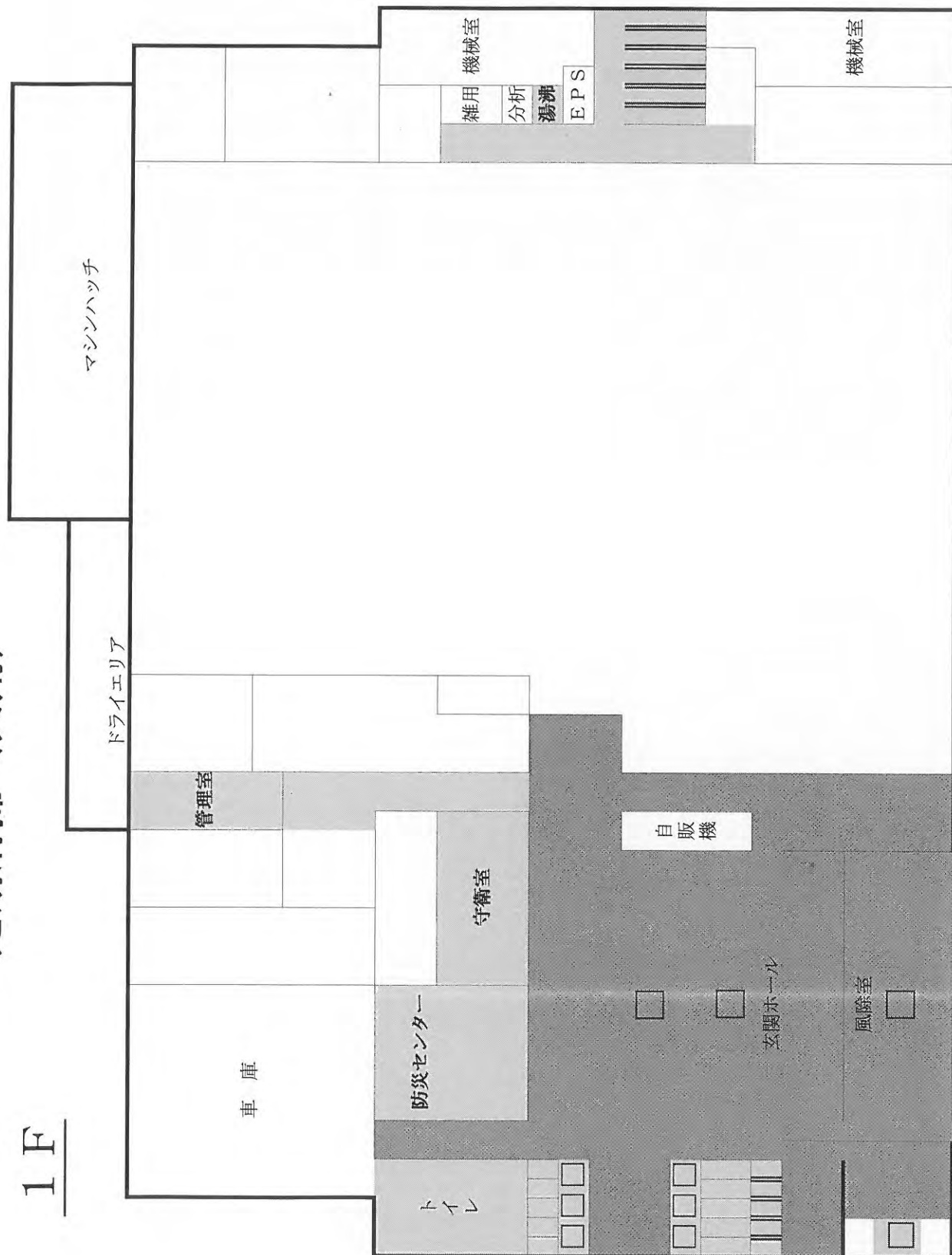
定期清掃（共用）

B1F



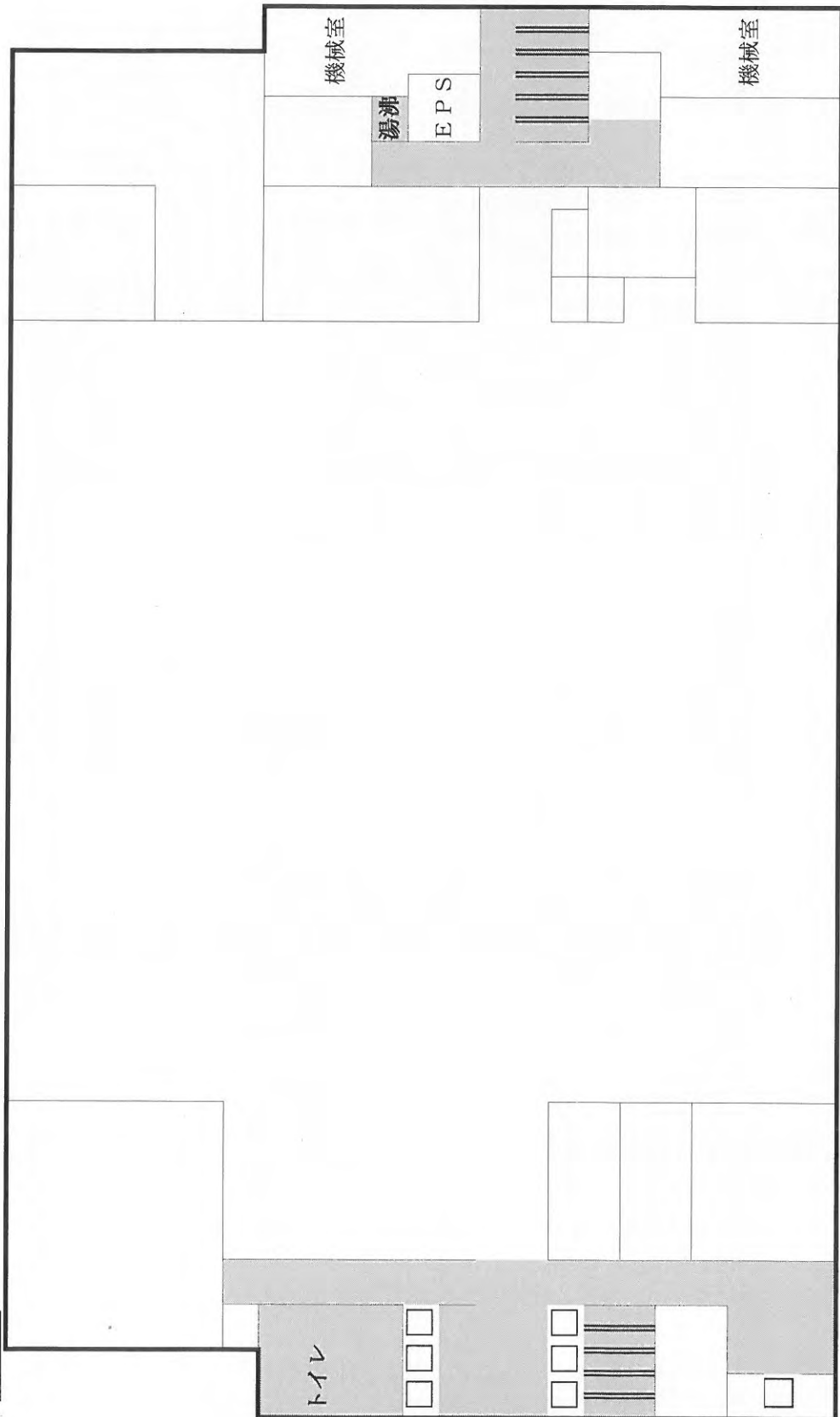
定期清掃（共用）

1 F



定期清掃（共用）

2F

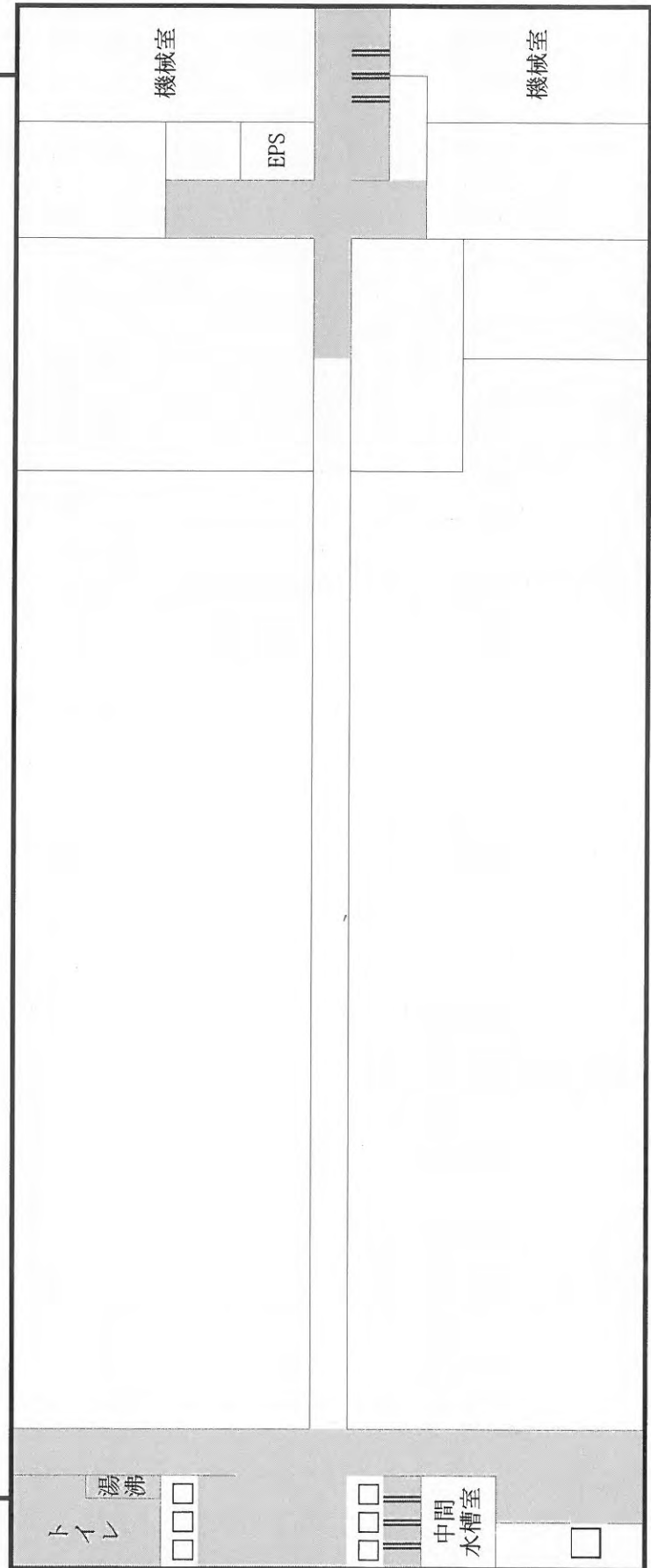


Pタイル

定期清掃（共用）

3 F

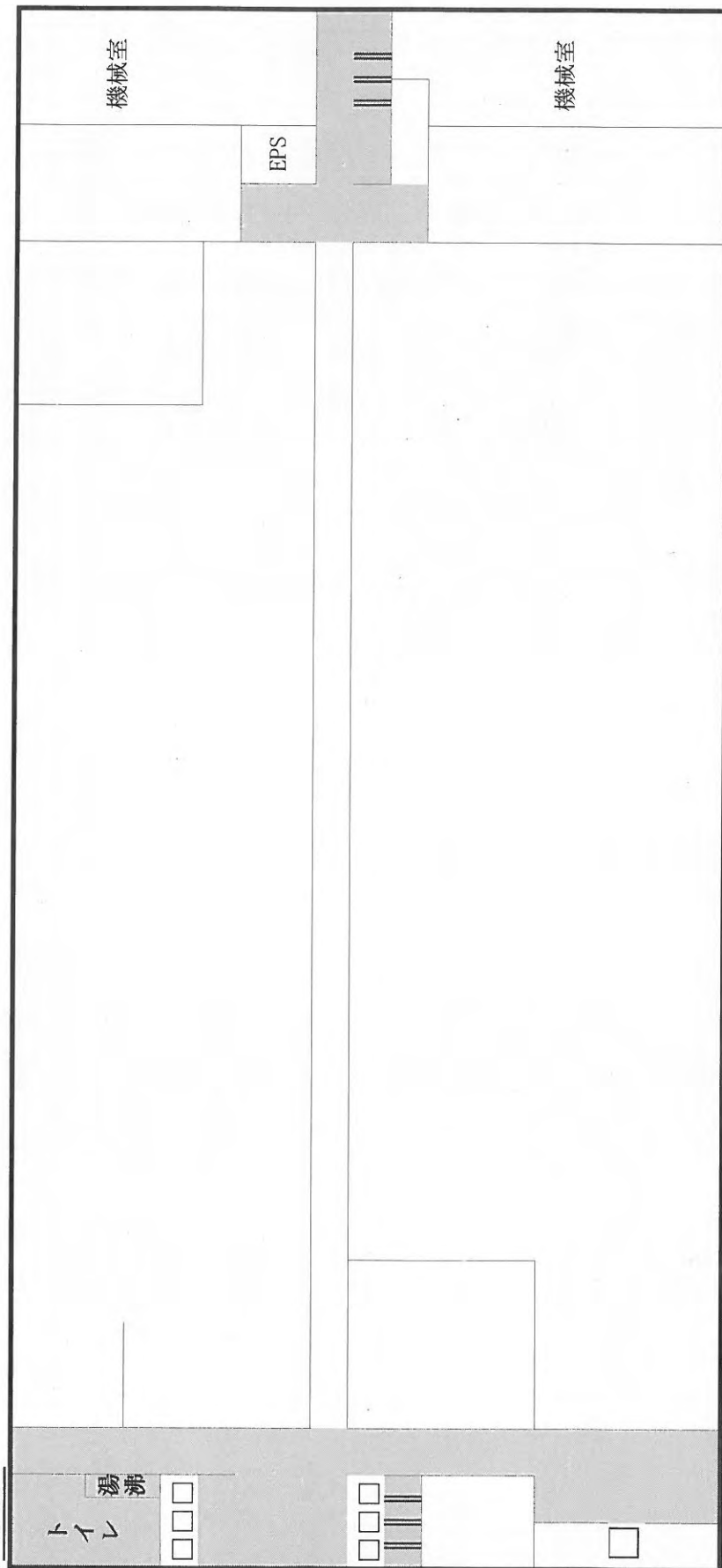
ベランダ



P タイル

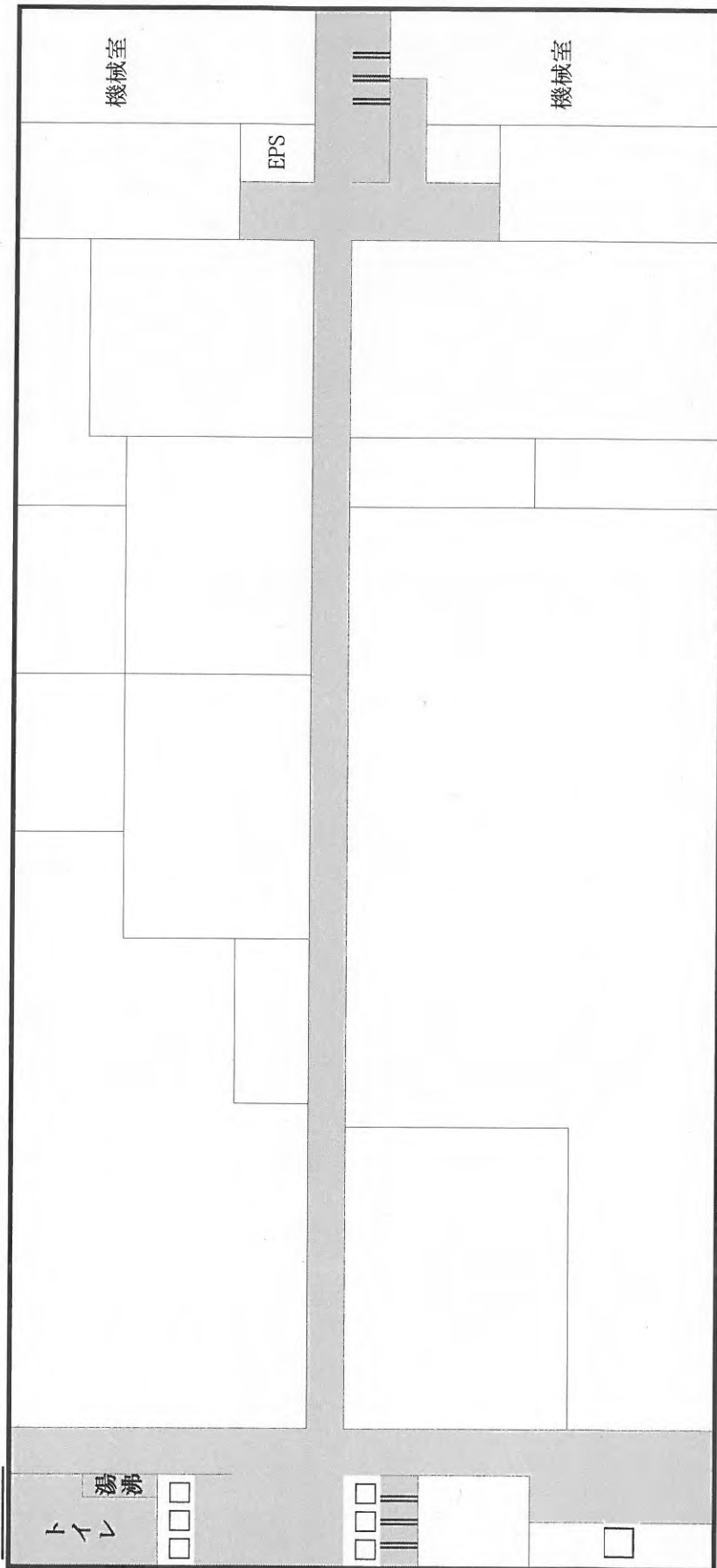
定期清掃（共用）

4 F



定期清掃（共用）

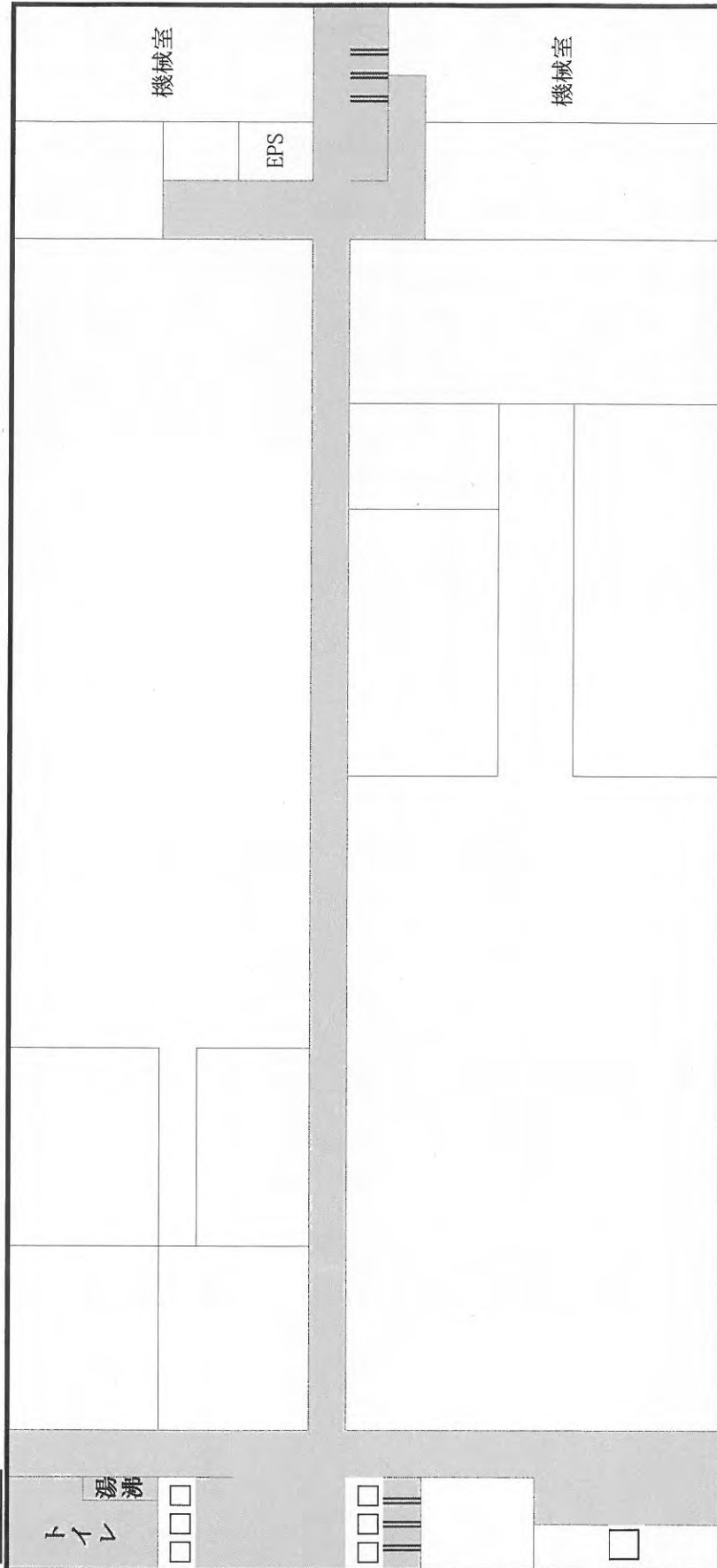
5 F



Pタイル

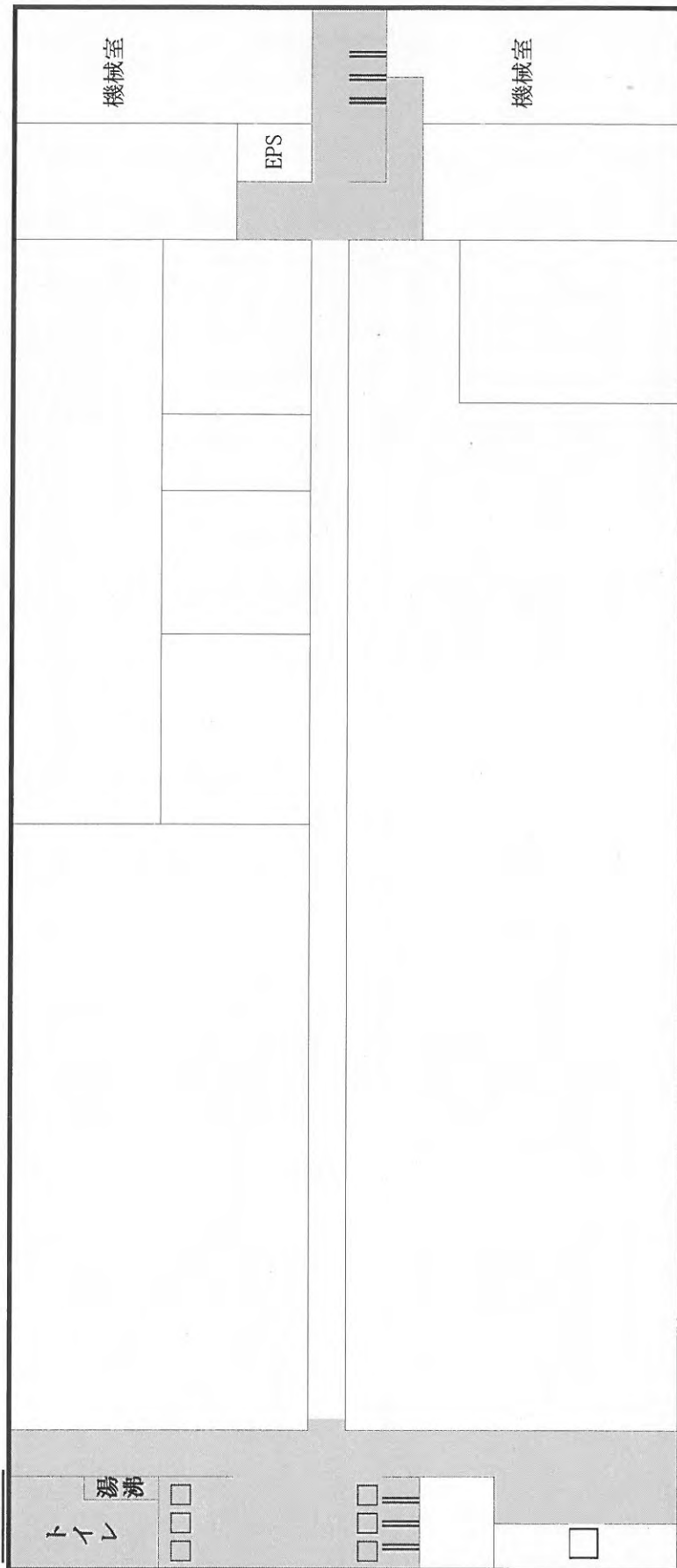
定期清掃（共用）

6 F



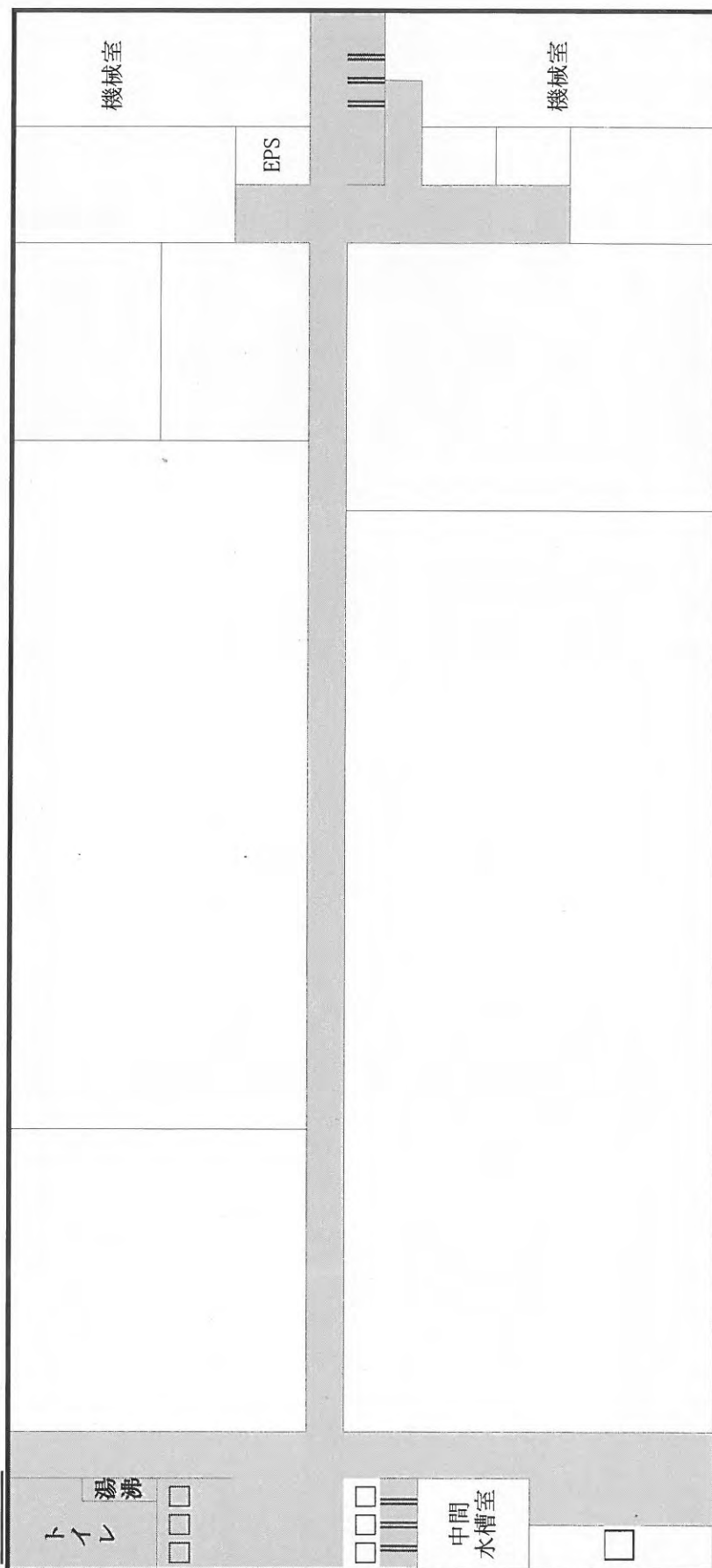
定期清掃（共用）

7F



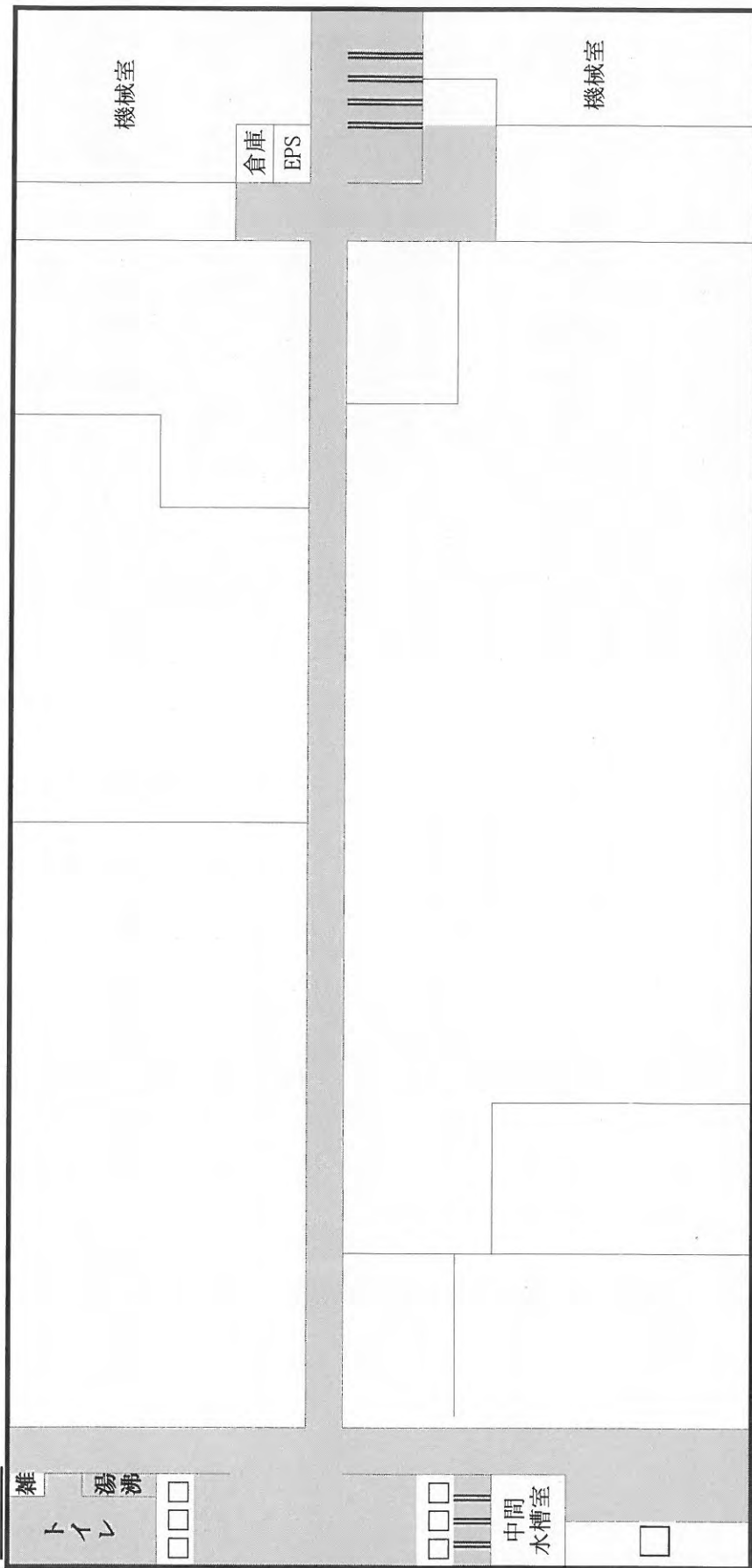
定期清掃（共用）

8 F



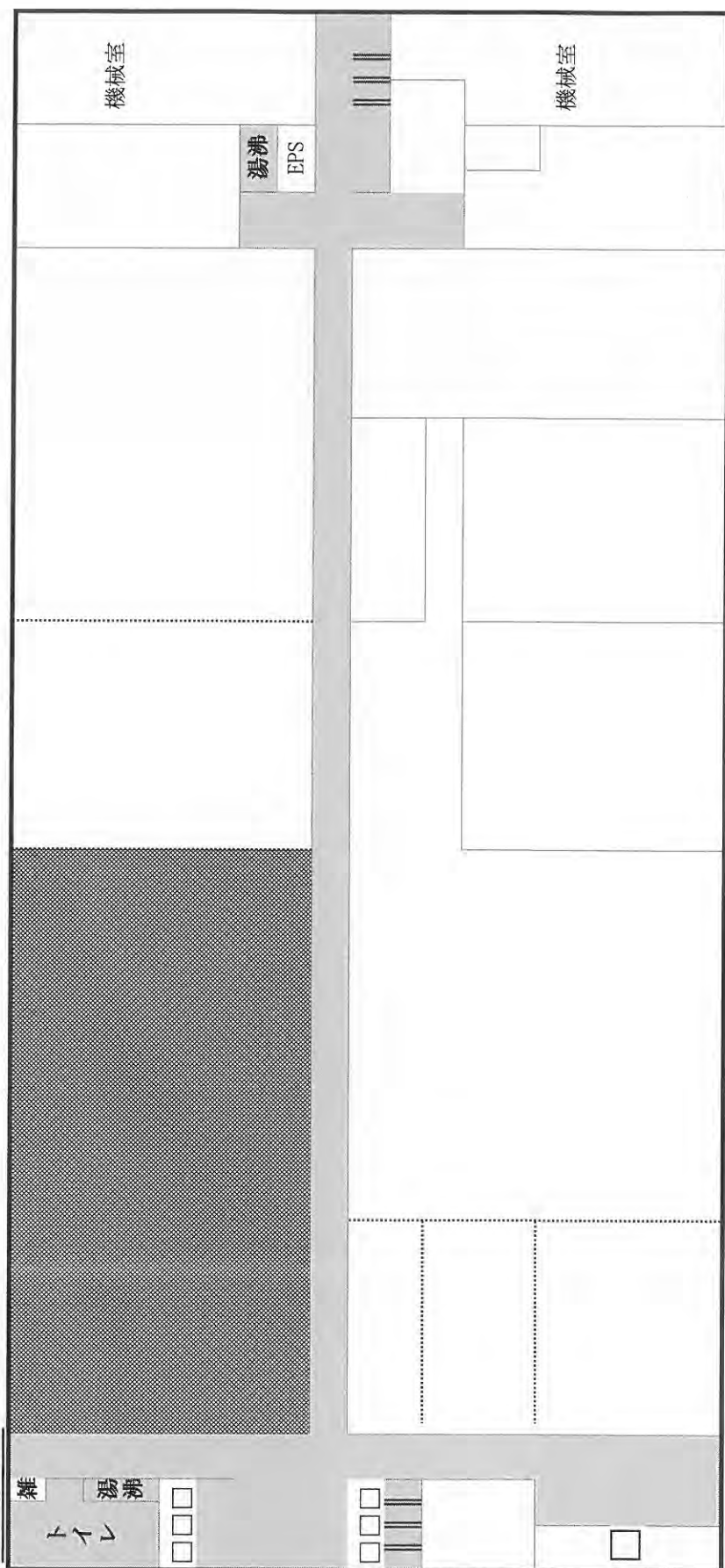
定期清掃（共用）

9 F



定期清掃（共用）

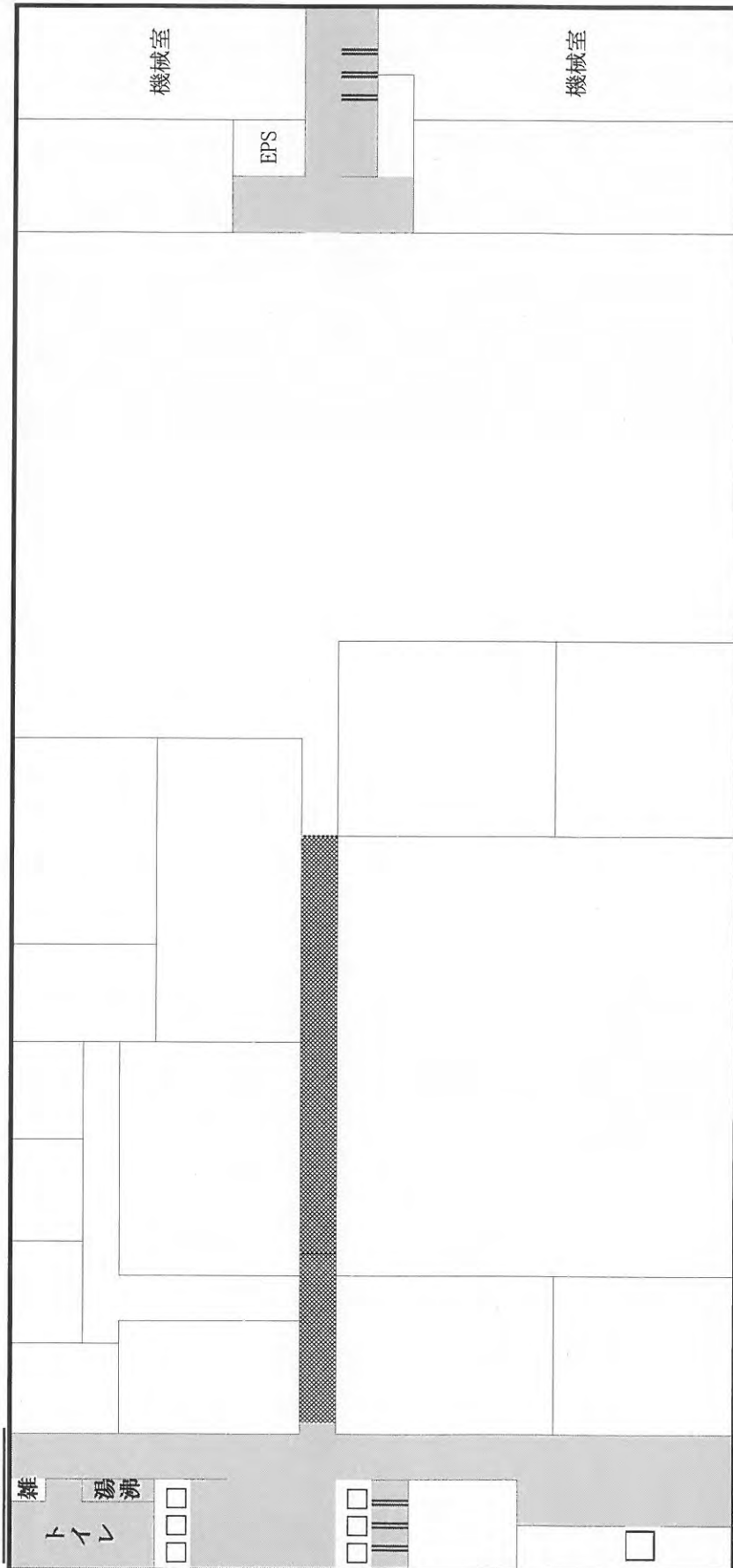
10F



P タイル
カーペット

定期清掃（共用）

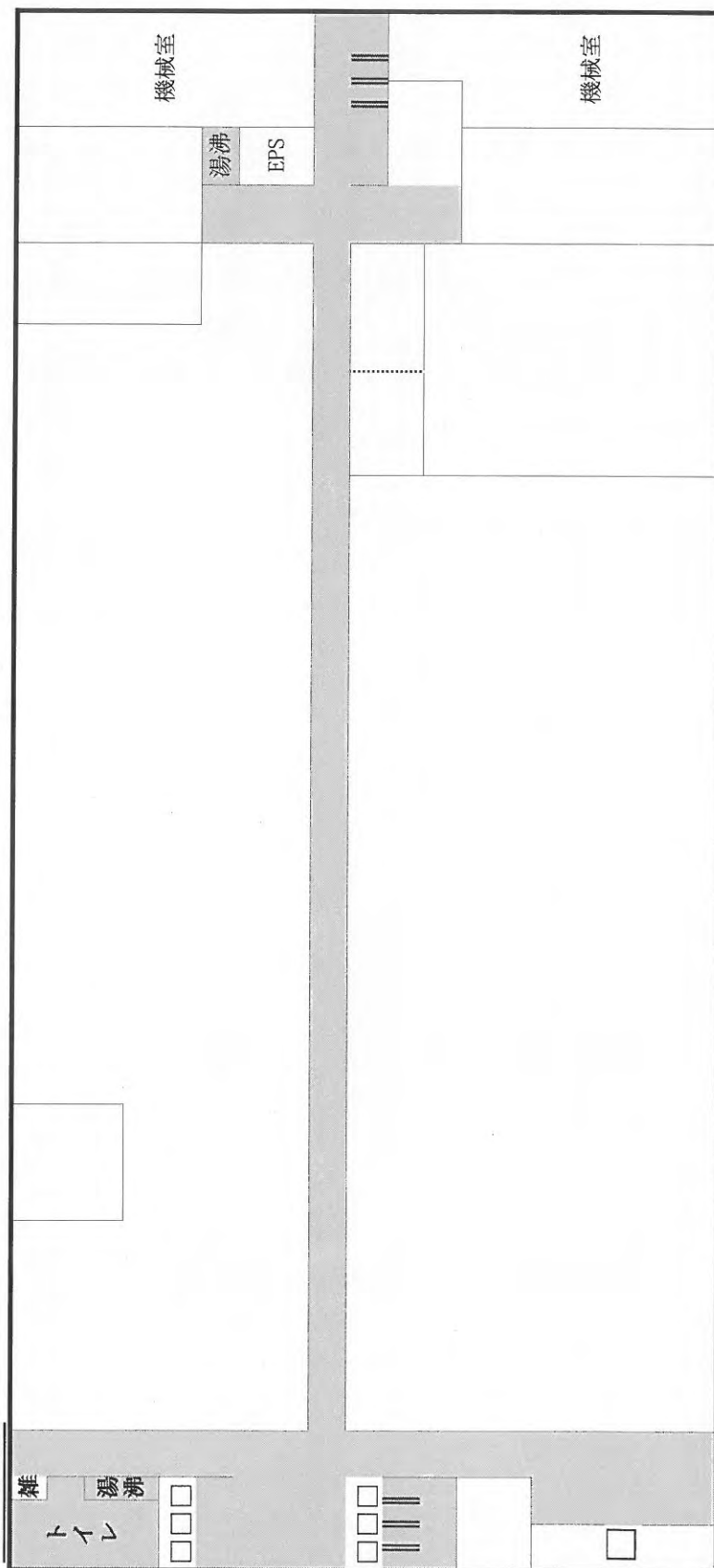
11F



P タイル
カーペット

定期清掃（共用）

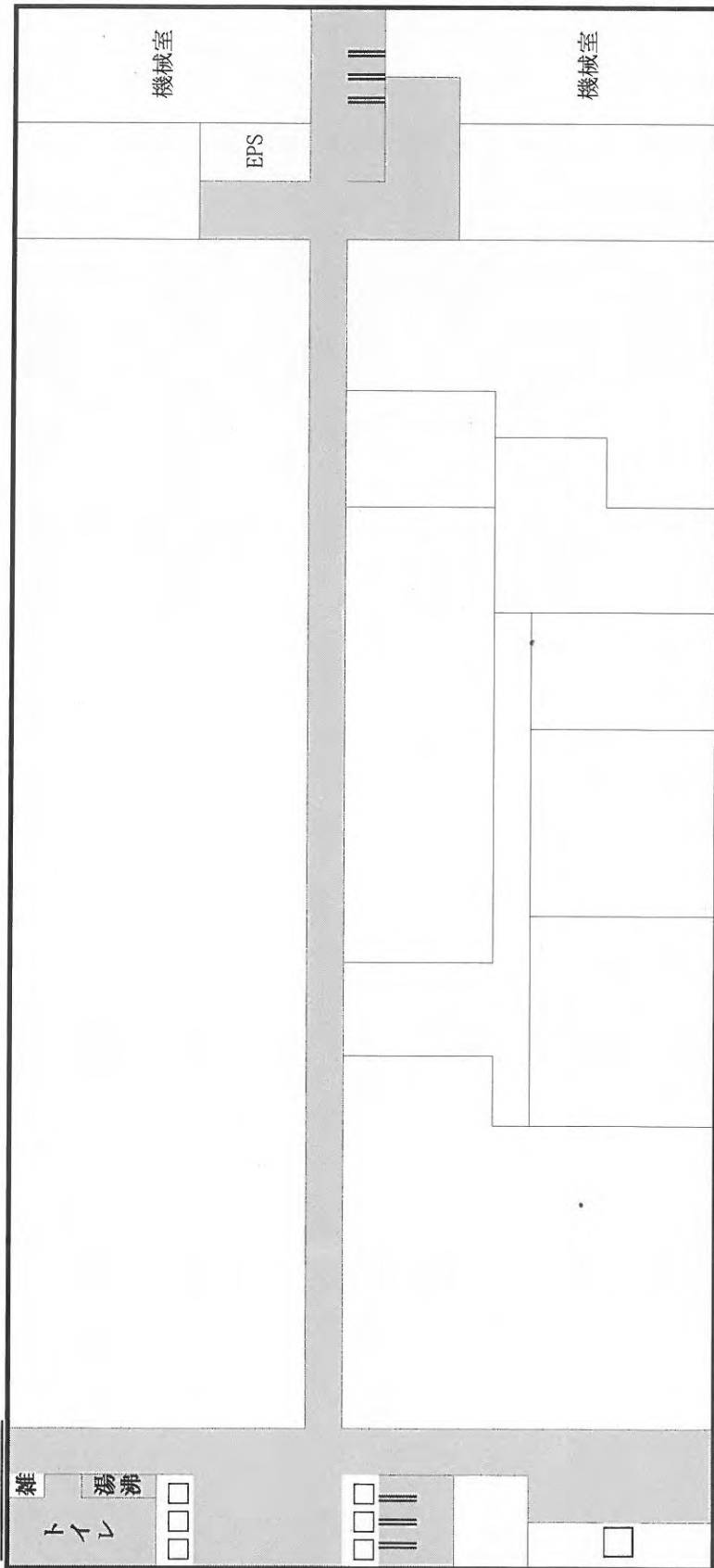
12F



Pタイル

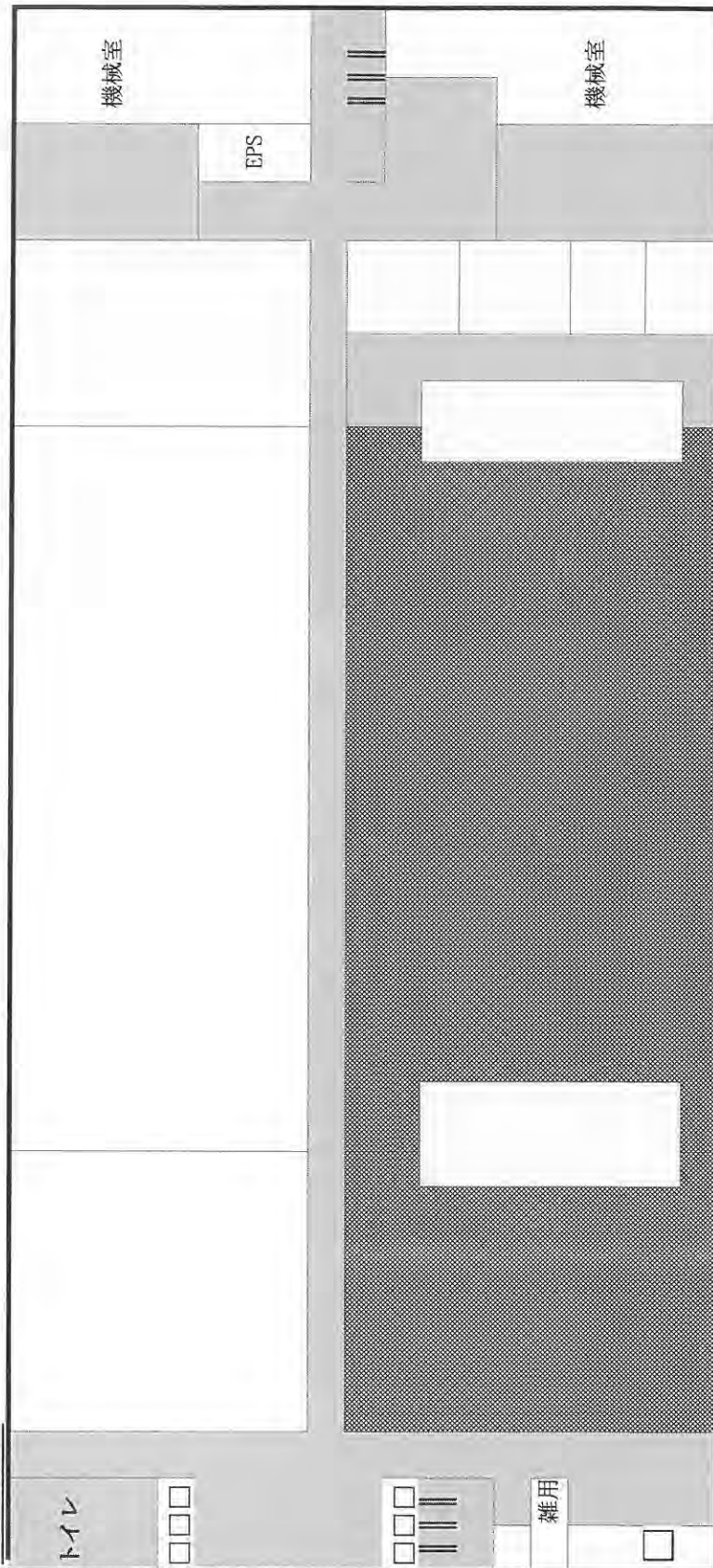
定期清掃（共用）

13F



定期清掃（共用）

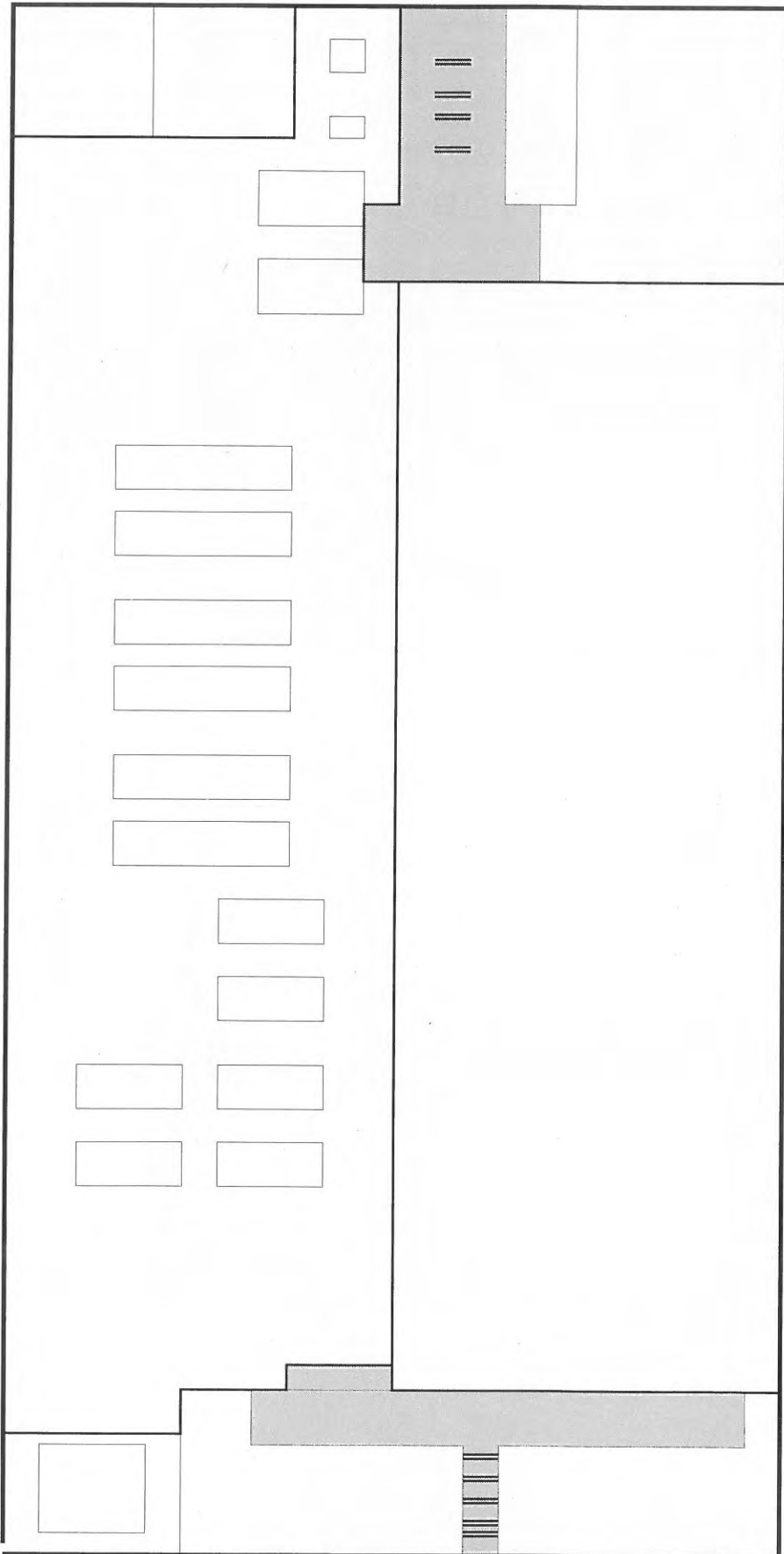
14F



Pタイル
カーペット

定期清掃（共用）

RF



Pタイル

面積表(共用部分)

定期清掃

定期清掃

定期清掃

Pタイル等

カーペット

石タイル等

階数	清掃対象面積
B2	339.24 m ²
B1	1,016.83 m ²
1F	259.62 m ²
2F	115.85 m ²
3F	266.30 m ²
4F	274.13 m ²
5F	353.30 m ²
6F	343.04 m ²
7F	272.48 m ²
8F	345.82 m ²
9F	345.82 m ²
10F	351.74 m ²
11F	192.09 m ²
12F	351.72 m ²
13F	343.99 m ²
14F	358.62 m ²
R	91.01 m ²
合計	5,621.60 m ²

階数	清掃対象面積
B2	m ²
B1	107.79 m ²
1F	m ²
2F	m ²
3F	m ²
4F	m ²
5F	m ²
6F	m ²
7F	m ²
8F	m ²
9F	m ²
10F	204.59 m ²
11F	36.00 m ²
12F	m ²
13F	m ²
14F	448.96 m ²
R	m ²
合計	797.34 m ²

階数	清掃対象面積
B2	m ²
B1	m ²
1F	547.21 m ²
2F	m ²
3F	m ²
4F	m ²
5F	m ²
6F	m ²
7F	m ²
8F	m ²
9F	m ²
10F	m ²
11F	m ²
12F	m ²
13F	m ²
14F	m ²
R	m ²
合計	547.21 m ²

業務仕様③（東京法務局専有部分日常清掃）

1 清掃作業員

作業員は，作業責任者を含め3名以上を1日1．5時間勤務（共用部分における日常清掃がある場合は，作業員数・作業時間との併用は可）とすること。

作業員が休暇等を取得する際は，原則として，代替作業員を勤務させ作業員数を維持すること。また，作業員に欠員が生じた時は可及的速やかに作業員を補充すること

受託者は，清掃作業員の履歴書を委託者及び監督職員にあらかじめ提出し承認を得る。なお，履歴書は一般的な市販の形式とする。

2 清掃時間帯

平日の週2回午前7時30分から午前9時までの間とする。

3 作業員の資格等

作業責任者は，作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等の総合的な技能を有し，経験6年以上の者とする。

4 清掃場所

別紙平面図及び面積表のとおり

5 作業内容

「東京法務局専有部分日常清掃作業内容」のとおり。

6 作業員の遵守すべき事項

（1）作業員は，常に服装を正し，規則を守り，監督職員と協力して清掃の万全を期さなければならない。

（2）作業員は，身分を明確にするため，名札等を着用すること。

7 清掃用具等

（1）清掃に必要な清掃用具類・清掃用消耗品は，受託業者が準備すること。

（2）清掃に必要な光熱水料は，法務局が無償で提供する。

8 その他

（1）日常清掃終了後は，速やかに作業日報を作成し，監督職員に提出する。

（2）（1）に掲げた清掃作業日報は，別紙1の「日常清掃作業日報」を使用すること。

（3）監督職員による検収において，実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合，清掃作業員は再度，丹念に清掃作業を実施するものとする。

（4）受託者は1か月に1回適宜な日時に，清掃作業員の行う清掃状況を点検し，実施

要領に沿った清掃が行われていることを確認すること。

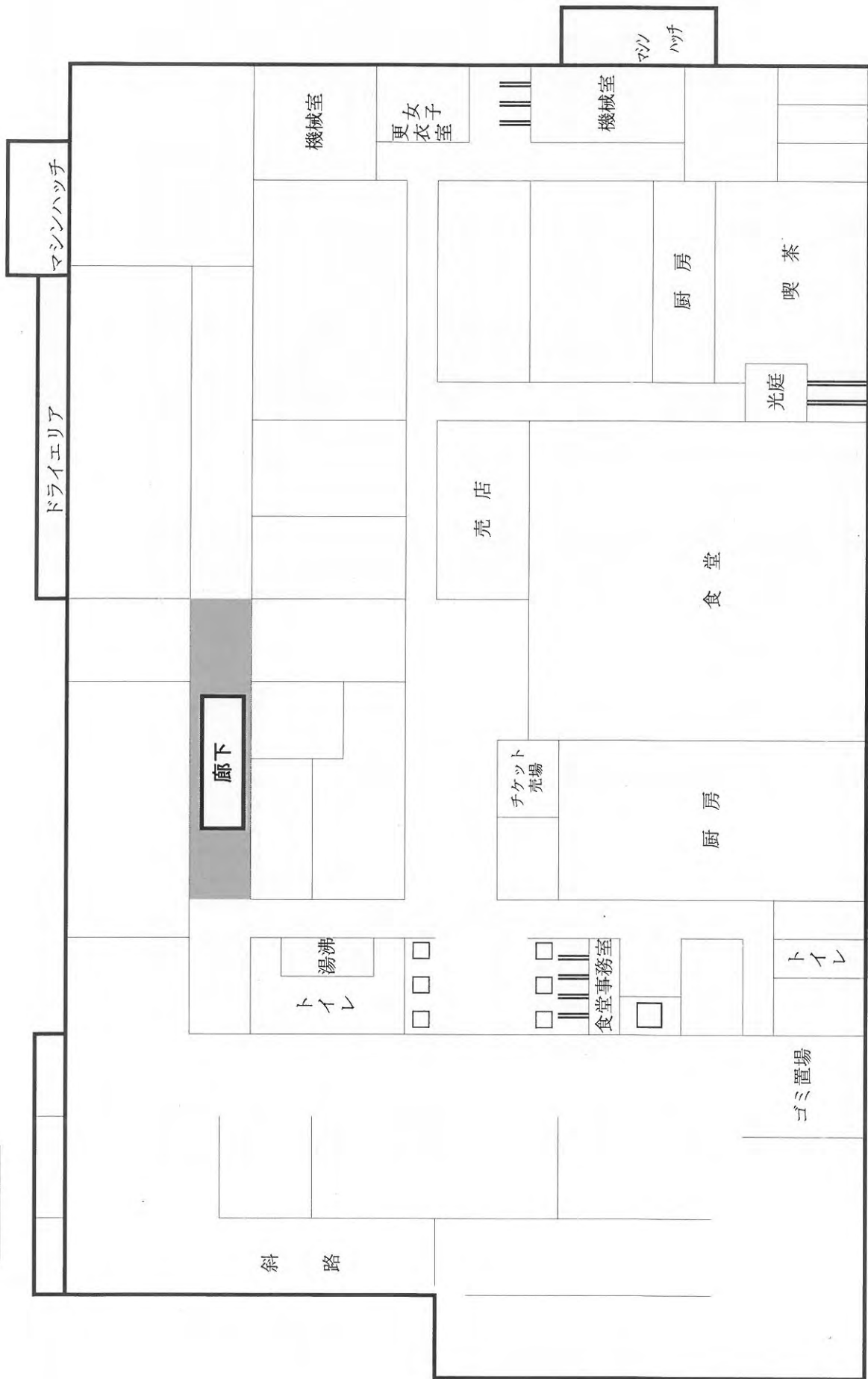
- (5) 受託者は、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、清掃作業員は再度、丹念に清掃作業を実施させるものとする。
- (6) 清掃作業員が実施要領に沿った清掃を懈怠し、監督職員の注意にもかかわらず改善しないと判断された場合は、法務局と受託者の協議により清掃作業員を交替させるものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

東京法務局専有部分日常清掃作業内容

- 1 床を自在箒で掃き，モップ拭きで汚れを十分除くこと。なお，汚れに応じて適時に適正洗剤により清掃する。
- 2 椅子，申請書記載台，若しくは閲覧用テーブルは，塵払い後，水拭きし，特に汚れのひどい箇所は，適正洗剤で除去する。
- 3 上記の適正洗剤には，I S O規格商品を用いる。
- 4 清掃業務の際に回収した屑入れ等の内容物は，清掃日ごとに1回処理し，分別して，所定の場所に搬入する。
- 5 上記の清掃作業を各1回実施すること。

日常清掃（専有）

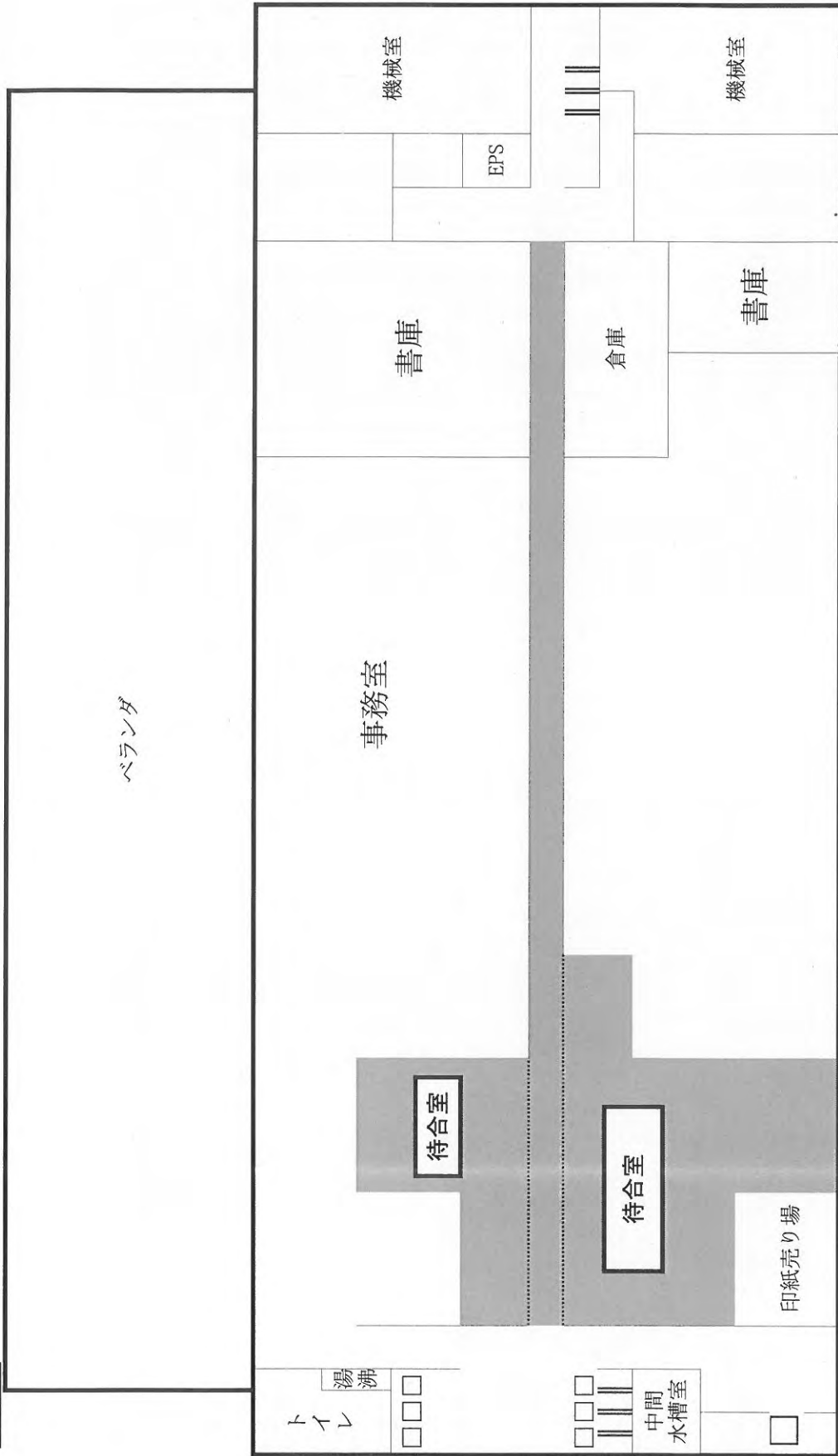
B1F



■ Pタイル (ワックス可)

日常清掃（専有）

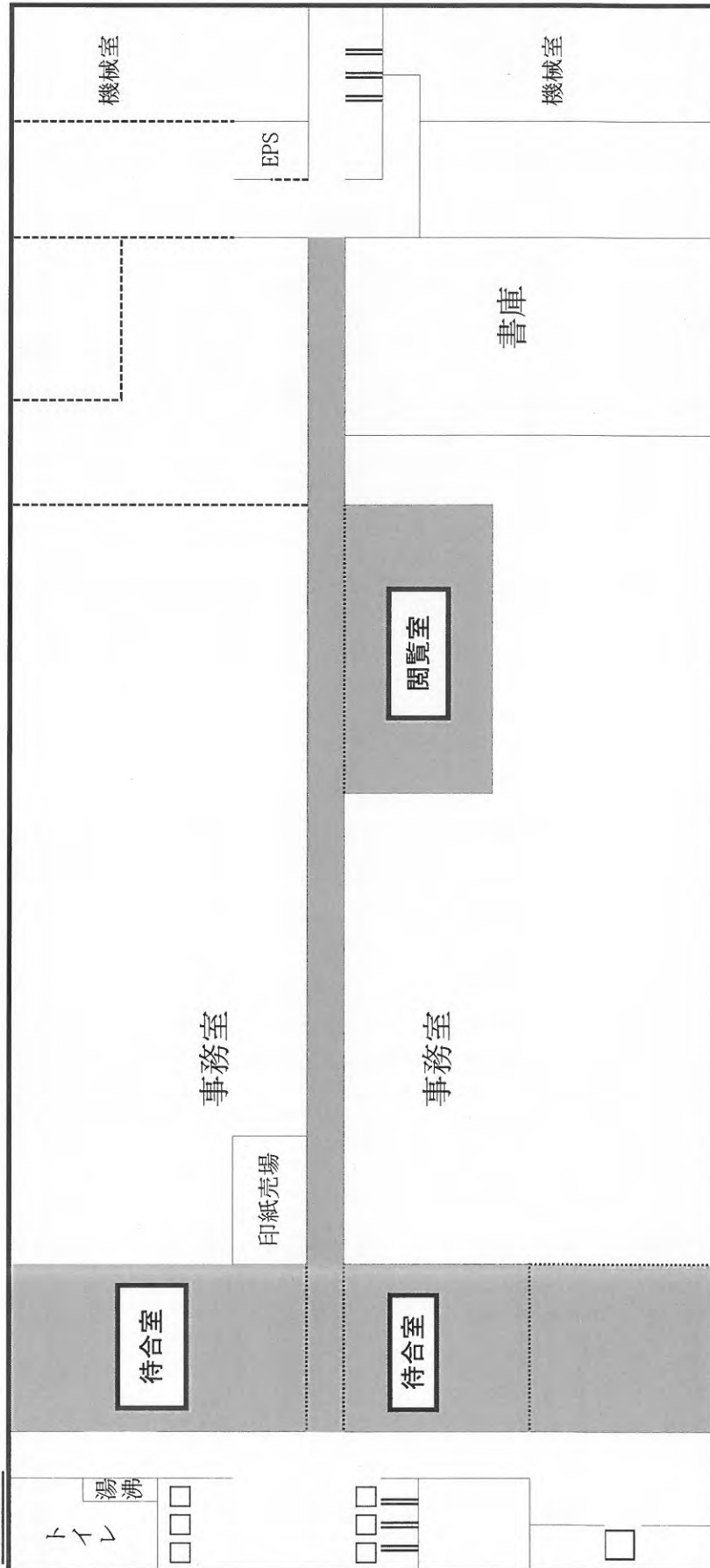
3 F



P タイル (ワックス不可)

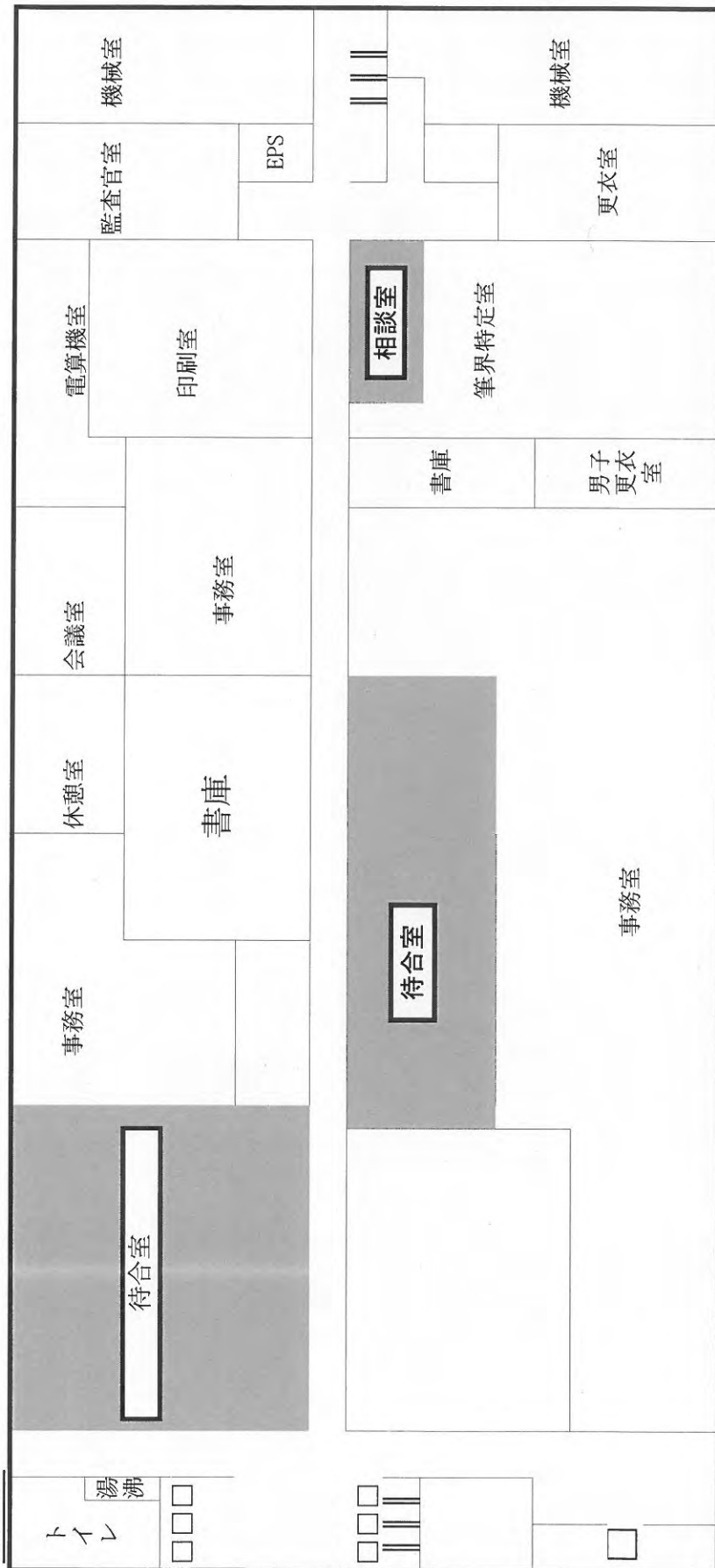
日常清掃（専有）

4 F



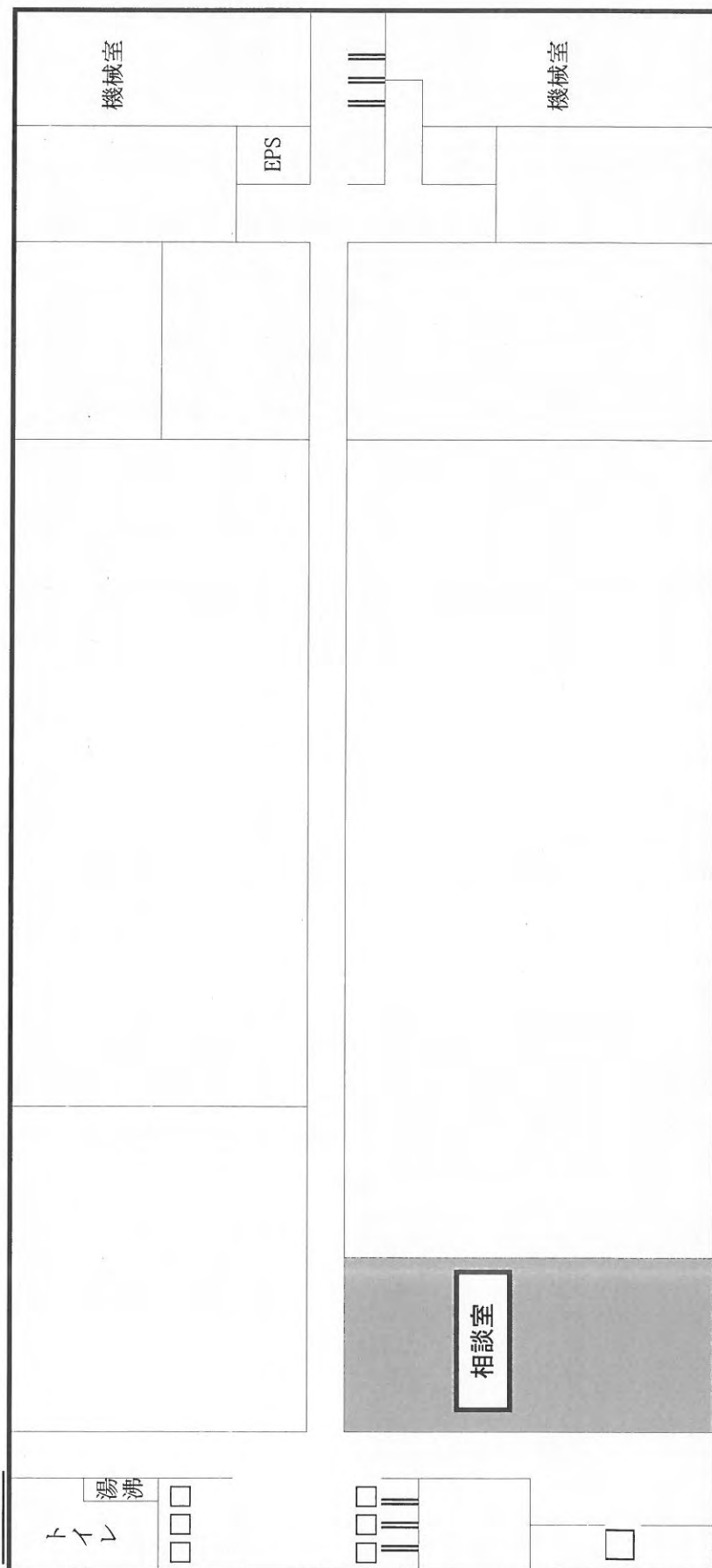
日常清掃（専有）

5 F



日常清掃（専有）

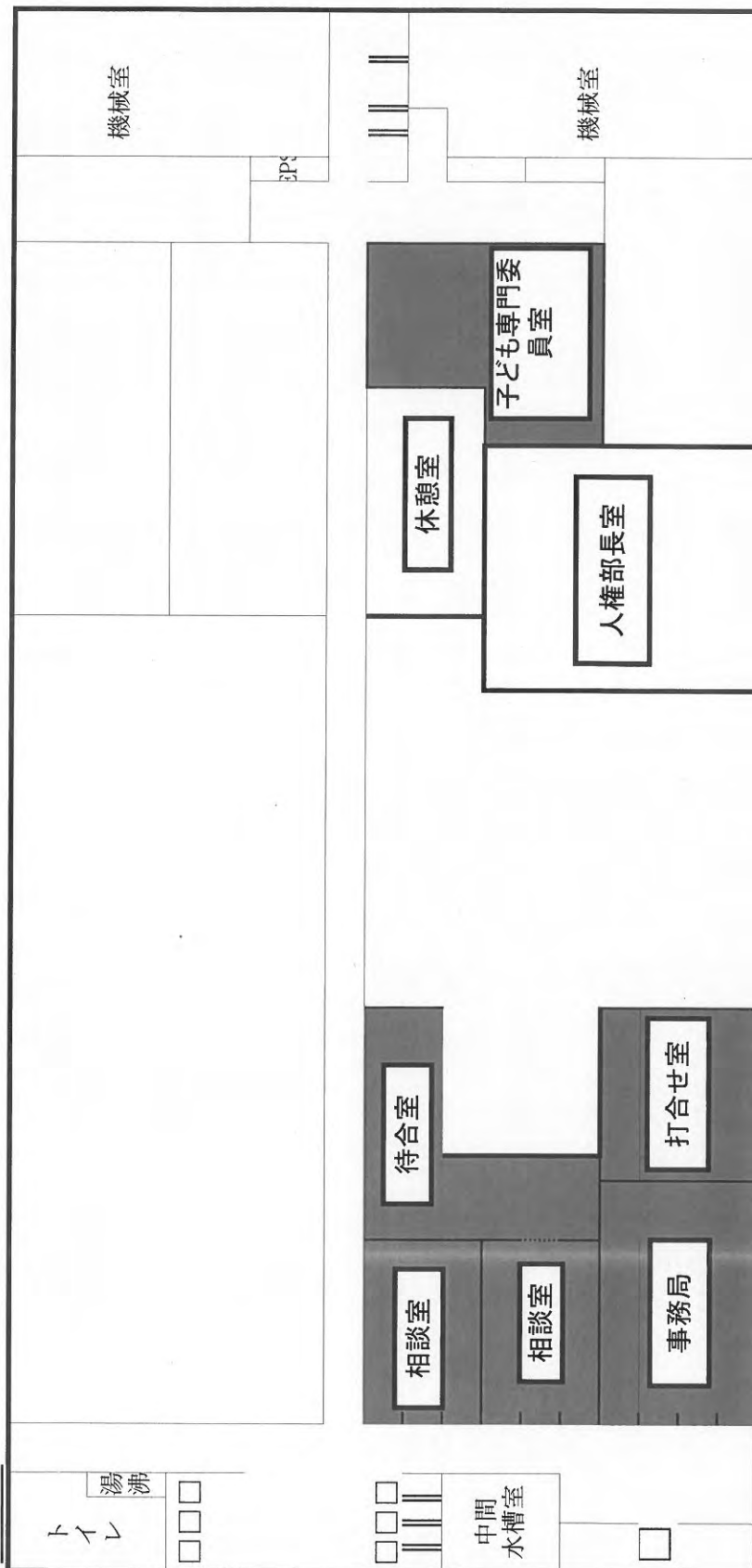
8 F



P タイル (ワックス可)

日常清掃（専有）

12F



カーペット

日常清掃面積表(専有部分)

	作業箇所名	実質面積(m ²)	
		Pタイル	カーペット
B1F	廊下(運転手控室前)	53.15	0
3F	申請人待合ロビー	177.03	0
	廊下(事務室内)	35.82	0
4F	申請人待合ロビー 及び同閲覧室	67.8	0
	廊下(事務室内)	157.16	0
5F	申請人待合ロビー (2か所)及び	91.53	0
	筆界相談室		0
8F	国籍課相談室	137.23	0
12F	待合室	0	21.57
	相談室	0	61.53
	子どもの人権 専門委員会室		
	事務局・打合せ室		
	面積合計	719.72	83.1

業務仕様④（東京法務局専有部分定期床清掃）

1 清掃日時等

6 か月に 1 回，計年 2 回とし，日時は法務局と受託者との協議の上，第 1 回は 6 ～ 8 月の間に，第 2 回は 12 月～2 月の間に行うこと。

また，共用部分における定期床清掃がある場合は，作業員数・作業時間との併用は可とする。

2 清掃作業員

清掃作業員は，作業の内容判断ができる技術力及び作業の総合的な技能を有する経験者とし，清掃作業責任者も同様の技能を有し経験 6 年以上の者とする。

3 清掃場所（別紙平面図及び面積表のとおり）

4 作業内容

（1）床清掃（P タイルの内，非床上げ部分）

ア 移動可能な物を移動させ，床表面（皮膜表面）の塵芥を自在箒等で除去する。

イ 皮膜表面の汚れのみを洗浄する ISO 規格商品の床面の材質に適した洗剤を，水モップ等で塗布する。

ウ 直ちに，円形ブラシ又は洗浄用パットを装着したポリッシャー等で洗浄する。

エ 洗浄廃液をウェットクリーナー等により除去し，水モップ等できれいに拭き取る。

オ 乾燥ファン等で，床面を乾燥させる。

カ ISO 規格商品の床面の材質に適した樹脂ワックスを塗布し，乾燥させる。

キ 清掃後は，移動させた物の位置を元に戻す。

（2）床清掃（P タイルの内，床上げ部分）

ア 移動可能な物を移動させ，床表面（皮膜表面）の塵芥を自在箒等で除去する。

イ 光沢還元剤を塗布し，乾燥させる。

ウ 清掃後は，移動させた物の位置を元に戻す。

（3）カーペット

ア カーペット用洗剤（中性洗剤）をパイル面に吹き付け，回転ブラシ等で十分に埃，しみ等の汚れを除去する。

イ 洗浄後にパイル面の洗剤及び汚れを吸引し，十分に乾燥させる。

上記の清掃作業内容を各 1 回実施すること。

5 作業員の遵守すべき事項

（1）清掃作業員は，常に服装を正し，規則を守り，監督職員と協力して清掃万全を期さなければならない。

（2）清掃作業員は，身分を明確にするため，名札等を着用すること。

6 作業確認

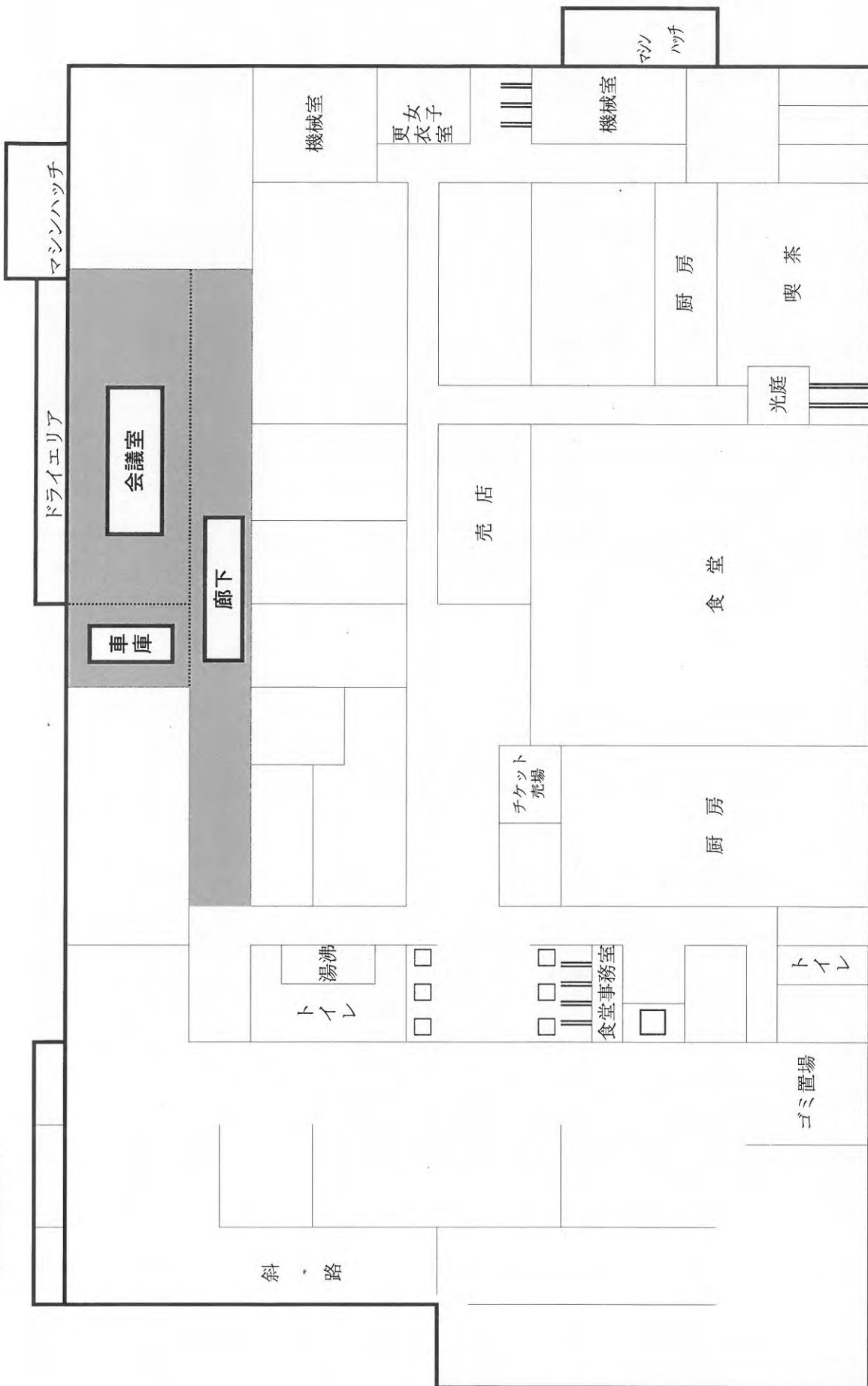
- (1) 清掃作業員は清掃終了後、監督職員の検収を受け、清掃作業記録を提出し、承認を得ること。
- (2) 清掃作業記録は、別紙2「定期清掃・清掃作業表」のとおり。
- (3) 監督職員による検収において、実施要領に沿った清掃が行われていないと判断された場合、清掃作業員は再度、丹念に清掃作業を実施するものとする。

7 その他

- (1) 清掃に要する機械器具、資材及び消耗品は、すべて受託者負担とする。
清掃に要する光熱水料は、法務局の負担とする。
- (2) 使用する洗剤等は、あらかじめ監督職員の現品検査を受けたものを使用する。
- (3) 作業完了後は、速やかに監督職員に作業完了報告を提出する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

定期清掃（専有）

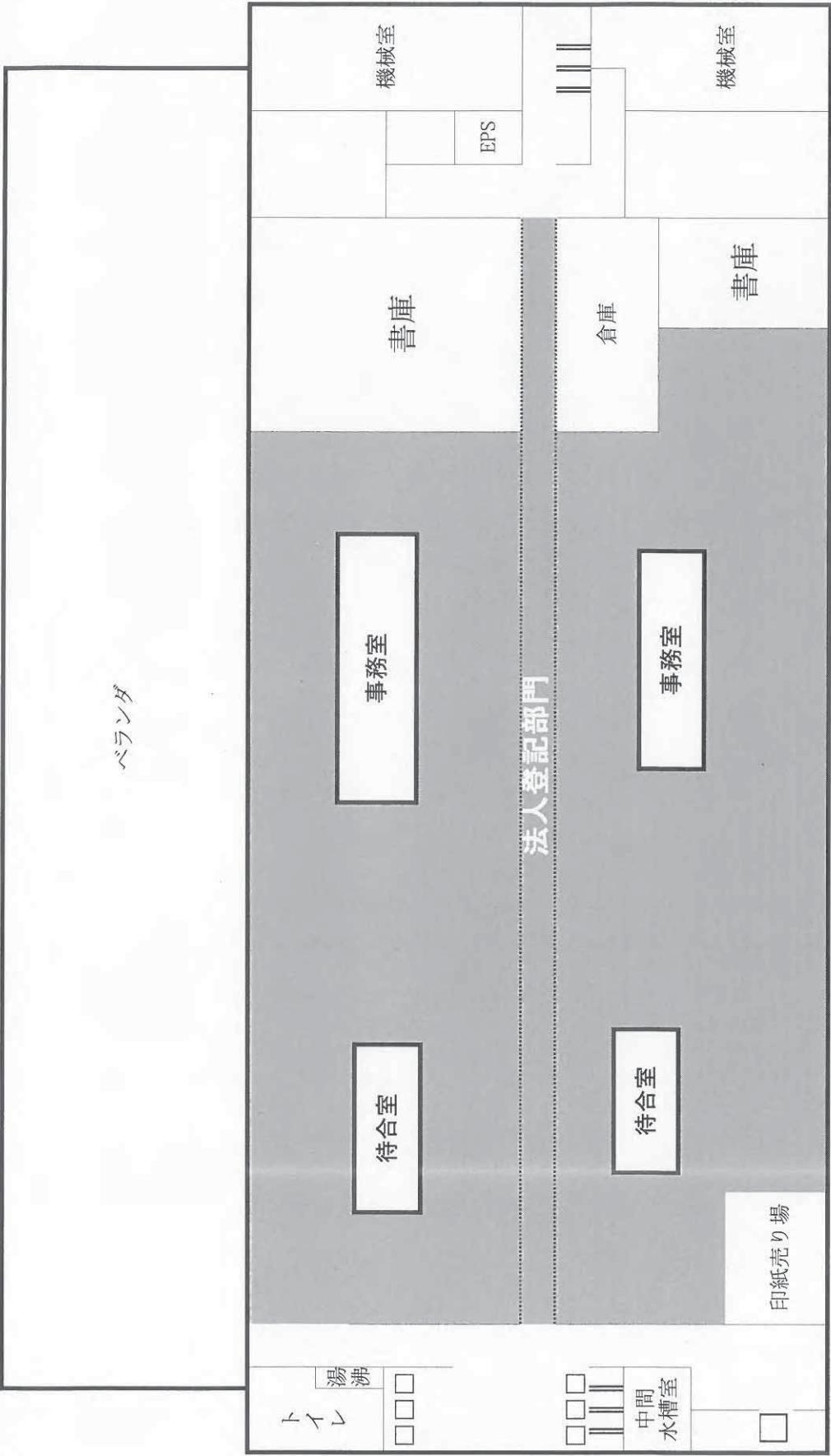
B1F



Pタイル (ワックス可)

定期清掃（専有）

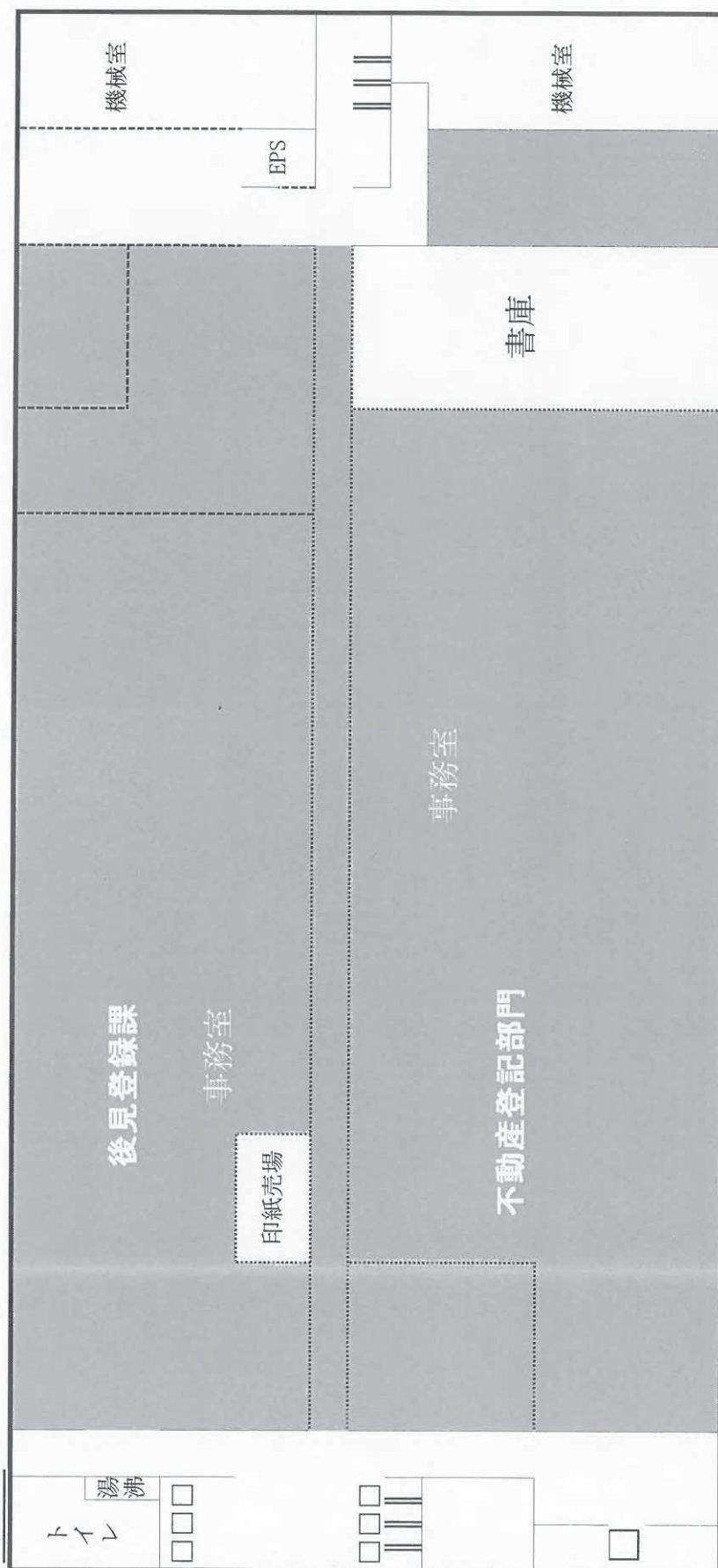
3 F



P タイル (ワックス不可)

定期清掃（専有）

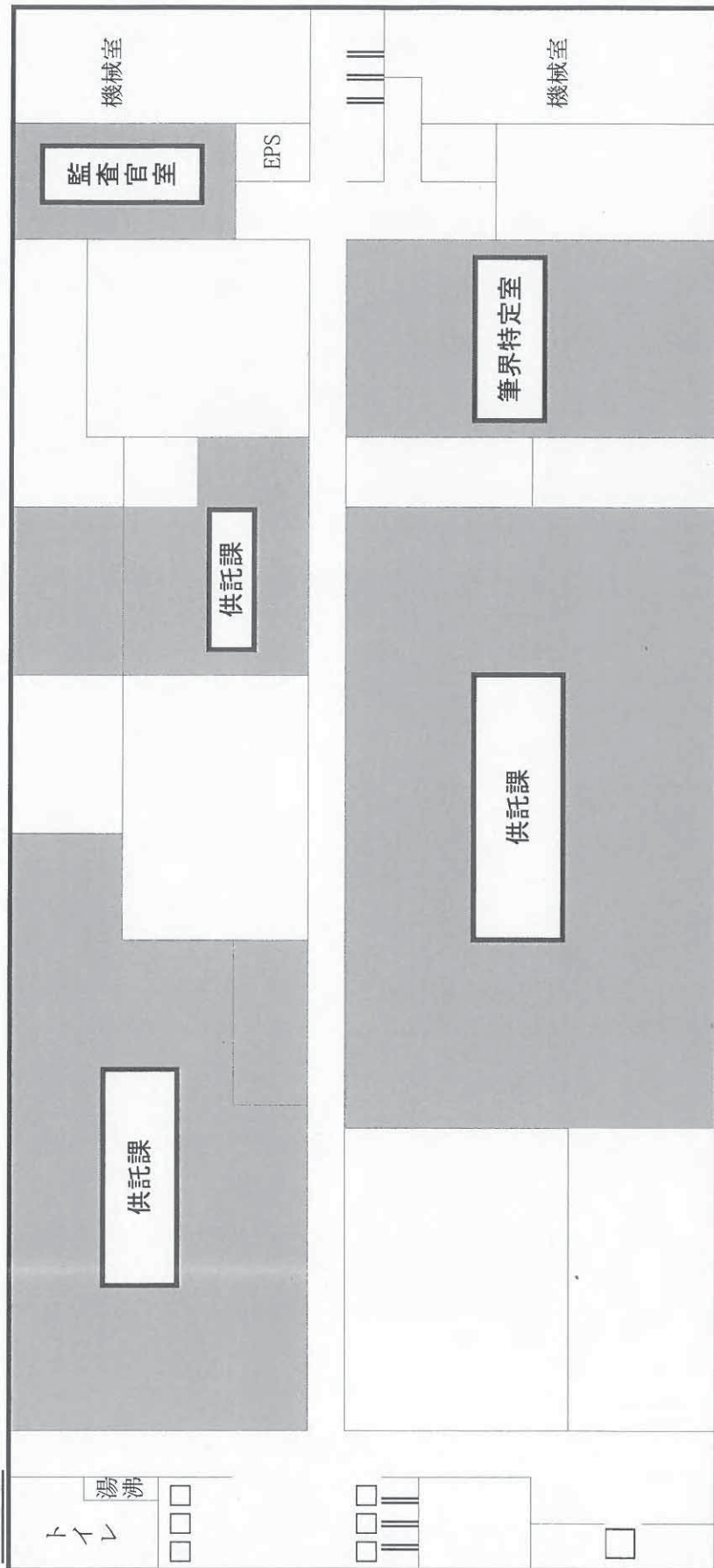
4 F



■ Pタイル（ワックス不可）

定期清掃（専有）

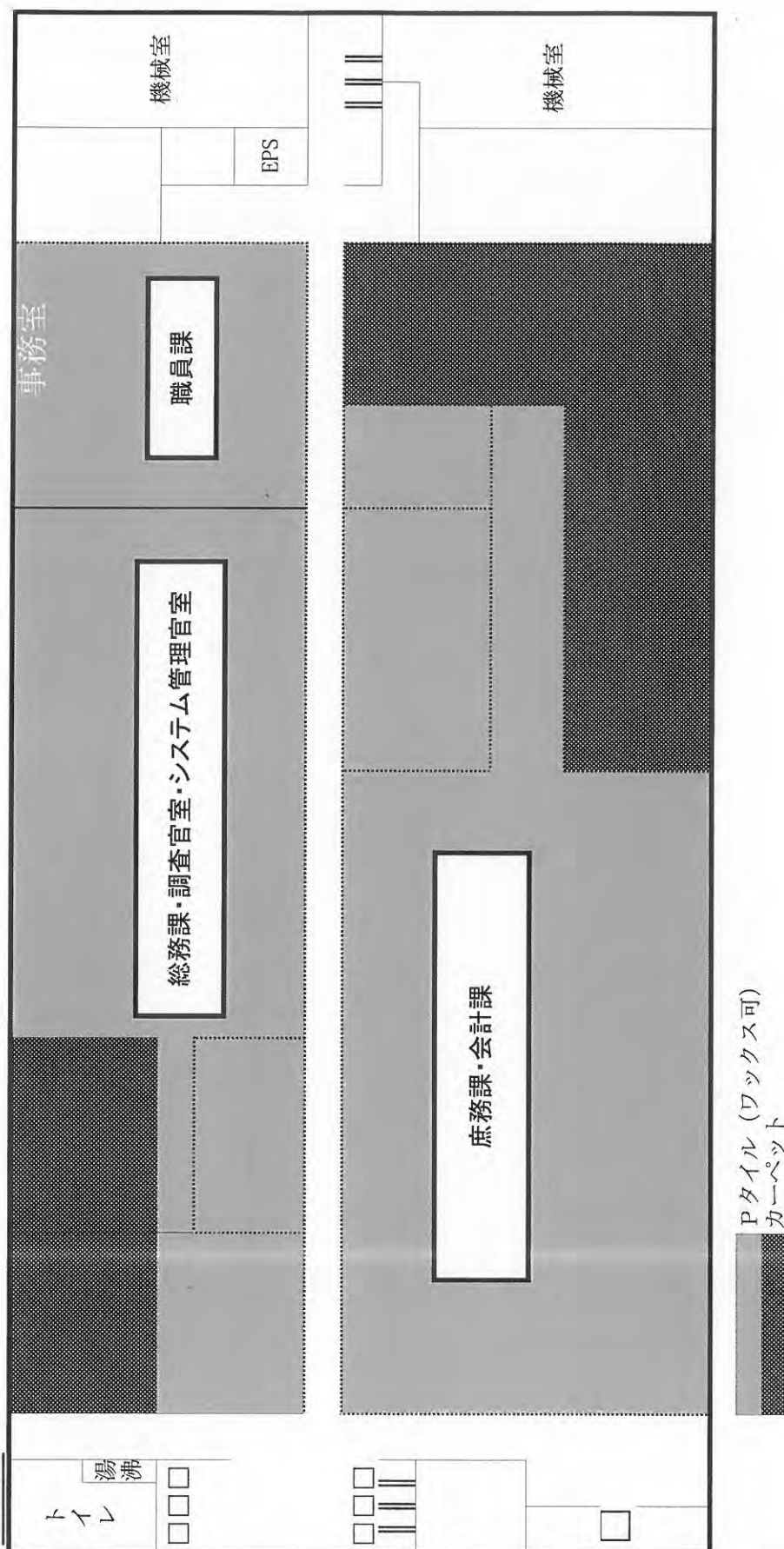
5 F



P タイル (ワックス可)

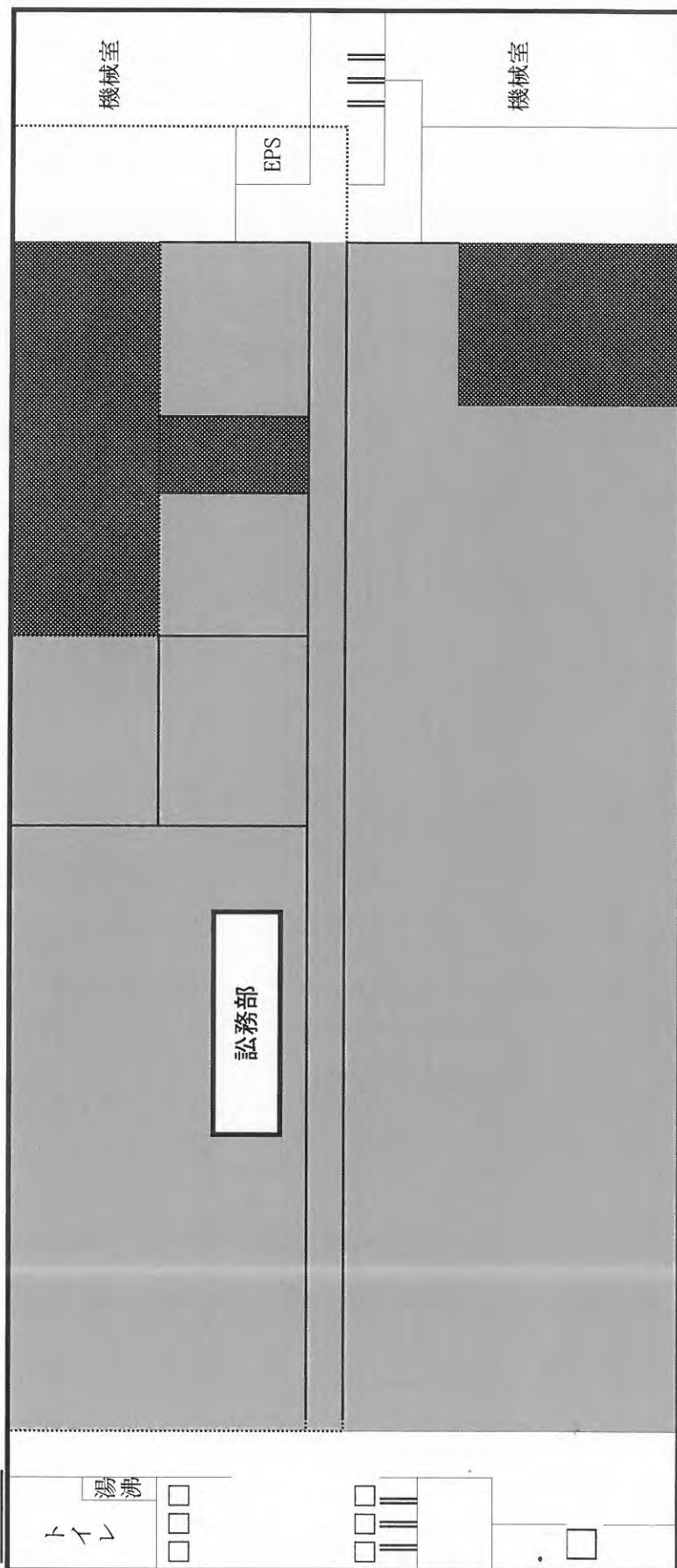
定期清掃（専有）

6 F



定期清掃（専有）

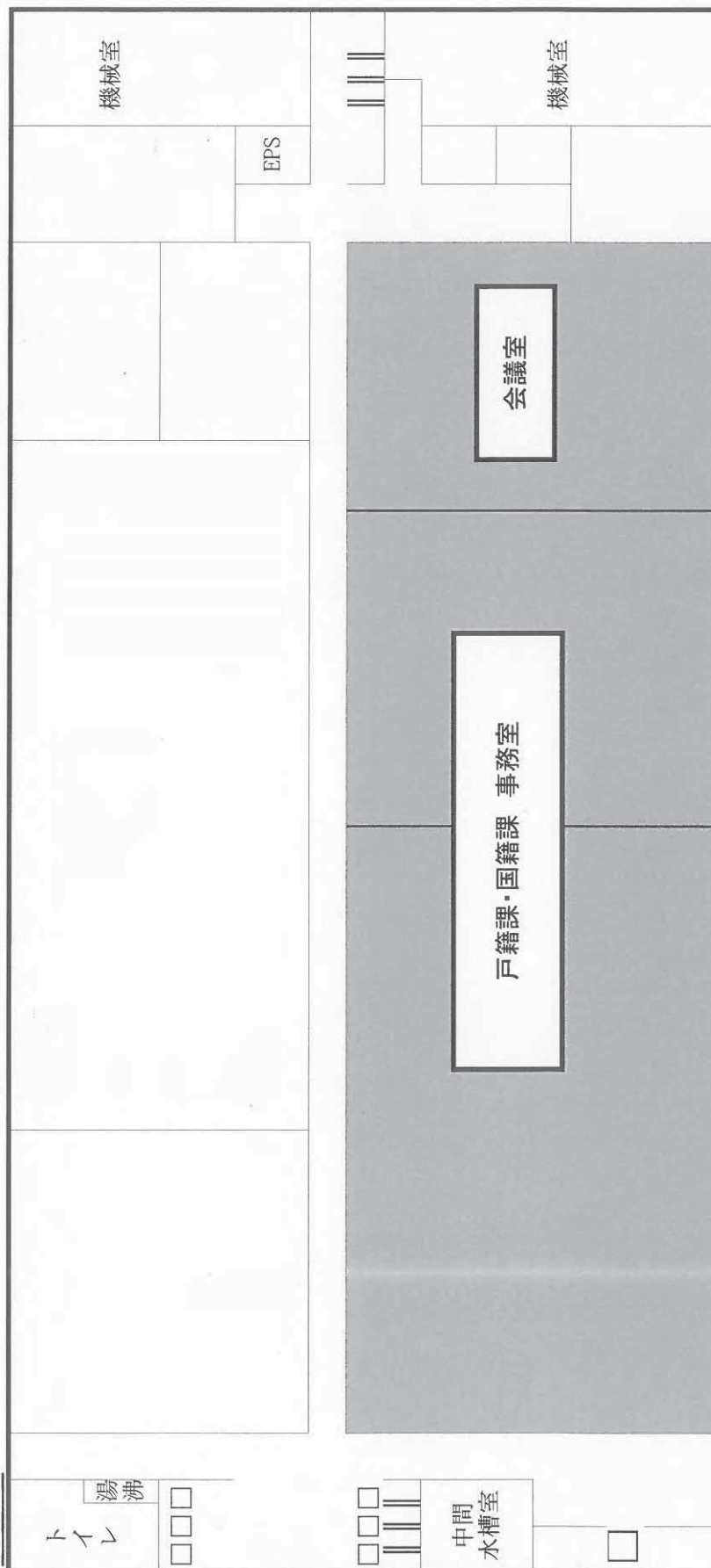
7F



Pタイル (ワックス可)
カーペット

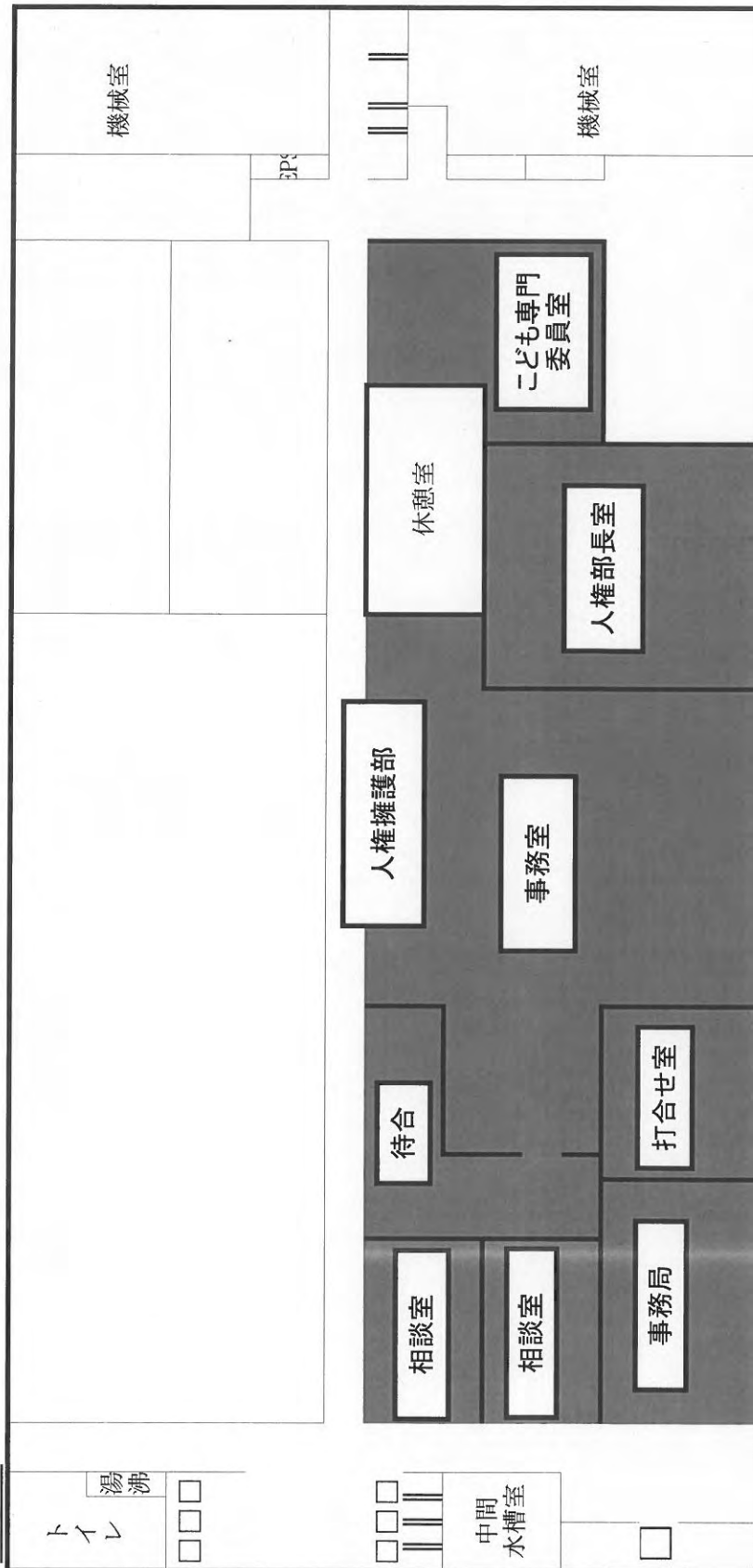
定期清掃（専有）

8F



定期清掃（専有）

12F



カーペット

定期清掃各階別面積（専有部分）

面積表

単位: m²

階数	P タイル	カーペット	
B1	136.21	0.00	内訳 ア
3	545.66	0.00	内訳 イ
4	536.34	0.00	内訳 ウ
5	248.47	0.00	内訳 エ
6	424.20	139.76	内訳 オ
7	544.87	73.37	内訳 カ
8	503.70	0.00	内訳 キ
12	0.00	332.64	内訳 ク
合計	2,939.45	545.78	

内訳 ア

東京法務局地下 1 階

区分	作業箇所名	床面積 (㎡)
		P タイル (磁器タイル含む)
B 1	廊下	53. 15
	専用会議室	70. 46
	運転手控室	12. 60
合計		136. 21

内訳 イ
東京法務局 3 階

区分	作業箇所名	床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器タイル含む) フックス不可	カーペット
3 F	事務室	332.81	0.00
	事務室 (廊下部分)	35.82	0.00
	待合室部分	177.03	0.00
合計		545.66	0.00

内訳 ウ
東京法務局 4 階

区分	作業箇所名	実質床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器タイル含む) フックス不可	カーペット
4 F	事務室部分	311.38	0.00
	事務室廊下・閲覧席	67.80	0.00
	待合・閲覧部分	157.16	0.00
合計		536.34	0.00

内訳 エ
東京法務局 5 階

区分	作業箇所名	床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器 タイル含む)	カーペット
5 F	事務室部分	127.46	0.00
	待合部分及び閲覧 部分・筆界相談室	91.53	0.00
	会議室・情報管理 室	29.48	0.00
合計		248.47	0.00

内訳 オ
東京法務局 6 階

区分	作業箇所名	実質床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
6 F	局長室	0.00	52.78
	部長室	0.00	72.35
	次長室	0.00	14.63
	事務室	401.35	0.00
	打合室	22.85	0.00
合計		424.20	139.76

内訳 力
東京法務局 7 階

区分	作業箇所名	実質床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
7 F	部長室	0.00	36.96
	副部長室	0.00	36.41
	事務室	544.87	0.00
合計		544.87	73.37

内訳 キ
東京法務局8階

区分	作業箇所名	床面積 (㎡)	
		Pタイル(磁器タイル含む)	カーペット
8 F	事務室	252.07	0.00
	国籍相談室	137.23	0.00
	会議室	114.40	0.00
合計		503.70	0.00

内訳 ク
東京法務局 1 2 階

区分	作業箇所名	実質床面積 (㎡)	
		P タイル(磁器タイル含む)	カーペット
1 2 F	事務室部分	0.00	179.40
	人権部長室	0.00	35.07
	相談室 事務局 打合せ室	0.00	61.53
	待合	0.00	21.57
	こども専門委員室	0.00	35.07
合計		0.00	332.64

業務仕様⑤（定期窓ガラス清掃）

1 業務仕様

（1）清掃面積

区 分	面 積（単位：m ² ）
東 面	6 7 . 2 1
西 面	5 4 . 2 5
南 面	6 3 1 . 3 9
北 面	6 2 3 . 5 4
光 庭	4 0 . 4 2
計	1 , 4 1 6 . 8 1

（2）清掃方法等

窓ガラスは、I S O規格商品による適正洗剤により入念に行い、汚水等は垂れることのないよう完全に除去する。サッシは、温水で濡らした雑巾でよごれを除去し、汚れの著しいものはI S O規格商品による適正洗剤で洗浄する。

（3）清掃時間

清掃時間は、原則として、平日の午前8時30分から午後5時とする。

（4）清掃回数

清掃回数は、6・10・2月の3回とする。

2 その他

（1）清掃に要する機械器具、資材及び消耗品は、全て受託者負担とする。

（2）外側の清掃は、屋上のゴンドラ等を使用する。なお、ゴンドラの点検は、使用直前に法務局が行うものとする。

（3）作業完了後は、速やかに監督職員に作業完了報告書を提出する。

（4）本仕様書に定めのない事項は、法務局と協議の上定める。

日常清掃作業日報

月 日	作業責任者氏名 ㊟								備 考
階	清 掃 箇 所								
	廊下・階段	EVホール	トイレ	湯沸室	事務室	法務局 待合室	法務局 閲覧室	その他	
地下2階									
地下1階									
1 階									
2 階									
3 階									
4 階									
5 階									
6 階									
7 階									
8 階									
9 階									
1 0 階									
1 1 階									
1 2 階									
1 3 階									
1 4 階									
R 階									
庁舎周囲									

監督者押印欄

* 清掃箇所欄に担当者氏名を記入する。

定期清掃・清掃作業表

請負業社名

清掃作業日時 平成 年 月 時 分～ 時 分

階	清掃作業箇所									備 考
	トイレ	申請人 待合室	閲覧室	事務室	階段 廊下 E V ホール	湯沸室	食堂 喫茶室	その他	監督職員 押印	
地下 2 階										
地下 1 階										
1 階										
2 階										
3 階										
4 階										
5 階										
6 階										
7 階										
8 階										
9 階										
1 0 階										
1 1 階										
1 2 階										
1 3 階										
1 4 階										
R 階										

※清掃終了後、清掃作業責任者は清掃作業箇所に押印すること。

以下、監督職員記入欄

仕 様 書

- 1 件 名 庁舎及び庁舎敷地警備業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 委託人員 開庁日 8 ポスト（内現場責任者 1 名，受付案内業務 1 名）
夜 間 3 ポスト（内代行者 1 名）
閉庁日（土曜日・日曜日及び祝祭日とし，1 2 月 2 9 日から
翌年 1 月 3 日までを含む。以下同じ。）
3 ポスト（内代行者 1 名）
- 5 人員配置及び勤務時間等
別紙 1 「勤務表」による。
- 6 警備員の資格等
警備員は，下記の資格等を有する者とする。
（1）現場責任者及び代行者は，警備員等の検定に関する規則第 1 条に基づく
施設警備業務 2 級以上の検定資格を有する者を配置しなければならない。
受託者は，現場責任者及び代行者の施設警備業務 2 級以上の資格を証明
する書類の写しを提出しなければならない。提出は現場責任者 1 名，代行
者複数名とする。
（2）防災センター要員講習会を受講した資格を有する警備員を当該警備に配
置しなければならない。
受託者は，配置する警備員に係る上記防災センター要員講習修了証の写
しを提出しなければならない。
（3）自衛消防資格講習会を受講した資格を有する警備員を当該警備に配置し
なければならない。
受託者は，配置する警備員に係る上記自衛消防技術認定証の写しを提出
しなければならない。

- (4) 防火管理技能者講習を受講した資格を有する警備員を当該警備に1名以上配置しなければならない。

受託者は、配置する警備員に係る上記防火管理技能者講習修了証の写しを提出しなければならない。

- (5) 法務局は、現に配置されている警備員が警備業法第7条第1項に違反する者である場合、あるいは、九段第2合同庁舎の警備員として適していないと認めた場合には、受託者に対し、本契約に基づく業務に就かせないように申し入れることができる。

受託者は、法務局から、前記の申し入れを受けたときには、その者を配置させてはならない。

7 警備業務

別紙2「警備業務（任務）」のとおりとする。

8 警備報告

警備員は、毎日の警備業務終了後、監督職員に対し警備報告書を提出する。

9 警備員の遵守すべき事項

- (1) 警備員は、制服・名札を着用し、常に容姿を正しく規律を遵守し、監督職員と協力して警備の万全を期さなければならない。
- (2) 警備員は、その信用を傷つけるような行為、又は官庁の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 警備員は、火災その他緊急事態が発生した場合、ただちに監督職員（監督職員が不在の時は施設管理担当者）に報告するとともに、被害の拡大防止に努めるなど、臨機の措置を講じなければならない。
- (4) 監督職員から現場責任者に対し、特別な事情により休憩中の警備員に対する配置の指示及び別紙1「勤務表」と異なった配置の指示があった場合には、速やかにこれに応じなければならない。

10 警備員の勤務環境について

- (1) 受託者は、履行に当たり、労働関係法令の規定を遵守し、警備員が過重な業務負担を原因として業務に支障を来すことがないようにしなければならない。

らない。

- (2) 監督職員は、警備員が(1)等により業務に支障を来していると認められる場合には、受託者に対し、是正を求めることができ、請負人はその結果を書面をもって報告しなければならない。

1 1 名簿等の提出について

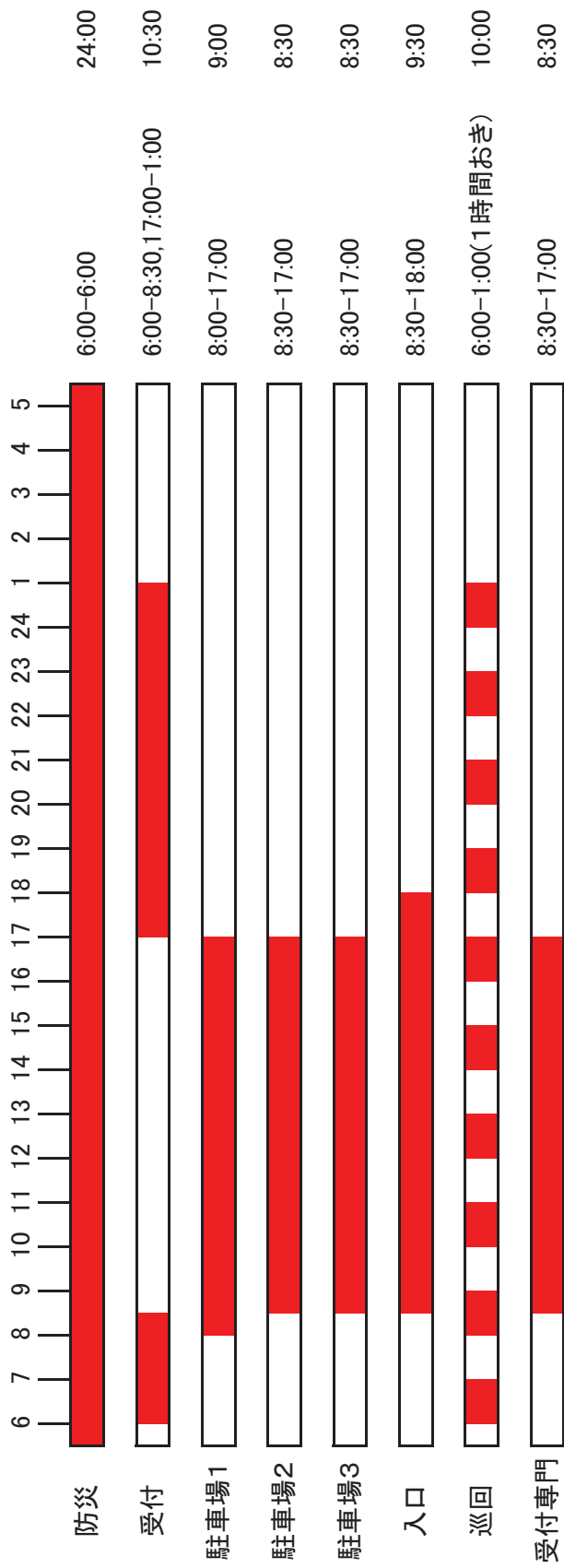
受託者は、契約締結後、すみやかに警備員の名簿及び履歴書を提出しなければならない。

また、警備員の異動があった場合も同様とする。

勤務表

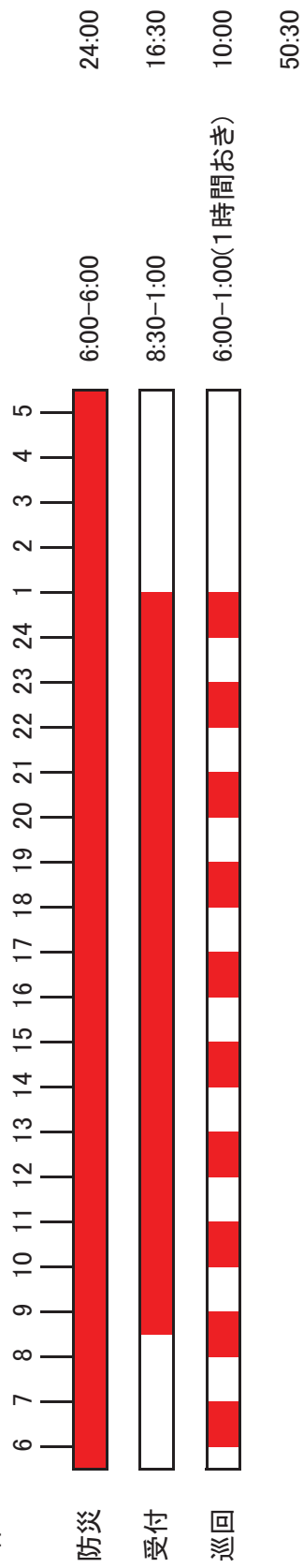
別紙1

平日



88:30

休日



50:30

別紙 2 「警備業務（任務）」

業 務 内 容

- 1 外来者等に対する受付及び案内
- 2 火気の取締り
- 3 不審物の発見，確認，処置
- 4 災害，事故，故障等の報告
- 5 門扉等の開閉
- 6 駐車場出入口の交通誘導
- 7 侵入車両等の出入管理及び駐車場の整理
- 8 宅配物及び郵便物，新聞等の収受，区分
- 9 鍵の授受及び保管
- 1 0 窓及び扉等の施錠状況の確認
- 1 1 火気の有無，消灯，その他異常の有無確認
- 1 2 ガス器具の元栓，水道栓及び電気器具等の電源の確認
- 1 3 防災機器による監視及びその維持管理と処置
- 1 4 各種警備機器による監視及びその維持管理と処置
- 1 5 指定以外の場所での喫煙の制止及び火災予防
- 1 6 庁舎諸施設及び敷地内の損傷防止
- 1 7 拾得物の適正な処置
- 1 8 不審者に対する尋問及び入館阻止等必要な処置
- 1 9 防災設備点検等の立会及び関係入居官署による作業等の立会
- 2 0 九段第 2 合同庁舎の消防訓練への参加
- 2 1 日常廃棄物（ごみ等）収集時の計量の立会い
- 2 2 夜間・休日等の委託業者による作業の立会い

仕 様 書

1 件 名 電話交換機等保守点検業務

2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎

3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 対象設備

- | | | |
|---------------------------------|-------|---------|
| (1) A P E X - 7 6 0 0 - 1 6 0 | 電子交換機 | 1 式 |
| (2) A P E X - 7 6 0 0 | 中継台 | 3 台 |
| (3) 保守用コンソール | | 1 台 |
| (4) 一般電話機 | | 5 5 4 台 |
| (5) 多機能電話機 | | 2 5 台 |

5 保守点検

- (1) 月 1 回の定期点検を原則として、平日に実施すること（作業内容は「別紙 1」のとおり）。

なお、点検時間は平日（月曜日～金曜日） 9 時～ 1 7 時とする。

- (2) 不測の障害が発生したとき又は国から指示があったときは、速やかに技術者を派遣して必要な障害修理やその他指示された作業（作業内容は「別紙 2」のとおり）を行うこと。

6 一般注意事項

- (1) 受託者は、業務の履行上知り得た内容を他に漏らし利用若しくは盗用してはならない。
- (2) 受託者は、作業員の身分を明確にするため名札等を着用させること。

7 工事担任者

受託者は、工事担任者（電気通信事業法第 5 3 条第 1 項に定める工事担任者資格証の交付を受けている者）を定め、業務に関する一切の事項を処理させること。

8 保守点検記録

受託者は、業務に係る点検記録表及び作業完了報告書を点検後、速やかに監督職員に提出すること。

点検記録表には、次の各号に掲げる内容を記録すること。

- (1) 業務履行結果の概要及び所見
- (2) 法務局が指示した事項及びこれに対する措置事項

9 届出又は事務の代行

受託者は、関連法規等により必要な保守に関する書類等の整備並びに届出、報告の代理若しくは事務の代行を行うこと。

定期保守点検作業内容

①通常実施する作業

試 験 点 検 項 目	作 業 内 容
1 内線加入者動作試験	各内線について、発信・着信の動作状態及び通話状態の良否を確認する。
2 局線発着信試験	各局線（専用線を含む）について、発信・着信の動作状態及び通話状態の良否を確認する。
3 転送・保留試験	各通話状態（局線→内線、内線→局線、内線→内線等）における転送・保留機能の良否を確認する。
4 内線相互接続	内線相互接続機能の良否を確認する。
5 各種信号音確認	発信音・呼出し音・話中音、その他各種信号音の良否を聴話により確認する。
6 障害警報動作試験	ヒューズ断線、その他の各種障害が確実に表示されたことを確認する。
7 架内等清掃点検	本体及び架内の各部を清掃しながら、布線その他の異常の有無を確認する。
8 蓄電池の点検	（１）蓄電池外面の清掃。 （２）電解液量の点検。必要に応じて補充する。 （３）電解液の比重測定。必要に応じて調整する。 （４）電圧の測定。必要に応じて充電電流を調節する。
9 整流器の点検	（１）各部の清掃。 （２）各電圧、電流値の確認。必要に応じて調整する。
10 MDF・配線盤点検修理	盤内外の清掃をし、乱雑な配線を整理する。
11 電話機及び配線の点検 修理	電話機及び配線を点検して、乱雑な配線を整理する。

②指示のあったとき又は特に必要なとき実施する作業

試 験 点 検 項 目	作 業 内 容
1 加入者データ変更	内線の電話番号その他の属性を変更する。
2 局データ変更	交換機システムを変更する。
3 フロッピーロムの更新	システム制御用フロッピーやロムを取り替える。
4 非常切替機能	交換機異常の際に，予め決めた特定の内線を直通に切り替える機能を確認する。
5 電話機の修理交換	故障の生じた電話機の修理・交換を行う。
6 その他	その時々状況において指示する作業。

電話保守業務 交換部品一覽表

区分	品 名
1	1 6 回線局線出入トランク関係部品
2	8 回線 L D 出入トランク関係部品
3	1 6 回線内線トランク関係部品
4	1 6 回線デジタル内線関係部品
5	局線中継台制御部品
6	1 6 回線非常切替装置関係部品
7	電源装置（蓄電池含む）関係部品
8	信号装置関係部品
9	制御用ユニット関係部品
1 0	局線及び内線の配線設備関係部品
1 1	電話機
1 2	その他消耗品と認められる部品

仕 様 書

- 1 件 名 植栽維持管理業務
- 2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎
- 3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務の概要 九段第 2 合同庁舎の美観を保ち、中低木及び高木の植込みの維持管理を行う。

5 業務仕様（中低木）

（１）薬剤散布（全体について年 2 回・部分年 2 回）及び害虫対策

それぞれの病害虫の特性に応じた適正薬剤をメーカー仕様を遵守し、枝葉にむらなく散布すること。

なお、アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼虫が発生した場合は、その部分の枝葉を切り取り速やかに焼却処分すること。

害虫による中低木の被害を防ぐため、捕獲器を設置の上、誘引剤等で害虫を捕獲すること。

（２）刈込み等

① 中木手入れ

ピラカンサ（24.9㎡）は年 3 回刈込みを実施し、サザンカ・ツバキ（14本，H 2m内外），ボケ・レンギョウ（6本），ヒイラギモクセイ（3本，H 2m内外），サザンカ生垣（22.8㎡内外）及びアオキ（29.8㎡内外）は年 1 回づつ刈込みを実施すること。

② 低木手入れ

イヌツゲ（7.5㎡内外），ハマヒサカキ（26.4㎡内外）は年 2 回刈込みを実施し，ササキツツジ・カンツバキ（350.4㎡内外），ササ・ナリヒラダケ（16㎡内外）は年 1 回刈込みを実施すること。

（３）地被手入

プランターのビンカミノール，ヘデラ及びアガパンサスは年 1 回軽剪定すること。

（４）除草，清掃（庁舎表側470.3㎡ 3回，庁舎裏側102.5㎡ 1回）

雑草については，概要植物を痛めないよう，除草ホーク等を用いて根ごと取り除くこと。

植込地の清掃は、ゴミ類、害虫、砂利等その他の不用物及び有害物を除去すること。

(5) 係員の派遣（随時）

害虫の発生、その他国からの要請があったときは直ちに作業員を派遣し、適切な処置を行うこと。

(6) 花卉植付（年3回）

年3回花苗植付を行うこと。（25株／㎡とし、135ポット年3回）

(7) 施肥（年1回）

低木植込地に対して、化成肥料を1㎡当たり200g施肥する。

6 業務仕様（高木）

(1) 次の常緑樹の剪定を行うこと。

- ① タブノキ（1本 C30～59cm）
- ② ネズミモチ（3本 C60～89cm）
- ③ クスノキ（1本 C120～149cm 庁舎裏側）
- ④ キンモクセイ・ギンモクセイ（2本 H 3m）

なお、それぞれの樹木の特性に応じた剪定を行うこととし、衰弱しているものの剪定に当たっては、これを枯らすことのないよう注意すること。

(2) 次の落葉樹の剪定を行うこと。

- ① モミジ（1本 C30～59cm）
- ② ケヤキ（2本 C210～239cm）

なお、それぞれの樹木の特性に応じた剪定を行うこととし、衰弱しているものの剪定に当たっては、これを枯らすことのないよう注意すること。

(3) 次の常緑樹の軽剪定を行うこと。

- ① クスノキ（1本 C90～119cm 庁舎表側）
- ① クスノキ（2本 C120～149cm 庁舎表側）
- ① クスノキ（1本 C150～179cm 庁舎表側）

なお、それぞれの樹木の特性に応じた剪定を行うこととし、衰弱しているものの剪定に当たっては、これを枯らすことのないよう注意すること。

(4) ササキツツジ補植工

枯株を撤去し、補植作業を行う。

7 一般事項

(1) 受託者は、5及び6の業務仕様に基づき実施すること。

- (2) 各作業の実施時期は、法務局と協議の上決定する。
- (3) それぞれの作業により発生した廃棄物は、清掃の上構外へ搬出し処理すること。
- (4) 業務に必要な水道は法務局が無償で提供する。
- (5) その他、業務上必要と認められる事項については、随時監督職員と協議の上実施すること。

仕 様 書

1 件 名 トイレ消臭器保守点検業務

2 履行場所 東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5 九段第 2 合同庁舎

3 契約期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

4 目 的

トイレの良好な環境を確保するため、トイレ消臭器を各階のトイレに設置するとともに、定期的に保守点検を実施するものである。

5 業務内容

(1) 各階トイレの消臭器の消臭剤を交換する。

内訳 B 1 F ~ 1 4 F 3 0 台

(2) バッテリーの機能が低下したものについては、バッテリーを交換する。

(3) 消臭器が正常に機能することを確認し、不良な消臭器がある場合は、正常なものと交換する。

(4) 不時の故障が発生したときは、速やかに技術者を派遣して故障の修理を行う。

6 業務回数

(1) 消臭剤の交換は毎月、年 1 2 回実施する。

(2) 定期点検は 5 月、7 月、9 月、1 1 月、1 月、3 月、年 6 回実施する。

7 その他

(1) 保守点検に当たっては、建物、設備、備品等に損傷を与えないよう、充分注意して行う。

(2) 作業完了後は、速やかに点検結果の報告書を監督職員に提出する。

(3) 本仕様書に定めない事項は、法務局と協議の上定める。